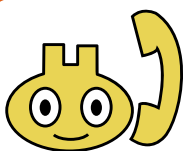


せたがや 便利帳

2023
令和5年



※本文中では市外局番の「03」は省略しています。



世田谷区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコールへ
☎03-5432-3333 Fax 03-5432-3100
(午前8時～午後9時 年中無休)

区ホームページからも
お問い合わせいただけます。



事件や困りごとの相談は

警視庁総合相談センター
#9110 または 03-3501-0110

救急車を呼ぼうか
迷ったときは

東京消防庁救急相談センター(24時間)
#7119 または 03-3212-2323

児童虐待(疑いを含む)を
発見したときは

世田谷区児童虐待通告ダイヤル(24時間)
または児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間)
0120-52-8343 または 189

世田谷区役所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
Tel 03-5432-1111 Fax 03-5432-3001
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



世田谷区
公式

Twitter



LINE



Instagram



YouTube



目次・索引



世田谷区
ガイド



防犯・災害
対策



窓



相 談



届出・証明



税 金



ごみと
暮らし



保険・年金



健康・医療



福 祉



子ども若者・
教育



文化・スポーツ・
学習・保養施設



仕 事・
はたらく



まちと
住まい



身近な
区 政



施設一覧



スマートフォンからご覧になれます

世田谷区のスマートフォン用アプリ

Google Play、App Storeからダウンロードできます。
※通信費は自己負担



**マチイロ
(区のおしらせ
「せたがや」等の配信)**

Android版



iOS版



カタログポケット

区のおしらせ「せたがや」等を、日本語のほか、英・中国（簡体字・繁体字）・韓国・タイ・ポルトガル・スペイン・インドネシア・ベトナム語に自動翻訳できます。音声読み上げ機能もあります。



東京都防災アプリ

Android版



iOS版



**資源・ごみ分別アプリ
「さんあ〜る」**

Android版



iOS版



**世田谷のお店を応援する
キャッシュレスな
地域通貨「せたがやPay」**

Android・iOS版



世田谷区が支援し、世田谷区商店街振興組合連合会が実施しています。

世田谷区公式SNS

LINE



「世田谷区」(@setagayacity)
子育て情報、高齢・介護情報などをご案内しています。アカウントメニューの「受信設定」から、配信を希望する項目を設定・変更できます。

Twitter



様々な行政情報をジャンルに特化した各アカウントで発信しています。

Instagram



「setagaya_city_tokyo」
写真やショートムービーで、区の施策や区内の様々な魅力を発信しています。

Facebook



「city.setagaya」
イベント情報や区内の見どころなど、季節に応じたタイムリーな情報を発信しています。

YouTube



「SetagayaCity」
区の施策やイベント、区内の見どころなど、様々な動画を公開しています。

目次 Contents

せたがや便利帳2023の使い方

【大項目】

まちと住まい

住まい

公的住宅等

種類	説明	問い合わせ先
都営住宅	住宅に困っている低所得の方に低額な家賃で住宅を提供しています。	都営住宅募集センター ☎ 3498-8894
区営住宅	住宅に困っている低所得のファミリー世帯や高齢の方、障害のある方、ひとり親世帯の方に、住宅を。	世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 ㊟ 6805-6573 住宅管理課住宅担当 ☎ 5432-2498 ㊟ 5432-3040
	リーゼンに、一定基準の別荘な住宅を適切な家賃で提供。	世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 ㊟ 6805-6573
	所得の子育て世帯の方（10年が18歳になる年度の年度高年齢の方に低額な家賃で住宅を。	世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 ㊟ 6805-6573
	所得の高齢の方に区が借りを提供しています。	世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 ㊟ 6805-6573
せたがやの家	高齢者の高齢の方、障害のある方に、一定基準の規模・設備を備えた良質な住宅を提供しています。	(一財) 世田谷トラストまちづくり ☎ 6379-1421 ㊟ 6379-4233

募集については、区のおしらせ「せたがや」や区のホームページ(▶21頁)でお知らせします。

住まいサポートセンター

関連 住宅相談(▶71頁)

(一財) 世田谷トラストまちづくり

☎ 6379-1420 ㊟ 6379-4233

月一金曜 午前8時30分～午後5時

(祝・休日、年末年始を除く)

高齢の方や、障害のある方、ひとり親世帯の方等の居住を支援するとともに、区の住まいに関するサービス、催し物等の情報を提供します。また、住まいに関する相談についてご案内します。

(一財) 世田谷トラストまちづくり

☎ 6379-4300 ㊟ 6379-4233

<https://www.setagayatm.or.jp/>

住まいに関するごとのほか、自然環境及び歴史的・文化的環境の保全や民有地の緑化推進、地域共生のいえ支援やまちづくり活動団体のネットワーク形成、区民主体のまちづくり活動相談及び活動支援等を行っています。

(住まいサポートセンターの実施事業)

名称	対象	内容
お部屋探しサポート	区内在住で、次のいずれかに該当する方 ●60歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯 ●障害者の単身世帯または障害者世帯 ●18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯 ●LGBT当事者世帯 ●外国人(在留カード等をお持ちの方)を含む世帯	区と協定を結んだ不動産団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するとともに様々なアドバイスを行っています。 ※事前に住まいサポートセンターにご連絡ください。
保証会社紹介制度(滞納家賃一時立替制度)	区内に2年以上在住で、次のいずれかに該当する方 ●60歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯 ●障害者手帳をお持ちの方がいる世帯 ●18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯	民間賃貸住宅への居住を支援する制度です。申込みには保証料が必要ですが(保証期間2年間)、保証料は初回に限り半額を助成(生活保護受給世帯を除く)します(上限あり)。 ●入院や予想外の出費で、やむを得ず家賃等を滞納した場合に、保証会社が一時的に立て替えます。

158

各情報に担当部署名等を掲載。関係する頁や表も案内しています。

探し方いろいろ

- 1 目次(1頁)から探す
目次では大項目と中項目を掲載しています。
- 2 索引(2頁)から探す
例えば「委任状の書き方」は「い」から探せます。
- 3 施設の一覧(170頁)から探す
施設の所在地を確認できます。

※この便利帳は令和5年6月1日時点で編集しています。掲載内容が変更となる可能性がありますので、最新情報は区ホームページでご確認いただくか、各担当部署にお問合せください。



せたがや便利帳 2023 令和5年



※本文中では海外展開のQRは省略しています。

世田谷区の手続きや施設・イベント案内は「せたがやコール」へ
☎ 03-5432-3333 Fax 03-5432-3100
(午前8時～午後9時 年中無休)

事件や盛りごとの相談は 暮らし総合相談センター
☎ 9110 または 03-3501-0110

急急事や困りごとの相談は 東京消防庁救急相談センター(24時間)
☎ 7119 または 03-3212-2323

児童虐待(疑いを含む)を発生したときは 世田谷区児童虐待相談ダイヤル(24時間)
また、児童虐待相談センター(児童相談所)へ
☎ 0120-52-8343 または 189

世田谷区役所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
Tel 03-5432-1111 Fax 03-5432-3001
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区公式

世田谷区の手続きや施設・イベント案内は



せたがやコールへ

☎ 03-5432-3333

(午前8時～午後9時 年中無休)

Fax 03-5432-3100



世田谷区全区

区の施設や避難場所・避難所、鉄道・バス路線図を掲載した地図を配布しています

(区内在住世帯は1部まで無料)。

問 広報広聴課

☎ 03-5432-2009 FAX 03-5432-3001

【中項目】

【大項目】

目次…1 索引…2

目次・索引



区長あいさつ…10 世田谷区のデータ…10 世田谷探訪…12 寄附…14
世田谷区の地図…16 もしものときには…(夜間・休日の急病への対応)…18
世田谷区の情報…20

世田谷区
ガイド



防犯…22 地震が起きたとき…23 震災時、避難はこうする…24 いざというときに備えましょう…25
わが家の安全対策…27 共助「自分たちのまちは自分たちで守る」…28 風水害・土砂災害対策…28
必要な情報はこうして手に入れる…29 安否確認方法…29 広域避難場所…30 指定避難所一覧…31

防犯・災害
対策



主要官公署の担当区域…35 世田谷区役所…38 総合支所…42 窓口取扱い早見表…46
くみん窓口…49 出張所…50 まちづくりセンター…52

窓 口



相談…62

相 談



戸籍…72 住民登録…76 住民票の写し等の証明書…78 通知カード…79 マイナンバーカード(個人番号カード)…80
電子証明書(署名用・利用者証明用)の発行…81 印鑑登録…82 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓…83
外国人の手続き…84 コンビニ交付サービス…85 マイナンバーカード専用証明書自動交付機…86 委任状の書き方…87

届出・証明



税金の種類と窓口…89 税金の申告と納税の時期…90 納税…92 税金の減免…93
税金の証明書…93 税金の証明書の郵送申請…93 住民税に関する審査請求…94
まちづくりセンター窓口での現年度特別区民税・都民税課税証明書の発行…94

税 金



ごみ・リサイクル…95 消費生活…100 水道・下水道…101
自転車・自動二輪…102 交通事故…102 葬儀…103 愛護動物…103

ごみと
暮らし



国民健康保険…104 年金…109 介護保険…111

保険・年金



健康診査・検診…116 高齢の方の医療…118 障害のある方の医療…120

健康・医療



高齢福祉・障害福祉…122 福祉・ボランティア活動…135 生活保護…136
生活資金…136 戦没者遺族等に対する援護制度…136 中国残留邦人等に対する支援…136

福 祉



妊娠前～出産…138 子どもの医療…140 ひとり親家庭等の医療…142
子育ての支援…143 ひとり親家庭への支援…145 保育・幼児教育…147
小・中学校…149 障害や発達上の特性がある子どもの教育…150 若者支援…150

子ども若者・
教育



公共施設利用案内システム「けやきネット」…152 文化・スポーツ・学習の情報紙…152 文化財…152
図書館…153 美術館…153 世田谷文学館…153 世田谷文化生活情報センター…153
スポーツ…154 学習…154 区民健康村…155 協定保養施設…155

文化・スポーツ・
学習・保養施設



就職の支援…156 勤労者の支援…157 事業者への支援…157

仕 事・
はたらく



住まい(公的住宅・支援等)…158 建築物(届出・耐震化)…160 土地…165
みどり・緑化…166 公害…167 鳥獣被害…167

まちと
住まい



区議会…168 選挙…168 住民監査請求…169 広聴…169
情報公開・個人情報保護制度…169 区政資料の閲覧等…169

身近な
区 政



施設一覧…170

施設一覧



索引

あ

愛犬手帳	103
愛のペンダント	128
赤ちゃん訪問	139
遊び場開放(小学校)	145
あんしん事業	126
あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)	123、180

い

いきいきせたがや文化祭	134
生垣緑化助成制度	27、166
医師会	18、220
いじめ問題(子ども相談)	68
遺跡(埋蔵文化財)	152
移送費	107、118
遺族基礎年金	110
一時預かりサービス(子どものショートステイ)	143
一時宿泊(高齢者緊急時)	128
一時保育	148
一時集合所	24
移動支援	129
委任状の書き方	87
犬の登録	103
犬のマナーブック	103
犬や猫等の死体処理	103
医療	
(高齢の方の医療)	118
(子どもの医療)	140
(障害のある方の医療)	120
(妊婦等の医療)	138
(ひとり親家庭等の医療)	142
印鑑登録(登録申請・証明書)	82
インフルエンザ	120(高齢者)、141(子ども)

う

雨水浸透施設の設置助成制度	160
雨水タンクの設置助成制度	160
梅丘分庁舎	39、170
運動場	216
運輸局	172

え

HIV・性感染症検査	65
閲覧(区政資料等)	169
エフエム世田谷	21

お

屋上緑化・壁面緑化助成制度	166
おでかけひろば	144、204
おとしよりに学ぶつどい	154
おむつ代助成	125
音声読み上げサービス	131

か

ガードレール等の撤去	166
外国人の相談	71
外国人のための日本語教室	154
外国人の手続き	77、84、149
介護する方への支援サービス	132
介護人の派遣(障害のある方への緊急介護)	127
介護保険	111
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	114、134、182
介護老人保健施設	114、182
外出の支援サービス	129、132
会食サービス	124
改製原戸籍謄本・改製原戸籍抄本	75
改葬許可申請	73
開発	165
開発行為等の規制	166
街路灯の破損・故障(区道)	166
家屋証明書の発行	160
学習	154
家具転倒防止器具取付支援制度	160
学童クラブ	145、206
貸付資金(生活福祉資金等)	136
ガス(東京ガス)	172
課税証明書	88、89、93
河川の異常な汚濁等	166
火葬場	172
学校	149、201、208
学校開放	215、218



寡婦年金	110
紙おむつの支給・おむつ代助成	125
肝炎ウイルス検診 (B型・C型)	117
環境認証等活用促進補助金	157
官公署・ライフライン	35、171

き

寄附	14
キャロットタワー 住民票・印鑑証明発行窓口	48、51
救急通報システム	128
救急病院	18
休日診療	18
求人・求職	69、156、209
教育	149
教育支援費・就学支度費の貸付	136
教育総合センター	39、205、214
教育相談	69、205
狂犬病の予防注射	103
清川泰次記念ギャラリー	153、213
緊急介護人派遣	127
緊急ネット通報	128
緊急保育	148
勤労者の支援	157

く

クーリング・オフ制度	100
区営住宅	158
区議会	20、168
区議会だより	20、131
区税ガイドブック	89
区政情報センター・区政情報コーナー	42
区政資料の閲覧等	169
区政へのご意見	71
区政モニター	169
区道の破損	166
区道を使用するとき	166
区内大学公開講座案内	154
区の窓口	35、38、46
区民会館	38、44、45、176
区民健康村	11、155、210
区民講座	154
区民交通傷害保険	102

区民集会所	179
区民センター	177
区民葬儀券	103
区民相談室	42
区民農園	167
区民フロアー	180
くみん窓口	49
区役所	38、170
区立駐輪場	173
車いすの貸出し	129

け

警察署	35、171
軽自動車税 (種別割)	63、89、91、93
軽自動車等の届出	92
慶祝品の贈呈	131
下水道	62、101、146、172
けやきネット	152
健康診査・検診	116、138、141
健康診断 (就学時健康診断)	149
健康手帳	117
健康村	11、155、210
建築計画概要書の閲覧	160
建築等の届出	160
建築物等の維持管理について	160
建築物の耐震化	162
限度額適用認定証	107、118
原爆被爆者見舞金	131

こ

広域交付住民票の写し	79
広域避難場所	24、30
公園	212
公園管理事務所	35、212
公害	167
光化学スモッグ注意報	167
高額介護合算療養費	107、119
高額療養費	106、118
後期高齢者医療制度	118
公共施設利用案内システム「けやきネット」	152
高校	208
公示価格等の閲覧 (土地)	165
公衆浴場	210

索引



目次・索引

公証役場	171
工場や指定作業場の届出	167
広聴	169
交通	172
交通規制(震災時)	24
交通事故	63、102、108、118
広報紙(誌)	20、131、152
公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出	165
高齢者安心コール	66、124
高齢者借上げ集合住宅	158
高齢者緊急一時宿泊	128
高齢者クラブ	134
高齢者施設・障害者(児)施設	134、181、184
高齢者見守りステッカー	124
高齢の方・障害のある方のためのサービス	124
高齢の方の医療	118
高齢の方の地域活動等の支援	134
高齢福祉・障害福祉	122
国税・都税	64、90、171
国土利用計画法による届出	165
国民健康保険	88、104、119、139
国民年金	64、88、109、139
個人情報保護制度	169
戸籍	72、87
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	75
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	75
戸籍届出受理証明書	75
戸籍に関する証明書	74、87
戸籍の附票の写し	75
子育て	138、204
子育て活動団体助成	144
子育てサロン	144
子育て支援マンション認証制度	159
子育てステーション発達相談室	145
子育ての交流・団体の支援	144
子育ての相談	68、144、205
固定資産税	90
子ども関係施設	204
子ども関係の相談機関	205
子ども基金	15、144
子どもの一時預かりサービス	143
子どもの医療	140
子ども等の医療費助成制度	140

子どもの健康診査・予防接種のスケジュール	142
ごみ	95、172
ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設	99、172
コミュニティ講座	154
コルセット	107、118
コンビニ交付サービス	85

さ

災害対策	23
再開発	165
斎場	172
裁判所	171
在留カード	84
三軒茶屋分庁舎	39、170
産後ケア事業	140
産前・産後期間の保険料免除(国民年金)	139
産前・産後歯科健康診査	138
産前産後のサービス	139

し

歯科医師会	220
市街地再開発事業	165
子宮がん検診(頸部・体部)	117
子宮頸がん予防ワクチン(予防接種)	142
事業系の資源・ごみ	95
事業用等駐車場の緑化助成制度	166
資源・ごみ(家庭)	95、96
仕事・はたらく	69、156、209
地震	23
施設一覧	170
児童館	145、206
自動車燃料費の助成	129
自動通話録音機	22
児童手当等	143
児童相談所	40、205
自動二輪	102
私道排水設備助成	101
児童福祉法によるサービス	133
私道を舗装したいとき	166
死亡一時金	110
死亡届	73



市民大学	154	障害のある方の手帳	122
社会福祉協議会	123、191	障害のある子どもの通所施設	189
就学相談	69	障害や発達上の特性がある子どもの教育	150
就学にあたっての健康診断	149	小学校	149、201、215、218
就学に必要な費用の援助(就学援助費)	149	小学校の「遊び場開放」	145
就職の支援	69、156、209	小規模多機能型居宅介護	114、183
住宅	158	消費生活	100
住宅改修相談	71	消費生活センター	172
住宅改修費の助成	159	消費生活相談	62、100、172
住宅修改築業者のあっせん	159	情報公開	169
住宅相談	71	消防署	35、171
住宅用家屋証明書	160	食品ロスの削減	99
重度心身障害者手当	130	除籍の証明書	75
住民監査請求	169	所得税	64、90
住民基本台帳カード	81	自立支援医療の給付	121
住民税	63、89	シルバー人材センター	70、209
住民税に関する審査請求	94	シルバーパス	130
住民登録(転入届、転出届等)	76	白い杖の給付	129
住民票の写し	78	寝具乾燥サービス	125
住民票の記載事項証明書	78	心身障害者医療費の助成	120
就労移行支援	133、185	心身障害者福祉手当	131
就労継続支援	133、185	心身障害者扶養共済制度	123
出産	139	新築届の提出(住居番号の決定)	162
出産育児一時金	108	新BOP(BOP・学童クラブ)	145、206
出産費の貸付け(国民健康保険)	139	シンボルツリーの助成制度	166
出産費用の援助・助成	139		
出生届	72	す	
出張所	50、170	水害	28
樹木移植助成制度	166	水道	101
手話通訳	127、131	水道局	101、172
生涯学習・活動施設	214	スポーツ	152、154、216
生涯学習セミナー	154	スポーツ振興財団	154、216
障害基礎年金	110	スポーツのしおり	152
障害児福祉手当	130	住まい	158、173
障害者就労支援センター	191	住まいサポートセンター	158
障害者総合支援法によるサービス	132	住まいの支援等	159
障害者青年学級	154		
生涯大学	134	せ	
障害のある方が実習する店舗	191	生活介護	113、132、184
障害のある方が働く店舗	191	生活資金	136
障害のある方の医療	120	生活保護	62、136
障害のある方の施設	184	請願	168
障害のある方の就労支援	67、191	性感染症検査	65
障害のある方の選挙	122		
障害のある方の相談	66		

索引



目次・索引

税金	63、89
税金の減免	93
税金の証明書	89、93
精神障害のある方のデイケア	127
清掃工場	172
清掃事務所	35、172
成年後見制度	65、135
成年後見センター	192
税務署	35、171
セクシュアル・マイノリティのための 世田谷にじいろひろば電話相談	63
世帯変更届	77
せたがやeカレッジ	154
せたがや がやがや館	181
世田谷区役所	38
せたがやシルバー情報	111
世田谷トラストまちづくり	158、173
世田谷 246 ハーフマラソン	13、154
せたがやの家	158
世田谷美術館	153、213
世田谷文学館	153、213
せたがや文化・スポーツ情報ガイド	20、152
世田谷文化生活情報センター	153、213
せたがやホッと子どもサポート	68
世田谷ロール	99
セラ・サービス	157
選挙	168
戦没者遺族等に対する援護制度	136

そ

葬儀	103
総合支所	35、42
葬祭費	108、119
葬式で道路を使うときは	103
相談窓口	62
粗大ごみ	97

た

大学・短期大学	209
耐震化	27、162
台風	28
高枝切ばさみの貸出し	167
タクシー券の交付(福祉)	129

短期入所・日中ショートステイ	132、188
男女共同参画・多文化共生の相談	71

ち

地域型保育事業	148、198
地域活動支援センター	133、187
地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)	123、180
地区会館	178
地区における社会福祉協議会の取組み	123
中央図書館・地域図書館	153、211
中学校	149、203、215、218
中学校夜間学級	149
中国残留邦人等に対する支援	136
中小企業の支援	70、157
中小企業の福利厚生支援制度	157
駐輪場	173
庁舎案内	41
鳥獣被害	167
長寿(後期高齢者)健診	116
治療用装具(国民健康保険)	107
陳情	168

つ

通知カード(マイナンバー)	79
通報システム	128
杖の給付(視覚障害のある方)	129

て

デイケア(精神障害のある方)	127
転校の手続き	149
点字広報	131
電子証明書(署名用・利用者証明用)の発行	81
電車・バス会社	172
転籍届	73
転入届・転出届・転居届	77
電話訪問	124、128
電話料金の助成	126



と

東京電力カスタマーセンター	172
東京都心身障害者扶養共済制度	123
東京都中央卸売市場世田谷市場	212
動物(犬や猫等)の死体処理	103
道路・河川	166
道路・水路との公有地境界の確認	166
都営交通の無料乗車券	129
都営住宅	158
特定健診	116
特定公共賃貸住宅	158
特定疾病療養受療証	107、118
特別支援学級	150
特別支援学校	209
特別障害給付金	110
特別障害者手当	130
特別養護老人ホーム	134、182
都市整備・開発	165
図書館	153、211
都税	64、90、91
都税事務所	171
土地	165
土地区画整理事業	166
土地の公示価格等の閲覧	165
土地売買等の届出	165
土日の窓口	47、48
土木管理事務所	173
都民情報ルーム	171
ドメスティック・バイオレンス	67
トワイライトステイ	143

な

難病医療費の助成	121
----------	-----

に

日常生活用具の給付	126、133、143
乳児期家庭訪問(赤ちゃん訪問)	139
乳幼児医療証・子ども医療証・高校生等医療証	140
入浴券	125
入浴サービス	126
任意後見制度	135

妊活オンライン相談	68、138
認証保育所	148、199
妊娠	138
妊娠高血圧症候群等の医療費の助成	139
認知症高齢者グループホーム	182
認定こども園	148、198
妊婦健康診査	138
妊婦等の医療	138

ね

猫の不妊・去勢手術費助成	103
ネズミ、ハチ、衛生害虫の相談	65
年金	64、88、109、139
年金事務所	171

の

農園	212
納税	64、89、92
納税証明書	89、90、93

は

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓	83
ハーフマラソン(世田谷246ハーフマラソン)	13、154
肺炎球菌予防接種	120(高齢者)、142(子ども)
配食サービス	124
ハチ、ネズミ、衛生害虫の相談	65
発達障害相談・療育センター「げんき」	144
はり・きゅう・マッサージ	118、125、132
ハローワーク	69、156、209

ひ

非課税証明書	88
ひきこもり	64、70
美術館	153、213
非常用持出品・備蓄物品	25
ひだまり友遊会館	181
筆記者の派遣	127
引越し(転入届・転出届・転居届)	77

索引

引越し(ライフライン)	172
引越しごみ(大量ごみ)	97
ひととき保育	144
ひとり親家庭等の医療	142
ひとり親家庭への支援	145
避難所	24、31
Hib・小児用肺炎球菌	142
110番アプリシステム(警視庁)	128
病院	18
病児・病後児保育室	148、200

ふ

ファクシミリによる110番、119番	128
ファミリー・サポート・センター事業	135、144
風景づくりの支援等	165
風しん	141
風水害	28
プール	217、219
福祉	122
福祉移動サービスを行うNPO	192
福祉関係施設	191
福祉タクシー券	129
福祉電話訪問	128
福祉・ボランティア活動	65、135
不在者投票(郵便等投票制度)	113、122、168
不在住証明書	78
不在籍証明書	75
二子玉川分庁舎	40、170
不妊治療	68、138
不法投棄	166
ふれあいサービス(産前産後等)	140
ふれあいサービス(高齢・障害)	126、127
プレーパーク	212
文学館	153
文化財	152
文化財団	153、213
文化・生涯学習施設	213

へ

ペット・動物	65、103
弁護士相談	63

ほ

保育園	147、193
保育室	148、198
保育ママ	148
保育・幼児教育	147
保育料負担軽減補助制度	148
放置自転車	102
放置自転車等保管所	176
法定後見制度	135
防犯登録	102
防犯ブザーの支給	149
法務局	171
訪問理美容サービス	125
保健・医療	173
保健所	173
保健センター	173
保健センター専門相談課	184
保険・年金	104
保健福祉サービス苦情審査会	123
保険料の軽減(国民健康保険)	106
母子健康手帳	138
母子世帯・父子世帯の税金の軽減	93
補助犬の給付	129
補装具(後期高齢者医療)	118
補装具費の支給	126、133
保存樹木・樹林地の指定	167
ほっとスクール	207
ほっとステイ	143、204
保養施設	155
ボランティア	66、135
ボランティアセンター、ボランティアビューロー	192

ま

埋蔵文化財(遺跡)の保護調査	152
マイナンバーカード(個人番号カード)	80
マイナンバーカード専用証明書自動交付機	86
麻しん	141
まちづくり	61
街づくり条例	161
まちづくりセンター	52
窓口取扱い早見表	46

み

身近な区政	168
みどり・緑化	166
身分証明書	75
宮本三郎記念美術館	153、213
民生委員・児童委員	62

む

向井潤吉アトリ工館	153、213
-----------	---------

め

メールマガジン	21
---------	----

や

薬剤師会	220
------	-----

ゆ

融資・経営相談	70
郵送申請	74、78
郵便局	171
郵便等投票制度	113、122、168
優良建築物等整備事業	165

よ

要介護5と認定された方の選挙	113
養護老人ホーム	135、182
養子縁組届	72
幼稚園	148、200
幼稚園児保護者への補助	148
予防接種	120、141

ら

ライフライン	172
--------	-----

り

離婚届	73
リサイクル	95、172
罹(り)災証明書	34
両親学級	139
緑化助成	166
臨海斎場	172

れ

レンタサイクル	102、176
---------	---------

ろ

労働	69、156、209
老齢福祉年金	110

「せたがや便利帳」を ご活用ください

この「せたがや便利帳」は、高齢・障害福祉、子育て支援、子ども・若者支援、スポーツ・文化施設をはじめとする世田谷区の様々な行政サービスなどを紹介しています。

ぜひ、お手元に置いていただき、皆さんの生活にお役立ていただければと思います。



世田谷区長
ほさかのぶと
保坂 展人

●世田谷区のデータ



面積(令和5年6月1日現在)
58.05km²(23区中2位)



人口総数(令和5年6月1日現在)
918,818人(23区中1位)
※人口は、住民基本台帳に基づく。



商店街数
(令和5年4月1日現在)
128(23区中2位)



公園数(令和5年4月1日現在)
437か所(23区中4位)



区立図書館蔵書図書数
(令和4年4月1日現在)
200万9,987冊(23区中2位)



農地面積(令和4年8月1日現在)
77.28ha(23区中2位)
※経営農地面積10a以上の農家を対象。



区道の総延長距離
(令和5年4月1日現在)
1,095km(23区中1位)



医療施設数
(令和5年3月31日現在)
1,755施設
※医療施設数は、病院・診療所・歯科診療所の合計数です。

●世田谷区の紋章(昭和31(1956)年制定)

外輪の円は区の平和、中心は「世」の文字が三方に広がり、人々の協力と区の発展を意味しています。



●世田谷区のシンボル(昭和43(1968)年制定)



鳥：オナガ

頭が黒く、淡い青い色の翼と長い尾が特徴の鳥です。体色は胸とお腹が灰色で背中中は濃い灰色です。



花：サギソウ

白い3cmほどの花の形が白鷺にそっくりなラン科の多年草です。九品仏付近にはこの花にまつわる言い伝えがあります。



樹：ケヤキ

幹が太く、枝はほうき状にまっすぐのびる大木です。4～5月頃に新芽と淡い黄緑色の小さな花をつけます。



●世田谷区基本構想

基本構想は、一人ひとりが主体的に地域社会に参加し、互いを尊重しつつ信頼関係を築き、地域の持つ力を高めることでその実現をめざし、「自治をより確かなものにする」ことを基本理念としています。

世田谷区基本構想は、区民、事業者、区が共有する公共的指針であり、めざすべき将来目標や理念を次の九つのビジョンにまとめています。

《九つのビジョン》

- 一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- 一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- 一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- 一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- 一、環境に配慮したまちをつくる
- 一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- 一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- 一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- 一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

《実現に向けて》

- ・ 計画的な行政運営
- ・ 地域行政と区民参加
- ・ 自治権の拡充と持続可能な自治体経営
- ・ 区外との協力

●相互協力自治体・姉妹都市



■群馬県川場村(→155頁)

昭和56(1981)年に相互協力協定を締結し、「区民健康村」として様々な交流事業を行っています。



■ウィニペグ市(カナダ・マニトバ州)

昭和45(1970)年に姉妹都市提携を結び、中学生教育交流事業等を行っています。



■ドゥブリング区 (オーストリア共和国・ウィーン市)

昭和60(1985)年に姉妹都市提携を結び、音楽交流、小学生訪問等を行っています。



■バンバリー市 (オーストラリア連邦・西オーストラリア州)

平成4(1992)年に姉妹都市提携を結び、小・中学生教育交流事業や区民による文化・スポーツ交流を行っています。

世田谷探訪

世田谷区の手続きや施設・イベント案内は



せたがやコールへ

☎ 03-5432-3333

(午前8時～午後9時 年中無休)

Fax 03-5432-3100



※イベントは中止や変更となる場合があります。

世田谷区ガイド



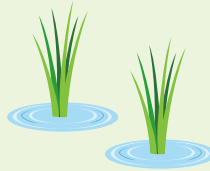
春

Spring

桜まつり

3月下旬～4月上旬

区内各地



次大夫堀公園田植え

5月下旬

次大夫堀公園 (喜多見5-27-14)



3月下旬～4月上旬には
区内各地で桜まつりを
開催します。



都会では、
なかなかできない
田植え体験。

夏

Summer

せたがやふるさと 区民まつり

8月上旬

若林公園 (若林4-34-2) 周辺



アドベンチャー in 多摩川 いかだ下り大会

8月下旬

多摩川河川敷



世田谷の夏の風物詩。
ステージ・物産展など
盛りだくさん!

※写真は令和4年度の様子



手作りいかだによる
タイムレース

区ホームページ「イベント・観光情報」

(トップページの「テーマから探す」より閲覧できます)

観光ホームページ「エンジョイ! SETAGAYA」

世田谷の魅力を発信する観光情報サイト「エンジョイ! SETAGAYA」では、「まち歩きコース」の紹介や各種観光パンフレット、マップを見ることができます。SNSでイベント情報等も発信しています。



秋

Autumn

たまがわ花火大会

10月21日

二子玉川緑地運動場



約6,000発の花火が夜空を彩ります。



世田谷246
ハーフマラソン

11月12日

駒沢オリンピック公園



公認競技会として
国道246号等を
走るハーフマラソン。

Winter



世田谷のボロ市

毎年12月15・16日、1月15・16日

世田谷一丁目「ボロ市通り」とその周辺



ボロ市通りに、骨董品や植木、古着等数多くの出店があります。

せたがや梅まつり

2月上旬～3月上旬

羽根木公園 (代田4-38-52)



紅白約650本の梅が、丘一面に花開きます。



区への寄附(ふるさと納税)のご案内

世田谷区では、「FURUSATO is SETAGAYA.(ふるセタ)」の想いを胸に、寄附を通じた“ふるさと世田谷”への応援を募っています。

※ふるさと納税制度とは…寄附を通じて、自分の故郷やゆかりのある自治体を応援する制度です。区民の方も世田谷区にふるさと納税ができ、寄附額から2,000円を除いた金額が税金の控除対象となります(一定の上限あり)。

寄附することのできる基金

使い道が広がりました

児童養護施設退所者等 奨学・自立支援基金

若者の自立を支えるために

- 児童養護施設や里親等のもとを巣立った若者の自立を支える給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援に活用します。



スポーツ推進基金

スポーツ振興のために

- 誰もが使いやすいスポーツ施設の整備
- パラスポーツをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動への支援



気候危機対策基金

地球温暖化防止のために

- 省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素に貢献するまちづくり
- 気候変動への適応に対する取り組み
- 区民・事業者一人ひとりが、環境への影響を考えて行動を変えていく取り組み



地域保健福祉等推進基金

福祉や市民活動のために

- 高齢者、障害者に関わる施設・団体の車いすや福祉車両等の購入・取組みへの助成など
- 区の保健福祉施設の建設又は大規模な改修
- 地域の課題解決等のためNPO等と区が協働して実施する事業(提案型協働事業)への助成



みどりのトラスト基金

世田谷みどり33実現のために

- 公園緑地の用地取得及び整備
- 区民と事業者による緑化活動の推進
- 羽根木公園の梅林管理



国際平和交流基金

姉妹都市等との交流や地域の国際化の推進のために

- 区民団体が実施する国際交流・協力、多文化共生推進イベント・講演等への助成
- 日本語教室の開催等、在住外国人の生活支援事業への活用
- 世田谷区の姉妹都市等とのマラソン交流事業に参加する区民への助成
- ウクライナ避難民を受け入れている家族等への支援金、避難民支援のための翻訳・通訳等への活用



義務教育施設整備基金 世田谷遊びと学びの教育基金

学校教育のために

- 区立小・中学校の校舎・体育館・プールの改築等
- 創造性のある人材育成(海外教育交流等)



災害対策基金

災害対策のために

地震や台風、甚大化する自然災害の発生に備え、みなさんからいただいた寄附金は、災害対策基金へ積み立て、災害時の円滑な応急対策や復旧のために活用します。

もしもの時に備え、災害に強く、復元力を持つまちを目指します。



文化振興基金

文化・芸術の振興のために

- 区民団体が実施する、まちの賑わいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業への助成
- 区民が文化・芸術に親しめる機会の創出



子ども基金

子ども・若者、子育て支援のために

応援したい事業を以下の<メニュー>から選んで寄附ができます。子どもたちがのびのびと安心して育つ環境づくりに活用します。

<メニュー>

- 外遊びの場と機会の充実のために
- 子どもの学びの支援のために
- 子どもを育む地域活動支援のために
- 多様な若者の活動を支えるために
- 子ども・子育て支援のために（子ども基金全般）



医療的ケア児の笑顔を支える基金

医療的ケア児とその家族のために



- 医療的ケア児ときょうだいを対象とした取組み
- 医療的ケア児の災害支援体制づくりや停電に備える電源確保

■ 医療的ケア児支援の取組みを新たに始める事業者への支援

個別のプロジェクト等

区の特定の課題や事業等、具体的な取組みへの寄附も募集しています。内容は時期によって異なりますので、詳細は、区ホームページをご覧ください。

本庁舎等整備プロジェクト

新しい世田谷区役所・区民会館等の整備のために

築後 60 年以上が経過した本庁舎等を改築・改修しています（令和 9 年度竣工予定）。

寄附金は様々な立場の人が快適で使いやすい施設とするための整備費用等に幅広く活用します。

新型コロナウイルス感染症対策のために

区が行う新型コロナウイルス感染症対策に活用します。



下北沢駅前広場プロジェクト～ Welcome! We L♡VE! シモキタ! ～

下北沢の玄関口となる駅前広場をより使いやすく親しまれる空間にして、下北沢の魅力アップにつなげるプロジェクトです。

寄附金は、街路樹やベンチなど駅前環境づくりに幅広く活用します。



区政全般のために

特定の取組みに限定せず、区政運営全般に活用します。

寄附のお申込み・お問い合わせについて

インターネット

区ホームページ「区へのふるさと納税のご案内」の「寄附の方法」から、寄附ポータルサイト URL をクリックしてお申込みにお進みください。クレジットカードやマルチ決済をご利用いただけます。

※オンライン手続フォームからお申込みの場合は、納付書払い・銀行振込をご利用いただけます。



区ホームページ「区へのふるさと納税のご案内」

郵送

「寄附申出書」に必要事項をご記入の上、下記担当までお送りください。

「寄附申出書」は上記の「区へのふるさと納税のご案内」ページからダウンロードいただけます。また、下記のお問い合わせ先にご連絡いただければ、郵送いたします。

お問い合わせ先

政策経営部経営改革・官民連携担当課ふるさと納税対策担当
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27
TEL 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047



世田谷区全域

世田谷区ガイド

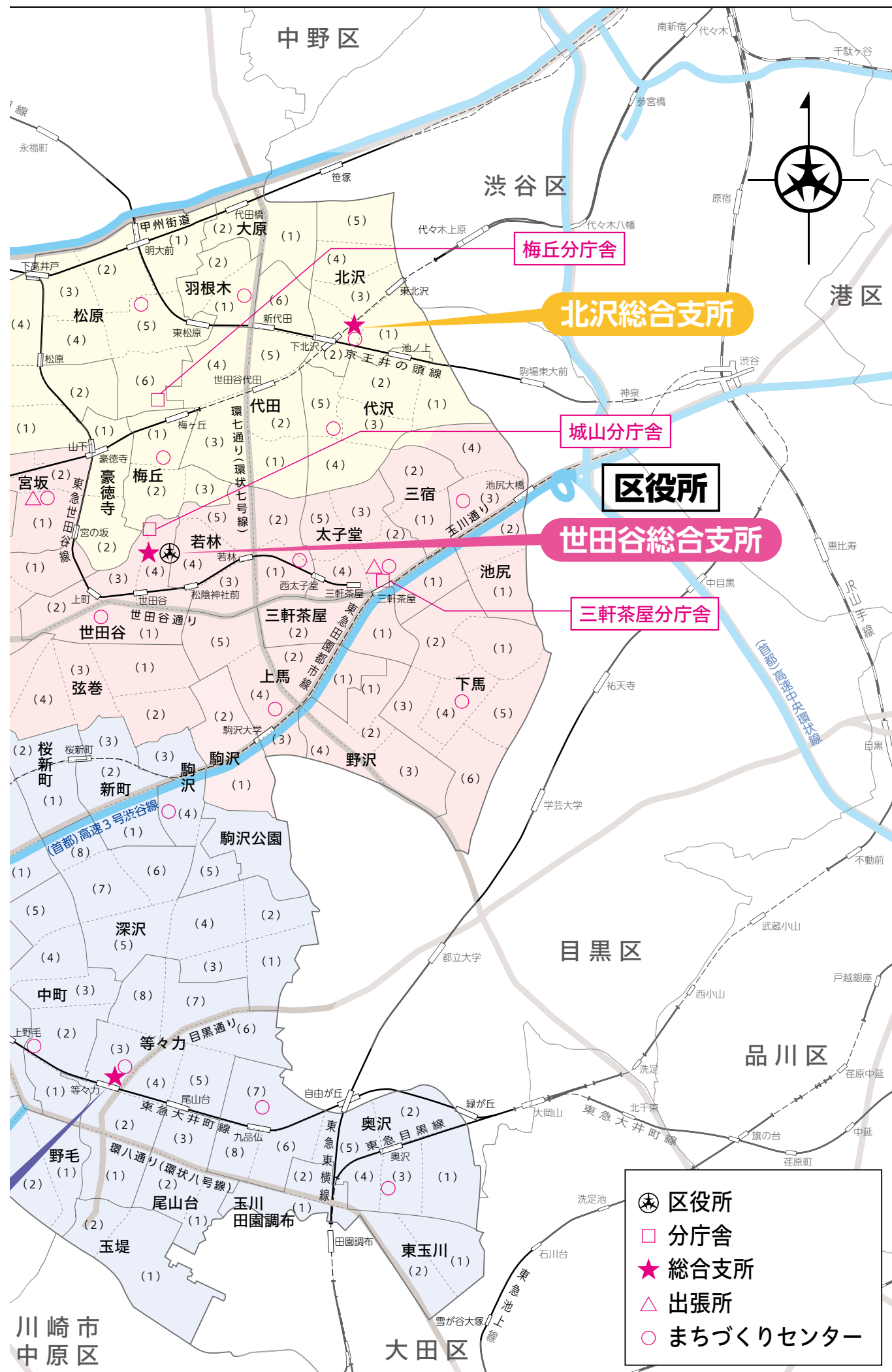


■世田谷区全図

問 広報広聴課

☎ 5432-2009 ☎ 5432-3001

区の施設や避難場所・避難所、鉄道・バス路線図を掲載した、より詳細な地図を配布しています
(区内在住世帯は1部まで無料)。



- ⊙ 区役所
- 分庁舎
- ★ 総合支所
- △ 出張所
- まちづくりセンター

もしものときには…

夜間・休日の急病への対応

世田谷区の医師会、歯科医師会、薬剤師会が
診療時間外の救急対応をしています


※受付は診療終了時間の30分前までです。

※地域の当番医療機関を利用される場合は、事前に必ず電話等でご確認ください。

※小児科は、15歳以下（中学生まで）で比較的症状の軽い内科的疾患を対象としています。事前に医療機関へお電話ください。保護者の付き添いが必要です。

医療機関名	電話	所在地	診療科	月～金	土	日曜、祝・休日、 年末年始		
				午後7時 30分～ 10時30分	午後5時 ～10時	午前9時 ～午後5時	午前9時～正午 午後1時～5時	午後5時 ～10時
世田谷区医師会 初期救急診療所	☎5301-0899	松原 6-37-10	小児科	○	○	—	○	○
			内科	—	○	—	○	○
玉川医師会診療所	☎5707-6811	中町 2-25-17	小児科	○	○	—	○	○
			内科	—	○	—	○	○
世田谷区医師会付属 烏山診療所	☎3308-8229	南烏山 6-22-14	小児科、 内科	—	○	—	—	○
世田谷区 歯科保健センター	☎3708-0226	玉川 3-21-2	歯科	—	—	—	—	○
地域の当番医療機関	電話案内 せたがやコール ☎5432-3333	 東京都医療機関案内サービス 「ひまわり」当番医を探す		—	—	○ (内、1時間 昼休み)	—	—
世田谷区休日夜間薬局 (調剤薬局)	☎5301-2830	松原 6-37-10	—	○	○	○	—	○
玉川薬局 (調剤薬局)	☎3704-1214	中町 2-25-15	—	○	○	○	—	○
休日医療相談	☎6701-7799	—	—	—	—	○	—	—

※小児科・内科・歯科以外の診療については、下記の東京都医療機関案内サービスへお問い合わせください。

東京都医療 機関案内 サービス 「ひまわり」	医療機関案内 (自動応答サービス)		☎5272-0303	24時間
	医療機関案内 (インターネット)		https://www.himawari.metro.tokyo.jp/	
	保健医療福祉相談		☎5272-0303	平日午前9時～午後8時
	聴覚障害者専用ファクシミリ案内 (医療機関案内)		FAX5285-8080	24時間
	聴覚障害者専用ファクシミリ案内 (保健医療福祉相談)		FAX5285-8080	平日午前9時～午後8時
	外国語でのご案内 (電話)	英語・中国語・韓国語・タイ語・ スペイン語	☎5285-8181	毎日午前9時～午後8時
東京都薬局機能情報提供システム 「t-薬局いんぷお」	インターネットによる 薬局情報サービス		https://www.himawari.metro.tokyo.jp/	
東京消防庁救急相談センター	救急車を呼んだほうがよいか迷った とき。お問い合わせいただいた時間 に診療を行っている医療機関の案内 や、応急手当をアドバイスします。		#7119 (携帯電話、 プッシュ回線から) ☎3212-2323	24時間
「子供の健康相談室」 (小児救急相談)	子どもの急な病気や健康に関する相 談に、看護師・保健師等が応じます。		#8000 (携帯電話、 プッシュ回線から) ☎5285-8898	平日午後6時～翌朝8時 土・日・祝、年末年始 午前8時～翌朝8時

区内の救急医療機関

夜間、休日の救急対応をしています

※診療科目(受診日により当番医が異なります)等は、事前に必ず電話等でご確認ください。
 ※病院を受診するときにかかる選定療養費は、区の医療費助成の対象外です。

医療機関名	電話	所在地	診療科目
自衛隊中央病院	☎3411-0151	池尻1-2-24	内、腎内、呼内、消内、循内、神内、代内、血内、感内、リウ、外、心外、呼外、脳外、整、リハ、泌、耳、皮、形、眼、小、産婦、精、歯、麻、病理、放
古畑病院	☎3424-0705	池尻2-33-10	内、消内、鏡内、外、肛外、整、リハ
三軒茶屋病院	☎3410-7321	三軒茶屋1-21-5	腎内
三軒茶屋第一病院	☎5787-2211	三軒茶屋1-22-8	内、消内、代内、循内、外、大肛外、小外、乳外、整、泌、皮、神内、膠・リウ内、呼内、ペ外、麻
世田谷中央病院	☎3420-7111	世田谷1-32-18	内、外、整、泌、リハ
駒沢病院	☎3424-2515	駒沢2-2-15	内、消、循、神、精、外、整、皮泌、リウ、リハ
奥沢病院	☎5701-7788	奥沢2-11-11	内、呼、消、アレ、外、整、放、麻
世田谷おくさわ整形外科病院	☎3720-2151	奥沢3-33-13	整、脳外、リハ、麻
関東中央病院	☎3429-1171	上用賀6-25-1	内、呼内、循内、肝胆膵内、糖内分内、脳内、腎内、精、小、外、消一外、呼外、整、脳外、心外、皮、泌、産婦、眼、耳、形、乳外、心、緩ケア、消管内
玉川病院	☎3700-1151	瀬田4-8-1	内、呼内、循内、消内、神内、腎内、糖内、血内、リウ、外、呼外、消外、乳外、脳外、形、肛外、眼、小、産婦、耳、泌、皮、整、リハ、歯、麻、放、救
国立成育医療研究センター	☎3416-0181	大蔵2-10-1	内、精、神、呼、消、循、アレ、リウ、小、外、整、形、脳外、心外、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、歯、矯歯、小歯、麻、病理、周歯
都立松沢病院	☎3303-7211	上北沢2-1-1	精
世田谷北部病院	☎3308-5221	南烏山2-9-17	整、内、形、皮
久我山病院	☎3309-1111	北烏山2-14-20	内、消内、外消、脳外、整、産婦、小、眼、耳、皮、泌、乳、リハ
至誠会第二病院	☎3300-0366	上祖師谷5-19-1	内、呼内、消内、循内、神内、糖内、外、整、脳外、産婦、泌、眼、麻、放

【診療科目対応表】

内→内科、呼内→呼吸器内科、消内→消化器内科、循内→循環器内科、神内→神経内科、脳内→脳神経内科、代内→代謝内科、感内→感染症内科、糖内→糖尿病内科、糖内分内→糖尿病・内分泌内科、腎内→腎臓内科、血内→血液内科、心→心療内科、緩ケア→緩和ケア内科、鏡内→内視鏡内科、神→神経科、呼→呼吸器科、消→消化器科、循→循環器科、乳→乳腺科、外→外科、消外→消化器外科、消一外→消化器・一般外科、外消→外科・消化器外科、呼外→呼吸器外科、肛外→肛門外科、大肛外→大腸肛門外科、心外→心臓血管外科、脳外→脳神経外科、乳外→乳腺外科、整→整形外科、形→形成外科、ペ外→ペインクリニック外科、精→精神科、アレ→アレルギー科、リウ→リウマチ科、膠・リウ内→膠原病・リウマチ内科、小→小児科、小外→小児外科、皮→皮膚科、泌→泌尿器科、皮泌→皮膚泌尿器科、産婦→産婦人科、眼→眼科、耳→耳鼻いんこう科、リハ→リハビリテーション科、放→放射線科、病理→病理診断科、歯→歯科、矯歯→矯正歯科、小歯→小児歯科、麻→麻酔科、救→救急科、肝胆膵内→肝胆膵内科、消管内→消化管内科、周歯→周産期歯科

近隣区市の夜間・休日小児科診療を行っている医療機関 (24時間)

区・市	医療機関名	電話	所在地
世田谷区	国立成育医療研究センター	☎3416-0181	大蔵2-10-1
目黒区	東邦大学医療センター大橋病院	☎3468-1251	大橋2-22-36
大田区	東邦大学医療センター大森病院	☎3762-4151	大森西6-11-1
	都立荏原病院	☎5734-8000	東雪谷4-5-10
渋谷区	都立広尾病院	☎3444-1181	恵比寿2-34-10
	日本赤十字社医療センター	☎3400-1311	広尾4-1-22
狛江市	東京慈恵会医科大学附属第三病院	☎3480-1151	和泉本町4-11-1
三鷹市	杏林大学医学部付属病院	☎0422-47-5511	新川6-20-2



世田谷区の情報…

■ 区のおしらせ「せたがや」

☎ 広報広聴課 ☎5432-2009 FAX 5432-3001

区の施策・サービス・イベント等、様々な情報をお知らせします。

【発行】 毎月1・15・25日(1月15日を除く) ※特集号は随時

【配布】 新聞折込、新聞未購読の希望者へ戸別配付、区施設、駅、郵便局等

※点字版・デジ版・CD版もあります。(➡131頁)



■ スマートフォン用アプリ

区のおしらせ「せたがや」を、ご利用のスマートフォン等に配信しています。

● カタログポケット

日本語のほか、英・中国(簡体字・繁体字)・韓国・タイ・ポルトガル・スペイン・インドネシア・ベトナム語への自動翻訳や音声読み上げ機能があります。



● マチイロ

Android版 iOS版



■ せたがや文化・スポーツ情報ガイド

☎ (公財) せたがや文化財団

☎ 5432-1501 FAX 5432-1559

(公財) 世田谷区スポーツ振興財団

☎ 3417-2811 FAX 3417-2813

せたがや文化財団の美術・文学・演劇・音楽・生活デザイン・国際交流等の事業と、世田谷区スポーツ振興財団の事業をお知らせします。

【発行】

毎月25日

【配布】

新聞折込等



■ せたがやの教育

☎ 教育総務課

☎ 5432-2745

FAX 5432-3028

区の教育に関する施策や区立学校を紹介しています。

【発行】 年3回

【配布】 区の施設等



■ 外国語版生活便利帳 [Life in Setagaya]

☎ 文化・国際課 国際・多文化共生担当

☎ 6304-3439

FAX 6304-3710

日常生活に役立つ情報をまとめた冊子です(英語・中国語・ハングル)。



■ せたがや区議会だより

☎ 区議会事務局調査係

☎ 5432-2779 FAX 5432-3030

本会議の審議内容の要点等をまとめています。

【発行】 区議会定例会・臨時会終了ごと

【配布】 新聞折込、新聞未購読の希望者へ戸別配付、区の施設、区内全駅の広報スタンド等

※点字版・デジ版・CD版もあります。

(➡131頁)



■ 議会中継

本会議等の模様を放送します。

インターネット中継

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kugikai/>

区議会の本会議と予算・決算特別委員会の模様をインターネット上でライブ及び録画で配信します。

エフエム世田谷(83.4MHz)

区議会本会議の区長招集あいさつ、代表・一般質問とそれに対する答弁を録音放送します。

テレビ中継

区議会の本会議と予算・決算特別委員会の模様を本庁舎、総合支所及び市民活動支援コーナー(キャロットタワー3階)のテレビでライブ放送します。



世田谷区の手続きや施設・イベント案内は
せたがやコールへ



☎ 03-5432-3333

(午前8時～午後9時 年中無休)

Fax 03-5432-3100



■ 世田谷区ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>
(パソコン・スマートフォン・携帯電話共通)

区の窓口や手続き、行政サービス、公共施設等の情報を掲載しています。また、地震、大雨などの災害時にはトップページにてお知らせします。



■ Instagram (インスタグラム)

写真やショートムービーを用いて、区の施策や区内の様々な魅力をタイムリーに発信しています。

アカウント名 ◆setagaya_city_tokyo



■ メールマガジン

<https://mail.cous.jp/setagaya-mail/>
(パソコン・携帯電話共通)

区からのお知らせ情報、資源・ごみ収集日のお知らせ、子ども子育て情報、ひとり親家庭支援情報、すまいる通信(発達障害に関する情報)など様々な情報をメールでお知らせします。



■ LINE (ライン)

子育て情報、高齢・介護情報、ごみの収集日のご案内など様々な情報をお届けしています。

アカウント名
◆世田谷区
アカウントURL
◆<https://line.me/ti/p/@setagayacity>



■ 区政情報センター・ 区政情報コーナー

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujikusei/012/021/d00005494.html>

区政情報センター・区政情報コーナーでは、世田谷区に関する行政資料のほか、都、国などの資料の一部をご覧いただけます。

区の刊行物の一部については貸出し・販売も行っています。

詳しくは、区政情報センター及び各区政情報コーナーにお問い合わせください。(➡42頁)

■ Twitter (ツイッター)

区の施策や、防犯・防災情報、子ども子育て情報、各地域のイベント情報など、様々な情報をジャンルに特化した各アカウントから随時配信しています。



■ Facebook (フェイスブック)

イベント情報や区内の見どころなど、季節に応じたタイムリーな情報をFacebookでお知らせしています。

アカウント名
◆世田谷区 (city.setagaya)
アカウントURL
◆<https://www.facebook.com/city.setagaya/>



■ せたがや動画 (YouTube)

区の施策やイベント、区内の見どころなど、様々な動画をYouTubeの区公式チャンネルで公開しています。

アカウント名
◆SetagayaCity
アカウントURL
◆<https://www.youtube.com/user/SetagayaCity>



■ エフエム世田谷 (83.4MHz)

<https://fmsetagaya.com/>

区の実践や各種事業、イベント情報等、日々の暮らしに役立つ情報をお届けします。



■ 区立図書館等

パソコン
<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/>
携帯電話
<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/i/>

区立図書館では、世田谷区の地域資料(郷土・行政資料)を収集・所蔵しています。図書以外にも、パンフレット、リーフレット、地図、デジタル資料なども収集しています。これらの資料は、閲覧のほか、一部については貸出しも行っています。

詳しくは、各区立図書館にお問い合わせください。(➡211頁)

防犯・災害対策

防犯に対する区の実施

■24時間安全安心パトロール

区内の警察署と連携して、委託の民間警備員が乗った青色回転灯を装備したパトカー型の車両が、公園・通学路等をきめ細かくパトロールしています。



■防犯活動支援

防犯活動をしている区内防犯活動団体に、保険料の一部助成（町会・自治会を除く）と防犯パトロール物品（ベスト・タスキ・腕章等）の助成をしています。

地域生活安全課 ☎5432-2267 FAX 5432-3066

住宅の防犯対策に関する相談（住宅相談） 住まいサポートセンター ☎6379-1420

■災害・防犯情報メールの配信

子どもへの声かけ、ひったくり等の災害・防犯に関する情報をメールで携帯電話やパソコンに提供しています。登録については、こちらをご覧ください。https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/

■Twitter (ツイッター) の配信

災害・防犯に関する情報等を配信しています。@setagaya_kiki



災害・防犯情報
メールの配信

子どもを犯罪から守るために

■みんなの見守る力が大切

子どもを狙う犯罪者が一番嫌うこと…それは「自分たちのまちの子どもは自分たちでしっかり見守るぞ」という家庭や地域の強くて温かい心と声、目です。まちを歩く子どもや知らない人への隣近所の方の挨拶や声かけがとても大切です。

■犯罪には必ず前兆あり

犯罪者のほとんどは、自分が気に入った子どもを見つけ、近づくために下見をします。子どもが見知らぬ人に声をかけられたら、おうちの人等にすぐ知らせよう、約束をしておきましょう。

このような電話は特殊詐欺

■オレオレ詐欺（息子や孫など親族を騙って）

「携帯電話の番号が変わった。」「電車で会社の現金が入ったカバンを忘れた。」「同僚がお金を取りに行く。」

■預貯金詐欺・詐欺盗（警察官や銀行員などを騙って）

「あなたのキャッシュカードが不正に使われています。」「キャッシュカードを確認させてください。」

■還付金詐欺（区役所職員などを騙って）

「累積医療費（保険料）が還付される。」「手続きがされていない。」「携帯電話をもってATMへ行ってください。」

～だまされないために～

- 携帯電話の番号が変わったと言われたら元の番号に電話して確認する。
- 留守番電話に設定し、相手を確認してから電話に出る。
- 官公庁の電話番号を電話帳等で確認して、折り返し問い合わせる。
- 他人にはキャッシュカードを渡したり暗証番号を教えない。
- 電話でお金の話をされたら家族や警察に相談する。
- 自動通話録音機の設置をする（概ね65歳以上の方に無料貸出中）。

防犯総合相談窓口

暮らしの中での異常や不安	緊急時	警察110番 消防119番	
	警察への相談、要望等 (警視庁総合相談センター)	☎ #9110 ☎ 3501-0110	
犯罪被害に遭われた方の相談	(公社) 被害者支援都民センター	☎ 5287-3336 FAX 5287-3387	月・木・金曜 午前9時30分～午後5時30分 火・水曜 午前9時30分～午後7時 ※祝・休日、年末年始は除く
		暴力ホットライン (警視庁)	☎ 3580-2222
暴力団犯罪に関する相談	区内の各警察署	世田谷警察署	☎ 3418-0110
		北沢警察署	☎ 3324-0110
		玉川警察署	☎ 3705-0110
		成城警察署	☎ 3482-0110
非行少年・いじめの相談	ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室)	☎ 3580-4970	



(1) 家の中にいた時

①安全の確保

揺れを感じたら、窓際や転倒する危険のある家具の側からすぐ離れ、身の安全を図りましょう。

②揺れがおさまったら

■ライフラインの確認

電気・ガスの供給再開まで電気器具のコンセントを抜き、分電盤のブレーカーを落とし、ガスは元栓を閉めておきましょう。

■通路確保

戸を開けて、出口を確保する。戸が閉まらないように手近なものをはさみ込んでおきましょう。

■安否の確認

自分と家族の安全を確保し、地域の方の安否を確認しましょう。

■初期消火

火が出たら、大声で周囲に知らせ、助けあって消火しましょう。風呂の残り湯なども利用しましょう。

■救出・救護

隣近所で力をあわせて活動しましょう。家庭にある資機材を使いましょう。(ボール、のこぎり、自動車用ジャッキ、毛布など)

③地震の後も注意

大地震の後にはすぐに家の中に入らないようにし、家に入る時は必ず靴をはいて、ガス漏れ点検など安全確認を行いましょう。大地震の後には余震が発生しますので注意が必要です。正しい情報収集をし、慌てずに行動するようにしましょう。

(2) 自宅外にいた時

①外にいた場合

塀、自動販売機などから離れましょう。狭い路地や塀の近くは、瓦や窓ガラスの破片の落下に注意しましょう。

カバンなどで頭部を保護し、広い場所などに避難しましょう。

②デパート・スーパー・地下街にいた場合

カバンなどで頭部を保護して、陳列棚から離れ、広い場所へ移動し、係員や場内放送の指示に従いましょう。

地下街では、停電になっても誘導灯がつくので、落ち着いて係員の指示に従って避難しましょう。

③高層ビル・集合住宅にいた場合

窓の近くやロッカーなどからは、速やかに離れましょう。

エレベーターは使わず、炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難しましょう。

④駅・電車内にいた場合

ホームにいた場合、カバンなどで頭部を保護して、柱や壁に身を寄せましょう。

電車に乗っていた場合は、車掌や運転士の誘導や車内放送があるまで外に出ないようにしましょう。

(3) 会社や学校などにいた時（一斉帰宅の抑制）

施設が安全な場合、最長3日間、職場や学校に待機しましょう。

(平成25年4月1日から東京都帰宅困難者対策条例が施行されました)

①災害発生時

原則、会社や学校にいる場合は移動せず安全な場所に待機しましょう。

慌てて帰ろうとせず、情報収集を行って、状況を確認しましょう。

家族などの安否確認ができた場合、無理な帰宅はしないようにしましょう。

②平時

災害時の家族などとの連絡手段を、あらかじめ決めておきましょう。

徒歩で帰宅する場合の備え(水・食料・地図・防災ヘルメット・歩きやすい靴などの用意)をしましょう。

徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、実際に歩いてみましょう。

■地震の時のガスの取り扱い（マイコンメーターの復帰方法）
震度5程度以上の揺れがあると、マイコンメーターが働いて自動的にガスがシャ断されます。

①すべてのガス機器を止めます。
②「復帰ボタン」のキャップを左に回してははずします。
③「復帰ボタン」を止まるまでしっかり押し、表示ランプ(赤)が点灯したらすぐに手を離します。
④3分たったら、もう一度マイコンメーターをご確認ください。赤ランプの点滅が消えていたら、ガスが使えます。
⑤「復帰ボタン」のキャップを元に戻してください。





(1) 避難する時

- ①区や、防災関係機関から避難指示等があった時
- ②避難の指示がなくても、防災区民組織などが避難の必要があると判断した時や、自主的に避難の必要があると判断した時
- ③周辺地域に火災が発生し、延焼の危険がある時

※地震が発生したからといってただちに避難するというものではありません。しかし、必要な時はいつでも避難できるように、準備をしておきましょう。

(2) 避難方法

①一時集合所	危険回避のために一時的に集合して様子を見る、または、避難のために一時的に集合するところで、区内に約490か所指定されています。
②広域避難場所	火災の延焼などにより自宅、一時集合所が危険な状態になった場合に避難する場所です。区内外25か所を指定しています。

余震が収まり火災などの危険がないことを十分確認して

自宅の安全を確認

自宅が安全である

被災していない家族、親族、知人へ連絡が取れる

自身で被災していない宿泊施設を確保できる

火災や倒壊によって自宅で過ごすことができない

在宅避難

縁故避難

自主避難

指定避難所

自宅での居住継続が困難な場合、または二次災害を受ける可能性のある場合に一時的に受け入れ、保護するための施設です。

避難所に行くことだけが避難ではありません

避難所はスペースや備蓄が限られており、環境の変化などによって体調を崩す人もいます。また、過密状態になると感染リスクも高まります。自宅で生活できる状況であれば、**在宅避難**をしましょう。そのために、日ごろから住宅の耐震化や家具の転倒・落下・移動防止を行い食料や水など必要なものを備えておくことが大切です。また、自宅に被害がある場合でも、被災していない家族や親戚、知人の家に避難する**縁故避難**や、被災していない宿泊施設を自身で確保して避難する**自主避難**という方法があることを覚えておきましょう。事前に話し合いや情報収集をしておくことが重要です。

指定避難所は自宅での居住継続が困難な場合、または二次災害を受ける可能性のある場合に一時的に受け入れ、保護するための施設です。



(3) 車の避難は控えましょう

車での避難はなるべく避け、運転中の方は徐々にスピードを落とし、道路の左側に停止させましょう。

なお、地震発生直後は、道路における安全の確保、人命救助や消火活動のための通行確保のため、交通規制を実施します。

詳しくは警視庁ホームページ又は「せたがや防災」p31、p75、p76をご覧ください。

◆警視庁ホームページ「大震災発生時の交通規制」

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/saigai/shinsai_kisei/index.html

◆せたがや防災(世田谷区ホームページ)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00030836.html>



いざというときに備えましょう



(1) 家庭の備蓄

災害復旧までの生活を自足するために、3日以上できれば1週間分を、家族構成に合わせて準備しましょう。また定期的に点検・交換をしましょう。



地震のときは 自宅に被害がなければ避難所へ行かずに自宅で生活続ける「在宅避難」が原則となります。自分の家庭に合わせて備蓄しましょう。(➡24頁)

飲料水	1人1日3リットル。家族が最低3日間以上できれば1週間生活できる分を用意しましょう。市販のペットボトルの水でも十分です。水道水は容器に口元までいっぱいに入れ、直射日光を避ければ、塩素の効果は3日ぐらい持続します。
食品	レトルト食品(ご飯・おかず)・即席麺・缶詰・乾パン・菓子類・野菜ジュースなど ※缶詰は缶切りが必要でないのが便利です。普段使うレトルトや缶詰を多めに買い置きしましょう。
生活用品	はし・スプーン・紙皿・食品包装用ラップ・ビニール袋・缶切り・カセットコンロ・ガスボンベ・毛布・洗面道具・救急箱・常備薬・ウェットティッシュ・生理用品・ランタン(電池式または充電式)など
スマートフォン等の充電用品	モバイルバッテリー・ポータブル蓄電池・充電器など
トイレ用品	携帯トイレ(トイレ回数は1人1日約5回が目安)・トイレットペーパー・ポリ袋・消毒剤・ウェットティッシュ・消臭剤・密閉ボックス(使用済みの携帯トイレを入れるため)など
生活用水	水の汲み置き ※消火の時や、断水になった場合のトイレの排水用にもなります。 ※風呂に水を張っておくのも1つの方法です。

■ローリングストックで無理なく無駄なく備えましょう

食品や日用品は普段から利用しているものを少し多めに用意しましょう。

古いものから順に消費し、減った分を補充していくことで、常に少し多めの状態をキープできます。

出典：東京都消費生活総合センター

東京くらしねっとWEB版(平成29年8月号)

「ローリングストックで普段から防災対策～日常備蓄のすすめ～」

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kurashi/1708/wadai.html>



(2) 非常用持出品

自宅外への避難が必要になった時に備えて、すぐに持ち出せるよう、リュックなどにまとめておきましょう。



貴重品	現金・通帳・キャッシュカード・印鑑・権利証・保険証・免許証・マイナンバーカード
非常食等	保存食(すぐに食べられるもの、菓子、チョコレート、あめなど)・飲料水
応急医薬品	絆創膏・消毒薬・傷薬・胃腸薬・鎮痛剤・解熱剤・常備薬・目薬・総合感冒薬・お薬手帳
衛生用品	マスク・消毒液・体温計
生活用品	衣類・靴(頑丈で熱に強いもの)・マッチ・ライター・ヘルメット・作業用手袋・ウェットティッシュ・タオル・ティッシュ・ビニール袋・携帯トイレ・歯ブラシ・万能ナイフ
その他	携帯ラジオ(FM受信できるもの)・スマートフォン・携帯電話・充電器・モバイルバッテリー・懐中電灯・予備電池・ビニールシート・雨具・地図・ヘッドライト
赤ちゃん	粉ミルク・液体ミルク・ほ乳ビン・ミルク用保存水・子どもの医療証・肌着・離乳食・おむつ・抱っこ紐・おんぶ紐
お年寄りや障害のある方	常備薬・看護介護用品・入れ歯やメガネ(避難の時忘れやすい)・つえ
食物アレルギーのある方	対応食
ペットのいる家庭	ケージ・ペットフード・水・新聞紙・ペットシーツ・リード・ペットの写真や健康状態などの記録(愛犬手帳など)
あったら便利なもの	使い捨てカイロ・水のいらないシャンプー・10円硬貨(公衆電話をかける)・歯みがきシート
枕元に	救助要請用の笛・スリッパ・靴・懐中電灯

！
防犯・災害対策



(3) 家庭用防災用品のあっせん

区では、家庭用防災用品などのあっせんを行っています。

防災用品	家具転倒防止器具・感震ブレーカー・ポータブル充電器・ビスケット・アルファ米・おかゆ・保存水・非常用持出袋セット・防災ウェットタオル・簡易トイレなど
消火器等	粉末消火器・強化液消火器・住宅用火災警報器

詳しくは、区ホームページをご覧ください。



防災用品のあっせん



消火器等のあっせん

■ご注意 区や消防署では家庭を訪問し、防災用品等の点検や売り込みをすることはありません。区や消防署の名をかたった訪問販売にはご注意ください。

住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です。全ての住宅に設置が義務付けられてから10年以上が経過しました。ご自宅の住宅用火災警報器の設置時期を確認しましょう。

(4) ペットの飼い主のみなさんへ

まずは、避難をせずに済むように

災害時には、人もペットも大きなストレスにさらされます。そうならないためには、避難をしないで済むように、住居の耐火・耐震化、また家具を固定するなどの備えが大切です。

どうしても自宅外に避難しなければならない場合に備えて

- ①避難所の生活は人もペットもストレスを受けざるをえません。必要に応じて、親類、知人、動物病院など緊急時にペットを預かってくれる場所を事前に確保しておくことも大切です。
- ②避難所で受け入れるペットは、原則として、犬・猫などの小動物（避難者に危険を及ぼさない動物）です。受入れ困難なペットの飼い主の方は、ペットの受入れ先を日頃から探しておいてください。
- ③日頃から近隣住民の方々とコミュニケーションや飼育マナーに気を配ることで、万が一のときでもお互いに助け合う気持ちを持てるようになります。

災害時にペットを守るために

災害時にペットを守るために必要な備えなどをまとめたリーフレットを配布しています。いざというときの備えを十分にしておきましょう。



災害時のペットの避難について



災害時にペットを守るために

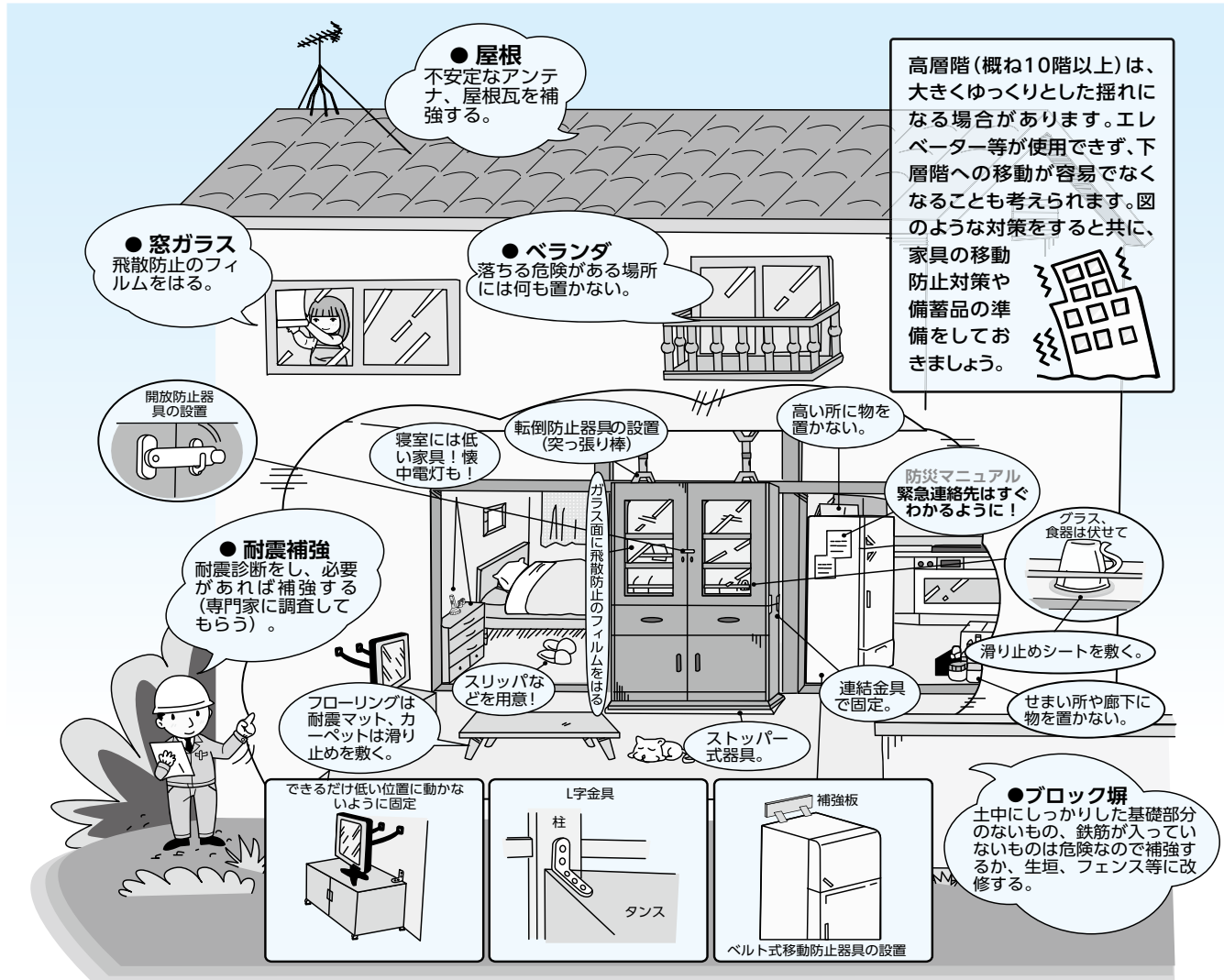
わが家の安全対策



普段は安全に見える家でも、もし地震が起こったらどうなるかと考えると、危険なところが身近にいくつもあります。まず、危険なところを自分たちでチェックしてみて、早く改善しましょう。

住まいの耐震化、家具類の転倒・落下防止を行うことは、「自分や家族の命」を守るために、最も重要な災害への備えの第一歩です。

防犯・災害対策



耐震支援制度をご利用ください

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、昭和56年5月31日以前着工の旧耐震基準で建てられた家屋の多くが倒壊などの大きな被害となりました。そのため、建物の耐力がどのくらいあるか、特に昭和56年5月以前着工の建物については、必ず安全性を確認するようにしましょう。

区では、安全・安心のまちづくりをめざし、建築物の「耐震診断」や「耐震改修工事」の助成、「家具転倒防止器具取付支援」など、様々な耐震支援制度を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先：防災街づくり課耐震促進担当 ☎6432-7177 FAX 6432-7987

ブロック塀等撤去工事助成制度をご利用ください

大規模地震等による倒壊を防止するため、所定の条件を満たす道路に面している高さ0.8mを超えるコンクリートブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を助成します。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先：防災街づくり課耐震促進担当 ☎6432-7177 FAX 6432-7987

生垣緑化助成制度をご利用ください

生垣は、生活に安らぎや潤いをもたらすだけでなく、災害時の避難路の確保や延焼遅延効果など防災面においても効果があります。区では、既存のブロック塀を取り壊して生垣を作る場合や新しく生垣を作る場合に、費用の一部を助成しています。詳しい条件等については、お問い合わせください。

●問い合わせ先：みどり政策課 ☎6432-7905 FAX 6432-7989

共助「自分たちのまちは自分たちで守る」



(1) 地域の助け合い

家族だけでなく隣近所の方たちとも、災害時に協力できるように、大地震が起こった時のことなどについて、話し合っておく習慣が重要です。

①防災区民組織の活動

防災区民組織とは町会・自治会などで自主的に結成している災害時に地域社会を守るための区民組織です。災害が発生した直後は、防災区民組織による活動が重要です。

■平時

防災知識の啓発や地区の防災計画の作成、防災点検や防災訓練の実施など、地域の災害対応力を強化する役割を担っています。

■災害時

救出・救護活動、初期消火活動や避難誘導、情報の収集伝達、給食・給水活動の協力や避難所の管理運営に協力します。

②防災訓練・防災教室への参加

災害時に被害を最小限に抑え全員が的確に行動するためには、防災訓練に参加してとるべき行動を体で覚えておくことが必要です。日頃から積極的に参加しましょう。

(2) 地域との結びつき

災害時に不安がある方は、普段から地域との交流を保つように心がけ、地域の方や防災区民組織の方などに、避難する時の援助などを頼んでおくようにしましょう。お年寄りや障害のある方は、災害が発生した時に、一人で身の安全を確保し、避難することが容易ではありません。町会・自治会などにより結成されている防災区民組織などを中心に、地震発生時の初期消火や避難、救出・救護に関する支援体制を築いておくことが重要です。また、困った時の相談先や連絡先を普段から知らせておき、緊急時に連絡が取れるようにしましょう。



風水害・土砂災害対策



(1) 日頃の備え

- ①情報収集：洪水や土砂災害のハザードマップ、過去の浸水確認箇所一覧などで風水害のリスクを確認し、備えましょう。
- ②家の点検・対策：道路冠水や住宅への浸水を防ぐため、側溝や雨水ますの清掃にご協力をお願いします。(半) 地下駐車場や地下室などには、土のうや止水板などを用意しておきましょう。

(2) 台風接近時や集中豪雨の際の行動

- ①テレビやラジオなどで発表される最新の気象情報に注意しましょう。
- ②下水逆流の被害につながるおそれがあるため、風呂や洗濯など、生活排水は極力控えましょう。

(3) 避難について

- ①水害時避難所等への避難だけでなく、自主避難や縁故避難も考えてみましょう。
- ②危険を感じたり、区から避難情報が発令された場合は、速やかに避難しましょう。屋外に避難するのが危険な場合は、屋内のより高い所に避難し、直ちに安全を確保しましょう。
- ③避難に時間がかかる方は、早めの避難が必要です。近所の方等と助け合って避難しましょう。
- ④交通渋滞の原因や、緊急車両の妨げとなるので、車での避難は控えましょう。

(4) 情報収集

- | |
|---|
| ■世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ https://www.city.setagaya.lg.jp/
浸水が予想される区域や浸水の程度などを記したものです。窓口でも配布しています。 |
| ■世田谷区土砂災害ハザードマップ https://www.city.setagaya.lg.jp/
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域と避難所を記したものです。窓口でも配布しています。 |
| ■世田谷区雨量・水位情報 https://www.micosfit.jp/setagaya/
区内に設置した雨量局・水位局のデータや河川水位監視カメラ画像を確認できます。 |
| ■土のうステーション https://www.city.setagaya.lg.jp/
区民の方が必要に応じて、いつでも土のうを持ち出せる土のうステーション(土のう置き場)の設置場所が確認できます。 |
| ■東京アメッシュ https://tokyo-ame.jwa.or.jp/
東京の詳細な降雨情報を5分おきに確認できます。 |
| ■東京都水防災総合情報システム http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/
東京都が観測している降水量や河川水位情報等をリアルタイムに確認できます。 |
| ■東京都土砂災害警戒区域等マップ https://www2.sabomap.jp/tokyo/
東京都が作成している土砂災害警戒区域等のマップを確認できます。 |
| ■国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/
多摩川の水位や河川ライブカメラ画像等をリアルタイムに確認できます。 |
| ■気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/
全国の気象警報・注意報等をリアルタイムに確認できます。 |



必要な情報はこうして手に入れる



災害等情報源一覧

① ラジオ	区内の地震情報、開設避難所情報、被害状況、生活情報などの災害情報をエフエム世田谷（周波数FM83.4MHz）でお知らせします。 エフエム世田谷		⑧ 緊急速報メール（登録不要）	配信時に世田谷区内にいる方の携帯電話などに、避難情報などをメールで配信します。
② テレビ	ケーブルテレビ各社では、区内の身近な災害情報などを提供します。 イツ・コミュニケーションズ ジェイコム東京（世田谷局、調布局） ※テレビのデータ放送（リモコンのdボタン）でも気象情報や避難情報、開設避難所情報を地域の防災情報で確認できます。		⑨ 広報車	世田谷区の広報車が直接地域を巡回し、避難情報などをお知らせします。
③ 防災行政無線	区内189か所に設置された防災行政無線塔からの放送により、災害情報などをお知らせします。 ●防災無線電話応答サービス【専用電話番号050-5536-6957】（通話料がかかります） 専用電話番号に電話すると、24時間以内に防災行政無線塔から放送された内容を聞くことができます。		⑩ 東京都防災アプリ	スマートフォン・タブレットにインストールしておくことで、通信ができない状況でも地図で避難所等の確認などができます。 Google play、AppStoreで無料ダウンロードすることができます。 Android版 iOS版
④ 世田谷区ホームページ	世田谷区のホームページで、災害情報などをお知らせします。 https://www.city.setagaya.lg.jp/ 区ホームページ		⑪ Yahoo! 防災速報アプリ	「Yahoo! 防災速報」アプリをインストール・設定していただくことで、世田谷区からの防災情報等をスマートフォンで受信できます。 https://emg.yahoo.co.jp/ Android版 iOS版
⑤ 災害・防犯情報メール配信サービス	あらかじめメールアドレスを登録された方を対象に、災害・防犯情報が電子メールで送信されます。（パソコン・携帯電話などで受信可） https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/ メール配信サービス		⑫ 災害時緊急情報配信サービス	多摩川や中小河川の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域にお住まいで、スマートフォンなどをお持ちでない方を対象に、自宅の固定電話やファクシミリへ避難に関する情報を配信します。
⑥ Twitter（ツイッター）	ツイッターに登録した上で @setagaya_kiki をフォローすると、災害・防犯情報などが配信されます。 Twitter			
⑦ LINE（ライン）	防災メニューから災害等情報へのアクセスができます。 LINE			

！
防犯・災害対策

安否確認方法



災害時は電話が通じにくくなりますので、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などで、安否を確認しましょう。あらかじめ家族内で連絡方法を決めておきましょう。



(1) 災害用伝言ダイヤル「171」

大災害発生時、個人の安否確認手段としてNTT東日本が運用するサービスです。被災地の方が録音した情報を他の地域の方が聞くことができるほか、他の地域の方から被災地の方へメッセージを送ることも可能です。

■利用方法

「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。
ご利用にあたっては、通話料がかかります。

■お問い合わせ

116番・NTT東日本ホームページ
<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/>

(2) 災害用伝言板（web171）

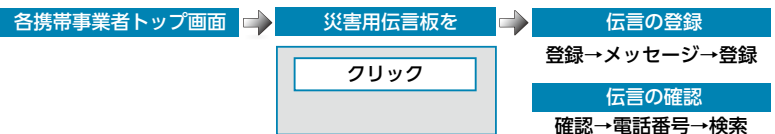
インターネットを利用した伝言板です。被災地域の居住者が、電話番号などをもとにして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録を行うことが可能です。

■利用方法

<https://www.web171.jp/>へアクセスし、画面に従って伝言情報の登録及び閲覧を行ってください。

(3) 災害用伝言板サービス

大災害時、携帯電話のインターネット接続メニュートップに「災害用伝言板サービス」が表示され、安否情報の登録・確認ができるようになります。全社一括検索が可能です。詳しい利用方法は図のとおりです。



●毎月1日、15日

●防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）

体験ができます。

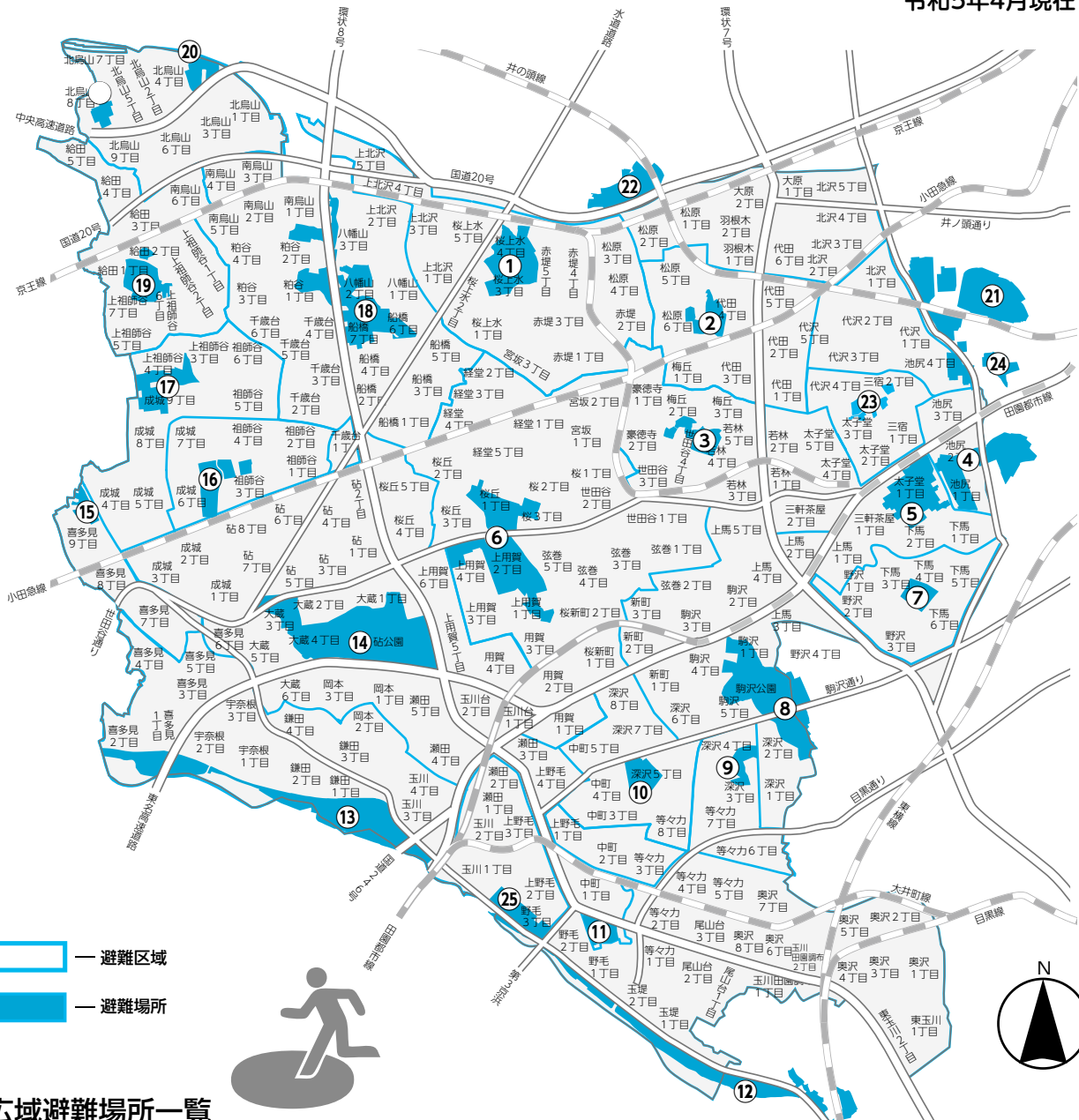
●正月三が日（1月1日～1月3日）

●防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

世田谷区広域避難場所区域地図

令和5年4月現在

防犯・災害対策



広域避難場所一覧

地図上の番号	避難場所名	地図上の番号	避難場所名
1	日本大学文理学部一帯*	14	砧公園・大蔵運動公園一帯
2	羽根木公園一帯	15	きたみふれあい広場一帯
3	国士舘大学一帯	16	成城学園一帯
4	世田谷公園一帯	17	祖師谷公園・総合工科高校一帯
5	昭和女子大学一帯*	18	芦花公園・明大八幡山グラウンド一帯
6	馬事公苑・東京農業大学一帯*	19	第一生命グラウンド一帯
7	学芸大学附属高校一帯	20	烏山北住宅・日本女子体育大学一帯*
8	駒沢オリンピック公園一帯	21	駒場東大一帯
9	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯	22	明大和泉校舎一帯
10	都立園芸高校	23	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯
11	玉川野毛町公園一帯	24	駒場地
12	多摩川河川敷・田園調布先一帯	25	区立二子玉川公園
13	多摩川河川敷・二子橋一帯		

※の広域避難場所について
 広域避難場所内にある施設等が工事中のため、広域避難場所の一部は、避難場所としての利用が制限されます。
 震災時に火災の延焼などで避難する際には、利用できる場所へ避難してください。
 広域避難場所に関する最新の情報は、区ホームページをご覧ください。

アプリで
 近くの避難場所等が
 確認できます。

スマートフォン・タブレットをお持ちの方はアプリをインストールすることで、災害時に通信状況が途絶した場合でも、オフラインで避難先、避難ルートが確認できます。

(世田谷区防災
 マップアプリ、
 東京都防災アプリ)



指定避難所一覧

避難所はスペースや備蓄が限られており、環境の変化などによって体調を崩す人もいます。自宅で生活できる状況であれば、在宅避難をしましょう。(➡24頁)

地域	避難所名	住所	避難所運営主体(町会・自治会別)	対象区域
世田谷	三宿小学校	三宿1-12-6	池尻西町会、池尻北自治会、三宿自治会、太子堂2丁目大塚町会	池尻3丁目全域、三宿1丁目1~24・27~30番、太子堂2丁目1~13番
世田谷	多間小学校	三宿2-26-11	池尻4丁目町会、三宿北町会	池尻4丁目1~32番、三宿2丁目1~27・28番の一部・29~39番
世田谷	池尻小学校	池尻2-4-10	池尻東親会、池尻南睦会、池尻団地自治会	池尻1丁目全域、池尻2丁目全域
世田谷	太子堂小学校	太子堂5-7-4	太子堂5丁目町会、太子堂三軒茶屋町会、太子堂4丁目西山町会、若林町会(1・2丁目の一部)	太子堂2丁目14~28番、太子堂4丁目全域、太子堂5丁目3~14・17~35番、若林1丁目33~41番、若林2丁目1~5(6番の一部)
世田谷	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	三軒茶屋町会(三軒茶屋1丁目)	三軒茶屋1丁目8~10番・22~41番(21番の一部)
世田谷	太子堂中学校	太子堂3-27-17	太子堂本町会、太子堂下の谷町会	三宿1丁目25・26番、三宿2丁目28番、太子堂2丁目29~38番、太子堂3丁目全域、太子堂5丁目1・2・15・16番
世田谷	三宿中学校	太子堂1-3-43	太子堂1丁目町会、下馬2丁目北町会	太子堂1丁目全域、下馬2丁目20~22・24~44番
世田谷	若林小学校	若林5-27-18	若林町会(若林1・2丁目の一部を除く、若林3・4・5丁目全域) ※両避難所については、避難所運営を一体的に行うため、避難所の受付は「若林小学校」で行う。	若林1丁目11~32番、若林2丁目7~41番(6番の一部)、若林3丁目全域、若林4丁目全域、若林5丁目全域
世田谷	教育総合センター	若林5-38-1		
世田谷	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	上馬西町会(上馬2丁目)、三軒茶屋町会(三軒茶屋2丁目)、若林町会(1丁目の一部)、上馬北部町会(上馬2丁目)	三軒茶屋2丁目全域、若林1丁目1~10番、上馬2丁目全域
世田谷	桜小学校	世田谷2-4-15	世田谷2丁目町会、世田谷上町町会	世田谷1丁目17~48番(16番の一部)、世田谷2丁目1~31番(29番の一部を除く)、世田谷3丁目1~13番、弦巻5丁目16番
世田谷	弦巻小学校	弦巻1-9-18	世田谷東町会、弦巻町会(弦巻1丁目の一部)、上馬駒沢明和会(上馬5丁目の一部)	世田谷1丁目1~15番(16番の一部)、世田谷3丁目14~26番、世田谷4丁目全域、上馬5丁目19~22・26番、弦巻1丁目9番
世田谷	松丘小学校	弦巻3-23-12	松丘町会、弦巻町会(弦巻4・5丁目)	弦巻3丁目23番の一部、弦巻4丁目全域、弦巻5丁目1~15・17~36番、桜2丁目1~3番、桜3丁目全域
世田谷	弦巻中学校	弦巻1-42-22	弦巻町会(弦巻1・2・3丁目)	弦巻1丁目全域(9番を除く)、弦巻2丁目全域、弦巻3丁目全域(23番の一部を除く)
世田谷	桜木中学校	桜1-48-15	桜町会	世田谷2丁目29番の一部・32番、桜1丁目全域、桜2丁目4~22番
世田谷	桜丘小学校	桜丘1-19-17	経堂南町会、経堂1丁目町会	経堂1丁目全域、経堂4丁目全域(6・7番の一部を除く)、経堂5丁目全域、桜丘1丁目19番の一部
世田谷	世田谷小学校	宮坂1-38-4	宮坂1・2丁目町会	宮坂1丁目全域、宮坂2丁目全域
世田谷	経堂小学校	桜上水1-23-3	経堂北町会、宮坂3丁目町会	経堂2丁目全域、経堂3丁目全域、宮坂3丁目全域、桜上水1丁目23番
世田谷	笹原小学校	桜丘5-19-1	桜丘町会(桜丘2丁目の一部・3丁目を除く)、桜丘南町会	桜丘2丁目15~29番、桜丘3丁目25~28番・30番の一部・35番、桜丘4丁目全域、桜丘5丁目全域、経堂4丁目6・7番の一部、砧1丁目18・31・32番の一部
世田谷	桜丘中学校	桜丘2-1-39	桜丘町会(桜丘2丁目の一部および3丁目)、桜丘1丁目町会	桜丘1丁目全域(19番の一部を除く)、桜丘2丁目1~14番、桜丘3丁目1~24・29・31~34・36・37番
世田谷	駒沢小学校	駒沢2-10-6	駒沢親和会、上馬西町会(上馬3・4丁目)、上馬北部町会(上馬4丁目)	上馬3丁目全域、上馬4丁目1~15・19~25・32・33番、駒沢1丁目全域、駒沢2丁目1~31番
世田谷	駒沢中学校	駒沢2-39-25	上馬・駒沢明和会	上馬4丁目16~18・26~31・34~41番、上馬5丁目1~18・23~25・27~40番、駒沢2丁目32~61番
世田谷	旭小学校	野沢1-4-3	野沢1丁目明朗会、野沢2丁目町会、野沢4丁目自治会、上馬東町会	野沢1丁目全域、野沢2丁目1~6番、7番の一部、9~34番、野沢4丁目全域、上馬1丁目全域、三軒茶屋1丁目1~4、11~20番、21番の一部、下馬2丁目17・18番、下馬3丁目35番・36番
世田谷	駒繫小学校	下馬1-42-12	下馬1丁目町会、駒繫西自治会	下馬1丁目全域、下馬2丁目1~16・19・23番、三軒茶屋1丁目5~7番
世田谷	中丸小学校	野沢3-34-16	野沢3丁目町会、下馬6丁目町会	野沢3丁目全域、下馬6丁目1~36・41~54番
世田谷	駒留中学校	下馬4-18-1	下馬新生自治会、下馬5丁目町会	下馬3丁目全域(35・36番を除く)、下馬4丁目全域、下馬5丁目全域、下馬6丁目37~40番、野沢2丁目7番の一部、8番
北沢	山崎小学校	梅丘3-9-1	梅丘1丁目町会、代田自治会(代田3丁目)	梅丘1丁目全域、代田3丁目全域
北沢	さくら花見堂(旧花見堂小学校)	代田1-13-14	代田自治会(代田1・2丁目)	代田1丁目全域、代田2丁目1~11・13~17番



地域	避難所名	住所	避難所運営主体(町会・自治会別)	対象区域
北沢	城山小学校	梅丘2-1-11	豪徳寺1丁目町会、豪徳寺1丁目山下自治会、豪徳寺2丁目町会	豪徳寺1丁目全域、豪徳寺2丁目全域
北沢	世田谷中学校	梅丘3-8-1	梅丘2・3丁目町会	梅丘2丁目全域、梅丘3丁目全域
北沢	代沢小学校	代沢5-1-10	下代田西町会、代沢4丁目西町会、代沢5丁目町会、代沢5丁目東町会、北沢2丁目南町会	代沢3丁目1～5番(12番の一部)、代沢4丁目全域、池尻4丁目39番、三宿2丁目38番、代沢5丁目全域、北沢2丁目1～21番
北沢	富士中学校	代沢1-23-17	下代田東町会、代沢中町会、【代沢2丁目北町会】※	代沢1丁目1～32・37番(33・36番の一部)、代沢2丁目1～4・7～28番、代沢3丁目6～27番(12番の一部)、池尻4丁目33～38番【代沢1丁目34・35番(33・36番の一部)、代沢2丁目5・6・29～48番】※
北沢	下北沢小学校	大原1-4-6	守山町会、大原南町会、代田南町会、北沢2丁目協和会、北沢3・4丁目西町会	代田6丁目1～16番、大原1丁目1～29番、北沢2丁目22～40番、北沢3丁目20～34番、北沢4丁目8～16番
北沢	代田小学校	代田4-2-3	代田4丁目町会、根津山会、代田東町会	代田4丁目全域、代田2丁目12・18～36番、代田5丁目全域
北沢	まもりやまテラス(旧守山小学校)	代田6-21-5	代田北町会・羽根木町会	代田6丁目17～34番、羽根木1丁目1～8・15～32番(9・14番の一部)、羽根木2丁目全域、松原1丁目(18～20番の一部)
北沢	池之上小学校(旧北沢小学校)	北沢4-32-20	東北沢自治会、北沢4丁目町会、北沢中央自治会、【北沢1丁目町会】※	北沢1丁目18～23・25・47番(24・45番の一部)、北沢3丁目1～19番、北沢4丁目1～7・17～33番、北沢5丁目1～7・18・19・23番【北沢1丁目1～17・26～44・46番(24・45番の一部)】※
北沢	北沢中学校	北沢5-12-3	大原北町会、大原西町会、北沢5丁目町会	大原1丁目30～63番、大原2丁目全域(29番の一部を除く)、羽根木1丁目10～13番(9・14番の一部)、北沢5丁目8～17・20～22・24～43番
北沢	松原小学校	松原5-43-26	松原1丁目町会、松原2丁目町会	松原1丁目全域(18～20番の一部を除く)、松原2丁目全域、松原5丁目20・34～39・41～43・48番(18・19番の一部)、大原2丁目29番の一部
北沢	梅丘中学校	松原6-5-11	松原5・6丁目自治会	松原5丁目1～17・21～33・40・44～47・49～61番(18・19番の一部)、松原6丁目全域
北沢	松沢小学校	赤堤4-44-22	松原3・4丁目自治会、赤堤4丁目町会	松原3丁目全域、松原4丁目全域、赤堤4丁目全域
北沢	赤堤小学校	赤堤1-41-24	赤堤1丁目町会、赤堤2丁目町会、赤堤3丁目自治会	赤堤1丁目全域、赤堤2丁目全域、赤堤3丁目全域
北沢	松沢中学校	桜上水4-5-2	赤堤5丁目町会、桜上水3丁目自治会、桜上水4丁目町会、都営桜上水3丁目アパート自治会、桜上水ガーデンズ管理組合法人	赤堤5丁目全域、桜上水3丁目全域、桜上水4丁目全域
北沢	緑丘中学校	桜上水3-19-12	桜上水1丁目町会、桜上水2丁目町会、桜上水5丁目自治会、経堂赤堤通り団地自治会	桜上水1丁目全域(23番を除く)、桜上水2丁目全域、桜上水5丁目全域
玉川	奥沢小学校	奥沢3-1-1	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目28～41番、東玉川2丁目19～41番、奥沢1丁目6～12・22～26・30～37・50～56番、奥沢3丁目全域
玉川	東玉川小学校	奥沢1-1-1	東玉川町会、奥沢交和会	東玉川1丁目1～27番、東玉川2丁目1～18番、奥沢1丁目1～5・13～16番
玉川	奥沢中学校	奥沢1-42-1	奥沢交和会	奥沢1丁目17～21・27～29・38～49・57～65番、奥沢2丁目全域
玉川	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	奥沢中和会、玉川田園調布会	奥沢4丁目全域、奥沢5丁目全域、玉川田園調布1丁目全域、玉川田園調布2丁目全域
玉川	九品仏小学校	奥沢8-12-1	九品仏自治会	奥沢6丁目全域、奥沢8丁目全域
玉川	尾山台小学校	尾山台3-11-1	協和会	等々力2丁目1～31・33番の一部・34～38番、尾山台3丁目7～10・18～26・33・34番
玉川	等々力小学校	等々力7-26-1	等々力三和会	等々力7丁目1～16・18・22～27番(17番の一部)、等々力8丁目全域、深沢3丁目28・29番
玉川	玉堤小学校	玉堤2-11-1	玉堤町会、協和会、尾山台クラブ、尾山台自治会、尾山台灯交会、野毛町会	玉堤1丁目全域、玉堤2丁目全域、等々力1丁目全域、尾山台1丁目全域、尾山台2丁目全域、野毛1丁目全域、野毛2丁目全域
玉川	八幡中学校	等々力6-4-1	九品仏自治会、等々力六丁目町会	奥沢7丁目全域、等々力6丁目1～7・12～40番、(8～11番の一部)、深沢1丁目(1・7・8番の一部)
玉川	尾山台中学校	尾山台3-27-23	等々力和敬会東部、尾山台3丁目町会	尾山台3丁目1～6・12～17・27～32番、等々力4丁目1・2・9～15・19～24番、等々力5丁目全域、等々力6丁目(8～11番の一部)

※【】内避難所運営主体及び対象区域は、池之上小学校の旧施設改築工事期間における一時的な変更です。

自宅で生活できる状況であれば、在宅避難をしましょう。(⇒24頁)

地域	避難所名	住所	避難所運営主体(町会・自治会別)	対象区域
玉川	玉川小学校	中町2-29-1	等々力和教会西部、野毛町会、上野毛町会、玉川中町会	上野毛1丁目1~18番、上野毛2丁目全域、等々力2丁目32・39・40番、(33番の一部)、等々力3丁目全域、等々力4丁目3~8・16~18番、中町1丁目全域、中町2丁目全域、野毛3丁目全域
玉川	中町小学校	中町4-23-1	中町4・5丁目町会、上野毛町会、玉川中町会	上野毛1丁目19~34番、上野毛3丁目全域、上野毛4丁目1~4・9~21・25~37番、(5・6・7・8番の一部)、中町3丁目全域、中町4丁目全域、中町5丁目1~7、11~41番
玉川	玉川中学校	中町4-21-1		
玉川	京西小学校	用賀4-27-4	用賀町会	用賀3丁目1~11・14~27番、用賀4丁目4~38番、玉川台2丁目5・6・18~30・34~39番、(3・17・31番の一部)
玉川	桜町小学校	用賀1-5-1	中町4・5丁目町会、用賀南町会、桜新町親和会	中町5丁目8~10番、用賀1丁目全域、用賀2丁目全域、用賀3丁目12・13番、用賀4丁目1~3番、玉川台1丁目8~16番、(5・6番の一部)、瀬田3丁目(13~15番の一部)、桜新町1丁目28~36番、(25・27番の一部)、深沢7丁目8~13・23~25番、深沢8丁目10~19番
玉川	用賀小学校	上用賀6-14-1	上用賀町会、馬事公苑前ハイム管理組合	上用賀2丁目全域、上用賀4丁目全域、上用賀6丁目全域
玉川	用賀中学校	上用賀5-15-1	上用賀町会	上用賀1丁目全域、上用賀3丁目全域、上用賀5丁目全域
玉川	二子玉川小学校	玉川4-6-1	玉川町会	玉川1丁目全域、玉川2丁目全域、玉川3丁目全域、玉川4丁目全域
玉川	瀬田小学校	瀬田2-15-1	瀬田町会、玉川町会	上野毛4丁目22~24・38・39番、(5・6・7・8番の一部)、瀬田1丁目全域、瀬田2丁目全域、瀬田3丁目1~12番、(13~15番の一部)、瀬田4丁目全域、瀬田5丁目全域、玉川台1丁目1~4・7番、(5・6番の一部)、玉川台2丁目1・2・4・7~16・32・33番、(3・17・31番の一部)
玉川	瀬田中学校	瀬田2-17-1		
玉川	東深沢小学校	深沢3-7-1	深友会、東深沢町会	等々力7丁目19~21番、(17番の一部)、深沢1丁目2~6・9~41番、(1・7・8番の一部)、深沢2丁目全域、深沢3丁目1~27・30・31番、深沢4丁目1~7番
玉川	深沢小学校	新町1-4-24	駒沢3丁目町会、駒沢町会、新町公民会	駒沢3丁目全域、駒沢4丁目全域、新町1丁目3~15・19~23・33~35番、(18・24・32番の一部)、新町2丁目1~29・32~38番、新町3丁目全域、桜新町1丁目9~12番、(8・13番の一部)、桜新町2丁目1~4番
玉川	深沢中学校	新町1-26-29	深沢三友会、桜新町親和会、桜新町町会	新町1丁目1・2・16~17・25~31・36番、(18・24・32番の一部)、深沢6丁目全域、深沢7丁目1~7・14~22番、新町2丁目30・31番、桜新町1丁目1~7・14~24・26・37~41番、(8・13・25・27番の一部)、深沢8丁目1~9番、桜新町2丁目5~31番
玉川	東深沢中学校	深沢4-18-28	交和会、深沢三友会	駒沢5丁目全域、深沢4丁目8~36番、深沢5丁目全域
砧	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	祖師谷第2自治会、祖師谷第3自治会、祖師谷第4自治会、祖師谷第5自治会、祖師谷第6自治会、祖師谷住宅自治会、祖師谷3丁目南町会	祖師谷1丁目4・6~37番、祖師谷2丁目全域、祖師谷3丁目全域、祖師谷4丁目全域、祖師谷5丁目1~5・16~27・32番、千歳台1丁目17番、千歳台2丁目3~19番
砧	明正小学校	成城3-3-1	法人格成城自治会(成城3~6丁目)、喜多見北部町会、喜多見西部町会	成城3丁目全域、成城4丁目全域、成城5丁目全域、成城6丁目全域、喜多見8丁目全域、喜多見9丁目全域
砧	砧中学校	成城1-10-1	法人格成城自治会(成城1・2丁目)	成城1丁目全域、成城2丁目全域
砧	塚戸小学校	千歳台6-7-1	祖師谷千歳台自治会	祖師谷5丁目28~38番、祖師谷6丁目全域、上祖師谷3丁目1・5~7・12番、千歳台2丁目15・34~46番
砧	船橋小学校	船橋4-41-1	船橋会	船橋1丁目21~55番、船橋2丁目全域、船橋3丁目11~26番、船橋4丁目23~27・31~43番
砧	希望丘小学校	船橋4-9-1	フレール西経堂自治会	船橋5丁目17番
砧	希望丘複合施設	船橋6-25-1	船橋葎根会	船橋5丁目6~16・18~35番、船橋6丁目1~25・27番、八幡山1丁目6番
砧	千歳台小学校	千歳台4-24-1	千歳台廻沢町会、芦花公園スカイハイ自治会	千歳台1丁目33~35番、千歳台2丁目1・2・5・20~35番、千歳台3丁目全域、千歳台4丁目全域、千歳台5丁目全域、千歳台6丁目1~14番
砧	都立千歳丘高等学校	船橋3-18-1	船橋会、船橋葎根会	船橋1丁目1~20番、船橋3丁目1~10番、船橋5丁目1~5番



地域	避難所名	住所	避難所運営主体(町会・自治会別)	対象区域
砧	船橋希望中学校	船橋4-20-1	希望ヶ丘団地自治会、船橋4丁目住宅自治会	船橋6丁目26番、船橋7丁目全域、船橋4丁目1～22・28～30番
砧	千歳中学校	千歳台6-15-1	千歳中学校学校協議会、東京テラス防災自治会	千歳台6丁目15～17番
砧	砧小学校	喜多見6-9-1	喜多見上部自治会、石井戸会、大蔵東部町会、大蔵住宅自治会	大蔵1丁目全域、大蔵2丁目全域、大蔵3丁目全域、大蔵4丁目全域、大蔵5丁目全域、砧公園全域、喜多見5丁目7～9番、喜多見6丁目全域、砧7丁目2番、成城1丁目1～5番、砧1丁目3・6～10・13番
砧	砧南小学校	鎌田4-3-1	宇奈根町会、鎌田協和会、大蔵本村睦会	宇奈根1丁目2～14・19～21・25～43番、宇奈根2丁目全域、宇奈根3丁目全域、鎌田3丁目14・27～35番、鎌田4丁目全域、大蔵6丁目全域
砧	喜多見小学校	喜多見3-11-1	喜多見東部町会	喜多見1丁目全域、喜多見3丁目全域、喜多見4丁目1～7番・19番、喜多見5丁目1～6番・10～23・26番
砧	喜多見中学校	喜多見4-20-1	喜多見中部町会、喜多見西部町会、都営喜多見2丁目団地自治会	喜多見2丁目全域、喜多見4丁目8～36番、喜多見5丁目24～25・27番、喜多見7丁目全域
砧	砧南中学校	鎌田3-13-20	法人格鎌田南睦会、岡本自治会	宇奈根1丁目1・15～18・22～24番、鎌田1丁目全域、鎌田2丁目全域、鎌田3丁目1～13・15～26番、岡本1丁目全域、岡本2丁目全域、岡本3丁目全域、瀬田4丁目38～41番、瀬田5丁目6・9・28番
砧	山野小学校	砧6-7-1	砧町町会、法人格砧町自治会、千歳台睦会、千歳台南会	砧1丁目1～5・11～34番、砧2丁目全域、砧3丁目全域、砧4丁目全域、砧5丁目全域、砧6丁目全域、砧7丁目全域、砧8丁目全域、千歳台1丁目1～32・36～41番、祖師谷1丁目1～5・18～21番
砧	千歳小学校	成城9-6-1	法人格成城自治会(成城7～9丁目)、成城団地自治会、藤自治会	成城7丁目全域、成城8丁目全域、成城9丁目全域、祖師谷5丁目6～15・37～48番
烏山	上北沢小学校	上北沢4-22-29	上北沢町会	上北沢2丁目全域、上北沢3丁目全域、上北沢4丁目全域、上北沢5丁目全域
烏山	八幡山小学校	八幡山1-14-1	上北沢1丁目自治会、八幡山町会	上北沢1丁目全域、八幡山1丁目全域、八幡山2丁目1～18・20～22番、八幡山3丁目全域(37番を除く)
烏山	芦花小学校	粕谷2-22-1	烏山下町会、児ヶ谷会、芦花公園団地自治会、コーシャハイム芦花公園自治会、都営八幡山アパート自治会、粕谷会、烏山南住宅自治会、都営粕谷2丁目アパート自治会 ※両避難所については校舎が一体の建物のため、避難所運営は一体的に行う。	南烏山1丁目1～30番、南烏山2丁目1～6・9～37番、南烏山5丁目1～14番、粕谷1丁目全域、粕谷2丁目全域、粕谷3丁目全域、粕谷4丁目全域、八幡山2丁目19・23～25番、八幡山3丁目37番、南烏山2丁目7～8番
烏山	芦花中学校	粕谷2-22-2		
烏山	上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	上祖師谷自治会、祖師谷橋自治会、成城通りパークウエスト自治会	上祖師谷1丁目1～21番、上祖師谷2丁目1～21番、上祖師谷3丁目1～4・7～23番、上祖師谷4丁目全域、上祖師谷5丁目全域、上祖師谷6丁目1～20、26～31番、上祖師谷7丁目1～24番
烏山	給田小学校	給田4-24-1	給田町会、給田西住宅管理組合	給田3丁目25～34番、給田4丁目全域、給田5丁目全域、北烏山5丁目2～6・17～23番、北烏山7丁目全域、北烏山8丁目全域、北烏山9丁目全域
烏山	烏山北小学校	北烏山6-3-1	烏山中町会、親和会、あやめ会、烏山北住宅賃貸自治会、烏山北住宅自治会、コートヒルズ久我山自治会、北烏山みむね管理組合、烏山寺院連合会	北烏山2丁目1～8・11～14番(3番の一部除く)、北烏山3丁目全域、北烏山4丁目全域、北烏山5丁目1・7～16番、18番、北烏山6丁目全域
烏山	烏山小学校	給田1-2-1	給田町会、給田南住宅自治会、上祖師谷自治会、祖師谷橋自治会	給田1丁目全域、給田2丁目全域、給田3丁目1～24番、南烏山5丁目15～36番、上祖師谷1丁目22～41番、上祖師谷2丁目22～38番、上祖師谷6丁目21～25番、上祖師谷7丁目25～30番
烏山	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	上北沢町会、烏山下町会、千駄山町会、都営北烏山2丁目アパート自治会、北烏山青葉団地管理組合、パークアベニュー芦花公園自治会	南烏山3丁目1～11・13～25番、北烏山1丁目全域、北烏山2丁目3・9・10番、上北沢5丁目44～52番
烏山	烏山中学校	南烏山4-26-1	烏山上町会	南烏山3丁目12番、南烏山4丁目全域、南烏山6丁目全域

【罹災証明書の発行】

地震や風水害などの災害により家屋等に被害を受けた場合、管轄のまちづくりセンターで状況に応じて「罹災証明書」を発行します。詳しくは管轄のまちづくりセンターにお問い合わせください。

※首都直下地震などにより世田谷区内で大規模な被害が発生した時の「罹災証明書」の発行窓口は上記とは異なる場所に設置する予定です。

※罹災証明書とは、地震や風水害等の災害により被災した家屋等の被害の程度を証明する書類のことです。各種保険の申請、税金や保険料等の減免・猶予、壊れた住宅の補修、新しく建て直すときにかかる資金の貸付け等の融資を受けようとする際等に使用します。

主要官公署の担当区域

町名 (50音順)	まちづくりセンター	総合支所、 土木・公園 管理事務所	清掃 事務所	税務署	警察署	消防署
赤堤1～5丁目	松沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
池尻1～3丁目	池尻まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
池尻4丁目 (1～32番)	池尻まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
池尻4丁目 (33～39番)	代沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	世田谷	北沢	世田谷
宇奈根1～3丁目	喜多見まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
梅丘1～3丁目	梅丘まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
大蔵1～6丁目	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
大原1・2丁目	新代田まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
岡本1～3丁目	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
奥沢1～3丁目	奥沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
奥沢4～8丁目	九品仏まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
尾山台1～3丁目	等々力まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
粕谷1～4丁目	上祖師谷まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
鎌田1～4丁目	喜多見まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
上馬1～5丁目	上馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
上北沢1～5丁目	上北沢まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	世田谷
上祖師谷1～7丁目	上祖師谷まちづくりセンター	烏山	砧	世田谷	成城	成城
上野毛1～4丁目	上野毛まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
上用賀1～6丁目	用賀まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
北烏山1～9丁目	烏山まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
北沢1～5丁目	北沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
喜多見1～9丁目	喜多見まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城





町名 (50音順)	まちづくりセンター	総合支所、 土木・公園 管理事務所	清掃 事務所	税務署	警察署	消防署
砧1～8丁目	砧まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城
砧公園	砧まちづくりセンター	砧	砧	玉川	成城	成城
給田1～5丁目	烏山まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
経堂1～5丁目	経堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	北沢	北沢	世田谷
豪徳寺1・2丁目	梅丘まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
駒沢1丁目 (1～19番)	上馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
駒沢1丁目 (20～24番)	上馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	玉川	世田谷
駒沢2丁目	上馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
駒沢3～5丁目	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
駒沢公園	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
桜1～3丁目	上町まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
桜丘1～5丁目	経堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
桜上水1～5丁目	松沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	成城	世田谷
桜新町1・2丁目	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
三軒茶屋1丁目	太子堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
三軒茶屋2丁目	若林まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
下馬1～6丁目	下馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
新町1～3丁目	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
成城1～9丁目	成城まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城
瀬田1～5丁目	二子玉川まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
世田谷1～4丁目	上町まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
祖師谷1～6丁目	祖師谷まちづくりセンター	砧	砧	世田谷	成城	成城
太子堂1～5丁目	太子堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
代沢1～5丁目	代沢まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
代田1～3丁目	梅丘まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷

町名 (50音順)	まちづくりセンター	総合支所、 土木・公園 管理事務所	清掃 事務所	税務署	警察署	消防署
代田4～6丁目	新代田まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
玉川1～4丁目	二子玉川まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
玉川台1・2丁目	用賀まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
玉川田園調布1・2丁目	九品仏まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
玉堤1・2丁目	等々力まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
千歳台1・2丁目	祖師谷まちづくりセンター	砧	砧	北沢	成城	成城
千歳台3～6丁目	船橋まちづくりセンター	砧	砧	北沢	成城	成城
弦巻1～5丁目	上町まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
等々力1～8丁目	等々力まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
中町1～5丁目	上野毛まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
野毛1～3丁目	上野毛まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
野沢1～4丁目	下馬まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
八幡山1～3丁目	上北沢まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
羽根木1・2丁目	新代田まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
東玉川1・2丁目	奥沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
深沢1～8丁目	深沢まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
船橋1～7丁目	船橋まちづくりセンター	砧	砧	北沢	成城	成城
松原1～6丁目	松原まちづくりセンター	北沢	世田谷	北沢	北沢	世田谷
三宿1・2丁目	池尻まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷
南烏山1～6丁目	烏山まちづくりセンター	烏山	砧	北沢	成城	成城
宮坂1～3丁目	経堂まちづくりセンター	世田谷	世田谷	北沢	北沢	世田谷
用賀1～4丁目	用賀まちづくりセンター	玉川	玉川	玉川	玉川	玉川
若林1～5丁目	若林まちづくりセンター	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷	世田谷

世田谷区役所

🚗車いす用駐車場あり 🏠エレベーターあり 🚻車いす用トイレあり 🗿オストメイト対応トイレあり

世田谷区役所 🏠 🏠 🏠 🏠 世田谷総合支所、分庁舎(ノバビル)、
(建て替え中) 城山分庁舎、世田谷区民会館(改修中)

※令和5年6月1日現在

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

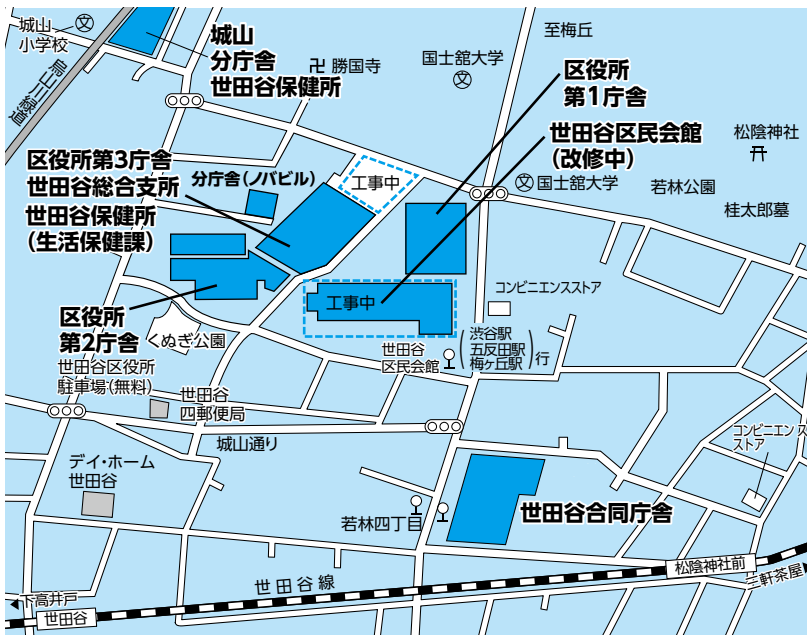
☎5432-1111(代) 📠5432-3001(広報広聴課)

〈閉庁日〉土・日曜、祝・休日、年末年始(12月29日～1月3日)
(ただし、くみん窓口は第3土曜を除く土曜午前9時～午後5時に一部業務を行っています)

〈窓口受付時間〉平日午前8時30分～午後5時

※戸籍の届出は、窓口受付時間以外及び閉庁日には、第1庁舎地下1階「時間外受付」に提出することができます。

「時間外受付」では戸籍の証明書は発行していません。



※令和5年6月1日現在

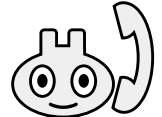
世田谷区の手続きや施設・イベント案内は

せたがやコールへ

☎ **03-5432-3333**

(午前8時～午後9時 年中無休)

Fax 03-5432-3100



〈交通〉

- 世田谷線 松陰神社前駅または世田谷駅下車各5分
- バス「世田谷区民会館」下車すぐ(【渋52・反11・等13】渋谷駅・五反田駅・等々力操車所・梅ヶ丘駅～世田谷区民会館)
- バス「世田谷区役所入口」下車6分(【渋21・22・23・24・26】渋谷駅～上町駅・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口)
- バス「世田谷駅前」下車7分(【等11】等々力操車所～桜小学校)
※城山分庁舎は、区役所第1庁舎～第3庁舎から、徒歩5分



窓

三軒茶屋分庁舎 世田谷産業プラザ

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7

☎5432-1111 (代)

経済産業部 (商業課、産業連携交流推進課、工業・ものづくり・雇用促進課、都市農業課、消費生活課)



〈交通〉

- 田園都市線三軒茶屋駅下車3分 (北口A 出口)
- 世田谷線三軒茶屋駅下車3分
- バス「三軒茶屋」下車3分 (【渋05・11・12・21・22・23・24・26・82】 渋谷駅～弦巻営業所・田園調布駅・二子玉川駅・上町・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口・等々力)
- バス「三軒茶屋」下車3分 (【黒06】 目黒駅前～三軒茶屋駅)
- バス「三軒茶屋」下車すぐ (【下61】 北沢タウンホール～駒沢陸橋)

教育総合センター

〒154-0023 世田谷区若林5-38-1

☎5432-1111 (代)

政策経営部 (政策研究・調査課)、総務部 (研修担当課)、
教育総合センター (教育相談課、教育研究・ICT推進課、支援教育課、乳幼児教育・保育支援課)



〈交通〉

- 世田谷線若林駅下車9分
- 小田急線梅ヶ丘駅下車12分
- バス「若林」下車5分 (【渋52】 世田谷区民会館～世田谷区民会館)

梅丘分庁舎

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5

☎5432-1111 (代)

生活文化政策部 (市民活動推進課、文化・国際課、人権・男女共同参画課、区民健康村・ふるさと・交流推進課)、清掃・リサイクル部 (管理課、事業課)、子ども・若者部 (児童相談支援課)



〈交通〉

- 小田急線梅ヶ丘駅下車2分
- バス「梅ヶ丘駅」下車2分 (【梅01】 梅ヶ丘駅～千歳船橋駅・【梅02】 梅ヶ丘駅～経堂駅・【渋54】 渋谷駅～経堂駅・【渋54】 渋谷～梅ヶ丘駅・【等13】 梅ヶ丘駅～等々力操車所)



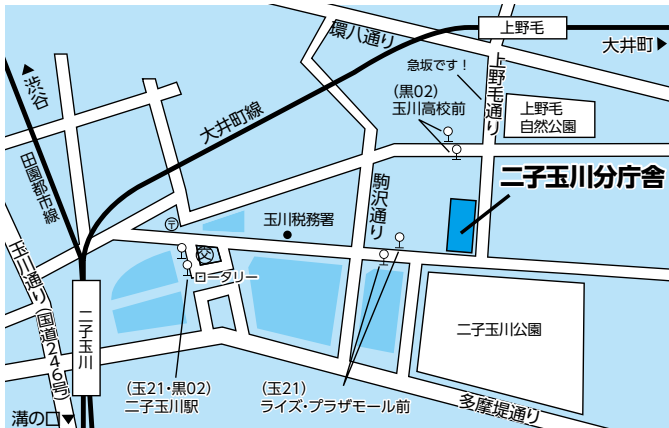
窓口

二子玉川分庁舎

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

☎5432-1111(代)

環境政策部（環境計画課、環境・エネルギー施策推進課、環境保全課）、都市整備政策部（都市計画課、都市デザイン課、市街地整備課、建築調整課、建築審査課）、防災街づくり担当部（防災街づくり課、建築安全課）、みどり33推進担当部（みどり政策課、公園緑地課）、道路・交通計画部（道路管理課、道路計画課、道路事業推進課、交通政策課）、土木部（土木計画調整課、豪雨対策・下水道整備課、交通安全自転車課、工事第一課、工事第二課）、施設営繕担当部（公共施設マネジメント課、施設営繕第一課、施設営繕第二課）



〈交通〉

- 田園都市線 ふたこたまがわ 二子玉川駅下車11分
- 大井町線 かみのげ 上野毛駅下車7分
- バス「玉川高校前」 たまがわこうこうまえ 下車2分（【黒02】二子玉川駅～目黒駅前）
- バス「ライズ・プラザモール」 まえ 下車2分（【玉21】二子玉川駅～東京医療センター）

世田谷区児童相談所

〒156-0043 世田谷区松原6-41-7

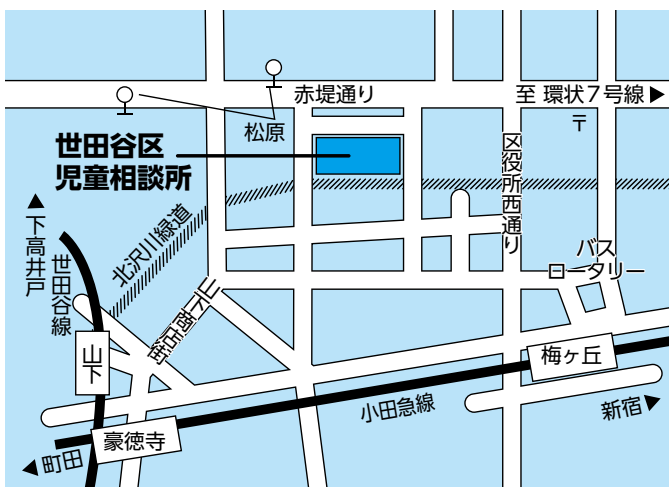
☎6379-0697 〈児童虐待の通告・相談窓口〉（24時間・365日）

☎6379-0698 ・世田谷区児童虐待通告ダイヤル ☎0120-52-8343（フリーダイヤル）

・児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（フリーダイヤル）

〈養護相談・育成相談・非行相談等〉（受付時間：平日午前8時30分～午後5時）

・世田谷区児童相談所 ☎6379-0697



〈交通〉

- 小田急線 うめがおか 梅ヶ丘駅下車5分
- 小田急線 ごうとくじ 豪徳寺駅下車5分
- 東急世田谷線 やました 山下駅下車5分
- バス「松原（世田谷区）」 まつばら せたがやく 下車2分（【梅01】梅ヶ丘駅～千歳船橋駅・【梅02】梅ヶ丘駅～経堂駅・【渋54】経堂駅～渋谷駅）

■庁舎案内

※令和5年6月1日現在のものです。名称や場所は、組織改正等で変わることがあります。

本庁舎
世田谷総合支所地域振興課
区民相談室 (区民相談、外国人相談等)
世田谷総合支所くみん窓口 (区民課)
世田谷総合支所地域調整課
世田谷総合支所街づくり課
世田谷総合支所生活支援課
世田谷総合支所保健福祉課
世田谷総合支所健康づくり課
世田谷総合支所子ども家庭支援課 (子ども家庭支援センター)
政策企画課
経営改革・官民連携担当課
財政課
広報広聴課
総務課
区政情報課
区政情報センター
人事課
職員厚生課
庁舎管理担当課
庁舎建設担当課
区長室、副区長室、秘書課
災害対策課
地域生活安全課
経理課
課税課
納税課
用地課
地域行政課
住民記録・戸籍課
スポーツ推進課
スポーツ施設課
保健福祉政策課
保健医療福祉推進課
生活福祉課
国保・年金課
保険料収納課
障害施策推進課
障害者地域生活課
障害保健福祉課

子ども・若者支援課
児童課
子ども家庭課
保育課
保育認定・調整課
生活保健課
住民接種担当課
住宅管理課
居住支援課
会計課
公金窓口
教育長室、教育委員会室
教育総務課
学校健康推進課
教育環境課
学校職員課
教育指導課
学務課
地域学校連携課
区議会傍聴席
議員控室
第1～第5委員会室
区議会議場
議長室、副議長室
区議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査事務局
ブライトホール
夜間・休日受付(巡視室)

分庁舎(ノバビル)	
3階	高齢福祉課
	介護予防・地域支援課
2階	介護保険課 (管理係、情報化推進・事務改善、 介護認定審査事務係)
	介護保険課 (資格保険料係、保険給付係、 事業者指定・指導、事業者支援)
1階	

城山分庁舎		
3階	世田谷保健所	健康企画課
		感染症対策課
2階		
1階		健康企画課(がん対策担当)
		健康推進課

世田谷総合支所 健康づくり課分室 (世田谷合同庁舎内)	
1階	世田谷総合支所健康づくり課分室(健診会場)



総合支所のご案内

※ファクシミリ番号はお問い合わせ用です。申請等はファクシミリでは取り扱っていません。

〈表1-1〉総合支所各課の主な仕事

課	係	主な仕事	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
所在地			世田谷4-22-33	北沢2-8-18	等々力3-4-1	成城6-2-1	南烏山6-22-14
担当係が不明の場合			☎5432-1111(代)	☎5478-8000	☎3702-1131	☎3482-1321	☎3326-1202
地域 振興 課	調整係	支所庶務・ 庁舎管理	計画調整・相談 ☎5432-2812 ☎5432-2818	☎5478-8000	☎3702-1133	☎3482-1321	☎3326-1202
	計画・相談 (すぐやる 相談窓口)	地域の困りごとと相 談、広報・広聴		☎5478-8038	☎3702-1134	☎3482-1324	☎3326-1207
	区民 相談室	区民相談、 弁護士相談等	☎5432-2016	☎5478-8001	☎3702-4864	☎3482-3139	☎3326-6304
	区政情報 センター・ コーナー	区政資料の閲覧・ 販売、他自治体資 料の閲覧	☎5432-2099	☎5478-8095	☎3702-4549	☎3482-3346	☎3326-8370
	地域振興・ 防災	地域活動団体助成、 ふるさとまつり支 援、防災訓練、防 災区民組織	☎5432-2831 FAX 5432-3032	☎5478-8028	☎3702-1603	☎3482-2169	☎3326-9249
	生涯学習・ 施設	地区会館・区民集 会所利用・生涯学 習支援	☎5432-2835 ☎5432-2840 FAX 5432-3032	☎5478-8045	☎3702-1636	☎3482-2001	☎3326-9376
	地域施設 整備	区民施設等の計 画及び建設等	—	☎5478-8045	☎3702-2153	—	—
	※課のファクシミリ			FAX 5432-3031	FAX 5478-8004	FAX 3702-0942	FAX 3482-1655
くみん 窓口 (区民課)	区民担当 (区民係)	転入・転出・転居 手続き、住民票、印 鑑登録・証明、マ イナンバーカード の申請・交付、特 別永住者証明書の 更新・変更・交付、 国民健康保険・国 民年金の届出、後 期高齢者医療被保 険者証交付、介護 保険証交付、飼い 犬の登録、住民税・ 軽自動車税の申告、 課税・納税証明	☎5432-2814 ※一部本庁の 各担当課での 取扱いとなり ます。	☎5478-8039 FAX 5478-7052	☎3702-1137 FAX 6809-7900	☎3482-3861 FAX 5787-7730	☎3326-8290 FAX 3326-9849
	戸籍担当 (戸籍係)	戸籍の届出、戸籍に関 する証明書の発行	☎5432-2825	☎5478-8041	☎3702-1136	☎3482-1326	☎3326-8293





窓
口

課	係	主な仕事	世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所
生活支援課	管理係	民生委員・児童委員	☎5432-2841	☎6804-7770	☎3702-1730	☎3482-1343	☎3326-6111
	生活支援	生活相談	☎5432-2846	☎6804-7386	☎3702-1734	☎3482-1390	☎3326-6112
	保護・自立促進	生活保護	☎5432-2490 ☎5432-2856 ☎5432-2496 ☎5432-2863	☎6804-7409 ☎6804-7418	☎3702-1742 ☎3702-1735 ☎3702-1195	☎3482-3269 ☎3482-3352	☎3326-6100 ☎3326-6110 ☎3326-6113
			生活困窮者の自立促進	☎5432-2497	☎6804-7421	☎3702-2172	☎3482-5401
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3034	FAX 6804-7994	FAX 3702-1520	FAX 5490-1139	FAX 3326-6169
保健福祉課	保健福祉管理係	高齢者・障害者(児)への保健福祉サービスに関する経理事務	☎5432-2885	☎6804-8056	☎3702-1796	☎3482-8192	☎3326-9632
	地域支援	介護保険の相談・受付、高齢者への保健福祉サービスの相談・申請	☎5432-2850	☎6804-8701	☎3702-1894	☎3482-8193	☎3326-6136
	障害支援	障害者(児)の自立支援に関する相談、障害者(児)への保健福祉サービスの相談・申請	☎5432-2865	☎6804-8727	☎3702-2092	☎3482-8198	☎3326-6115
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3049	FAX 6804-8813	FAX 5707-2661	FAX 3482-1796	FAX 3326-6154
健康づくり課	事業係	妊娠届、両親学級、乳幼児健診、歯科保健相談、予防接種票、医療費助成申請、区民健診、食生活相談室、健康教室、細菌検査	☎5432-2893	☎6804-9355	☎3702-1948	☎3483-3161	☎3308-8228
	保健相談係	妊娠期面接、健康相談、育児相談、こころの健康相談、デイケア	☎5432-2896	☎6804-9667	☎3702-1982	☎3483-3166	☎3308-8246
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3074	FAX 6804-9044	FAX 3705-9203	FAX 3483-3167	FAX 3308-3036
子ども家庭支援課	子ども家庭支援センター	母子・父子・女性相談、保育園入園相談 子ども家庭総合相談	☎5432-2915	☎6804-7525	☎3702-1189 ☎3702-2173	☎3482-1344 ☎3482-5271 ☎3482-1415	☎3326-6155 ☎3326-6056
		児童手当・児童扶養手当等、子ども・ひとり親家庭等医療費助成	☎5432-2311	☎6804-7526	☎3702-1792	☎3482-1344	☎3326-9864
	※課のファクシミリ		FAX 5432-3034	FAX 6804-9044	FAX 3702-1336	FAX 6277-9721	FAX 3308-3036



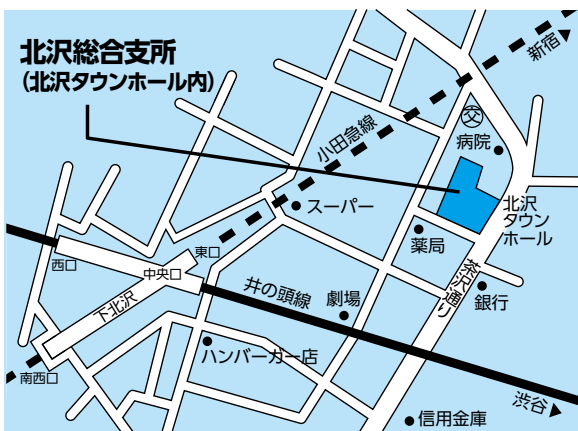
課	係	主な仕事	世田谷 総合支所	北沢 総合支所	玉川 総合支所	砧 総合支所	烏山 総合支所
街づくり課	街づくり	都市計画の案内 都市計画・地区計画(千歳 烏山駅周辺地区を除く)・ 地区街づくり計画等(千歳 烏山駅周辺地区を除く)に 関する相談、土地区画整理 事業を施行すべき区域(世 田谷を除く)、建築の条例 等手続き(街づくり条例・ 住環境整備条例・中高層 条例・みどりの基本条例関 係)、建築計画概要書閲覧、 風致地区の許可(砧・玉川 のみ)、建築台帳証明 自動車臨時運行許可、 道路等の相談	☎ 5432-2870 ~ 2872 ☎ 5432-2460	☎ 5478-8031 ☎ 5478-8074 ☎ 5478-8076	☎ 3702-2179 ☎ 3702-4513 ☎ 3702-4539 ☎ 3702-4573 ☎ 3702-4538 ☎ 3702-4568	☎ 3482-2594 ☎ 3482-1398 ☎ 3482-1301	☎ 3326-9618 ☎ 3326-6306
		※課のファクシミリ	FAX 5432-3055	FAX 5478-8019	FAX 3702-0942	FAX 3482-1471	FAX 3326-6159
拠点整備 担当課	拠点整備	小田急線上部利用計画	—	☎ 5478-8012	—	—	—
	※課のファクシミリ		—	FAX 5478-8019	—	—	—
駅周辺整備 担当課	駅周辺整備	千歳烏山駅周辺街づくり (千歳烏山駅周辺地区地区計画)	—	—	—	—	☎ 3326-9836
	※課のファクシミリ		—	—	—	—	FAX 3326-6159

案内図

車いす用駐車場あり
 エレベーターあり
 車いす用トイレあり
 オストメイト対応トイレあり

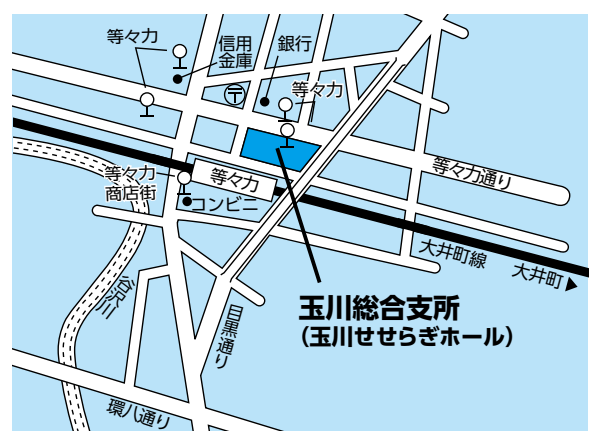
〈窓口受付時間〉 平日午前8時30分～午後5時 **〈閉庁日〉** 土・日曜、祝・休日、年末年始(12月29日～1月3日) (ただし、くみん窓口は第3土曜を除く土曜午前9時～午後5時に一部業務を行っています)

北沢総合支所
 北沢区民会館(北沢タウンホール)



- 北沢2-8-18 ☎ 5478-8000
- 小田急線 下北沢駅東口下車5分
 - 井の頭線 下北沢駅中央口下車5分
 - バス「北沢タウンホール」下車すぐ(【下61】駒沢陸橋～北沢タウンホール)

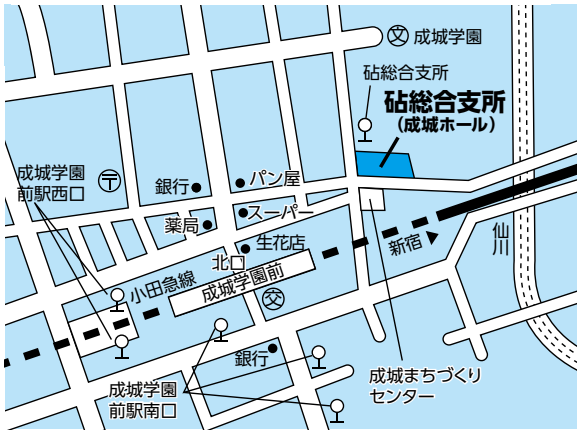
玉川総合支所
 玉川区民会館(玉川せせらぎホール)



- 等々力3-4-1 ☎ 3702-1131
- 大井町線 等々力駅下車すぐ
 - バス「等々力」下車2分(【等12・13】等々力操車所～成城学園前駅・梅ヶ丘駅、【東98】等々力操車所～東京駅南口)
 - バス「等々力」下車すぐ(【渋82】等々力～渋谷駅、【等01】等々力～玉堤(循環))

砧総合支所

砧区民会館 (成城ホール)



成城6-2-1 ☎ 3482-1321

- 小田急線成城学園前駅北口下車3分
- バス「成城学園前駅」下車5分 (【渋24】渋谷駅・【玉07・31】二子玉川駅・【用06】用賀駅・【等12】等々力操車所・【歳20・21】千歳船橋駅・【成01】つつじヶ丘駅南口・【成02】千歳烏山駅北口・【成04】調布駅南口・【成05】狛江駅北口・【成06】千歳烏山駅南口～成城学園前駅)
- バス「砧総合支所」下車すぐ (祖師谷・成城地域循環)

烏山総合支所



南烏山6-22-14 ☎ 3326-1202

- 京王線千歳烏山駅下車5分
- バス「烏山総合支所前」下車すぐ (【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅(北口))
- バス「千歳烏山駅(北口)」下車2分 (【成02】成城学園前駅(西口)・【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅(北口)・【荻58】北野～荻窪駅(南口))
- バス「千歳烏山駅(南口)」下車8分 (【成06】成城学園前駅(西口)・【歳23】千歳船橋駅～千歳烏山駅・【丘22】つつじヶ丘駅(北口)～千歳船橋駅)
- バス「千歳烏山駅」下車6分 (【烏01】千歳烏山駅～久我山病院循環)

世田谷総合支所の案内図・交通は
38頁をご覧ください

世田谷総合支所

世田谷4-22-33

☎ 5432-1111(代)

世田谷保健所

世田谷4-24-1 城山分庁舎内

☎ 5432-2432 (一部、区役所本庁舎内)



窓口取扱い早見表

■平日(月～金曜)の窓口 (受付時間) 午前8時30分～午後5時 (閉庁日) 祝・休日、年末年始

※マイナンバーカード専用証明書自動交付機は➡86頁参照

主な窓口サービスの項目	窓口	詳細説明頁	くみん窓口	出張所	まちづくりセンター	
			世田谷総合支所 北沢総合支所 玉川総合支所 砧総合支所 烏山総合支所	太子堂出張所 経堂出張所 用賀出張所 二子玉川出張所 烏山出張所	三子玉川、成城、烏山 北沢、等々力、用賀、太子堂、経堂、	左記以外の20か所
住民登録	転入・転出・転居・世帯変更の届出	77	○	○	—	—
	住民票(除票)の写し・住民票(除票)記載事項証明書・不在住証明書の交付	78	○	○	—	注1
	住民票の写しの広域交付	79	○	○	—	—
	マイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付 ※要事前申込み	80～	○注2	○	—	—
	電子証明書(署名用・利用者証明用)の発行	81	○	○	—	—
登録鑑	印鑑登録の申請(登録、廃止・紛失等の届出)	82	○	○	—	—
	印鑑登録証明書の交付	82	○	○	—	注1
特別永住者の方の手続き(特別永住者証明書の更新・変更・交付等、特別永住許可の申請)		84	○	○	—	—
住居表示に関する届出		162	○	○	—	—
戸籍	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・身分証明書等の交付	75	○	○	—	—
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)・除籍個人事項証明書(除籍抄本)等の交付	75	○	—	—	—
	出生・死亡・婚姻等の届出	72～	○	—	—	—
税金	特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)の納付	89	○	○	—	—
	特別区民税・都民税の課税・納税証明書の交付	89	○	○	—	注1
	軽自動車税(種別割)の納税証明書の交付	89	○	—	—	—
	軽自動車(125cc以下の原付バイク・小型特殊自動車)の登録、廃車手続き	92	○	—	—	—
保険・年金	国民健康保険の手続き等(一部の保険給付は除く)	104～	○	○	—	証再交付のみ
	国民健康保険料の支払い	105	○	○	—	—
	後期高齢者医療制度の手続き	118	○	○	—	証再交付のみ
	後期高齢者医療保険料の支払い	118	○	○	—	—
	国民年金の届出(高齢任意加入・保険料免除・第3号被保険者に係る届を除く)	109	○	○	—	—
	介護保険被保険者証の交付	111	○	○	—	証再交付のみ
介護保険料の支払い		111	○	○	—	—
飼い犬の狂犬病予防注射済票の交付		103	○	○	—	—
妊娠届の受理、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票の交付		138・141	支所健康づくり課		○	—
学校	学校指定通知書・就学通知書の交付	149	○	○	—	—
	私立・国立等の小・中学生への携帯用防犯ブザーの支給	149	○	○	—	○
ごみ散乱防止ネットの助成		95	支所地域振興課計画・相談 ※世田谷は計画調整・相談		—	○注3
車いすの貸出し		129	支所保健福祉課		—	○注4
高枝切ばさみの貸出し		167	—	—	○	○
区広報板(地域コーナー)の利用受付		—	—	—	○	○

※注1：住民票の写し(本人または同一世帯員の方のみ)、印鑑登録証明書、課税証明書(本人のみ)の取次ぎ発行を行っています。(詳しくは➡52頁)

※注2：マイナンバーカード(個人番号カード)の交付は、各総合支所マイナンバーカード特設窓口で行います。

※注3：北沢・等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所地域振興課計画・相談で取り扱います。

※注4：北沢・等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所保健福祉課で取り扱います。



■土曜（第3土曜を除く）の窓口

〈受付時間〉午前9時～午後5時 〈閉庁日〉毎月の第3土曜、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）

主な窓口 サービスの項目	窓口	詳細説明頁	くみん窓口					太子堂出張所	ご注意
			世田谷総合支所	北沢総合支所	玉川総合支所	砧総合支所	烏山総合支所		
住民登録	転入・転出・転居・世帯変更の届出	77	○	○	○	○	○	次の手続き等は取扱いできません。 ・海外からの転入届 ・住民基本台帳カードを継続して利用する転入届 ・他の区市町村への確認が必要な手続き等 ・住基ネットを利用する手続き等	
	住民票（除票）の写し・住民票（除票）記載事項証明書・不在住証明書の交付	78	○	○	○	○	○		
	住民票の写しの広域交付	79	—	—	—	—	—		
	マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付 ※要事前申込み	80～	○注1	○	○	○	○		
	電子証明書（署名用・利用者証明用）の発行	81	○	○	○	○	○		
登印登録鑑	印鑑登録の申請（登録、廃止・紛失等の届出）	82	○	○	○	○	○		
	印鑑登録証明書の交付	82	○	○	○	○	○		
特別永住者の方の 手続き（特別永住者 証明書の更新・変更・ 交付等）	84	○	○	○	○	○	○	特別永住許可の申請は取扱いできません。	
住居表示に関する届出	162	○	○	○	○	○	○		
戸籍	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）・身分証明書等の交付	75	△	△	△	△	△	本人等請求（※注2）のみとなります。	
	除籍全部事項証明書（除籍謄本）・除籍個人事項証明書（除籍抄本）等の交付	75	△	△	△	△	△	本人等請求（※注2）のみとなります。 平成17年7月16日以降の平成改製原戸籍と除籍のみです。	
	出生・死亡・婚姻等の届出	72～	△	△	△	△	△	お預かりとなります。	
税金	特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）の納付	89	—	—	—	—	—		
	特別区民税・都民税の課税・納税証明書の交付	89	○	○	○	○	○	申告していない場合や担当課に確認が必要な場合は交付できません。	
	軽自動車税（種別割）の納税証明書の交付	89	—	—	—	—	—		
	軽自動車（125cc以下の原付バイク・小型特殊自動車）の登録、廃車手続き	92	—	—	—	—	—		
保険・年金	国民健康保険の手続き等（一部の保険給付は除く）	104～	△	△	△	△	△	担当課に確認が必要な場合はお預かりとなります。	
	国民健康保険料の支払い	105	—	—	—	—	—		
	後期高齢者医療制度の手続き	118	△	△	△	△	△	お預かりとなります。	
	後期高齢者医療保険料の支払い	118	—	—	—	—	—		
	国民年金の届出（高齢任意加入・保険料免除・第3号被保険者に係る届を除く）	109	○	○	○	○	○		
	介護保険被保険者証の交付	111	△	△	△	△	△	担当課に確認が必要な場合はお預かりとなります。	
介護保険料の支払い	111	—	—	—	—	—			
飼い犬の狂犬病予防注射済票の交付	103	—	—	—	—	—	—		
妊娠届の受理、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票の交付	138 141	○	○	○	○	○	○	担当課に確認が必要な場合はお預かりとなります。	
学校	学校指定通知書・就学通知書の交付	149	○	○	○	○	○		
	私立・国立等の小・中学生への携帯用防犯ブザーの支給	149	○	○	○	○	○		
ごみ散乱防止ネットの助成	95	—	—	—	—	—	—		
車いすの貸出し	129	—	—	—	—	—	—		
高枝切ばさみの貸出し	167	—	—	—	—	—	—		
区広報板（地域コーナー）の利用受付	—	—	—	—	—	—	—		

※注1 マイナンバーカード（個人番号カード）の交付は、各総合支所マイナンバーカード特設窓口で行います。

※注2 本人等請求…戸籍に記載されている方、その配偶者、子、孫、父母など直系親族からの請求



窓

■土・日曜、祝・休日等の証明書(住民票・印鑑登録証明書)発行窓口

窓口 (案内図→51頁)	受付日・時間	交付する証明書の種類	申請できる方・申請時にお持ちいただくもの	問い合わせ先
キャロットタワー 住民票・印鑑証明発行窓口(キャロットタワー2階)	午前9時～午後8時 (年未年始を除く)	●住民票の写し ※除票・履歴付住民票の写し、外国人の方の通称の記載及び削除に関する事項を記載した住民票の写し、住民票の写しの広域交付申請は取り扱えません。 ●印鑑登録証明書	●住民票の写し 本人または同一世帯員の方 ※本人確認をしますので、マイナンバーカード(個人番号カード)・住民基本台帳カード・運転免許証・パスポート(日本国発行のもののみ)、在留カード等官公署発行の写真入り証明書、または健康保険証をお持ちください。 ●印鑑登録証明書 印鑑登録証明書を取りたい方の印鑑登録証(カード)をお持ちください。	世田谷総合支所 くみん窓口 区民担当 ☎5432-2814 ※平日: 午前8時30分～午後5時 土曜(第3土曜を除く): 午前9時～午後5時
烏山区民センター 案内窓口	土・日曜、祝・休日 (年未年始を除く) 午前9時～午後5時			烏山出張所 ☎3300-5361 ☎5384-3222 ※平日のみ (午前8時30分～午後5時)



くみん窓口

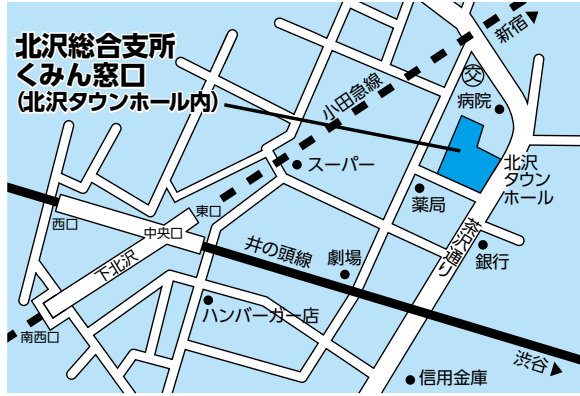
〈閉庁日〉第3土曜、日曜、祝・休日、年末年始(12月29日～1月3日)

〈受付時間〉平日午前8時30分～午後5時、第3土曜を除く土曜午前9時～午後5時
取扱業務は、窓口取扱い早見表(➡46頁～)をご覧ください。

案内図

🅐車いす用駐車場あり 🅑エレベーターあり 🅒車いす用トイレあり 🅓オストメイト対応トイレあり

北沢総合支所 くみん窓口

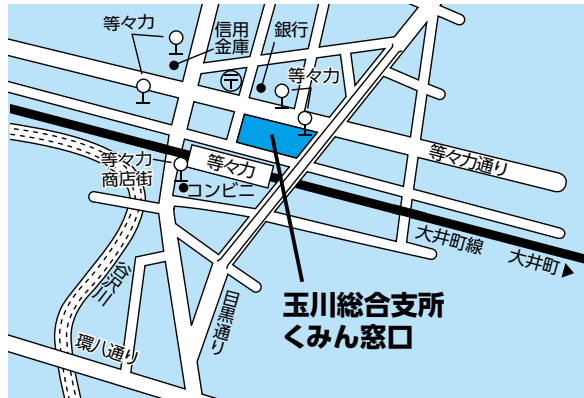


北沢2-8-18

区民担当(区民課区民係) ☎5478-8039
戸籍担当(区民課戸籍係) ☎5478-8041

- 小田急線下北沢駅東口下車5分
- 井の頭線下北沢駅中央口下車5分
- バス「北沢タウンホール」下車すぐ(【下61】駒沢陸橋～北沢タウンホール)

玉川総合支所 くみん窓口



等々力3-4-1

区民担当(区民課区民係) ☎3702-1137
戸籍担当(区民課戸籍係) ☎3702-1136

- 大井町線等々力駅下車すぐ
- バス「等々力」下車2分(【等12・13】等々力操車所～成城学園前駅・梅ヶ丘駅、【東98】等々力操車所～東京駅南口)
- バス「等々力」下車すぐ(【渋82】等々力～渋谷駅、【等01】等々力～玉堤〔循環〕)

砧総合支所 くみん窓口

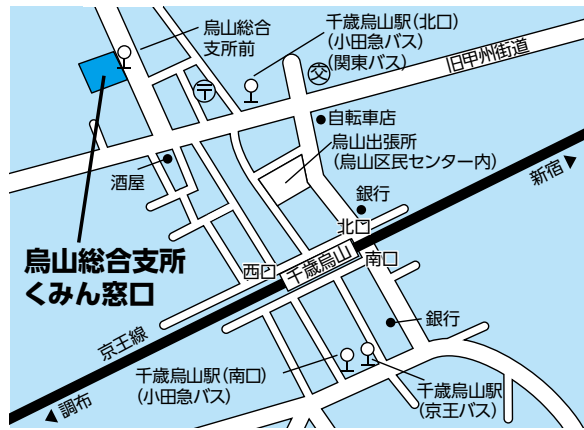


成城6-2-1

区民担当(区民課区民係) ☎3482-3861
戸籍担当(区民課戸籍係) ☎3482-1326

- 小田急線成城学園前駅北口下車3分
- バス「成城学園前駅」下車5分(【渋24】渋谷駅・【玉07・31】二子玉川駅・【用06】用賀駅・【等12】等々力操車所・【歳20・21】千歳船橋駅・【成01】つつじヶ丘駅南口・【成02】千歳烏山駅北口・【成04】調布駅南口・【成05】狛江駅北口・【成06】千歳烏山駅南口～成城学園前駅)
- バス「砧総合支所」下車すぐ(祖師谷・成城地域循環)

烏山総合支所 くみん窓口



南烏山6-22-14

区民担当(区民課区民係) ☎3326-8290
戸籍担当(区民課戸籍係) ☎3326-8293

- 京王線千歳烏山駅下車5分
- バス「烏山総合支所前」下車すぐ(【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅〔北口〕)
- バス「千歳烏山駅〔北口〕」下車2分(【成02】成城学園前駅〔西口〕・【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅〔北口〕、【狹58】北野～狹窪駅〔南口〕)
- バス「千歳烏山駅〔南口〕」下車8分(【成06】成城学園前駅〔西口〕・【歳23】千歳船橋駅～千歳烏山駅、【丘22】つつじヶ丘駅〔北口〕～千歳船橋駅)
- バス「千歳烏山駅」下車6分(【烏01】千歳烏山駅～久我山病院循環)

世田谷総合支所の案内図・交通は38頁をご覧ください

世田谷総合支所 くみん窓口 世田谷4-22-35 区役所第2庁舎内

区民担当(区民課区民係) ☎5432-2814 戸籍担当(区民課戸籍係) ☎5432-2825



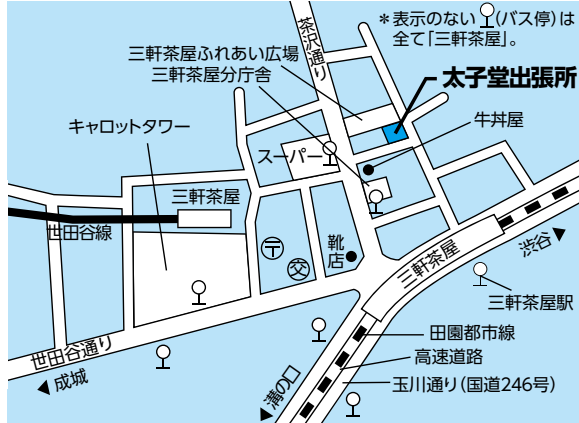
出張所

取扱業務は、窓口取扱い早見表 (➡46頁～) をご覧ください。

案内図

🚗車いす用駐車場あり 🏠エレベーターあり 🚻車いす用トイレあり 🚽オストメイト対応トイレあり

太子堂出張所



太子堂2-17-1

☎3413-1247 FAX6805-5661

- 田園都市線三軒茶屋駅下車4分
- 世田谷線三軒茶屋駅下車4分
- バス「三軒茶屋」下車4分 (渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋11】田園調布駅・【渋12】二子玉川駅・【渋21】上町・【渋22】用賀駅・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口・【渋26】調布駅南口・【渋82】等々力)
- バス「三軒茶屋」下車4分 (【下61】北沢タウンホール～駒沢陸橋)
- バス「三軒茶屋」下車4分 (【黒06】目黒駅前～三軒茶屋駅)

経堂出張所



宮坂1-44-29

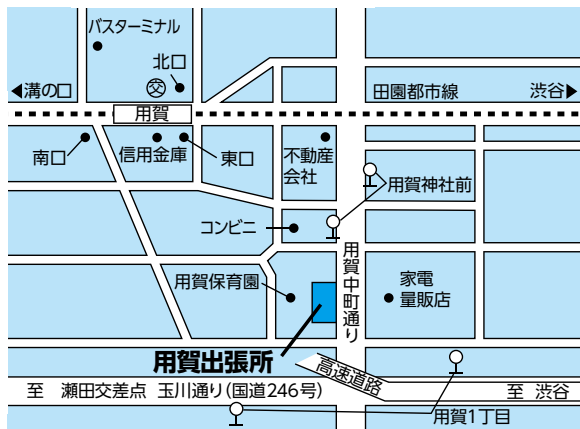
☎3420-7143 FAX3420-5710

- 小田急線経堂駅下車8分



窓口

用賀出張所



用賀2-29-22

☎3700-3657 FAX5491-0555

- 田園都市線用賀駅東口下車5分
- バス「用賀駅」下車5分(【用01】祖師ヶ谷大蔵駅・【用06】成城学園前駅・【用21】関東中央病院・【用22】美術館・【渋22】渋谷駅)
- バス「用賀神社前」下車2分(【恵32】用賀駅～恵比寿駅・【等12】等々力操車所～成城学園前駅)
- バス「用賀一丁目」下車3分(【玉12】駒沢大学駅前～二子玉川駅/高津営業所)

二子玉川出張所

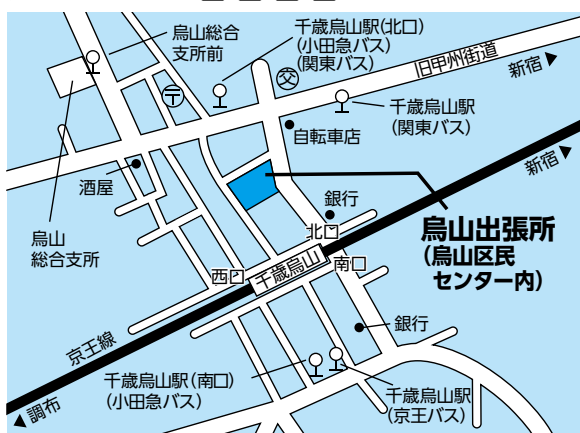


玉川4-4-5

☎3707-4946 FAX6805-6264

- 大井町線、田園都市線二子玉川駅下車6分
- バス「二子玉川」下車4分(【玉06】砧本村・【玉07】成城学園前駅(南口)・【玉08】調布駅南口～二子玉川駅)
- バス「二子玉川駅」下車7分(【玉11】多摩川駅・【玉21】東京医療センター・【黒02】目黒駅前～二子玉川駅)
- バス「玉川高島屋SC西口」下車2分(【玉30】玉川病院循環・【玉31】成城学園前駅/成育医療研究センター～二子玉川駅)

烏山出張所



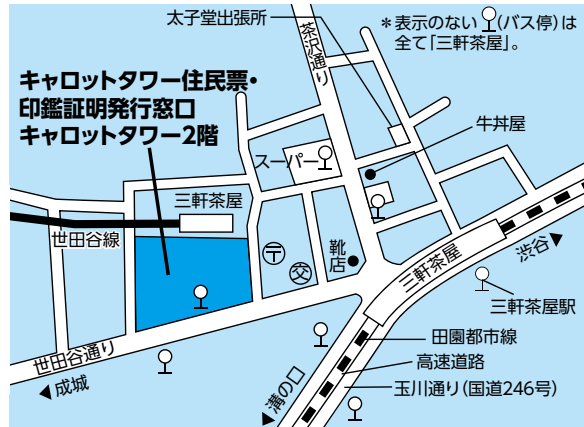
南烏山6-2-19 烏山区民センター内

☎3300-5361 FAX5384-3222

※車いす用駐車場については、事前にお問い合わせください。

- 京王線千歳烏山駅下車2分
- バス「千歳烏山駅(北口)」下車2分(【成02】成城学園前駅西口・【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅(北口)・【荻58】荻窪駅南口～北野)
- バス「千歳烏山駅(南口)」下車5分(【歳23】千歳船橋駅・【成06】成城学園前駅西口・【烏51】八幡山駅～千歳烏山駅(南口)・【丘22】千歳船橋駅～つつじヶ丘駅北口)
- バス「千歳烏山駅」下車5分(【烏01】千歳烏山駅～久我山病院(循環))

キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口



太子堂4-1-1 キャロットタワー 2階

※専用電話はありません。

お問い合わせは「世田谷総合支所くみん窓口区民担当(☎5432-2814)」へ

- 世田谷線三軒茶屋駅下車すぐ
- 田園都市線三軒茶屋駅下車3分
- バス「三軒茶屋」下車2分(渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋11】田園調布駅・【渋21】上町駅・【渋22】用賀駅・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口・【渋26】調布駅南口・【渋82】等々力)
- バス「三軒茶屋」下車2分(【下61】北沢タウンホール～駒沢陸橋)
- バス「三軒茶屋」下車2分(【黒06】目黒駅前～三軒茶屋駅)



窓口

まちづくりセンター

■月～金曜の窓口 (窓口受付時間) 午前8時30分～午後5時 (閉庁日) 土・日曜、祝・休日、年末年始

主なサービス	
まちづくりセンター (28か所)	● 地区のまちづくり支援に関すること
	● 地区の防災に関すること
	● 身近な地区での相談に関すること
	● 主な窓口サービス
	(1) マイナンバーカード専用証明書自動交付機での「住民票の写し」等の交付 (➡86頁)
	(2) 窓口での「住民票の写し」等の証明書の取次ぎ発行 (下記参照)
	(3) 国民健康保険証・国民健康保険高齢受給者証・介護保険の保険証及び資格者証・後期高齢者医療被保険者証の再交付
	(4) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付
	(5) 国立・都立・私立小・中学校への入学の届出、就学通知書の再交付
	(6) 国立・都立・私立小・中学生への携帯用防犯ブザーの支給
	(7) ごみ散乱防止ネットの助成
(8) 車いすの貸出し	
(9) 高枝切ばさみの貸出し	
(10) 区広報板 (地域コーナー) の利用受付	

※ (1)～(6) について太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、烏山は同じ建物内、成城は隣接する総合支所のくみん窓口または出張所で取り扱います。

※ (7) について北沢、等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所の地域振興課計画・相談で取り扱います。

※ (8) について北沢、等々力は同じ建物内、成城は隣接する総合支所の保健福祉課で取り扱います。

〈証明書の取次ぎ発行〉

太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く20か所の窓口において、以下の証明書の取次ぎ発行を行っています。

種類	手数料	申請できる方	申請に必要な書類
住民票の写し ※注1	300円 (1通)	本人または本人と同一世帯員の方	本人確認資料 (➡76頁)
印鑑登録証明書 ※注2		印鑑登録証明書を取りたい方の印鑑登録証 (カード) をご持参の方	印鑑登録証 (カード)
課税証明書 ※注3		本人 ※注4	本人確認資料 (➡93頁)

注1：住民票コード入りの住民票の写し、除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、転出の届出をした方の住民票の写し、外国人の方の在留資格の一部のみを省略した住民票の写し、広域交付申請は取扱いできません。

注2：世田谷区からの転出の届出を提出された方の証明書については取扱いできません。

注3：前年度以前の課税 (非課税) 証明書は取扱いできません。(未申告の場合や修正申告をした場合等も、一部発行できないことがあります)

注4：現年度の1月1日 (基準日) 時点で世田谷区に居住し、世田谷区で課税・非課税の決定がされている方。かつ、申請時点で世田谷区に住民登録がある方のみ取扱います。

※注1～4以外にも交付できない場合がありますので、あらかじめ窓口にお問い合わせください。

〈福祉の相談窓口〉

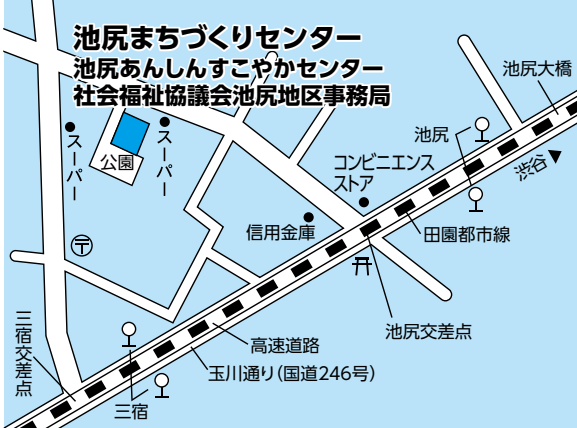
区内全28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)、社会福祉協議会地区事務局の三者が連携して、担当区域 (➡35頁～) の福祉の困りごとなどの相談をお受けしています。また、相談内容によっては専門の担当組織や専門機関に適切に引き継ぎ、支援に結び付けています。

※あんしんすこやかセンター (➡123頁・180頁～)、社会福祉協議会 (➡123頁・191頁～)

案内図

🅐車いす用駐車場あり 🏠エレベーターあり 🚻車いす用トイレあり 🚽オストメイト対応トイレあり
 ※ファクシミリ番号はお問い合わせ用です。申請等はファクシミリでは取り扱っていません。

- 池尻まちづくりセンター 🏠 🚻 🚽
- 池尻あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会池尻地区事務局



池尻3-27-21

池尻まちづくりセンター

☎ 3413-1843 FAX 5486-7664

池尻あんしんすこやかセンター

☎ 5433-2512 FAX 3418-5261

社会福祉協議会池尻地区事務局

☎ 090-9818-3040 FAX 4330-1886

- 田園都市線池尻大橋駅西口下車12分
- バス「三宿」下車8分(渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋21】上町・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口)
- バス「池尻」下車10分(渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋21】上町・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口)

- 太子堂まちづくりセンター 🏠 🚻 🚽
- 太子堂あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会太子堂地区事務局



太子堂2-17-1

太子堂まちづくりセンター

☎ 5787-6368 FAX 5787-6690

太子堂あんしんすこやかセンター

☎ 5486-9726 FAX 5486-9750

社会福祉協議会太子堂地区事務局

☎ 070-3946-9785 FAX 4333-0326

- 田園都市線三軒茶屋駅下車4分
- 世田谷線三軒茶屋駅下車4分
- バス「三軒茶屋」下車4分(渋谷駅～【渋05】弦巻営業所・【渋11】田園調布駅・【渋12】二子玉川駅・【渋21】上町・【渋22】用賀駅・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口・【渋26】調布駅南口・【渋82】等々力)
- バス「三軒茶屋」下車4分(【下61】北沢タウンホール～駒沢陸橋)
- バス「三軒茶屋駅」下車4分(【黒06】目黒駅前～三軒茶屋駅)

- 若林まちづくりセンター 🅐 🏠 🚻 🚽
- 若林あんしんすこやかセンター
- 社会福祉協議会若林地区事務局



若林1-34-2

若林まちづくりセンター

☎ 3413-1341 FAX 5486-7666

若林あんしんすこやかセンター

☎ 5431-3527 FAX 5431-3528

社会福祉協議会若林地区事務局

☎ 070-3946-9786 FAX 6733-7916

- 世田谷線若林駅下車5分、西太子堂駅下車5分
- バス「若林駅前」下車6分(【渋52】渋谷駅～世田谷区民会館、【森91】新代田駅前～大森操車所)

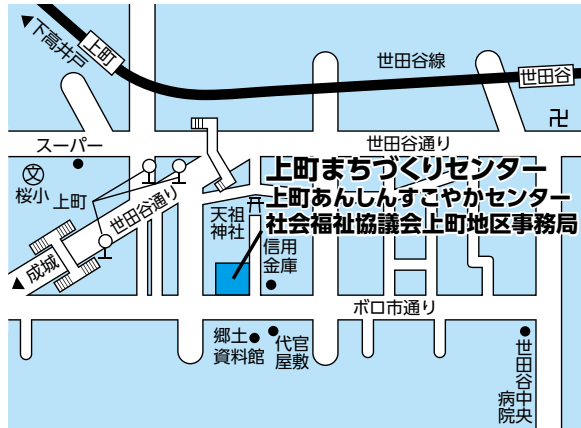


窓
口

■上町まちづくりセンター

□上町あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会上町地区事務局



世田谷1-23-5

上町まちづくりセンター

☎ 3420-4241 FAX 5477-7920

上町あんしんすこやかセンター

☎ 5450-3481 FAX 5450-8005

社会福祉協議会上町地区事務局

☎ 070-3946-9787 FAX 6733-7928

- 世田谷線 上町駅下車5分、世田谷駅下車7分
- バス「上町」下車3分(渋谷駅～【渋21】上町・【渋23】祖師ヶ谷大蔵駅・【渋24】成城学園前駅西口・【渋26】調布駅南口・【渋22】用賀駅、【等11】等々力操車所～祖師ヶ谷大蔵駅)

■経堂まちづくりセンター

□経堂あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会経堂地区事務局



宮坂1-44-29

経堂まちづくりセンター

☎ 3420-7197 FAX 3420-5710

経堂あんしんすこやかセンター

☎ 5451-5580 FAX 5451-5582

社会福祉協議会経堂地区事務局

☎ 070-3946-9788 FAX 6733-7904

- 小田急線 経堂駅下車8分

■下馬まちづくりセンター

□下馬あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会下馬・野沢地区事務局



下馬4-13-4

下馬まちづくりセンター

☎ 3424-1781 FAX 5486-7667

下馬あんしんすこやかセンター

☎ 3422-7218 FAX 3414-5225

社会福祉協議会下馬・野沢地区事務局

☎ 070-3946-9789 FAX 6733-7562

- バス「学芸大学附属高校」下車4分(渋谷駅～【渋32】野沢龍雲寺循環、目黒駅前～【黒06】三軒茶屋駅・【黒09】野沢龍雲寺循環、【都立34】東京医療センター～下馬一丁目循環)
- バス「世田谷観音」下車5分(渋谷駅～【渋32】野沢龍雲寺循環、目黒駅前～【黒06】三軒茶屋駅・【黒09】野沢龍雲寺循環、【都立34】東京医療センター～下馬一丁目循環)

■上馬まちづくりセンター

□上馬あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会上馬地区事務局



上馬4-10-17

上馬まちづくりセンター

☎ 3422-7415 FAX 5486-7668

上馬あんしんすこやかセンター

☎ 5430-8059 FAX 5430-8085

社会福祉協議会上馬地区事務局

☎ 070-3946-9790 FAX 6733-7801

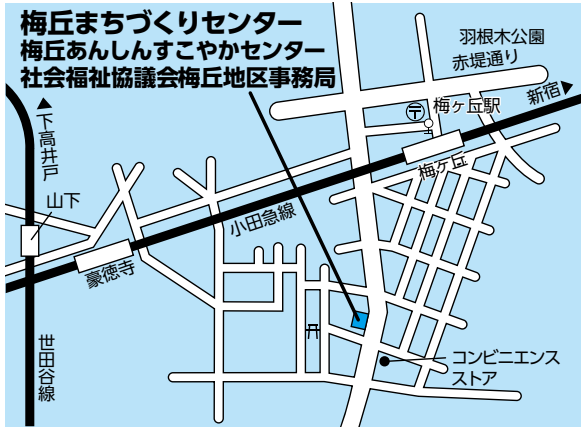
- 田園都市線 駒沢大学駅下車5分
- バス「上馬」下車5分(渋谷駅～【渋11】田園調布駅・【渋12】二子玉川駅・【渋82】等々力、【下61】北沢タウンホール～駒沢陸橋、【森91】大森操車所～新代田駅前、【反11】五反田駅～世田谷区民会館)



■梅丘まちづくりセンター

□梅丘あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会梅丘地区事務局



梅丘1-61-16

梅丘まちづくりセンター

☎ 3428-6171 FAX 5477-7923

梅丘あんしんすこやかセンター

☎ 5426-1957 FAX 5426-1959

社会福祉協議会梅丘地区事務局

☎ 070-3946-9791 FAX 6733-8464

- 小田急線梅ヶ丘駅下車7分
- バス「梅ヶ丘駅」下車7分（【等13】等々力操車所～梅ヶ丘駅）
- バス「梅ヶ丘駅北口」下車7分（【梅01】千歳船橋駅・【梅02・渋54】経堂駅・【渋54】渋谷駅～梅ヶ丘駅北口）

■代沢まちづくりセンター

□代沢あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会代沢地区事務局



代沢5-1-15

代沢まちづくりセンター

☎ 3413-0513 FAX 5486-7669

代沢あんしんすこやかセンター

☎ 5432-0533 FAX 5433-9684

社会福祉協議会代沢地区事務局

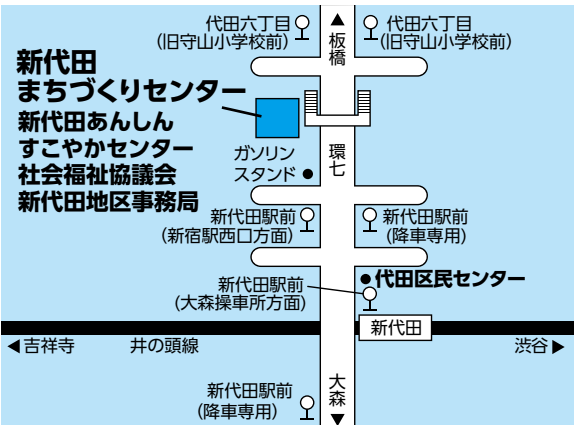
☎ 070-3946-9792 FAX 6733-8307

- バス「代沢小学校」下車4分（【下61】駒沢陸橋～北沢タウンホール、【渋54】渋谷駅～経堂駅）

■新代田まちづくりセンター

□新代田あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会新代田地区事務局



羽根木1-6-14

新代田まちづくりセンター

☎ 3322-7691 FAX 5376-7031

新代田あんしんすこやかセンター

☎ 5355-3402 FAX 3323-3523

社会福祉協議会新代田地区事務局

☎ 070-3946-9793 FAX 6733-7915

- 京王井の頭線新代田駅下車5分
- バス「代田六丁目（旧守山小学校前）」下車3分（【宿91】新宿駅西口～新代田駅前）
- バス「新代田駅前」下車5分（【森91】大森操車所～新代田駅前）

■北沢まちづくりセンター

□北沢あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会北沢地区事務局



北沢2-8-18 北沢タウンホール地下1階

北沢まちづくりセンター

☎ 5478-8020 FAX 5478-8025

北沢あんしんすこやかセンター





☎ 5478-9101 FAX 5478-8072

社会福祉協議会北沢地区事務局

☎ 070-3946-9794 FAX 6733-8305

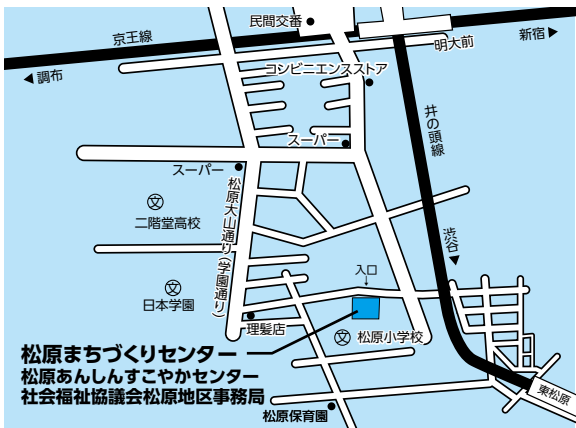
- 小田急線下北沢駅東口下車5分
- 井の頭線下北沢駅中央口下車5分
- バス「北沢タウンホール」下車すぐ（【下61】駒沢陸橋～北沢タウンホール）



■松原まちづくりセンター    

□松原あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会松原地区事務局



松原5-43-28

松原まちづくりセンター

☎ 3321-4186 FAX 5376-7032

松原あんしんすこやかセンター

☎ 3323-2511 FAX 5300-0212

社会福祉協議会松原地区事務局

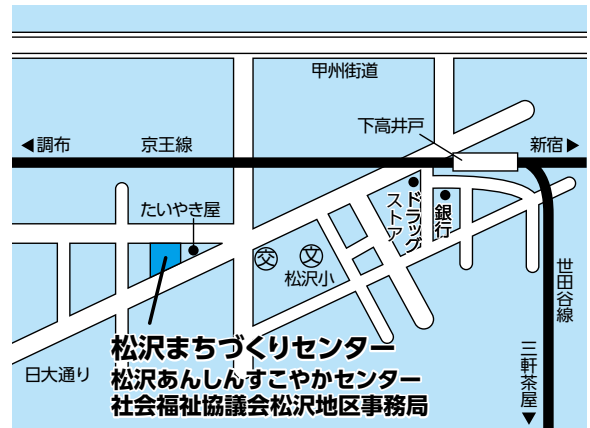
☎ 070-3946-9795 FAX 6733-7910

- 京王線・井の頭線明大前駅下車8分
- 井の頭線東松原駅下車8分

■松沢まちづくりセンター    

□松沢あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会松沢地区事務局



赤堤5-31-5

松沢まちづくりセンター

☎ 3323-8391 FAX 5376-7033



松沢あんしんすこやかセンター

☎ 3325-2352 FAX 5300-0031

社会福祉協議会松沢地区事務局

☎ 090-9818-2907 FAX 4330-1890

- 京王線・世田谷線下高井戸駅下車5分

■奥沢まちづくりセンター    

□奥沢あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会奥沢地区事務局



奥沢3-15-7

奥沢まちづくりセンター

☎ 3720-3111 FAX 5499-7046

奥沢あんしんすこやかセンター

☎ 6421-9131 FAX 6421-9137

社会福祉協議会奥沢地区事務局

☎ 070-3946-9796 FAX 6733-7983

- 目黒線奥沢駅下車5分
- 東横線田園調布駅下車10分
- バス「奥沢駅通り」下車1分（【多摩01】東京医療センター～多摩川駅）

■九品仏まちづくりセンター    

□九品仏あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会九品仏地区事務局



奥沢7-35-4

九品仏まちづくりセンター

☎ 3703-2341 FAX 5707-7026

九品仏あんしんすこやかセンター

☎ 6411-6047 FAX 6411-6048

社会福祉協議会九品仏地区事務局

☎ 070-3946-9797 FAX 6733-7937

- 大井町線九品仏駅下車3分



■等々力まちづくりセンター

□等々力あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会等々力地区事務局



等々力3-4-1 玉川総合支所内
 等々力まちづくりセンター
 ☎3702-2143 FAX3702-1165
 等々力あんしんすこやかセンター
 ☎3705-6528 FAX3703-5221
 社会福祉協議会等々力地区事務局
 ☎070-3946-9798 FAX6733-8463

- 大井町線等々力駅下車すぐ
- バス「等々力」下車2分(【等12・13】等々力操車所～成城学園前駅・梅ヶ丘駅、【東98】等々力操車所～東京駅南口)
- バス「等々力」下車すぐ(【渋82】等々力～渋谷駅、【等01】等々力～玉堤〔循環〕)

■上野毛まちづくりセンター

□上野毛あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会上野毛地区事務局



中町2-33-11
 上野毛まちづくりセンター
 ☎3705-1361 FAX5707-7028
 上野毛あんしんすこやかセンター
 ☎3703-8956 FAX3703-5222
 社会福祉協議会上野毛地区事務局
 ☎070-3946-9799 FAX6733-7984

- 大井町線上野毛駅下車3分
- バス「上野毛まちづくりセンター」下車5分(【黒02】目黒駅前～二子玉川駅)
- バス「上野毛駅」下車3分(【園01】田園調布駅～千歳船橋、【黒02】目黒駅前～二子玉川駅、【玉21】二子玉川駅～東京医療センター)

■用賀まちづくりセンター

□用賀あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会用賀地区事務局



用賀2-29-22
 用賀まちづくりセンター
 ☎3700-9120 FAX3707-9010
 用賀あんしんすこやかセンター
 ☎3708-4457 FAX3700-6511
 社会福祉協議会用賀地区事務局
 ☎090-9818-3740 FAX4330-1910

- 田園都市線用賀駅東口下車5分
- バス「用賀駅」下車5分(【用01】祖師ヶ谷大蔵駅・【用06】成城学園前駅・【用21】関東中央病院・【用22】美術館・【渋22】渋谷駅)
- バス「用賀神社前」下車2分(【恵32】用賀駅～恵比寿駅、【等12】等々力操車所～成城学園前駅)
- バス「用賀一丁目」下車3分(【玉12】駒沢大学駅前～二子玉川駅/高津営業所)

■二子玉川まちづくりセンター

□二子玉川あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会二子玉川地区事務局



玉川4-4-5
 二子玉川まちづくりセンター
 ☎3707-0733 FAX6805-6260
 二子玉川あんしんすこやかセンター
 ☎5797-5516 FAX3700-0677
 社会福祉協議会二子玉川地区事務局
 ☎080-7738-7699 FAX4243-2501

- 大井町線、田園都市線二子玉川駅下車6分
- バス「二子玉川」下車4分(【玉06】砧本村・【玉07】成城学園前駅(南口)・【玉08】調布駅南口～二子玉川)
- バス「二子玉川駅」下車7分(【玉11】多摩川駅・【玉21】東京医療センター・【黒02】目黒駅前～二子玉川駅)
- バス「玉川高島屋SC西口」下車2分(【玉30】玉川病院循環・【玉31】成城学園前駅/成育医療研究センター～二子玉川駅)



■ 深沢まちづくりセンター

□ 深沢あんしんすこやかセンター

□ 社会福祉協議会深沢地区事務局



駒沢4-33-12

深沢まちづくりセンター

☎ 3422-8391 FAX 5486-7670

深沢あんしんすこやかセンター

☎ 5779-6670 FAX 3418-5271

社会福祉協議会深沢地区事務局

☎ 070-3946-9800 FAX 6733-8505

- バス「新町一丁目」または「深沢小学校前」下車5分（【渋12】渋谷駅～二子玉川駅）
- バス「駒沢公園西口」または「駒大深沢キャンパス前」下車7分（【渋82】渋谷駅～等々力、【等13】等々力操車所～梅ヶ丘駅）
- バス「深沢小学校」下車5分（【自01・02】自由が丘駅～駒大深沢キャンパス前）

■ 成城まちづくりセンター

□ 成城あんしんすこやかセンター

□ 社会福祉協議会成城地区事務局



成城6-3-10 成城6丁目事務所棟1階

成城まちづくりセンター

☎ 3482-1348 FAX 3482-7208

成城あんしんすこやかセンター

☎ 3483-8600 FAX 3483-8731

社会福祉協議会成城地区事務局

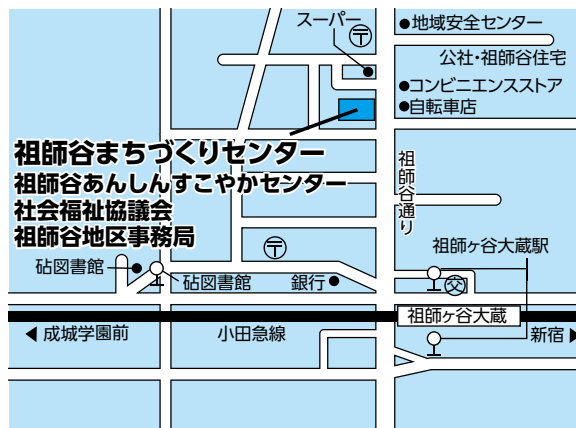
☎ 070-3946-9802 FAX 6733-8470

- 小田急線成城学園前駅北口下車3分
- バス「成城学園前駅」下車5分（【渋24】渋谷駅・【玉07・31】二子玉川駅・【用06】用賀駅・【等12】等々力操車所・【歳20・21】千歳船橋駅・【成01】つつじヶ丘駅南口・【成02】千歳烏山駅北口・【成04】調布駅南口・【成05】狛江駅北口・狛江営業所・渋谷駅【成06】千歳烏山駅南口～成城学園前駅）
- バス「砧総合支所」下車すぐ（祖師谷・成城地域循環）

■ 祖師谷まちづくりセンター

□ 祖師谷あんしんすこやかセンター

□ 社会福祉協議会祖師谷地区事務局



祖師谷4-1-23

祖師谷まちづくりセンター

☎ 3482-2201 FAX 5490-7029

祖師谷あんしんすこやかセンター

☎ 3789-4589 FAX 3789-4591

社会福祉協議会祖師谷地区事務局

☎ 070-3946-9801 FAX 6733-8434

- 小田急線祖師ヶ谷大蔵駅下車7分
- バス「祖師ヶ谷大蔵駅」下車7分（【渋23】渋谷駅・【用01】用賀駅～祖師ヶ谷大蔵駅）
- バス「祖師谷まちづくりセンター」下車すぐ（祖師谷・成城地域循環）

■ 船橋まちづくりセンター

□ 船橋あんしんすこやかセンター

□ 社会福祉協議会船橋地区事務局



船橋4-3-2

船橋まちづくりセンター

☎ 3482-0341 FAX 5490-7031

船橋あんしんすこやかセンター

☎ 3482-3276 FAX 5490-3288

社会福祉協議会船橋地区事務局

☎ 070-3946-9803 FAX 6733-7973

- 小田急線千歳船橋駅下車20分
- バス「船橋まちづくりセンター」下車5分（【歳25】千歳船橋駅～希望ヶ丘団地）

■喜多見まちづくりセンター

□喜多見あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会喜多見地区事務局



喜多見5-11-10

喜多見まちづくりセンター

☎ 3417-3401 FAX 5494-7015

喜多見あんしんすこやかセンター

☎ 3415-2313 FAX 3415-2314

社会福祉協議会喜多見地区事務局

☎ 070-3946-9804 FAX 6733-7943

- バス「次大夫堀公園前」下車2分（【玉07】成城学園前駅～二子玉川駅・【玉08】二子玉川駅～調布駅南口）

■砧まちづくりセンター

□砧あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会砧地区事務局



砧5-8-18

砧まちづくりセンター

☎ 3417-3405 FAX 5494-7016

砧あんしんすこやかセンター

☎ 3416-3217 FAX 3416-3250

社会福祉協議会砧地区事務局

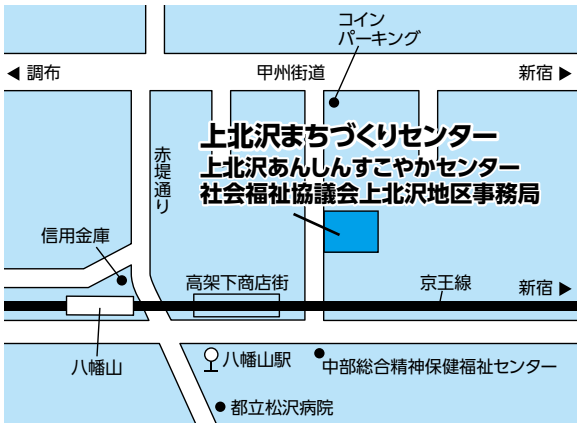
☎ 080-9418-7736 FAX 4330-1226

- 小田急線祖師ヶ谷大蔵駅下車10分
- バス「成育医療研究センター前」下車7分（【渋24】成城学園前駅～渋谷駅・松が丘交番前、【渋26】調布駅南口～渋谷駅、【等12】成城学園前駅～等々力操車所、【用06】成城学園前駅～用賀駅、【玉31】成城学園前駅～成育医療研究センター前経由～二子玉川駅）
- バス「祖師ヶ谷大蔵駅」下車9分（【渋23】渋谷駅・松が丘交番前～祖師ヶ谷大蔵駅、【用01】用賀駅～祖師ヶ谷大蔵駅）
- バス「祖師ヶ谷大蔵駅」下車11分（祖師ヶ谷・成城地域循環）

■上北沢まちづくりセンター

□上北沢あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会上北沢地区事務局



上北沢4-32-9

上北沢まちづくりセンター

☎ 3303-0111 FAX 5374-7030

上北沢あんしんすこやかセンター

☎ 3306-1511 FAX 3329-1005

社会福祉協議会上北沢地区事務局

☎ 090-9818-2773 FAX 4330-1895

- 京王線八幡山駅下車2分
- バス「八幡山駅」下車すぐ（【ハ01】【ハ02】希望ヶ丘団地・【経02】経堂駅～八幡山駅）

■上祖師谷まちづくりセンター

□上祖師谷あんしんすこやかセンター

□社会福祉協議会上祖師谷地区事務局



上祖師谷2-7-6

上祖師谷まちづくりセンター

☎ 3305-8611 FAX 5384-7196




上祖師谷あんしんすこやかセンター

☎ 5315-5577 FAX 3305-6333

社会福祉協議会上祖師谷地区事務局

☎ 070-3946-9805 FAX 6733-8306

- バス「駒大グランド前」下車3分（【歳20・21】千歳船橋駅・【成02】千歳烏山駅（北口）・【成06】千歳烏山駅（南口）～【成02・06、歳20・21】成城学園前駅（西口））

■ 烏山まちづくりセンター    

□ 烏山あんしんすこやかセンター

□ 社会福祉協議会烏山地区事務局



南烏山6-2-19 烏山区民センター内

烏山まちづくりセンター

☎ 3300-5420 FAX 5384-3222

烏山あんしんすこやかセンター

☎ 3307-1198 FAX 3300-6885

社会福祉協議会烏山地区事務局

☎ 070-3946-9806 FAX 6733-8514

※車いす用駐車場については、事前にお問い合わせください。

- 京王線千歳烏山駅下車2分
- バス「千歳烏山駅(北口)」下車2分 (【成02】成城学園前駅西口・【吉02】吉祥寺駅～千歳烏山駅(北口)、【荻58】荻窪駅南口～北野)
- バス「千歳烏山駅(南口)」下車5分 (【歳23】千歳船橋駅・【成06】成城学園前駅西口・【烏51】八幡山駅～千歳烏山駅(南口)、【丘22】千歳船橋駅～つつじヶ丘駅北口)
- バス「千歳烏山駅」下車5分 (【烏01】千歳烏山駅～久我山病院(循環))



まちづくり

～世田谷のまちづくりはあなたが主役です！～

世田谷区では、豊かな地域社会をつくるため、区政に区民の皆さんの参加が欠かせないという考えの下、一貫して「区民主体のまちづくり」を進めています。

地域の身近な課題の解決には、地域コミュニティの一層の強化と区民一人ひとりの主体的な活動が必要です。そのため、区民の自主性を尊重しながらコミュニティづくりを積極的に支援するとともに、地域で活動している町会・自治会等の様々な団体が連携・協働して活力ある地域社会が実現できるよう、コーディネートをしていきます。

区役所（本庁）をはじめ、各地域の総合支所やまちづくりセンターがそれぞれ役割を分担し、連携し合いながら、区民の皆さんと協働して、「魅力あふれる安全・安心なまちづくり」をめざします。

まちづくりセンターの まちづくり支援事業

まちづくりセンター（⇒52頁～）

区内には、各地区のまちづくりの身近な拠点として、28か所のまちづくりセンターがあります。

〈主なまちづくり支援事業〉

- 町会・自治会等の地域活動団体への支援
- 身近なまちづくり推進協議会との連携
- ごみ減量・リサイクル推進への取組み
- 青少年地区委員会との連携
- 地域で活動するNPO（非営利活動団体）等の各種団体や区立小・中学校との連携
- 地域振興（地区まつり等）
- まちづくりに関する相談
- 防災意識の高揚及び普及並びに防災の相談
- 避難所運営組織の支援

身近なまちづくり推進協議会

まちづくりセンター（⇒52頁～）

区民の皆さんと行政が協力しながら、まちづくりに関する身近な問題を解決していく地域活動団体です。まちづくりセンター単位で組織され、健康体操教室の開催や放置自転車対策等、地区の特性を活かした様々な活動をしています。
※地区によって取り組んでいる活動が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

地域活動団体等の情報

区内には、地域の課題解決のため、様々な団体が活動しています。各団体の情報については、下記にお問い合わせください。

- まちづくりセンター（⇒52頁～）
- 社会福祉法人世田谷ボランティア協会（⇒135頁）
ボランティアセンター、ボランティアビューロー（⇒192頁）

市民活動団体やNPO法人の立ち上げ・運営などに関する相談と情報提供を行っています。また、法務、会計・税務、労務に関する専門相談を行っています（1回50分）。相談をご希望の方はお問い合わせください（予約制）。

- 世田谷文化生活情報センター（⇒213頁）
市民活動支援コーナー（⇒214頁）
市民活動に関するお問い合わせや活動スペースの貸出し、プリントアウトコーナー等があります。
- せたがや国際交流センター“クロッシングせたがや”（⇒215頁）
外国人の支援や交流、国際交流活動団体の紹介、多文化理解講座などを行っています。
- （一財）世田谷トラストまちづくり（⇒158頁）

地域活動への支援

■行事用物品の貸出し

〈受付窓口〉

世田谷区船橋公文書庫（船橋7-20-8）
☎3482-5171

区内の地域活動団体を対象に、行事用の物品（祭り用器材、テント等）を無料でお貸しします。使用を希望される2か月前の月の1日以降に、電話でご予約ください（先着順）。

〈受付日時〉午前8時30分～午後4時30分（年末年始を除く）

■地域活動団体への助成

総合支所地域振興・防災担当（⇒42頁）

地域でコミュニティ活動を行っている団体に、活動に必要な物品や指導員謝礼の助成を行っています。

■提案型協働事業（市民活動支援事業）

市民活動推進課

☎6304-3174 ☎6304-3597

地域保健福祉等推進基金（⇒14頁）を活用し、区内で地域課題の解決等のために、NPO等と区が協働して実施する事業に助成します（募集は年1回、交付条件あり）。



相談

※世田谷区が行う相談で特に記載のないものの受付時間は、月～金曜（祝・休日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時です。

暮らし	
地域の困りごと相談	<p>工事の騒音等地域の困りごとについて、地域の皆さんや関係部署と協力・連携しながら、問題解決に向けた対応や情報提供を行います。</p> <p>●総合支所計画・相談担当（すぐやる相談窓口）（世田谷は計画調整・相談担当）</p> <p>世田谷 ☎5432-2818 ファク5432-3031 北沢 ☎5478-8038 ファク5478-8004</p> <p>玉川 ☎3702-1134 ファク3702-0942 砧 ☎3482-1324 ファク3482-1655</p> <p>烏山 ☎3326-1207 ファク3326-1050</p>
区民相談	<p>相続や不動産、金銭貸借等日常生活の中で起こる様々な困りごとや悩みの相談。</p> <p>●総合支所区民相談室</p> <p>世田谷 ☎5432-2016 北沢 ☎5478-8001 玉川 ☎3702-4864</p> <p>砧 ☎3482-3139 烏山 ☎3326-6304</p>
消費生活相談	<p>事業者との契約や悪質商法による被害、商品やサービスに対する疑問、生活知識などに関する相談</p> <p>●世田谷区消費生活センター</p> <p>消費生活相談専用電話 ☎3410-6522 ファク3411-6845</p> <p>高齢者（65歳以上）専用電話 ☎5486-6501</p> <p>月～金曜 午前9時～午後4時30分（電話・来所）</p> <p>土曜 午前9時～午後3時30分（電話のみ）（祝・休日、年末年始を除く）</p> <p>日曜、祝・休日は消費者ホットライン ☎188</p> <p>午前10時～午後4時（国民生活センター）（年末年始を除く）</p>
多重債務相談	<p>借金の返済等でお困りの方に、弁護士等の専門家の支援を受けるための必要な情報をご案内しています。</p> <p>〈消費生活相談〉世田谷区消費生活センター ☎3410-6522</p> <p>〈区民相談〉総合支所区民相談室（➡42頁）</p> <p>〈生活相談〉自立相談支援：ぷらっとホーム世田谷（➡192頁）</p> <p>〈納税相談（住民税の滞納等）〉納税課 ☎5432-2208</p> <p>〈納付相談（国民健康保険料の滞納等）〉保険料収納課 ☎5432-2343</p>
行政書士相談	<p>事業開始・運営に関する許可、暮らしに必要な届出・書類作成等についての相談</p> <p>第3木曜 午後1時30分～4時30分（受付は午後1時～4時、先着順）</p> <p>●世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2016</p>
司法書士相談	<p>暮らしの中での登記等についての相談 第2木曜 午後1時30分～4時15分（予約制）</p> <p>●世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2016</p>
生活相談 （生活保護等）	<p>生活に困窮し、生活保護等の支援を受けたい場合の相談</p> <p>●総合支所生活支援課生活支援（➡43頁）</p>
民生委員・児童委員	<p>暮らしにお困りの場合や、子育て中の方、高齢の方、障害のある方の福祉に関する問題等について、地域の身近な相談役として、相談・助言・支援を行っています。</p> <p>●総合支所生活支援課管理係（➡43頁）</p>
家庭相談	<p>夫婦、親子、離婚、親権、相続など家庭内のことに関する相談</p> <p>月・水・金曜 原則午後1時～5時（予約制）（祝・休日、年末年始を除く）</p> <p>●総合支所子ども家庭支援課（➡43頁）</p>
保護司	<p>罪を犯した人の更生を助け、犯罪予防のための啓発を行っています。</p> <p>☎保健福祉政策課調整係 ☎5432-2292 ファク5432-3017</p>
住居確保給付金・受験生チャレンジ支援貸付相談	<p>2年以内に離職・廃業または本人の責によらない休業等により減収した方への家賃助成と就労支援（一定の要件あり）や中学3年生・高校3年生等への学習塾等受講料や高校・大学受験料等貸付の相談・受付</p> <p>●ぷらっとホーム世田谷分室（➡192頁）</p>
排水なんでも相談	<p>宅地内の下水道の悪臭、詰まり等の相談</p> <p>●東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課排水設備担当 ☎5734-5043</p>



相談

暮らし	
警察への相談 (案内)	●警視庁総合相談センター ☎3501-0110 ☎#9110
特殊詐欺に関する相談	「累積医療費の還付金がある」「あなたの個人情報が出ていた」など、不審な電話に関する相談をお受けします。月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 ●世田谷区特殊詐欺相談ホットライン ☎5432-2121 「特殊詐欺の犯行に関わってしまったが、もう止めたい」などの相談や、「隣の部屋に複数の若者が出入りしている」などの情報をお受けします。 ●特殊詐欺加担防止ダイヤル ☎5432-2178
法律・人権	
弁護士相談	土地、家屋、金銭の貸借、親族関係や相続問題等、法律問題全般の相談 電話予約制 相談日の1週間前の同じ曜日の午前9時から受付 [午後1時30分～4時15分] 世田谷…水曜 北沢…木曜 玉川…金曜 砧…火曜 烏山…月曜 ●総合支所区民相談室 世田谷 ☎5432-2016 FAX5432-3072 北沢 ☎5478-8001 FAX5478-8004 玉川 ☎3702-4864 FAX3702-0942 砧 ☎3482-3139 FAX3482-1655 烏山 ☎3326-6304 FAX3308-8269 ※聴覚や言語障害等がある方は、ファクシミリでのお申込みも可能です。
あんしん法律相談	高齢者・障害者・その家族を対象とした、相続・遺言・成年後見制度等についての弁護士による無料法律相談。原則として第1・3水曜及び第2木曜の午後、1人30分、1回のみ(予約制) ●(社福)世田谷区社会福祉協議会成年後見センター ☎6411-3950 FAX6411-2247
人権擁護相談	いじめや暴力、差別、いやがらせ等、人権侵害で困っている場合の相談 午後1時30分～4時30分(受付は前日の午後5時まで)総合支所区民相談室 世田谷…第1木曜 北沢…第2金曜 玉川…第3火曜 砧…第2月曜 烏山…第4水曜 ☎人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710
セクシュアル・マイノリティのための世田谷にじいろひろば電話相談(対面相談)	電話相談(当事者・家族・友人・学校関係者など、どなたからの相談も可) 第1・3金曜 午後2時～5時 第2・4金曜 午後6時～9時 〈相談専用電話〉☎6805-5875(相談日のみ・予約不要) 対面相談を「世田谷にじいろひろば交流スペース」(毎月第4土曜)終了後に実施しています。(予約制)。 〈対面相談の予約〉☎6450-8510 ☎男女共同参画センター“らぶらす” ☎6450-8510 FAX6450-8511
事件・事故	
交通事故相談	交通事故に関する相談、自動車損害賠償責任保険の請求方法等の相談 火・金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時 ●世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2016
事件や困りごとの相談	●警視庁総合相談センター ☎3501-0110 ☎#9110
犯罪による心の悩み相談	月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ●警視庁犯罪被害者ホットライン ☎3597-7830
犯罪被害者等の相談	月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●世田谷区犯罪被害者等相談窓口 ☎6304-3766 FAX6304-3710 月・木・金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後5時30分 火・水曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後7時 ●(公社)被害者支援都民センター ☎5287-3336 FAX5287-3387 ☎人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710
税金	
税理士相談	暮らしの中での税務についての相談 第4木曜 午後1時30分～4時15分(予約制) ●世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2016
特別区民税・都民税(住民税)、軽自動車税(種別割)	特別区民税・都民税(住民税)、軽自動車税(種別割)等の相談 〈課税内容について〉 課税課 FAX5432-3037 世田谷地域：課税第1係 ☎5432-2169 北沢・砧地域：課税第2係 ☎5432-2174 玉川・烏山地域：課税第3係 ☎5432-2184 軽自動車税(種別割)：管理係 ☎5432-2163 〈証明書について〉 納税課収納・税証明係 ☎5432-2197 FAX5432-3012



相談



税金	
納税相談 (住民税)	住民税の納付が困難な場合の納税相談 ●納税課納税相談係 ☎5432-2208 FAX5432-3012
都税相談	月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 〈不動産取得税、固定資産税・都市計画税の相談〉 世田谷都税事務所 ☎3413-7111(代) 〈法人事業税、法人都民税、個人事業税の相談〉 渋谷都税事務所 ☎5422-8780(代) 〈自動車税の相談〉月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066
国税相談	所得税、相続税、贈与税等、国税に関する相談 月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●管轄の税務署 (管轄 ➡35頁～、問い合わせ先 ➡171頁)
保険・年金	
納付相談 (国民健康保険料)	国民健康保険料の支払いが困難な場合の納付相談 ●保険料収納課納付相談 ☎5432-2343 FAX5432-3038
国民年金・厚生年金等の相談	月曜 午前8時30分～午後7時 火～金曜 午前8時30分～午後5時15分 第2土曜 午前9時30分～午後4時 ※月曜が祝・休日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付 ※祝・休日 (第2土曜を除く)、年末年始は利用不可 ●世田谷年金事務所 ①年金の適用関係の届出・保険料の納付相談等 ②年金給付に関する相談・請求等の手続 (三軒茶屋相談室) ☎①、②共通 6844-3871 (代) FAX①6844-3872、②3421-1147
ねんきんダイヤル	年金を受けている方の相談や年金加入記録、年金請求等の相談 月曜 午前8時30分～午後7時 火～金曜 午前8時30分～午後5時15分 第2土曜 午前9時30分～午後4時 ※月曜が祝・休日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付 ※祝・休日 (第2土曜を除く)、年末年始は利用不可 ●☎0570-05-1165 (ナビダイヤル) ☎03-6700-1165 (050で始まる電話、海外からの方)
介護保険全般の相談	介護保険のサービス内容、介護支援専門員 (ケアマネジャー)、要介護認定等、介護保険に関する相談 ●総合支所保健福祉課地域支援 (➡43頁)
納付相談 (介護保険料)	介護保険料の納付が困難な場合の納付相談 ●介護保険課資格保険料係 ☎5432-2643 FAX 5432-3042
健康・衛生	
健康相談	保健師による健康相談。こころの健康相談、育児相談、生活習慣病予防等の健康づくり ●総合支所健康づくり課保健相談係 (➡43頁)
食生活相談室	栄養士による妊娠・授乳中の食事、離乳食・幼児食、生活習慣病、低栄養予防等に関する食生活全般の個別相談 (予約制) ●総合支所健康づくり課事業係 (➡43頁)
こころの健康相談	こころの病を心配している方とその家族、パートナー、関係者の方を対象とした専門医・保健師による個別相談 (予約制) ●総合支所健康づくり課保健相談係 (➡43頁)
こころの健康相談 (子ども・思春期)	本人、親、関係者を対象とした医師・保健師による個別相談 (予約制) ●総合支所健康づくり課保健相談係 (➡43頁)
依存症相談 (アルコール等)	酒・薬物・ギャンブル等の依存症、摂食障害に悩む本人とその家族、パートナー、関係者の方を対象とした専門医・保健師による個別相談 (予約制) ●総合支所健康づくり課保健相談係 (➡43頁)
世田谷区夜間・休日等こころの電話相談 (専門相談・ピア相談)	こころに関する悩みを抱えている本人及び家族を対象とした相談・傾聴 平日 (月・火・水・木曜) : 午後5時～10時 (ピア相談は午後5時～7時) 土曜、祝・休日の月・火・水・木曜 : 午後2時～8時 (ピア相談は午後2時～4時) (いずれも年末年始を除く。30分前に受付終了) ※ピア相談とは研修を修了した当事者による相談 ●夜間・休日等こころの電話相談 ☎6265-7532 (相談専用)
グリーフ (死別等による悲嘆) に関する相談	死別等による悲しみやこころの痛みを抱えている方を対象とした相談・傾聴 対面個別相談 (予約制/初回のみ無料)、電話相談 (月3回・第1日曜午後3時～5時、第3水曜午後6時～8時、第4金曜午後3時～5時) ●(一社) グリーフサポートせたがや ☎6453-4925 (留守番電話対応有) FAX6453-4926
ひきこもり相談	ひきこもりに関する悩みを抱えている方およびご家族の方を対象とした相談 月～金曜 (祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 太子堂4-3-1 (STKハイツ3階) ●世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」☎5431-5354 FAX5431-5357

健康・衛生	
受動喫煙に関する相談	世田谷区受動喫煙相談コールセンター 月曜～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※祝・休日、年末年始を除く ☎5432-2928
がん相談コーナー	【対面での相談・電話相談】 対象：がんで療養中の方またはその親や子、兄弟姉妹、パートナー等 (どなたかが世田谷区民であればご利用できます) 費用：無料 内容：①対面での相談(予約制/毎月第2・4土曜 午前9時～正午) オンラインでの相談も選べます。 ご予約の際にご希望の相談方法(対面・オンライン)をお伝えください。 オンラインでの相談方法は、ご予約の際にご説明いたします。 ②電話相談(毎月第1～4木曜 午前9時～午後1時) 第1・3週：看護師による専門相談 第2・4週：がん体験者によるピア相談 ●(公財)世田谷区保健センター 対面の予約 ☎6265-7536(予約専用電話) ☎6265-7429 電話相談 ☎6265-7562(相談専用電話) 【がん情報コーナーにおける一次相談窓口】 (予約不要) 費用：無料 曜日・時間：月曜～金曜 午前9時～午後5時(祝・休日、年末年始等を除く) 内容：保健医療福祉総合プラザ2階「こころとからだの保健室ポルタ」内の「がん情報コーナー」にて、専門スタッフがお話を伺い、必要に応じて情報提供や上記面談の予約をお取りします。また、同コーナーでは、がんに関する資料の閲覧ができます。 ご希望の方には、国立がん研究センターがん情報サービスの冊子をお渡ししています。 ●(公財)世田谷区保健センター ☎6265-7414 ☎6265-7589
区民歯科相談	歯科疾患など歯科・口腔衛生についての相談 世田谷区歯科保健センター(玉川3-21-2 玉川歯科医師会館1階) ☎3708-0226 毎週木曜 午後1時30分～4時30分 直接会場へお越しください。 ●世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2442 ☎5432-3102
HIV・性感染症の検査・相談	必ず区のウェブサイトをご確認ください。 HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)の検査・相談(無料、匿名) 原則毎月第3木曜(祝・休日、年末年始等を除く。結果は翌週にお伝えします。) 午前9時30分～ 世田谷合同庁舎世田谷保健福祉センター健康づくり課分室(➡38頁) ☎ 世田谷保健所感染症対策課 ☎5432-2370 ☎5432-3022
食品衛生の相談	食品の安全性や疑問等食品衛生に関する相談 ●世田谷保健所生活保健課食品衛生企画 ☎5432-2911 ☎5432-3054
住まいの衛生相談	シックハウス、ダニアレルギー、カビ、結露等の相談 ●世田谷保健所生活保健課生活環境衛生 ☎5432-2903 ☎5432-3054
貯水槽水道の衛生相談	ビル・マンション等の貯水槽を経由した水道水の衛生に関する相談 ●世田谷保健所生活保健課生活環境衛生 ☎5432-2905 ☎5432-3054
ネズミ、ハチ、衛生害虫の相談	ネズミ、ハチ、蚊、住居内に発生した虫等の相談 ●世田谷保健所生活保健課生活環境衛生 ☎5432-2903 ☎5432-3054
愛護動物	
ペットについての相談	犬・猫・その他のペットについての相談等や飼い犬・猫が迷子になったときの相談 ●世田谷保健所生活保健課生活保健 ☎5432-2908 ☎5432-3054
飼い犬・飼い猫の引き取りや譲渡、迷い犬・猫の相談等	やむを得ない事情で犬や猫が飼えなくなり、新しい飼い主も見つからないとき、収容された犬・猫の譲渡を受けたいときの相談 飼い犬・猫が迷子になったときにお問い合わせください。返還を受けるには申請書(保健所で交付)と手数料が必要です。収容期限は7日間です。ご注意ください。 ●東京都動物愛護相談センター ☎3302-3507
福祉・ボランティア	
保健福祉に関する相談	高齢の方や障害のある方の保健福祉に関する全般的な相談、各種サービスの提供、介護保険・障害者総合支援法に関する相談 ●総合支所保健福祉課(➡43頁)
地域支えあい活動の相談	ふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイ等、身近な地域の住民同士による仲間づくりの活動支援と相談 ●(社福)世田谷区社会福祉協議会各地区事務局または各地域社協事務所(➡191頁～)
成年後見制度の利用などに関する相談	成年後見制度の利用や申立手続きの方法、親族後見人からの相談、また福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する相談 ●(社福)世田谷区社会福祉協議会成年後見センター ☎6411-3950 ☎6411-2247



相談

福祉・ボランティア	
ボランティアに関する相談	ボランティアに関する各種相談。ボランティアに関する資料の閲覧、会議室・機材の貸出しも有。 ●ボランティアセンター、ボランティアビューロー (➡192頁)
高齢の方	
介護等総合相談	介護保険の要介護認定や保健福祉サービスの相談・申請受付、介護予防、認知症や在宅療養等に関する相談 月～土曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター) (➡180頁～)
高齢者安心コール	日常生活の困りごとの電話相談(ご親族等からの見守りに関する相談も可) 相談内容に応じて各種サービスの情報提供やボランティアの訪問援助、電話訪問員による電話訪問を行います。(24時間365日受付) 〈費用〉無料(ただし、訪問援助の実費相当分はご利用者負担) ●高齢者安心コール ☎5432-1010 FAX5432-1030 ☎ 高齢福祉課事業担当 ☎5432-2407 FAX5432-3085
高齢者なんでも相談	高齢の方とそのご家族を対象に、生きがいのことや近隣関係等の悩みごとの相談 月・水・金曜(祝・休日、12月28日～1月4日を除く) 午後1時～4時 ●ひだまり友遊会館 ☎3419-2344
高齢者虐待に関する相談	月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●総合支所保健福祉課地域支援 (➡43頁)
	月～土曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ●あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター) (➡180頁～)
障害のある方	
障害に関する相談	障害のある方やご家族からの相談に理学療法士や作業療法士などの専門職が必要に応じた対応をします。 月～金曜 午前9時～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●保健センター専門相談課 (➡184頁) 障害者専門相談担当 ☎6265-7546 FAX6265-7549 高次脳機能障害相談支援担当 ☎6265-7548 FAX6265-7549 乳幼児育成相談担当 ☎6265-7547 FAX6265-7549
	総合的な相談、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を行います。 月～土曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●地域障害者相談支援センター「ぼーとせたがや」(下馬3-22-13 サザン三軒茶屋 2F) ☎6804-0405 FAX6383-2156 ●地域障害者相談支援センター「ぼーときたざわ」(松原3-40-7 パインフィールド201) ☎6379-0262 FAX3325-9519 ●地域障害者相談支援センター「ぼーとたまがわ」(中町4-6-7) ☎6411-6590 FAX6411-6316 ●地域障害者相談支援センター「ぼーときめた」(祖師谷3-21-1 祖師谷ふれあいセンター内3階) ☎6411-5680 FAX6411-4150 ●地域障害者相談支援センター「ぼーとからすやま」(南烏山1-13-16) ☎5357-8760 FAX5357-8761 月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta (大蔵2-10-18大蔵二丁目複合型子ども支援センター 3階) ☎3749-6955 FAX3749-6956
自立生活に向けた相談・支援	自立生活に伴って生じる課題や不安の解消のための支援及び障害に対する啓発活動を行います。 月～金曜 午前9時～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●自立生活センター HANDS世田谷(豪徳寺1-32-21 スマイルホーム豪徳寺1F) ☎5450-2861 FAX5450-2862
障害者虐待に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く) ●総合支所保健福祉課障害支援 (➡43頁)
	土・日曜、祝・休日、年末年始(終日受付)及び夜間(午後5時～翌朝8時30分)の通報受付 ●世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル ☎5432-1033 FAX3410-0368
身体障害者相談員	身体に障害のある方のための相談 ☎ 総合支所保健福祉課障害支援 (➡43頁) 障害施策推進課管理係 ☎5432-2385 FAX5432-3021
知的障害者相談員	知的障害のある方またはその保護者等のための相談 ☎ 総合支所保健福祉課障害支援 (➡43頁) 障害施策推進課管理係 ☎5432-2385 FAX5432-3021



相談

障害のある方	
視覚障害のある方の相談	視覚障害のある方のための就労相談、職業訓練 平日 午前9時～午後5時 ●(社福) 日本視覚障害者職能開発センター ☎3341-0900 FAX3341-0967
聴覚障害のある方の相談	聴覚障害全般についての相談、きこえに関する相談 火～土曜 午前10時～午後5時(金曜は午後7時まで)(祝・休日を除く) ●(社福) 聴力障害者情報文化センター ☎6833-5004 FAX6833-5005 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 メールアドレス soudan@jyoubun-center.or.jp
障害のある方の就労支援	就労をめざす、または就労中の障害のある方を対象に、相談や支援を行います。障害者雇用に関する企業からの相談も承ります。(➡191頁～) ●障害者就労支援センターしごとねっと 月・火・木・土曜 午前9時～午後5時30分、 水・金曜 午前9時～午後6時30分(祝・休日、年末年始を除く) ☎FAX3418-1432 ●障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く) ☎3302-7927 FAX3302-7925 ●障害者就労支援センター ゆに (UNI) 火～土曜 午前10時～午後5時30分(祝・休日、年末年始を除く) ☎5797-2343 FAX3708-4334
障害者差別に関する相談	障害を理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について (区の事業については直接各課にお問い合わせください) ☎ 障害施策推進課 ☎5432-2424 FAX5432-3021
女性	
女性相談	女性が社会生活を営むうえでの問題の相談、女性福祉資金貸付相談等 ●総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)
女性のための働き方サポート相談	復職、再就職、育児との両立、キャリアアップなど、女性ならではのライフステージに応じた働き方・キャリアに関わる相談(電話・面接ともに要予約) 第1・3火曜日、第2・4土曜日 午前10時～午後1時、午後2時～4時(12月28日～1月4日を除く) ●男女共同参画センター“らぷらす” 相談の予約 ☎6450-8510(前月1日～相談日前日まで)
女性のための起業・経営相談	起業・経営についての電話または面接相談(予約制) 毎月第4木曜 午後1時～5時15分 ●男女共同参画センター“らぷらす” 相談の予約 ☎6450-8510(当月1日～相談日前日まで)
男性	
男性電話相談	家族問題や人間関係、生き方、仕事の悩みなど、男性(性自認が男性の方)がもつ悩みについての相談 毎月第1・3金曜日、毎月第2・4土曜日 午後6時～9時 (相談専用電話) ☎6805-2120(相談日のみ) ☎ 男女共同参画センター“らぷらす” ☎6450-8510 FAX6450-8511
DV(ドメスティック・バイオレンス)	
女性のための悩みごと・DV相談	家族、人間関係、生き方などの様々な問題や、配偶者やパートナー、恋人などからの暴力やモラルハラスメントについて悩む女性のための相談 毎週火・水・木曜 正午～午後4時、午後5時～8時 毎週土・日曜 午前10時～午後1時、午後2時～4時 ※12月28日～1月4日を除く。 (相談専用電話) ☎6804-0815(相談日のみ) メール相談、LINE相談も実施しています。詳細はらぷらすのホームページ(http://www.laplace-setagaya.net/)をご確認ください。メールの返信には数日を要します。 ☎ 男女共同参画センター“らぷらす” ☎6450-8510 FAX6450-8511
母子・女性相談	母子・女性相談の一環として行うDV相談 ●総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)
配偶者暴力相談支援センターの相談	世田谷区DV相談専用ダイヤル ☎0570-074740(ナビダイヤル) 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ☎ 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710 ●東京ウィメンズプラザ 毎日 午前9時～午後9時(年末年始を除く) ☎5467-2455(一般相談) ☎5467-1721(DV専用ダイヤル) ●東京都女性相談センター 月～金曜 午前9時～午後9時(土・日曜、祝・休日、年末年始 午前9時～午後5時) ☎5261-3110 ※緊急時は☎5261-3911(夜間・休日のみ)



相談



DV (ドメスティック・バイオレンス)	
警察のDV相談等	各警察署の生活安全課によるDV相談 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く) ●警察署生活安全課(➡171頁) ※夜間・緊急時 110番
子ども・子育て	
子どもの人権擁護に関する相談	いじめなど子どもの権利侵害に関することについて相談を受け、必要に応じて調査、調整等を行います。 月～金曜 午後1時～8時 土曜 午前10時～午後6時(祝・休日、年末年始を除く) ●せたがやホッと子どもサポート(せたホッと) (宮坂3-15-15子ども・子育て総合センター3階) ☎0120-810-293(フリーダイヤル)
せたがや子ども・子育てでテレフォン	妊娠中の方からの相談。18歳未満の子どもの子育て相談。子どもからの相談。 月～金曜 午後5時～10時、土・日曜、祝・休日 午前9時～午後10時(年末年始を除く) ●せたがや子ども・子育てでテレフォン ☎5451-1211
親子のための相談LINE	子育てや親子関係について悩んだときに、子ども(18歳未満)とその保護者の方などがLINEで相談できます。 月～金曜 9時～23時 土・日曜、祝日 9時～17時 ☎ 児童相談支援課 ☎6304-7745 ☎6304-7786
子ども家庭総合相談	子育て等の不安や悩みに関する総合相談/18歳未満の子どもの相談 ●総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)
妊活オンライン相談	妊活や不妊治療、将来の妊娠に向けた健康管理やメンタルケア、パートナーとの関係などについて、専門職(不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等)に匿名で気軽に相談できます。 ・相談手法: テキストメッセージ、Zoom、電話(いずれも相談回数は無制限、無料) ・利用方法: ①専用のLINEアカウントを友だち追加 (LINE ID @stgy-famione、または二次元コードから) ②会員登録 ③クーポンコード「stgy世田谷区〇〇」を入力(〇〇はお住まいの町名) ●世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 ☎5432-3102
ネウボラ面接	妊娠に関する相談、妊娠中の生活や出産・育児に関する不安や疑問など、ネウボラ・チームにお気軽にご相談ください。2歳までのお子さん1人につき1セット(額面1万円)の「せたがや子育て利用券」を配付します。 ●総合支所健康づくり課保健相談係(➡43頁)
育児相談(グループ)	乳児健診前の親子の仲間づくりや遊び方、育児に関する相談 ●総合支所健康づくり課保健相談係(➡43頁)
経過観察健診	子どもの発育・発達・言葉の遅れ等に関する相談(予約制) ●総合支所健康づくり課保健相談係(➡43頁)
すくすく歯科相談	0～3歳児を対象にした歯科健診・相談・歯みがき練習(予約制) 水曜 午前9時～10時30分(北沢・玉川・烏山総合支所) 金曜 午前9時～10時30分(世田谷・砧総合支所) ●総合支所健康づくり課事業係(➡43頁)
母子・父子相談	母子・父子家庭の暮らしや生活に関する相談、母子及び父子福祉資金貸付相談等 ●総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)
子育て相談(保育園)	保育園の保育士や栄養士、看護師が、子育てに関する事、子どもの発達に関する事など、ご相談をお受けしています。 ●各区立保育園(45園全て)(➡193頁)
子育て相談(児童館)	子育てに関する相談。開館時間中随時受付。 ●児童館(➡206頁)
発達障害に関する相談	発達障害に関する相談等 (相談、療育) いずれも月～土曜 午前9時～午後6時、祝・休日、年末年始を除く ●発達障害相談・療育センター「げんき」☎5727-2236 ☎5727-2238 ●子育てステーション烏山発達相談室 ☎5384-7811 ☎5384-4603 ●子育てステーション桜新町発達相談室 ☎5426-3521 ☎3425-8655 (相談) いずれも祝・休日、年末年始を除く ●子育てステーション世田谷発達相談室 第2・3・4木曜 午前10時～午後5時 ☎070-6554-8801 ☎3411-6246 ●子育てステーション成城発達相談室 第2・3木曜 午後1時～5時 ☎5384-7811 ☎5384-4603(烏山発達相談室に同じ) ●子育てステーション梅丘発達相談室 火～土曜 午前9時～午後6時 ☎6304-3440 ☎5300-2998



子ども・子育て																	
児童虐待等の相談	<p>【児童虐待の通告・相談窓口】〈24時間・365日〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世田谷区児童虐待通告ダイヤル〈フリーダイヤル〉 ☎0120-52-8343 (子にやさしさ) ※関係機関の方や、児童相談所にご相談の方で、休日夜間等緊急を要する場合もこちらにご相談ください。 ●児童相談所虐待対応ダイヤル〈フリーダイヤル〉 ☎189 (いちはやく) 																
児童に関する相談	<p>【養育相談・育成相談・非行相談等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世田谷区児童相談所 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 ☎6379-0697 FAX6379-0698 																
子ども専用電話	<p>18歳までの子どもの専用電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ●せたがやチャイルドライン ☎3412-4747 水・土曜(祝・休日、年末年始を除く) 午後4時～9時 ●全国フリーダイヤル ☎0120-99-7777 毎日午後4時～9時(年末年始を除く) 																
教育																	
教育相談	<p>教育についての心配ごとに関する、幼児、小・中学生と保護者からの相談</p> <p>〈来室相談〉月・水・金曜 午前9時～午後5時、火・木曜 午前9時～午後6時 ※祝・休日、年末年始を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育相談室(➡205頁) ●電話相談 月～金曜 午前9時～午後7時 ※祝・休日、年末年始を除く ●総合教育相談ダイヤル ☎6453-1520 <p>小・中学生と保護者へのアウトリーチによる支援や不登校に関する支援</p> <p>〈不登校支援窓口〉月～金曜 午前9時～午後5時 ※祝・休日、年末年始を除く ☎6453-1523 FAX6453-1534</p>																
スクールカウンセラー	<p>区立小・中学校内での児童・生徒、保護者からの相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区立小・中学校(➡201頁～、203頁) 																
就学相談	<p>障害のあるお子さんや配慮を要するお子さんの就学、進学等についての相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援教育課 ☎6453-1514 FAX6453-1534 																
帰国・外国人児童・生徒のための教育相談	<p>海外から帰国して区立小・中学校に編入するお子さんや外国人のお子さんを対象にした学校生活や学習についての相談。日本語指導と教科補習等を行う補習教室も実施しています。</p> <p>〈土曜教室〉小・中学生対象、〈水曜教室〉中学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●帰国・外国人教育相談室(梅丘中学校内) ☎3322-7776 学務課就学係 ☎5432-2683 FAX5432-3028 																
仕事・はたらく																	
職業紹介・職業相談	<p>求職者に対するおしごと相談(予約不要)、キャリアカウンセリング相談(要予約)、職業紹介、人材をお探しの企業に対する求人相談・登録。</p> <p>月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 世田谷産業プラザ2階</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター) ☎3411-6604 FAX3411-6690 <p>ハローワーク「ワークサポートせたがや」を併設し、職業紹介を行っています。</p> <p>月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時(相談窓口の受付は午後4時30分まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ワークサポートせたがや(世田谷区ふるさとハローワーク) ☎3413-8609 																
社会保険・労働相談	<p>不当解雇、賃金未払い等の労働問題、労働時間の短縮、労務上のケガ、社会保険の加入、年金等の問題に対し、社会保険労務士にご相談いただけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談場所</th> <th colspan="2">日程(祝・休日、年末年始を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">三茶おしごとカフェ</td> <td>毎週火・金曜</td> <td>午後1時～5時(先着順)</td> </tr> <tr> <td>毎週月・水・金曜</td> <td>午前9時～午後5時(予約制※1)</td> </tr> <tr> <td>毎週火・木曜</td> <td>午前9時～午後8時(予約制※1)</td> </tr> <tr> <td>烏山区民センター</td> <td>原則毎月第1日曜</td> <td>午後1時～5時(先着順※2)</td> </tr> <tr> <td>訪問相談 (事業所へ直接伺います)</td> <td>月～土曜</td> <td>午前9時～午後8時(予約制※1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 予約制の場合、相談希望日の10日前までに三茶おしごとカフェホームページの「お問い合わせ」から予約が必要です。 ※2 日程は変更となる場合がありますので事前にご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター) ☎3411-6604 	相談場所	日程(祝・休日、年末年始を除く)		三茶おしごとカフェ	毎週火・金曜	午後1時～5時(先着順)	毎週月・水・金曜	午前9時～午後5時(予約制※1)	毎週火・木曜	午前9時～午後8時(予約制※1)	烏山区民センター	原則毎月第1日曜	午後1時～5時(先着順※2)	訪問相談 (事業所へ直接伺います)	月～土曜	午前9時～午後8時(予約制※1)
相談場所	日程(祝・休日、年末年始を除く)																
三茶おしごとカフェ	毎週火・金曜	午後1時～5時(先着順)															
	毎週月・水・金曜	午前9時～午後5時(予約制※1)															
	毎週火・木曜	午前9時～午後8時(予約制※1)															
烏山区民センター	原則毎月第1日曜	午後1時～5時(先着順※2)															
訪問相談 (事業所へ直接伺います)	月～土曜	午前9時～午後8時(予約制※1)															
内職相談	<p>主に洋裁(縫製加工実務経験者)や小物の作製等の内職の紹介と相談</p> <p>月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時(区民の方対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター) ☎3411-6604 FAX3411-6690 																



相談



相談

仕事・はたらく	
求職者・労働者のためのメンタルケア相談	就職活動中または労働者を対象とした臨床心理士による相談(予約優先) 月・木曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前10時～午後2時45分 世田谷産業プラザ2階 ●予約は三茶おしごとカフェホームページの「お問い合わせ」からお申込みください。 三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター) ☎3411-6604
福祉のしごと相談	福祉のしごと相談の実施 ①福祉のしごとに関心のある方 福祉の仕事の内容、資格等について研修センター職員がご相談にお応えします。 受付時間:月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時 ②区内在住または区内在勤の福祉サービス従事者(職種不問)で仕事の悩みがある方 i 面接相談:経験豊かな臨床心理士がご相談にお応えします(完全予約制)。 相談日時:毎週木曜(祝・休日、年末年始を除く) 午後6時30分～7時15分または午後7時30分～8時15分(1回45分間)保健医療福祉総合プラザ1階 予約専用 ☎6379-4291、またはホームページからお申込みください。 ii メール相談:介護技術やお客様への対応、職場での人間関係、職場環境、仕事の悩みや労務管理等の相談に介護福祉士や特定社会保険労務士等がお応えします。 詳しくは研修センターのホームページ(https://www.setagaya-jinzai.jp/)をご覧ください。 ●世田谷区福祉人材育成・研修センター ☎6379-4280 ☎6379-4281
総合経営相談	中小企業の様々な課題に対し、豊富な経験を持つ中小企業診断士がアドバイス 継続した支援が必要な場合は、経営支援コーディネーターの利用も提案します(予約制)。 月～金曜 午後1時～5時 ●(公財)世田谷区産業振興公社 ☎3411-6608 ☎3411-6610
融資・経営相談	中小企業の金融・経理などの問題に対し、豊富な経験を持つ中小企業診断士がアドバイス 月～金曜 午前9時～正午 ●(公財)世田谷区産業振興公社 ☎3411-6603 ☎3411-6610
創業相談	事業計画策定や融資あっせん等、創業に関する相談に専門の相談員が対応(予約制) 月～金曜 午前9時～正午、午後1時～5時 ●(公財)世田谷区産業振興公社 ☎3411-6603 ☎3411-6610
経営改善策・事業資金相談	月～金曜 午前9時30分～午後5時 ●東京商工会議所世田谷支部 ☎3413-1461
高齢者のしごとの相談(会員制)	会員に仕事を提供しています。原則60歳以上の区民で、健康で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同する方ならどなたでも会員になれます。 月～金曜 午前9時～午後5時 ●(公社)世田谷区シルバー人材センター ☎3426-9211 ☎3426-9506
就職サポートコーナー きめた (砧総合支所内)	生活保護を受給されている方、児童扶養手当を受給されている方等で就労を希望される方に、職業相談、職業紹介、求人情報等の提供を行います。各総合支所生活支援課での相談を通じて予約制。 月～金曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 ・生活保護を受給されている方は、担当のケースワーカーにご相談ください。 ・児童扶養手当を受給されている方、または、これから児童扶養手当を申請される方は、各総合支所子ども家庭支援課子ども家庭支援センターにご相談ください。
若者	
若者の悩み相談	ひきこもり等の様々な理由から社会との接点が持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた、中高生世代以上の世田谷区民の方、及びご家族の方を対象に、面談や活動ルームでのプログラム、セミナーを実施。 月～土曜(祝・休日、年末年始を除く) 午前10時～午後6時 (太子堂4-3-1 STKハイツ5階) ●メルクマールせたがや(世田谷若者総合支援センター内) ☎3414-7867 ☎6453-4750
若年者の就労相談	学校を卒業・中退あるいは離職後一定期間無業の状態にある、15歳から49歳までの方、及びご家族の方を対象に、個別相談やセミナー、応募書類の書き方指導や面接対策をはじめ、職場見学や仕事体験などの実践的なプログラムを通じて若者の職業的自立をサポート。 火～土曜 午前10時～午後6時 (太子堂4-3-1 STKハイツ4階) ●せたがや若者サポートステーション(世田谷若者総合支援センター内) ☎5779-8222 ☎3424-7786

住まい	
住宅相談	住宅まちづくり総合相談 住宅の建築やまちづくり、耐震、リフォームの計画や設計、図面や見積書の見方等に関する相談（予約優先／夜間相談あり）／一級建築士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233
	不動産相談 借地・借家、不動産取引、空き家の管理等に関する相談（予約優先）／宅地建物取引士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233
	マンション相談 マンションの維持管理や大規模修繕の計画・工事实施、管理組合の運営等に関する相談（予約優先）／マンション管理士・一級建築士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233
	住まいの法律相談 住宅の建設、敷地、不動産取引、相続等、住まいの法律問題に関する相談（予約優先）／弁護士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233
	登記相談 不動産売買や相続に伴う所有権の移転等に関する相談（予約優先）／司法書士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233
	土地家屋調査士相談 不動産の表示、測量や調査、境界確定等に関する相談（予約優先）／土地家屋調査士 ☎ 住まいサポートセンター ☎6379-1420 FAX6379-4233
住宅改修相談	高齢の方、障害のある方の身体状況に合わせた住宅改修を行う場合に、理学療法士等の専門家を派遣し、アドバイスします。 ● 総合支所保健福祉課（➡43頁） 保健センター専門相談課障害者専門相談担当 ☎6265-7546 FAX6265-7549
土地・建物	
中高層建築物に係る紛争相談	計画建物による日照障害・プライバシー等に関する相談 ● 総合支所街づくり課（➡44頁）
みどり	
園芸相談	年未年始及び月・木を除く 午前10時～正午、午後1時～4時 ● 瀬田農業公園（フラワーランド） ☎3707-7881
外国人	
外国人相談	外国人の日常生活や区政に関する相談・情報提供等 午前8時30分～正午、午後1時～5時 英語：月～金曜 中国語：月・火・木曜 その他、タブレット端末等を利用した多言語対応を行っています。 ● 世田谷総合支所区民相談室 ☎5432-2892
市民活動	
市民活動相談	市民活動団体やNPO法人の立ち上げ・運営などに関する相談と情報提供を行っています。また、法務、会計・税務、労務に関する専門相談を行っています（1回50分）。相談をご希望の方はお問い合わせください（予約制）。 ☎ ボランティアセンター、ボランティアビューロー（➡192頁）
男女共同参画・多文化共生	
男女共同参画・多文化共生に係る施策に対して苦情・意見があるとき	「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づき第三者委員で構成する「苦情処理委員会」へ申し立てることができます。ご相談ください。個人間で解決できない問題についてもお問い合わせください。 ☎ 人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 FAX6304-3710
行政全般	
区政へのご意見	区政に関するご意見・ご要望をお聴きします。区ホームページ（区長へのメール）、「区長へのハガキ」、手紙、ファクシミリ等で受け付けています。 〈「区長へのハガキ」の配布場所〉 広報広聴課、総合支所地域振興課、出張所、まちづくりセンター、図書館 ● 広報広聴課広聴担当 ☎5432-2014 FAX5432-3001 総合支所計画・相談担当（➡42頁）
行政相談	国の行政機関などの仕事についてのご意見・ご要望をお聴きします。 第3火曜 午後2時～4時 世田谷総合支所区民相談室 ☎ 広報広聴課広聴担当 ☎5432-2014 FAX5432-3001 ● 総務省東京行政評価事務所（行政苦情110番） ☎0570-090110、☎3363-1100 FAX5331-1761



相談

届出・証明

戸籍

戸籍とは

戸籍は、日本国民についてその身分関係を登録し、かつ公証する公簿です。個人の出生、婚姻、養子縁組、死亡等の身分上の重要な事項が記載されます。

戸籍の届出（出生届、死亡届、婚姻届等）

総合支所くみん窓口戸籍担当（区民課戸籍係）
（→42頁）

※出張所・まちづくりセンターでは手続きできません。

〈届出の際の本人確認〉

本人確認を行う届出があります（→表3-1）。窓口で官公署発行の写真入り証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）等、有効期間内のもの）をご提示ください。上記証明書がない場合は、健康保険証、年金証書等を複数お持ちになり、ご相談ください。提示がない方も届出はできますが、後日、本人あてに郵便で通知します。

〈表 3-1〉主な戸籍の届出の種類・必要書類等

※本人確認を行う届出には、本人確認ができる証明書（運転免許証、パスポート等）をご提示ください。
※詳しい内容やここに表示されていない届出については、くみん窓口戸籍担当（区民課戸籍係）（→42頁）までお問い合わせください。

届出の種類	届け出るとき	届出人	届出地	必要書類等	本人確認
出生届	生まれた日から14日以内 ※国外で生まれたときは3か月以内	父または母 ※父母が届け出できない場合は次の順 (1)同居者 (2)お産に立ち会った医師、助産師	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●父母の本籍地 ●届出人の所在地 ●出生した場所	●届書1通 ●出生証明書（出生届書と一体となっています） ●母子健康手帳（区市役所・町村役場から交付） ●届出人の署名（押印は任意） 〈備考〉子の名前は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナを使用してください。子が生まれた時に父母の一方が日本国民であれば、その子は日本国民になります。	なし
養子縁組届	（届け出た日から法律上の効力が発生します）	養親、養子 ※養子が15歳未満の場合は代諾権者	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●養親または養子の本籍地 ●届出人の所在地	●届書1通 ●養親及び養子の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書（その方の本籍が世田谷区にない場合）各1通 ●届出人と証人2人の署名（押印は任意） 〈備考〉未成年者を養子とするとき（自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合を除く）、または後見人が被後見人を養子とするときは、家庭裁判所の許可書の謄本が必要です。	あり
婚姻届	（届け出た日から法律上の効力が発生します）	夫、妻	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●夫または妻の本籍地 ●夫または妻の所在地	●届書1通 ●夫及び妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書（その方の本籍が世田谷区にない場合）各1通 ●夫婦（一方は旧姓）と証人2人の署名（押印は任意）	あり



届出の種類	届出るとき	届出人	届出地	必要書類等	本人確認
離婚届(協議)	(届出た日から法律上の効力が発生します)	夫、妻	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●夫婦の本籍地 ●夫婦の所在地	●届書1通 ●戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(夫婦の本籍が世田谷区にない場合)1通 ●夫婦と証人2人の署名(押印は任意) 〈備考〉夫婦間の未成年の子の親権者を定めてください。	あり
離婚届(裁判、調停、和解、認諾)	裁判確定、調停・和解成立、請求認諾の日から10日以内	調停の申立人、または訴えの提起者	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●夫婦の本籍地 ●夫婦の所在地	●届書1通 ●戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(夫婦の本籍が世田谷区にない場合)1通 ●裁判判決の謄本・確定証明書(裁判離婚の場合) ●調書の謄本(調停・和解・認諾離婚の場合) ●届出人の署名(押印は任意) 〈備考〉証人は不要。 届出人が期間内に届出をしないときは、相手側からも届出ができます。	なし
離婚の際に称していた氏を称する届	離婚の日から3か月以内	離婚により婚姻前の氏に復した方	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●届出人の本籍地 ●届出人の所在地	●届書1通 ●戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(届出人の本籍が世田谷区にない場合)1通 ●届出人の署名(押印は任意)	なし
転籍届	(届出た日から法律上の効力が発生します)	戸籍の筆頭者及びその配偶者	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●転籍者の本籍地 ●届出人の所在地 ●転籍地	●届書1通 ●戸籍謄本または戸籍全部事項証明書1通 ●届出人の署名(押印は任意)	なし
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内 ※国外で死亡したときは3か月以内	死亡者の親族 ※同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人のほか、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者も可(後見人等は証明書類の添付が必要)。	次のいずれかの区市役所・町村役場 ●死亡者の本籍地 ●届出人の所在地 ●死亡した場所	●届書1通 ●死亡診断書または死体検案書 ●届出人の署名(押印は任意) ●印鑑(死体火葬許可申請手続きのため) 〈備考〉死体火葬許可申請手続きも併せて行います。死亡者の加入している健康保険・年金等の資格喪失手続き等も別に必要となります。	なし
改葬許可申請	改葬しようとするとき	申請人(墓地の使用者)	遺骨を埋葬、または預けてある寺等の所在地の区市役所・町村役場	●申請書1通(1体につき) ●遺骨を埋葬または預けてある寺等の証明書 ●改葬先の寺等の受入証明書または使用許可書 ●申請人の印鑑	なし

※戸籍の届出によりマイナンバーカード(個人番号カード)の表面記載事項が変更となった場合は、区内10か所の窓口(総合支所くみん窓口、出張所) (➡49頁〜)へカードをお持ちください。

大切な方が亡くなったときの主な手続き

死亡届 (➡73頁)、国民健康保険 (➡104頁〜)、後期高齢者医療 (➡118頁〜)、年金 (➡109頁〜)、葬儀 (➡103頁)、斎場・火葬場 (➡172頁)

戸籍に関する証明書

戸籍に関する証明書が必要なときは、本籍地の区市役所・町村役場へ交付申請してください。世田谷区では、世田谷区に本籍がある方（戸籍届出受理証明書は世田谷区に届出をした方）の証明書のみ交付します。申請方法は自治体により異なる場合があります。

〈他人の戸籍の証明書を申請する場合〉

権利の行使のために必要であること、あるいは国または地方公共団体に提出する必要があること等、正当な理由を具体的に記載する必要があります。

■窓口で申請する場合

➡75頁 表3-2の各窓口へ

戸籍に記載されている方、その配偶者、直系親族（父母、祖父母、子、孫など）の方以外が申請する場合は委任状（書き方は➡87頁）が必要です（直系親族に姻族は含みません）。

〈申請の際の本人確認〉

窓口で、本人確認を行っています。窓口に来られる方は、次のいずれかの証明書（有効期間内のもの）をお持ちください。

- 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（個人番号カード）等官公署発行の写真入り証明書
- 上記の証明書をお持ちでない場合は、健康保険証、各種医療証、年金証書等複数の証明書

■郵送で申請する場合

〈申請先〉 世田谷総合支所戸籍係郵送担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35
☎5432-2829 ☎5432-3031
（ファクシミリは世田谷総合支所地域振興課）

※ファクシミリでは申請できません。

〈郵送申請の必要書類等〉

- 申請書（専用の郵送請求用申請書または便せん等）（➡図3-1）
- 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）
- 手数料（定額小為替または現金書留で必要な通数分。お釣りのないようお願いします。定額小為替は別途手数料が必要です）（➡75頁 表3-2）
- 返信用封筒（申請者の現住所、氏名を記入し、切手を貼付してください）

- 戸籍に記載されている方、その配偶者、直系親族（父母、祖父母、子、孫など）の方以外が申請する場合は委任状（書き方は➡87頁）が必要です（直系親族に姻族は含みません）。

※返送先は申請者の現住所です。

〈図 3-1〉 戸籍全部（個人）事項証明書の郵送申請書の書き方

区ホームページからダウンロード、または便せん・A4程度の白紙に記入。

戸籍の証明書の郵送申請書

○年○月○日

- (1) 必要な戸籍
[本籍] 世田谷区□□町○丁目○番地
[筆頭者] 世田谷 太郎
- (2) 必要な証明書
[種類] 戸籍全部事項証明書
(または「戸籍個人事項証明書」等)
[対象者] 世田谷 花子
(※戸籍個人事項証明書の場合に明記)
[通数] 1通
- (3) 証明書の請求者
[住所] 世田谷区世田谷○-○-○
[氏名] 世田谷 花子 (※本人の自署)
[電話番号] 090-XXXX-XXXX
(※平日昼間の連絡先を記入)
[戸籍に記載されている方との関係] 本人
- (4) 請求理由 (使用目的)
(例) パスポート申請のため (※他人の戸籍を申請する場合は、「○年○月○日死亡した□□の相続につき□□の相続税申告のため□□税務署に提出する必要がある」等、詳細を具体的に記入)

〈表 3-2〉 戸籍に関する証明書の種類

※郵送でも申請できます

種類	内容	手数料 (1通)	交付窓口
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	戸籍に記録されている事項の全部を証明したもの	450円 ※1	●総合支所く みん窓口戸 籍担当 (区民課戸籍 係) (→42頁)
戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	戸籍に記録されている方のうち一部の方の記録事項を全 部証明したもの	450円 ※1	
戸籍一部事項証明書	戸籍に記録されている事項中、証明を求められた事項のみ を証明したもの	450円	
戸籍の附票の写し	戸籍と共に本籍地の役所で保管している、住所の記録を証 明したもの	300円	
不在籍証明書	ある番地にその方の戸籍がないことを証明するもの	300円	
身分証明書	禁治産・準禁治産の宣告の通知、後見登記の通知、破産宣 告・破産手続き開始決定の通知を受けていないことを証 明するもの ※本人以外の方が申請する場合は、家族でも委任状が必要 です。	300円	●出張所 (→50頁～) まちづくり センターで は取り扱 いません。
平成改製原戸籍謄本	戸籍のコンピュータ化に伴う改製前の戸籍に載っている 全員の方の記載内容を証明したもの	750円	総合支所くみ ん窓口戸籍担 当(区民課戸 籍係) (→42頁)
平成改製原戸籍抄本	戸籍のコンピュータ化に伴う改製前の戸籍に載っている 一部の方の記載内容を証明したもの	750円	
改製原戸籍謄本	戸籍の法改正等に伴う改製前の戸籍に載っている全員 の方の記載内容を証明したもの	750円	
改製原戸籍抄本	戸籍の法改正等に伴う改製前の戸籍に載っている一部 の方の記載内容を証明したもの	750円	
戸籍届出受理証明書	戸籍の届出が済んだこと(受理されたこと)を証明するもの ※実際に届出をした役所へお問い合わせください。	350円	
除籍の証明書	戸籍に記載の方全員が転籍や死亡等によって戸籍から除かれた場合 の証明書 ※一部の方が除かれた場合は、除籍の証明書ではなく、「戸籍全部事 項証明書」等が証明書になります。		
除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	除籍に記録されている事項の全部を証明したもの	750円	
除籍個人事項証明書 (除籍抄本)	除籍に記録されている方のうち一部の方の記録事項を証明 したもの	750円	
除籍一部事項証明書	除籍に記録されている事項中、証明を求められた事項のみ を証明したもの	750円	

※1 コンビニ交付 1通 350円

〈戸籍のコンピュータ化について〉

- 世田谷区では平成17年7月16日から戸籍と戸籍の附票をコンピュータ化しています。
- 証明書の名称が変わり、戸籍謄本(紙原本の戸籍の内容全部を写したもの)は「戸籍全部事項証明書」、戸籍抄本(紙原本の戸籍の内容の一部を写したもの)は「戸籍個人事項証明書」になりました。
- コンピュータ化前に既に死亡、婚姻、離婚等により戸籍から除かれた方(筆頭者を除く)は、コンピュータ化後の戸籍には記録されていません。また、コンピュータ化の時点で在籍している方の身分事項(婚姻、離婚、養子縁組等の記録)についても、内容によりコンピュータ化後の戸籍に記録されていない事項があります。
- コンピュータ化後の戸籍に記録されていない事項を証明する必要がある場合は、「平成改製原戸籍」も必要です。
- 詳しくは総合支所くみん窓口戸籍担当(区民課戸籍係)(→42頁)にお問い合わせください。

住民登録

〈届出、申請の際の本人確認〉

条例に基づき、必ず本人確認を行っています。窓口に来られる方は、次のいずれかの証明書（有効期間内のもの。コピー不可）をお持ちください。

- 運転免許証、パスポート（日本国発行のもののみ）、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等、官公署発行の写真入り証明書
- 上記の証明書をお持ちでない場合は、健康保険証、各種医療証、年金証書等（※通知カードは本人確認には利用できません）

住民登録とは

住民記録・戸籍課住民記録担当
☎5432-2236 ☎5432-3077

住民登録は、住民票や転出証明書の交付、国民健康保険、国民年金、小・中学校への就学（※）、選挙人名簿への登録（※）等に関する住民サービスの基礎となるものです。（※）は日本人のみ。

住民登録の届出（転入届、転出届等）

総合支所くみん窓口区民担当（➡42頁）、出張所（➡50頁～）

上記窓口に必要な書類等を持参のうえ、届け出てください。（➡77頁 表3-3）
代理人（別世帯の方）が届け出る場合は、委任状（書き方は➡87頁）が必要です。

〈表 3-3〉住民登録の届出の種類

※届出には、本人確認ができる証明書（運転免許証等）をご提示ください。

※ファクシミリでの届出は受け付けておりません。

届出の種類	届け出るとき	必要書類等	郵送申請
転入届	他の区市町村や国外から世田谷区に引っ越して来たとき (14日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ●前住所地の役所が交付した転出証明書（国外からの転入、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した特例による転出届をされた方を除く） ●マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方全員分） ●住民基本台帳カード（お持ちの方全員分） ●外国人の方は引越しをする方全員分の在留カード、特別永住者証明書（必ずお持ちください） ●国民健康保険の加入者がいる世帯に転入する場合、世帯主が変更になるときは全員分の保険証 ●国立・私立の小・中学校に在学中の子がいる方は、在学証明書等、子の在学が確認できるもの ●介護サービスを受けている方は、前住所地等の役所が発行した介護サービス受給資格証明書（お持ちの方のみ） ●後期高齢者医療制度の負担区分等証明書（お持ちの方のみ） ●国外からの転入の方はパスポート（引越しをする方全員分）（パスポートに帰国日の証印がない場合は、飛行機の搭乗券の半券） ●国外から転入する外国人の方は、婚姻・出生など家族関係を証明する書類およびその訳文（訳者氏名の記載があるもの。自身で訳したもので可） 	不可
転出届	世田谷区から他の区市町村や国外に引っ越すとき (引越しの14日くらい前から)	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方全員分。転居届のみ） ●住民基本台帳カード（お持ちの方全員分。転居届のみ） 	可
転居届	世田谷区内で引っ越したとき (14日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人の方は引越しをする方全員分の在留カード・特別永住者証明書（必ずお持ちください）（転居届のみ） ●国民健康保険証（加入している方のみ） 	不可
世帯変更届	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯主が変わったとき ●世帯を分けたとき ●世帯を一緒にしたとき (14日以内)	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療被保険者証（お持ちの方のみ） ●介護保険被保険者証または資格者証（お持ちの方のみ） 	

郵送による転出届（送付先）

〒154-8589 世田谷区世田谷4-19-10 住民記録・戸籍課 住民票集中管理・住居表示
☎5432-1170 ☎5432-1173

※ファクシミリでの届出は受け付けておりません。

〈郵送で手続きする際の必要書類等〉

- 転出届（区のホームページから用紙をダウンロード、または便せん等に記入）
※記載項目は区のホームページで確認するか、事前にお問い合わせください。
※国外転出の場合、「これからの住所」欄に国名を必ず記載してください。
- 返信用封筒（届出人の住所、氏名を記入し、切手を貼付してください）
※転出証明書の返送先は、旧住所または新住所に限ります。
※国外に転出される場合は、返信用封筒は不要です。
- 本人確認資料（有効期間内の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、写真付住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等官公署発行の写真入証明書、健康保険証等のコピー）

※マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、マイナポータルからオンライン手続きもできます。手続きの際は、あらかじめ区のホームページをご確認ください。

住民票の写し等の証明書

■窓口で申請する場合

表3-4の各窓口へ

本人または同一世帯員以外の方による申請には、委任状等が必要になります。詳しくは、事前に電話でお問い合わせいただくか、区ホームページをご確認ください。(委任状の書き方は→87頁)

■郵送で申請する場合

〒154-8589
世田谷区世田谷4-19-10
住民記録・戸籍課 住民票集中管理・住居表示
☎5432-1170 ☎5432-1173

〈郵送申請の必要書類等〉

- 申請書（専用の郵送請求用申請書または便せん等）（→図3-2）
- 手数料（必要な通数分の定額小為替をお釣りのないよう送付してください）（→表3-4）
※切手・収入印紙は受け付けておりません。
- 返信用封筒（申請者の住所、氏名を記入し、切手を貼付してください）
- 本人確認資料（有効期間内の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、写真付住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等官公署発行の写真入証明書、健康保険証等のコピー）
※本人または同一世帯員以外の方による申請には、必要な資料の添付が定められています。事前に電話でお問い合わせいただくか、区のホームページをご確認ください。

〈図 3-2〉住民票の郵送申請書の書き方

※区のホームページから用紙をダウンロード、または便せん・A4程度の白紙に記入。

住民票の郵送申請書

○年○月○日

(1) 必要な住民票 (対象者)

- ① [住所] 世田谷区世田谷○-○-○
- ② [フリガナ] セタガヤ タロウ
- ③ [氏名] 世田谷 太郎
- ④ [種類・通数] 世帯全員 ○通
(または世帯の一部 (氏名) ○通)
- ⑤～⑬については「のせる」か「のせない」を記入してください。
- ⑤ [本籍] ※日本人の方
- ⑥ [続柄]
- ⑦ [マイナンバー]
- ⑧ [住民票コード]
- ⑨ [国籍・地域]
- ⑩ [在留カード等の番号]
- ⑪ [在留資格・期間等]
- ⑫ [実質住民日 (世田谷区に実際に住み始めた日)]
- ⑬ [通称の記載及び削除に関する事項]

※外国人の方

(2) 請求理由

使用目的を具体的に記入

(3) 住民票の請求者

[フリガナ] セタガヤ ハナコ
[氏名] 世田谷 花子
(※本人の自署でない場合は押印)
[対象者との関係]
[電話番号] 090-XXXX-XXXX
(平日昼間の連絡先を記入)

※①と現住所が異なる場合は請求者の現在の住所も記入。(→87頁 右下〔 〕参照)

〈表 3-4〉住民票の写し等の証明書の種類

※委任状による郵送申請は、事前に住民票集中管理・住居表示へ電話でお問い合わせください。

※ファクシミリでの申請は受け付けておりません。

証明書の種類	内容	手数料	窓口	郵送申請
住民票 (除票) の写し	住民票または除票に記録されている事項を証明したもの	※1 1通300円	●総合支所くみん窓口区民担当 (→42頁) ●土曜、日曜、祝・休日の窓口 (→47頁～) ●出張所 (→50頁～) ●まちづくりセンター (証明書の取次ぎ発行) (→52頁～) ※3	可 (住民票集中管理・住居表示)
住民票 (除票) の記載事項証明書	住民票または除票に記録されている事項中、証明を求められた事項のみを証明したもの [ただし基本4項目 (氏名・住所・生年月日・性別※2) は必ず記載されます]			
不在住証明書	申出の住所・氏名では住民登録がないことを証明したもの			

※1 住民票の写しは、コンビニ交付、マイナンバーカード専用証明書自動交付機では1通200円です。

※2 性別は申出により非表示とすることもできます。

※3 まちづくりセンター (証明書の取次ぎ発行) で交付できるのは、本人または同一世帯員の方の住民票の写しに限ります。

証明書の種類	内容	手数料	窓口	郵送申請
広域交付住民票の写し	<p>お住まいでない区市町村の窓口で申請し、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して交付される住民票の写し</p> <p>〈広域交付申請できない住民票〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本籍・筆頭者の記載付き住民票 ● 履歴付き住民票 ● 除票・改製原住民票 ● 同一世帯員以外の住民票 ● 転出の届出をされた方を含む世帯の住民票 ● 外国人の方の通称の記載及び削除に関する事項を記載した住民票 ● 同じ自治体の中で転居している場合、前住所は記載されません。 	<p>手数料は申請を受け付ける区市町村により異なります。 (世田谷区の場合1通300円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合支所くみん窓口 区民担当 (➡42頁) ● 出張所 (➡50頁～) <p>〈必要書類等〉 マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カードまたは官公署発行の写真入り証明書(日本国内で発行され、かつ有効期間内のもの。コピーは不可)</p> <p>※世田谷区民の方は、実際に申請される区市町村にお問い合わせください。</p>	不可

通知カード

法改正により、令和2年5月25日に通知カードは廃止されました。

法施行後は、通知カードの再交付申請および通知カードの表面記載事項の変更手続きはできません。

法施行後、個人番号(マイナンバー)が新たに付番された方(出生など)には、個人番号通知書(個人番号(マイナンバー)、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行日等が記載された書面)が送付されますので、そちらで個人番号(マイナンバー)をご確認ください。

■個人番号(マイナンバー)を証明する書類

通知カードの表面記載事項が住民票の内容と一致していないと、個人番号(マイナンバー)を証明する書類として使用できません。

その場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を申請するか、個人番号(マイナンバー)記載の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を取得してください。

※個人番号通知書は、個人番号(マイナンバー)を証明する書類として使用できません。

マイナンバーカード(個人番号カード)

表面に顔写真・氏名・住所・生年月日等、裏面にマイナンバー（個人番号）等の記載されたプラスチック製のICカードです。

申請に基づき交付します。

公的な身分証明書となるほか、カード内部に搭載されている電子証明書を使って、様々な行政サービスに利用できます。

〈マイナンバーカードの有効期間〉

日本人、高度専門職第2号及び永住者である外国人並びに特別永住者の方

- ・発行日において18歳以上の方 発行日から10回目の誕生日まで
- ・発行日において18歳未満の方 発行日から5回目の誕生日まで

中長期在留者(高度専門職第2号及び永住者を除く)

- ・在留期間の満了日まで（在留期間を更新した場合は、有効期間内に手続きを行うことでカードの有効期間の変更が可能です）

〈電子証明書の有効期間〉

証明書の発行日から5回目の誕生日またはマイナンバーカードの有効期間満了日のいずれかの早い日まで

※ただし署名用電子証明書は、住所・氏名等が変更になると有効期間内でも失効します。

〈手数料〉

マイナンバーカードの初回交付時は無料。再交付は1,000円(カード800円、電子証明書200円)

〈申請手続きについて〉

マイナンバーカードの交付を受けるためには、原則として本人が申請する時、または受け取る時のどちらか1回、窓口にお越しいただく必要があります。

■申請時に来所する場合

〈申請窓口〉

マイナンバーカード専用窓口、マイナンバーカード申請受付臨時窓口、区内10か所の窓口(総合支所くみん窓口、出張所)

※マイナンバーカード専用窓口、マイナンバーカード申請受付臨時窓口は、初回申請の方のみです。再交付申請の場合は、区内10か所の窓口(総合支所くみん窓口、出張所)へお越しください。再交付申請の場合は、予約不要です。

〈申請方法〉

- (1) 世田谷区マイナンバー制度コールセンター(☎3570-5031)に連絡し、あらかじめ、申請窓口と来所日時を予約してください。
- (2) 予約した申請窓口に必要な書類等を持参し、申請してください。

●顔写真

※区内10か所の窓口(総合支所くみん窓口、出張所)のみ

※横3.5cm×縦4.5cm 6か月以内撮影のもの

●通知カード(お持ちの方のみ) ※受付当日回収します。

●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ※受付当日回収します。

●本人確認書類 A書類2点、A書類・B書類各1点またはB書類を2点

A書類(写真付きのもの)
住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等
B書類(「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があるもの)
健康保険証、介護保険の被保険者証、年金手帳、民間企業の社員証、学生証等

※有効期間があるものは有効期間内のもの。コピーは不可。
※B書類2点の場合、ご自宅へ照会文書を送付します。

(3) マイナンバーカードを本人限定受取郵便(特例型)で送付します。

※受付時にお預かりした暗証番号をカードに登録して送付します。

■受取時に来所する場合

〈受取窓口〉

区内10か所の窓口(総合支所マイナンバーカード特設窓口、出張所)

〈申請方法〉

- (1) 個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼って送付用封筒で郵送します。
※個人番号カード交付申請書は、区内10か所の窓口(総合支所くみん窓口、出張所)または区内5か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー(上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷の各まちづくりセンター内)で交付を受けるか、地方公共団体情報システム機構のホームページからダウンロードできます。
※スマートフォン、パソコン、まちなかの証明用写真機(一部の機種)からも申請できます。
- (2) カードの交付準備が整ったら、「交付通知」と「交付についてのご案内」を送付します。
※ご案内には、受取窓口、受取予約方法、お持ちいただくもの等が記載されています。
- (3) 世田谷区マイナンバー制度コールセンター(☎3570-5031)に連絡し、受取窓口と来所日時を予約してください。
- (4) 予約した受取窓口に来所し、マイナンバーカードを受け取ります。

■暗証番号の設定について

マイナンバーカードを交付する際に、次の①～④の暗証番号を設定します。電子証明書の発行を希望しない方、15歳未満の方、成年被後見人の方は、①の暗証番号の設定は不要です。



①	署名用電子証明書暗証番号	英数字6文字以上16文字以下	e-Taxなど、電子申請の利用時に使用
②	利用者証明用電子証明書暗証番号	数字4桁	住民票の写し等証明書のコンビニ交付時、マイナポータルへのログイン等に利用
③	住民基本台帳用暗証番号	数字4桁	異動手続きの際などの本人確認時に使用
④	券面事項入力補助用暗証番号	数字4桁	区役所等での窓口申請書作成時、ワクチン接種証明アプリでの証明書発行時に使用

■代理人による手続

本人による手続が原則です。ただし、本人が15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が同行してください。

なお、病気、身体の障害、重度な精神・知的障害、長期出張などのやむを得ない理由（「仕事が多忙」といった理由では受け付けられません）により本人の来所が困難、申請者本人が高校生以下などの場合は、代理人による手続ができますが、本人が来所できないことを証明するもの、本人確認書類（顔写真付き）などが必要となります。

■注意点

※マイナンバーカード交付申請後に世田谷区内での転居または氏名等の変更をした場合、申請時の住所・氏名等でカードが作成され、カード追記欄に変更後の住所・氏名等が追記されます。

〈紛失したとき〉

最寄りの警察署や交番に遺失物届を出してください。あわせて、マイナンバーカード機能停止のお手続きが必要となりますので、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）または個人番号カードコールセンター（0570-783-578）へご連絡ください。

一時停止後、マイナンバーカードが見つかった場合は、一時停止解除届、見つからない場合はマイナンバーカード紛失・廃止届の手続きを区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）でお願いします。

※マイナンバーカード（個人番号カード）の紛失等により、個人番号（マイナンバー）が漏洩して不正に用いられるおそれがあると認められるときは、個人番号（マイナンバー）の変更をすることができます〔疎明資料（警察への遺失届など）が必要〕。

〈マイナンバーカード・電子証明書の暗証番号を忘れたとき〉

マイナンバーカードを区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）または区内5か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷の各まちづくりセンター内）にお持ちください。新たに暗証番号を設定します。

〈マイナンバーカード・電子証明書の更新〉

更新は、有効期間満了の3か月前から受け付けます。マイナンバーカードを区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）または区内5か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷の各まちづくりセンター内）にお持ちください。

住民基本台帳カードの交付は平成27年12月で終了しました。

終了前に交付されたカードは有効期間が満了するまで使用できますが、電子証明書を発行することはできませんので、電子証明書をご利用の方はマイナンバーカードの交付申請を行ってください。

電子証明書(署名用・利用者証明用)の発行

総合支所くみん窓口区民担当（⇒42頁）、出張所（⇒50頁～）

インターネットを使った行政機関への電子申請・届出の際に必要な本人確認を、あらかじめ電子的なシステムによって認証する制度です。マイナンバーカード（個人番号カード）には、原則として2種類の電子証明書が記録されています。電子証明書発行等の手続きは、原則として本人がマイナンバーカードを持参して、上記窓口または区内5か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷の各まちづくりセンター内）で手続きを行ってください。

※手続きの際、交付時に設定した暗証番号の確認をします。

〈有効期間〉

証明書の発行日から5回目の誕生日またはマイナンバーカードの有効期間満了日のいずれかの早い日まで

※ただし署名用電子証明書は、住所・氏名等が変更になると有効期間内でも失効します。

〈手数料〉

マイナンバーカード初回交付時は無料。再発行は200円

〈電子証明書の更新・ロック解除等〉

更新は、有効期間満了日の3か月前から受け付けます。また、誤ってカードをロックしてしまった等の場合は、暗証番号再設定の手続きが必要です。

〈住民基本台帳カードへの電子証明書の発行等の終了について〉

住民基本台帳カードへの電子証明書の発行や更新は、平成27年12月で終了しました。電子証明書が必要な場合はマイナンバーカードの交付申請をお早めに行ってください。

印鑑登録

印鑑登録とは

住民記録・戸籍課住民記録担当
☎5432-2236 ☎5432-3077

不動産の登記や自動車の登録、公正証書の作成等の法令に基づく手続きには印鑑登録証明書が必要です。その交付を受けるためには、印鑑登録が必要です。

印鑑登録証明書は、住民の権利・義務の発生や変更に伴う手続きにも広く利用されています。

印鑑登録の申請

総合支所くみん窓口区民担当(➡42頁)、出張所(➡50頁～)

登録できる印鑑は一人一個に限ります。また、一個の印鑑を複数人で登録することは、できません。(➡表3-5)
区内に住民登録をしている15歳以上の方が登録できます。申請の手続きは、なるべく本人が直接行ってください。(➡83頁 表3-6)
登録後に、「印鑑登録証」(カード)を交付します。

〈手数料〉100円

〈印鑑登録の廃止・紛失等の届出〉

印鑑や印鑑登録証を紛失・破損したとき、改印したいとき、印鑑登録を廃止したいときは届出てください。

印鑑登録証明書

総合支所くみん窓口区民担当(➡42頁)、出張所(➡50頁～)、コンビニ交付(➡85頁)、マイナンバーカード専用証明書自動交付機(➡86頁)、まちづくりセンター(証明書の取次ぎ発行)(➡52頁～)

※郵送申請はできません。

〈申請に必要なもの〉印鑑登録証(カード)

〈手数料〉1通300円

(コンビニ交付、マイナンバーカード専用証明書自動交付機は、1通200円)

※印鑑登録がお済みでマイナンバーカードをお持ちの方に限りご利用いただけます。利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。

(➡85頁～)

〈表 3-5〉登録できる印鑑・できない印鑑

登録できる印鑑	<ul style="list-style-type: none">● 住民票に記載されている氏名、氏、名、旧氏、旧氏と名(外国人は氏名、通称または氏名のカタカナ表記のうち氏名、氏、名)を彫ったもの ※旧氏、通称及び氏名のカタカナ表記の記載には別途届出が必要です。窓口へお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none">● 印影の大きさが一辺25mmの正方形に収まり、一辺8mmの正方形に収まらないもの ※大量生産印(三文判等)は避けてください。
登録できない印鑑	<ul style="list-style-type: none">● 住民票に記載している氏名、旧氏、通称、氏名のカタカナ表記を表していないもの(氏名の並び順を変えたものは不可)● 通称(外国人の方を除く)、雅号等の印鑑● 職業等、氏名以外の事項をあわせて彫ったもの● 印影が変化しやすい材質のもの(ゴム印、エボナイト印等)● 印影が不鮮明なもの、文字の判読が困難なもの● 輪郭が無いもの、輪郭の欠損が大きいもの● 印影の大きさが「一辺25mmの正方形に収まり、一辺8mmの正方形に収まらない」規定を外れるもの ※その他、印影によっては登録できないものがあります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

〈表 3-6〉 印鑑登録の申請方法

申請者	本人証明の方法	手続きの手順
本人	(文書照会による交付) 写真入り証明書・保証人による「保証書」がない場合	(1)窓口に登録する印鑑を持参し、所定の申請書に記入して申請してください。 (2)数日後、区役所から自宅に「照会書」が送付されます(転送不要の簡易書留)。 (3)再び窓口に次の書類等を持参してください。 ●「回答書」(照会書下欄に本人が記入・押印したもの) ●健康保険証、年金証書等の官公署発行の本人確認資料(有効期間のあるものは期間内のものに限る。コピーは不可) ●登録する印鑑 (4)窓口で本人確認後、印鑑登録証(カード)が交付されます。
	(即日交付) 写真入り証明書がある場合	(1)窓口に次の書類等を持参し、所定の申請書に記入して申請してください。 ●登録する印鑑 ●官公署発行の写真入り証明書(マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート(日本国発行のもの)、在留カード、特別永住者証明書等。有効期間内のもの。コピーは不可) 提示された本人確認のための証明書は複写(コピー)させていただきます。 (2)即日、印鑑登録証(カード)が交付されます。
	(即日交付) 保証人がいる場合	(1)窓口に登録する印鑑を持参し、所定の申請書に記入して申請してください。その際、東京都内で印鑑登録をしている方が、申請者が登録者本人であると保証してください(申請書裏面の「保証書」欄に保証人が署名し、登録印を押印)。 ※保証人の住所が世田谷区以外の場合は、保証人の印鑑登録証明書(3か月以内に発行されたもの)を添付してください。 ※必要書類等、必ず事前に来所する窓口へお問い合わせください。 (2)即日、印鑑登録証(カード)が交付されます。
代理人	(文書照会による交付) 委任状がある場合	(1)窓口に次の書類等を持参し、所定の申請書に記入して申請してください。 ●登録する印鑑 ●申請者本人が作成した「印鑑登録申請の委任状」(書き方は▶88頁) ●代理人のマイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、健康保険証等の官公署発行の本人確認資料(有効期間内のもの、コピーは不可) (2)数日後、区役所から自宅に「照会書」が送付されます(転送不要の簡易書留)。 (3)再び窓口に次の書類等を持参してください。 ●「回答書」(照会書下欄に申請者本人が記入・押印したもの) ●申請者本人が作成した「印鑑登録証受領の委任状」(書き方は▶88頁) ※申請者本人が受領する場合は委任状は不要。 ●代理人及び申請者本人の健康保険証、年金証書等の官公署発行の本人確認資料(有効期間のあるものは期間内のものに限る。コピーは不可) ※念のため登録申請印をご持参ください。 (4)窓口で確認後、印鑑登録証(カード)が交付されます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓について

閩人権・男女共同参画課
☎6304-3453 FAX6304-3710

世田谷区基本計画に掲げる「人権尊重」の取組みのひとつとして、双方または一方がLGBTQ(性的マイノリティ)である区民のお二人やその子ども・親がその自由な意思によるパートナーシップやファミリーシップの宣誓を区長に対して行い、その気持ちを受け止める取組みです。区は、宣誓書を受領し、宣誓書受領証をお渡しします。
宣誓を希望される方は、事前に電話、ファクシミリ、または窓口にてお申し込みください。宣誓場所は梅丘分庁舎内です(総合支所、出張所等では行っていません)。

外国人の手続き

外国人の登録制度について

住民記録・戸籍課住民記録担当
☎5432-2236 ☎5432-3077

平成24年7月9日から新たな在留管理制度が始まり、外国人住民の方の登録方法が「外国人登録制度」から「住民基本台帳制度」に変わりました。届出の方法が大きく変わりましたのでご注意ください。

- 住所に関する届出は区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で取り扱います（➡49頁～）。転入・転居等の届出の際に在留カード、特別永住者証明書等を提示することにより、出入国在留管理庁への住居地変更の届出

を兼ねることとなります。住所に関する届出の際は、異動される方全員分の在留カード等を忘れずにお持ちください。

- 他の区市町村や国外へ引っ越す際は、「転出届」が必要です。他の区市町村へ引っ越す方は、転出届の際に交付する「転出証明書」をお持ちになり、引越し先の自治体で「転入届」をしてください。「転出証明書」がないと「転入届」ができませんのでご注意ください。
- 世田谷区内で引越しをした場合は、「転居届」の手続きをお願いします。
- 住民登録の手続き、住民票の写しの交付等について詳しくは「住民登録」（➡76頁）を、印鑑に関する届出は「印鑑登録」（➡82頁～）をご覧ください。

中長期在留者（永住者を含む）の住所変更以外の手続き

中長期在留者の方（永住者を含む）の在留資格、在留カードに関する手続きは、出入国在留管理庁のみで取り扱います（区役所への届出は不要です）。

出入国在留管理庁 外国人登録総合インフォメーションセンター ☎0570-013904
（IP電話からは）☎5796-7112（平日午前8時30分～午後5時15分）

特別永住者の住所変更以外の手続き

特別永住者の方の手続きは、区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で取り扱います（➡49頁～）。特別永住許可、特別永住者証明書に関する手続きは、原則申請時と受領時の2回、窓口にお越しただく必要があります。即日の交付はできません。申請から交付までおおむね2～3週間かかります。

〈表 3-7〉特別永住者の住所変更以外の手続き

申請の種類	持ち物		
	申請するとき		受領するとき
	共通	個別	
特別永住許可に関する申請	●特別永住許可を受けたいとき（出生等から60日以内に申請）	●特別永住許可申請書（窓口でお渡しします） ●本邦で出生したことを証する書類ほか（詳しくは住民記録・戸籍課住民記録担当へお問い合わせください）	決定時に受付窓口から郵送する書類
特別永住者証明書に関する申請	(1)氏名、生年月日、性別、国籍・地域が変更となったとき	①有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書） ②特別永住者証明書（紛失時を除く）	変更を生じたことを証する資料 例：有効な旅券、国籍取得証明書等、韓国家族関係登録簿に基づく登録事項別証明書、出生届の追完届証明書、氏名等を変更したことに係る確定判決書等
	(2)有効期間を更新するとき	③（申請前6か月以内に撮影された）写真1葉（縦4cm、横3cm）	—
	(3)紛失、盗難、滅失したとき	—	遺失届出証明書、盗難届出証明書、罹災証明書等
	(4)著しいき損、汚損、ICの記録がき損したとき	—	—
	(5)交換を希望するとき（「みなし特別永住者証明書」からの切り替えを除く）	—	交付手数料 1,600円（収入印紙）
	(6)「みなし特別永住者証明書」（旧・外国人登録証明書）からの切り替えのとき	①有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書） ②外国人登録証明書 ③（申請前6か月以内に撮影された）写真1葉（縦4cm、横3cm）	—

コンビニ交付サービス

住民記録・戸籍課住民記録担当

☎ 5432-2236 ☎ 5432-3077

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から世田谷区の各種証明書等を交付することができます。

〈利用方法〉

コンビニ交付をご利用いただくには、利用者証明用電子証明書（➡81頁）の搭載されたマイナンバーカードが必要です。利用者証明用電子証明書に登録された暗証番号（4桁の数字）を使用します。

※コンビニ交付は、印鑑登録証、住民基本台帳カードでは利用できません。

〈対応している店舗〉

全国のコンビニエンスストア等

※行政サービス機能を備えたマルチコピー機が設置されている店舗に限ります。

〈交付できる証明書〉

- 住民票の写し
※交付時に記載内容を選択できます。
 - ◆ 続柄
 - ◆ 本籍（日本人の方のみ）
 - ◆ マイナンバー（個人番号）
 - ◆ 国籍・地域、在留資格等（外国人の方のみ）
- 印鑑登録証明書 ※印鑑登録をされている方に限ります。
- 特別区民税・都民税の課税・納税証明書
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
※世田谷区に本籍のある方に限ります。
- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
※世田谷区に本籍のある方に限ります。

〈交付できない証明書〉

- 住民票コード入りの住民票の写し、除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、転出の届出をされた方を含む世帯の住民票の写し
- 外国人の方の通称の記載及び削除に関する事項を記載した住民票の写し
- 前年度以前の課税証明書、前々年度以前の納税証明書（未申告の場合や修正申告をした場合等も、一部発行できないことがあります）
※一旦世田谷区を転出した後、再び世田谷区へ戻られた方（再転入された方）の税証明書は、コンビニ交付サービスでは取得できません。
- 除籍、改製原戸籍、戸籍の附票の写し
※ほかにも交付できない場合があります。

〈利用時間・証明書の交付手数料〉

証明書の種類	利用時間	交付手数料
住民票の写し	午前6時30分から午後11時まで（※1、2）	1通 200円
印鑑登録証明書		
特別区民税・都民税の課税証明書		
特別区民税・都民税の納税証明書	午前9時から午後5時まで（※1、2、3）	1通 350円
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）		
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）		

- ※1 年末年始、メンテナンス時は除きます。
- ※2 店舗の営業時間によって利用時間は一部異なります。
- ※3 第3土曜、日曜、祝・休日は除きます。

〈注意事項〉

- コンビニ交付を利用できるのは、マイナンバーカード所有者本人のみです。
- 利用者証明用電子証明書の登録のお手続きや暗証番号の誤りによりロックした場合の解除のお手続きについては、「電子証明書（署名用・利用者証明用）の発行」（➡81頁）をご覧ください。
- 世田谷区に転出の届出をされた方は利用できません。ただし、戸籍証明書については下記の〈戸籍証明書に関する注意事項〉をご覧ください。

〈戸籍証明書に関する注意事項〉

- 本籍が世田谷区で住所が世田谷区以外の方が、コンビニ交付サービスを利用し戸籍証明書を取得する場合は、事前に利用登録申請を行う必要があります（利用者証明用電子証明書が失効した場合は、再度利用登録申請が必要となります）。利用登録に手数料はかかりません。
- コンビニエンスストア等に設置された行政サービス機能を備えたマルチコピー機またはICカードリーダーを装備したパソコンからインターネットの戸籍証明書交付の利用登録申請サイト（<https://ks.lg-waps.go.jp/ksgu/#/>）より、利用登録申請を行うことで、それ以降はコンビニ交付サービスを利用した戸籍証明書の取得ができるようになります。
 - 戸籍証明書のコンビニ交付サービスの利用が可能になるまでには、申請から登録完了まで5日程度かかります。
 - 利用登録申請内容が誤っている場合は、利用登録が行われない場合があります。
 - 利用登録状況は、戸籍証明書交付の利用登録申請サイトで確認することができます。確認するには、利用登録申請完了後に表示された申請番号（16桁）が必要となります。



マイナンバーカード専用 証明書自動交付機

住民記録・戸籍課住民記録担当
☎5432-2236 ☎5432-3077

〈交付できる証明書〉

- 住民票の写し
※交付時に記載内容を選択できます。
 - ◆ 続柄
 - ◆ 本籍 (日本人の方のみ)
 - ◆ マイナンバー (個人番号)
 - ◆ 国籍、地域、在留資格等 (外国人の方のみ)
- 印鑑登録証明書 ※印鑑登録をされている方に限ります。
- 特別区民税・都民税の課税、納税証明書
- 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)
※世田谷区に住所・本籍のある方に限ります。
- 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)
※世田谷区に住所・本籍のある方に限ります。

〈交付できない証明書〉

- 住民票コード入りの住民票の写し、除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、転出の届出をされた方を含む世帯の住民票の写し
- 外国人の方の通称の記載及び削除に関する事項を記載した住民票の写し
- 前年度以前の課税証明書、前々年度以前の納税証明書 (未申告の場合や修正申告をした場合等も、一部発行できないことがあります)

※一旦世田谷区を転出した後、再び世田谷区へ戻られた方 (再転入された方) の税証明書はマイナンバーカード専用証明書自動交付機では取得できません。

- 除籍、改製原戸籍、戸籍の附票の写し
※ほかにも交付できない場合があります。
- 住所が世田谷区外の方の戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)
※コンビニ交付サービス (➡85頁) をご覧ください。

〈交付手数料〉

住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の課税、納税証明書 1通200円
戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) 1通350円

〈利用するには〉

- 利用者証明用電子証明書 (➡81頁) の搭載されたマイナンバーカードが必要です。利用者証明用電子証明書に登録された暗証番号 (4桁の数字) を使用します。
- 利用者証明用電子証明書の登録のお手続きや暗証番号の誤りによりロックした場合の解除のお手続きについては「電子証明書 (署名用・利用者証明用) の発行 (➡81頁) をご覧ください。」

〈注意事項〉

- マイナンバーカード専用証明書自動交付機は、自動交付機カード、印鑑登録証、住民基本台帳カードではご利用いただけません。
- 世田谷区に転出の届出をされた方は利用できません。

〈マイナンバーカード専用 証明書自動交付機の設置場所と利用時間〉

(住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の課税、納税証明書)

利用時間	設置場所	くみん窓口 (➡42頁)	出張所 (➡50頁～)	まちづくりセンター等 (➡52頁～)
平日 午前8時30分～午後5時 (祝・休日除く) ※桜丘区民センターは別途休館日あり (➡177頁)			経堂、用賀、 二子玉川	池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、 新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、 深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、 上祖師谷、桜丘区民センター
平日 午前8時30分～午後5時 土曜 午前9時～午後5時 (第3土曜、祝・休日除く)	世田谷、 北沢、玉川、 砧、烏山		太子堂	
平日 午前8時30分～午後5時 土曜、日曜、祝・休日 午前9時～午後5時			烏山	
毎日 午前9時～午後8時				キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口

(戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本))

利用時間	設置場所	くみん窓口 (➡42頁)	出張所 (➡50頁～)	まちづくりセンター等 (➡52頁～)
平日 午前9時～午後5時 (祝・休日除く) ※桜丘区民センターは別途休館日あり (➡177頁)			経堂、用賀、 二子玉川	池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、 新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、 深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、 上祖師谷、桜丘区民センター
平日 午前9時～午後5時 土曜 午前9時～午後5時 (第3土曜、祝・休日除く)	世田谷、 北沢、玉川、 砧、烏山		太子堂、 烏山	キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口

※メンテナンス時、年末年始は全台休止

委任状の書き方

便せんまたはA4程度の白紙に、委任されるご本人が記入してください。

※外国語で記入される場合は必ず日本語訳文を添付してください（訳者の住所・氏名を明記する）。

※区のホームページから用紙をダウンロードすることもできます（印鑑登録を除く）。

※委任状に不備がある場合はお手続きができない場合がありますのでご注意ください。

【戸籍の証明関係】

【戸籍の証明書・身分証明書用】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇

氏名 世田谷 花子

(必ず委任者本人が自署してください)

生年月日 〇年〇月〇日

本籍 世田谷区世田谷〇丁目〇番地

筆頭者 世田谷 太郎

私は下記の者を代理人として交付申請及び受領の権限を委任します。

(1) 該当者の氏名 世田谷花子

(2) 証明書名と通数 戸籍全部事項証明書 1通

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

【住民異動届】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇

氏名 世田谷 花子

私は下記の者を代理人として(注1)の権限を委任します。(注2)

(1) 引越しをした人全員の氏名 } (注3)

(2) 引越しをした年月日

(3) 引越し前の住所・世帯主

(4) 引越し後の住所・世帯主

(5) 平日昼間の連絡先電話番号

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

(注1) 内容により、「転居届出」「転入届出」「転出届出」のいずれかを記入してください。

【住民票関係】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて

(委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇 (注4)

氏名 世田谷 花子

生年月日 〇年〇月〇日

日中の連絡先(携帯電話等の番号)

私は下記の者を代理人として住民票の交付申請及び受領の権限を委任します。

(1) 該当者の氏名

(2) 種類と通数

世帯全員 〇通

世帯の一部(氏名) 〇通

除票(氏名) 〇通

(3) 使用目的

※以下(4)~(10)については「のせる」か「のせない」を記入してください。

(4) 世帯主との続柄

(5) 本籍 ※日本国籍の方

(6) 国籍・地域

(7) 在留カード等の番号

(8) 在留資格・期間等

(9) 実質住民日(世田谷区に実際に住み始めた日)

(10) 通称の記載及び削除に関する事項

(11) その他(4)~(10)の項目以外に必要な項目

(例: マイナンバー(個人番号)、履歴等) (注5) (記載項目について詳しくは窓口にお問い合わせください。)

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇

氏名 玉川 一郎

生年月日 〇年〇月〇日

(注2) 代理人が転入・転居届を行う場合、マイナンバーカードの住所変更は即日ではできません。後日、本人がカードを持参して手続きを行うか文書照会が必要になります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

(注3) 「転出届」のみ事前の届出も可能です。予定転出の場合には左記(1)(2)の文言中「引越しをした」を「引越しをする」と読み替えてください。

(注4) 現住所が世田谷区外の場合は世田谷区のときの住所と現住所を記入してください。

〔現住所とは住民登録地のことであり居所(実際に住んでいるが住民登録をしていない場所)や一時滞在地(帰省先、出張先、入院先等)は含まれません。〕

(注5) マイナンバー(個人番号)の記載された証明書はご本人の住民登録地へ郵送しますので、申請時に切手をご用意ください。



【印鑑登録関係】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて
 (委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇
 氏名 世田谷 花子 (登録印)
 (印鑑登録申請のみ押印)
 生年月日 〇年〇月〇日

私は下記の者を代理人として(注)の権限を委任します。

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇
 氏名 玉川 一郎
 生年月日 〇年〇月〇日

(注) 内容により、「印鑑登録申請」「印鑑登録証受領」「印鑑登録廃止申請(登録印の亡失、改印)」「印鑑登録証亡失届」「印鑑登録証引替交付」のいずれかを記入してください。

【課税・非課税証明書の請求】
 【納税証明書の請求など】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて
 (委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇
 氏名 世田谷 花子 (朱肉使用)
 生年月日 〇年〇月〇日

私は下記の者を代理人として(注)に関する
 ことを委任します。

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇
 氏名 玉川 一郎
 生年月日 〇年〇月〇日

(注) 下表の申請内容の語句を入れてください。

申請理由	申請内容	問い合わせ先
①課税(非課税)証明書の請求	□□□に使用するため、〇〇年度(▲▲年中)課税(非課税)証明書〇通交付	納税課収納・税証明係 ☎5432-2197 ☎5432-3012
②納税証明書の請求	□□□に使用するため、〇〇年度(▲▲年中)納税証明書〇通交付	
③原動機付自転車等の登録・廃車、 標識交付証明書・廃車申告受付 書の再交付	(1)原動機付自転車等の登録 (2)原動機付自転車等の廃車 (3)標識交付証明書の再交付 (4)廃車申告受付書の再交付	課税課管理係 ☎5432-2163 ☎5432-3037

【国民健康保険関係】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて
 (委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇
 氏名 世田谷 花子
 (必ず委任者本人が自署してください)
 生年月日 〇年〇月〇日

私は下記の者を代理人として(注)に関する
 ことを委任します。

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇
 氏名 玉川 一郎
 生年月日 〇年〇月〇日

(注) 内容により、「国民健康保険の加入」「国民健康保険の脱退」「国民健康保険被保険者証再交付」「国民健康保険高齢受給者証再交付」「限度額適用認定証の申請・受領」のいずれかを記入してください。

【国民年金関係】

委任状

〇年〇月〇日

世田谷区長 あて
 (委任者) 住所 世田谷区世田谷〇-〇-〇
 氏名 世田谷 花子
 (必ず委任者本人が自署してください)
 生年月日 〇年〇月〇日
 電話 00-0000-0000

私は下記の者を代理人として(注)に関する
 ことを委任します。

代理人 住所 世田谷区等々力〇-〇-〇
 氏名 玉川 一郎
 生年月日 〇年〇月〇日
 本人との関係 父

(注) 内容により、「国民年金の加入」「付加年金の申出」「基礎年金番号通知書の再交付」「国民年金保険料の免除、学生納付特例制度」「年金の請求」等を記入してください。
 ※年金事務所でお手続きされる場合は、日本年金機構ホームページから委任状をダウンロードしてください。



税金

区税ガイドブック

課税課管理係

☎5432-2163 ㊚5432-3037

住民税の仕組み等を解説した「区税ガイドブック」を区役所・総合支所くみん窓口区民担当・出張所・まちづくりセンターで配布しています。

税金の種類と窓口

〈表 4-1〉税金・証明書の種類と窓口

関連 税金の相談 (➡63頁～)

東京23区では、一般的に市町村で取り扱う固定資産税等数種の税金は都税事務所で取り扱いいます。

税金の種類	申告の窓口	納税の窓口	税金の証明書			問い合わせ
			種類	交付手数料	交付場所	
特別区民税・都民税 (住民税)	●課税課 注1 住民税の申告時期 (1月下旬～3月15日)は、欄外の窓口においても申告書の提出のみ受け付けます。	●金融機関 ●ゆうちょ銀行・郵便局 (関東各都県・山梨県のみ)注2 ●納税課 ●総合支所くみん窓口区民担当 ●出張所 ※まちづくりセンターでは取り扱いしません。 〈30万円以下のバーコード付納付書については下記でも納付することができます〉 ●コンビニエンスストア等 (納付書裏面に記載) ●スマートフォン決済アプリ (納付書裏面に記載) ●モバイルレジ (インターネットバンキング、クレジットカード) 〈100万円未満で表面に確認番号が印字されている納付書については下記でも納付することができます〉 ●インターネット上でのクレジットカードによる納付 ※納付方法の詳細については、納付書裏面、区のホームページをご確認の上ご利用ください。 ※スマートフォン決済アプリやモバイルレジ、インターネット上でのクレジットカードによる納付を利用した場合は、領収書が発行されません。領収書が必要な方は金融機関、コンビニエンスストア、納税課、総合支所くみん窓口区民担当、出張所で納付してください。軽自動車税 (種別割) の車検用納税証明書の発行には利用日から3週間程度かかります。お急ぎの方は上記窓口等で納付してください。	●課税証明書 ●納税証明書	区役所等の窓口交付 1通300円 マイナンバーカード専用証明書自動交付機・コンビニエンスストア 1通200円	●納税課 ●総合支所くみん窓口区民担当 (➡42頁) ●出張所 (➡50頁～) ●マイナンバーカード専用証明書自動交付機 (➡86頁) ●一部のコンビニエンスストア (➡85頁)	課税課 ㊚5432-3037 住民税課税内容 世田谷地域 (課税第1係) ☎5432-2169 北沢・砧地域 (課税第2係) ☎5432-2174 玉川・烏山地域 (課税第3係) ☎5432-2184 軽自動車税 (種別割) 課税内容 課税課管理係 ☎5432-2163
			●軽自動車税 (種別割) 納税証明書	1通300円 ※「継続検査用軽自動車税 (種別割) 納税証明書」は納税通知書に添付 (再発行無料)。	●納税課 ●総合支所くみん窓口区民担当 (➡42頁) ※出張所やまちづくりセンターでは取り扱いしません。	
特別区税						
軽自動車税 (種別割)	(➡92頁 表4-3)					

注1: ●総合支所くみん窓口区民担当 ●出張所 ●まちづくりセンター (太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、烏山は同じ建物内、成城は隣接する総合支所のくみん窓口または出張所で受け付けます)
注2: 軽自動車税 (種別割) を納付する場合は、全国のゆうちょ銀行・郵便局をご利用になれます。



税金の種類	申告の窓口	納税の窓口	税金の証明書			問い合わせ
			種類	交付手数料	交付場所	
都税 固定資産税 都市計画税 不動産取得税 自動車税等	世田谷 都税事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関・都税事務所 ●コンビニエンスストア (1枚あたりの合計金額が30万円以下のバーコード付納付書に限ります) ●スマートフォン決済アプリ (1枚あたりの合計金額が30万円以下のバーコード付納付書に限ります) ●インターネット上でのクレジットカードによる納付 (「地方税お支払いサイト」にアクセス。領収書は発行されません。所定のシステム料金がかかります。) ●ペイジー (Pay-easy) (領収書は発行されません。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●都税納税証明書 ●固定資産評価証明書 ●固定資産関係証明書 ●固定資産物件証明書 ●自動車税納税証明書 	1件400円 ※「継続検査用自動車税納税証明書」は納税通知書に添付 (再発行無料)。	<ul style="list-style-type: none"> ●23区内全ての都税事務所 ●郵送申請 (「都税証明郵送受付センター」へ送付) ●電子申請 (パソコン・スマートフォンで申請。郵送による交付) 	世田谷都税事務所 ☎ 3413-7111
	個人事業税 法人事業税 法人都民税	渋谷 都税事務所/ (受付のみ) 世田谷 都税事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関 ●ゆうちょ銀行 ●コンビニエンスストア (バーコード付き納付書もしくは二次元コードをお持ちの方。いずれも合計金額が30万円以下のもの) ●インターネット上でのクレジットカードによる納付 (「国税クレジットカードお支払いサイト」にアクセス。領収書は発行されません。手数料がかかります。) ●管轄の税務署 	個人と法人の納税証明書 (1)納税額 (2)所得金額 (3)未納税額がないことの証明 (4)滞納処分を受けたことのない証明	1件400円 ※電子申請は1件370円	管轄の税務署
国税 所得税 相続税 贈与税 法人税 消費税等	管轄の 税務署	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関 ●ゆうちょ銀行 ●コンビニエンスストア (バーコード付き納付書もしくは二次元コードをお持ちの方。いずれも合計金額が30万円以下のもの) ●インターネット上でのクレジットカードによる納付 (「国税クレジットカードお支払いサイト」にアクセス。領収書は発行されません。手数料がかかります。) ●管轄の税務署 	個人と法人の納税証明書 (1)納税額 (2)所得金額 (3)未納税額がないことの証明 (4)滞納処分を受けたことのない証明	1件400円 ※電子申請は1件370円	管轄の 税務署	管轄の税務署 各税務署 (管轄→35頁～、 問い合わせ先→ 171頁)

税金の申告と納税の時期

(→91頁 表4-2)

■住民税の申告

世田谷地域 (課税課課税第1係)

☎ 5432-2169 FAX 5432-3037

北沢・砧地域 (課税課課税第2係)

☎ 5432-2174 FAX 5432-3037

玉川・烏山地域 (課税課課税第3係)

☎ 5432-2184 FAX 5432-3037

窓口 (→89頁 表4-1) に住民税の申告書を提出してください。前年中に所得のなかった方も区の各種保険料や児童関連手当、各種給付金、教育・福祉・保育サービス等の算定の基礎資料になりますので、申告書の提出をお願いしています。

〈申告書の提出期限〉

毎年3月15日 (土・日曜に当たるときはその翌開庁日)

〈申告をしていただく方〉

- 1月1日現在、区内に住所があり、前年の1月～12月の間に所得のあった方

〈申告をしなくてもよい方〉

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出した方
- 前年中の所得が給与収入のみで、勤務先から当区に給与支払報告書が提出されている方
- 前年中の所得が年金収入のみの方
※年金等の源泉徴収票に記載のない各種控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。

〈表 4-2〉 税金の申告と納税の時期

※申告や納付の期限が土曜または休日に当たるときは、その翌日が期限となります。

時期	特別区税	都税	国税
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ●住民税(特別徴収分)の納税【6月～翌年5月の毎月の給与から差し引き分】 ●入湯税、特別区たばこ税の申告・納税 	<ul style="list-style-type: none"> ●都たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、宿泊税の申告・納税 ●都民税利子割・配当割の納税【10日まで】 	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の源泉徴収分の納税【10日まで】 ●酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の申告・納税
5月	軽自動車税(種別割)の納税	自動車税(種別割)の納税	消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告(第1四半期)
6月	住民税の納税(第1期)	固定資産税・都市計画税の納税(第1期)	
7月			所得税の予定納税(第1期) <ul style="list-style-type: none"> ●所得税の源泉徴収分の納税【納期特例適用分 10日まで】
8月	住民税の納税(第2期)	個人の事業税の納税(第1期)	消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告(第2四半期)
9月		固定資産税・都市計画税の納税(第2期)	
10月	住民税の納税(第3期)		
11月		個人の事業税の納税(第2期)	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の予定納税(第2期) ●消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告(第3四半期)
12月		固定資産税・都市計画税の納税(第3期)	
1月	住民税の納税(第4期) 給与支払報告書提出【31日まで】	都民税配当割、都民税株式等譲渡所得割【10日まで】 償却資産の申告、住宅用地の申告、認定長期優良住宅減額の申告【31日まで】	<ul style="list-style-type: none"> ●消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告【1月1日～3月31日】 ●所得税の源泉徴収分の納税【納期特例適用分 20日まで】
2月		固定資産税・都市計画税の納税(第4期)	<ul style="list-style-type: none"> ●贈与税の申告【2月1日～3月15日】 ●所得税の確定申告【2月16日～3月15日】
3月	住民税の申告【15日まで】	個人の事業税・事業所税の申告【15日まで】 地方消費税(個人事業者)の申告・納税【31日まで】	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の申告・納税【15日まで】 ●消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告・納税【31日まで】
随時	<ul style="list-style-type: none"> ●軽自動車等の届出(登録、廃車等) ●軽自動車税(環境性能割) ●退職所得の住民税の納税【原則として退職金支給時に特別徴収】 	法人の事業税・事業所税、法人の都民税、不動産取得税、自動車税(環境性能割)、狩猟税の申告・納税、地方消費税(法人)、特別法人事業税、自動車税(種別割)(月割課税分)	<ul style="list-style-type: none"> ●法人税、消費税及び地方消費税(法人)、印紙税、登録免許税、自動車重量税 ●相続税【死亡を知った日の翌日から10か月目の日まで】



■軽自動車等の届出

課税課管理係

☎5432-2163 ☎5432-3037

軽自動車やバイク等の所有者には軽自動車税(種別割)がかかります。登録、廃車、譲渡、転居、盗難等の場合には届出が必要です。(➡表4-3)

※なお、普通自動車等の所有者に課税される自動車税(種別割)は都税です。世田谷都税事務所または東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066へお問い合わせください。

納税

■住民税の納税方法

納税課収納・税証明係

☎5432-2197 ☎5432-3012

〈自営業等の方〉

自営業等の方を対象とした納税方法を「普通徴収」といい、「納付書」による納付や、ご指定の金融機関等の口座からの自動引落しで納めていただきます。(➡89頁 表4-1)

住民税の普通徴収分の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

〈手続き先〉納税課、金融機関、
ゆうちょ銀行・郵便局

〈お勤めの方〉

会社等にお勤めの方を対象とした納税方法を「特別徴収」といい、給与から差し引かれます。

〈公的年金等を受給されている方〉

公的年金から差し引きで納めていただく納税方法を「年金特別徴収」といいます。

■住民税の延滞金

納税課納税相談係

☎5432-2208 ☎5432-3012

納期限を過ぎた税金には延滞金が増加される場合があります。

■住民税の還付・充当

納税課収納・税証明係

☎5432-2197 ☎5432-3012

納め過ぎた住民税や軽自動車税(種別割)の過誤納金は、還付します。ただし、納期限を過ぎた住民税や軽自動車税(種別割)がある場合には、その住民税や軽自動車税(種別割)に充当することになります。

〈表 4-3〉軽自動車等の届出

車種	必要書類等	申請窓口																			
<ul style="list-style-type: none"> ●原動機付自転車(125cc以下) ●小型特殊自動車 ●ミニカー 	本人確認書類のほかに、次のものを用意してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●課税課管理係 ☎5432-2163 ☎5432-3037 ●総合支所くみん窓口 区民担当(➡42頁) ※土曜は取り扱いません。 																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申告内容</th> <th>申告に必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">登録</td> <td>新規購入</td> <td>販売証明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">譲受</td> <td>前所有者が廃車済</td> <td>廃車申告受付書 譲渡証明書</td> </tr> <tr> <td>前所有者が未廃車</td> <td>標識交付証明書 譲渡証明書 ナンバープレート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">転入</td> <td>前住所で廃車済</td> <td>廃車申告受付書</td> </tr> <tr> <td>前住所で未廃車</td> <td>標識交付証明書 ナンバープレート</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">廃車</td> <td>廃棄解体 譲渡 転出</td> <td>標識交付証明書 ナンバープレート</td> </tr> </tbody> </table>		申告内容		申告に必要なもの	登録	新規購入	販売証明書	譲受	前所有者が廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書	前所有者が未廃車	標識交付証明書 譲渡証明書 ナンバープレート	転入	前住所で廃車済	廃車申告受付書	前住所で未廃車	標識交付証明書 ナンバープレート	廃車	廃棄解体 譲渡 転出	標識交付証明書 ナンバープレート
	申告内容		申告に必要なもの																		
	登録		新規購入	販売証明書																	
			譲受	前所有者が廃車済	廃車申告受付書 譲渡証明書																
前所有者が未廃車		標識交付証明書 譲渡証明書 ナンバープレート																			
転入	前住所で廃車済	廃車申告受付書																			
	前住所で未廃車	標識交付証明書 ナンバープレート																			
廃車	廃棄解体 譲渡 転出	標識交付証明書 ナンバープレート																			
※盗難の場合、盗難届を出した日にさかのぼって廃車となります。 盗難届を出した警察署名・届出年月日・受理番号を確認のうえ、 手続きしてください。																					
125ccを超える二輪車	関東運輸局東京運輸支局へお問い合わせください。 ☎050-5540-2030 ☎3471-6320																				
軽自動車(三輪、四輪)	軽自動車検査協会東京主管事務所へお問い合わせください。 ☎050-3816-3100 ☎6712-8625																				

税金の減免

■住民税の減免

納税課納税相談係

☎5432-2208 ☎5432-3012

次のようなやむを得ない理由で住民税を納められない方には、減免制度があります。納期限が過ぎた住民税は対象になりませんので、お早めにご相談ください。

- 生活保護を受けている方
- 火災・風水害等によって一定以上の損害を受けた方（罹災証明書については➡34頁）
- そのほか特別の理由がある方

■軽自動車税（種別割）の減免

課税課管理係

☎5432-2163 ☎5432-3037

軽自動車・バイク等を所有されている以下の方は、税の減免制度があります。

- 障害のある方または同一生計の方
※障害のある方のための使用に限ります。
※原則普通自動車を含め1人1台に限ります。
- 障害のある方の利用のために構造を変更した軽自動車（車いす移動車等）を所有している方
- 生活保護を受けている方
- 災害に遭って生活が困窮している方
- そのほか特別の事情がある方

■母子世帯・父子世帯の税金の軽減

税務署（➡171頁）

母子世帯・父子世帯の方は、申告（給与所得者は年末調整）により、所得税の軽減措置を受けられる場合があります。

税金の証明書

納税課収納・税証明係

☎5432-2197 ☎5432-3012

■証明書の種類

〈課税証明書〉

税額や前年中の所得が記載されています。「所得証明」等名称は区市町村によって異なりますが、用途や効力は同じです。

〈納税証明書〉

税額と納付の確認がされた金額と前年中の所得が記載されています。

〈軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）〉

軽自動車及び250ccを超えるバイクの継続検査（車検）に際して、軽自動車税（種別割）の滞納がないことを証明しています。

※軽自動車税（種別割）納税証明書は土曜の窓口では発行しておりません。

■交付申請に必要な書類等

- 本人が申請する場合
本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）、手数料
- 代理人が申請する場合
委任状（書き方は➡88頁）
代理人の本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証等）、手数料

関連	コンビニ交付サービス（➡85頁）
関連	マイナンバーカード専用証明書自動交付機（➡86頁）

税金の証明書の郵送申請

〈郵送先〉

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
納税課収納・税証明係郵送担当
☎5432-2197 ☎5432-3012

郵送により申請する場合は、必ず本人が次の書類等を作成して申請してください。

※委任状があっても代理人の方へは交付できません。



税金

〈郵送申請の必要書類等〉

- 申請書 (→図4-1)
- 手数料 (定額小為替 (証明書1通につき300円)。使用目的によっては無料になる場合があります。詳しくはお問い合わせください)
- 返信用封筒 (申請者本人の現住所・氏名を記入し、切手を貼付)
- 本人確認資料 (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード (個人番号カード)、在留カードの写し等)

〈図 4-1〉 税金の証明書の郵送申請書の書き方

※区のホームページから郵送用申請書をダウンロード、または便せん・A4程度の白紙に記入。

申 請 書

○年○月○日

- 1 証明書が必要な方の氏名・印
(氏名に変更があった場合は証明書が必要な年度の1月1日現在の氏名を併記し、氏名にフリガナを振ってください)
- 2 生年月日
- 3 証明書が必要な年の1月1日現在における世田谷区での住所
- 4 現在の住所・電話番号 (※平日の日中に連絡がつくところを記入)
- 5 証明書の年度・種類・枚数
例) 「令和5年度 特別区民税・都民税 課税証明書 1通」
※令和5年度の証明書は、令和4年1月1日～12月31日の所得に基づく税額の証明になっています。
- 6 使いみち (使用目的)
- 7 「軽自動車税 (種別割) 納税証明書」を申請する場合は、次の事項も記入してください。
 - 車両の標識番号 (ナンバープレート)
 - 車両の定置場の住所

住民税に関する審査請求

住民税の賦課決定や督促・差押等に不服がある方は、書面により審査請求をすることができます。

〈賦課決定等について〉

世田谷地域 (課税課課税第1係)
☎ 5432-2169 FAX 5432-3037
北沢・砦地域 (課税課課税第2係)
☎ 5432-2174 FAX 5432-3037
玉川・烏山地域 (課税課課税第3係)
☎ 5432-2184 FAX 5432-3037

〈督促について〉

納税課納税相談係
☎ 5432-2208 FAX 5432-3012

〈滞納処分について〉

納税課徴収担当
☎ 5432-2218 FAX 5432-3012

〈審査請求期間〉

内容の詳細は、納税通知書等の各文書に印刷または同封しています。

〈処分の取り消し訴訟の提起〉

審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

まちづくりセンター窓口での現年度特別区民税・都民税課税証明書の発行

納税課収納・税証明係

☎ 5432-2197 FAX 5432-3012

- 太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く20か所の窓口で発行します。
- 現年度の課税基準日 (令和5年度なら令和5年1月1日) から申請日まで世田谷区に住民登録のある本人のみが申請できます。
- 委任状があっても代理人の方へは交付できません。
- 毎年6月は、申請が集中するため、発行まで時間がかかることがあります。

ごみと暮らし

ごみ・リサイクル

区では、ごみを出す段階から、可燃ごみ、不燃ごみ、資源（古紙・ガラスびん・缶）、ペットボトル等に分けていただくようお願いします。分別を徹底することで、ごみの処理を効率的に行うことができます。

※ルールが守られていないと、収集できない場合があります。

家庭の資源・ごみ

収集日は、お住まいの地域によって異なります。収集日の朝、8時（可燃ごみについて:三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時）までにお出してください。

※詳しくは、資源・ごみ集積所の看板等をご覧ください。

■資源・ごみの出し方

(⇒96頁～ 表5-1、表5-2、表5-3)

〈分け方・出し方・収集日の案内チラシ配布場所〉

- 総合支所くみん窓口区民担当・出張所・まちづくりセンター (⇒49頁～)
- エコプラザ用賀、リサイクル千歳台 (⇒172頁)
- 各清掃事務所 (⇒172頁)

■スマートフォン向け資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当
☎6304-3253 ☎6304-3341

資源・ごみの収集日や分別方法、排出時の注意点等について案内しています。



iOS版



Android版

■資源・ごみの収集カレンダー

区ホームページ (⇒21頁) をご覧ください。

■店舗・公共施設での資源回収

(⇒98頁～ 表5-3)

清掃・リサイクル部事業課事業担当
☎6304-3267 ☎6304-3341

一部の店舗または公共施設で資源を回収しています。詳しくは、お問い合わせください。

■ごみ散乱防止ネットの助成

カラス等による資源・ごみ集積所の被害を防止するために、ごみ散乱防止ネットの助成を行っています。

※前回助成時より5年以上経過しており、かつ4世帯以上で共用の資源・ごみ集積所で使用し、片付け管理のできる場合に限りです。

配付場所:各清掃事務所、各総合支所地域振興課
計画・相談、各まちづくりセンター
(⇒42頁・52頁～・172頁)

清掃・リサイクル部事業課指導許可担当
☎6304-3263 ☎6304-3341

資源の集団回収(資源再利用活動)

清掃・リサイクル部事業課事業担当
☎6304-3267 ☎6304-3341

家庭から出る資源を、町会・自治会、集合住宅、PTA等の10世帯以上で構成される地域の団体が自主的に回収し、団体が契約した資源回収業者に引き渡す回収方法です。回収量に応じて、区から報奨金が支払われます。活動を希望する団体は、お問い合わせください。

事業系の資源・ごみ

清掃事務所(3か所)
(⇒管轄35頁～ お問い合わせ先⇒172頁)

商店や事業所から出る資源・ごみは、事業者の責任で、専門の許可業者に委託するなどして適正に処理してください。

可燃・不燃ごみ、資源を合わせた排出量の平均日量が10kg未満の事業者は、「事業系有料ごみ処理券」(有料シール)を貼ることで、資源・ごみ集積所に出すことができます(事業用の粗大ごみは区では収集できませんので、許可業者に処理を委託してください)。

〈有料ごみ処理券の取扱場所〉

- 清掃事務所(3か所) (⇒172頁)
- 「世田谷区有料粗大ごみ処理券・有料ごみ処理券取扱所」の表示のある小売店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等

■事業系リサイクルシステム

清掃・リサイクル部事業課指導許可担当
☎6304-3263 ☎6304-3341

事業所から排出される古紙、ガラスびん、缶を各事業所まで回収に伺い、事業者の自主的なリサイクル活動を支援しています。


※回収費用は「事業系有料ごみ処理券」(有料シール)を使用するより安価です。また、シュレッダーにかけた古紙も回収します。



〈表 5-1〉 家庭の資源・ごみの出し方

清掃事務所 (3か所) (管轄→35頁～ 問い合わせ先→172頁)

種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所	
古紙	新聞	●折込チラシも含まます。	<ul style="list-style-type: none"> ●週1回の「資源の日」 ●回収日の朝、8時まで ※「新聞・雑誌類・紙パック」と「段ボール」は、別々に回収しています。 ●資源・ごみ集積所へ 	
	雑誌類	●お菓子やティッシュの空き箱、包装紙、ひもで縛ることのできない小さな紙等は紙袋に入れてください。		
	紙パック (500ml 以上で紙パックマークがついたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●軽くすすぎ、切り開いて乾かしてください(水気を切ってください)。 ●ひもで縛るか、紙袋に入れてください。 ●内側がアルミ(銀色)のものは可燃ごみにお出しく下さい。 ※一部の事業者が自主的に内側がアルミ(銀色)のものを回収しています。回収している事業者は区のホームページまたは「資源・ごみの収集カレンダー」をご覧ください。 		
	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> ●段ボールについている配達伝票は、取り除いてお出しく下さい。取り除いた配達伝票は可燃ごみにお出しく下さい。 ●段ボールの中に入った発泡スチロールなどの緩衝材は取り除いてお出しく下さい。発泡スチロールは可燃ごみにお出しく下さい。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ■品目ごとに、まとめてひもで十字に縛ってください。 ■粘着テープ、ビニール袋は使わないでください。 ■リサイクルできない紙類は可燃ごみへ 		
		汚れ・におい・油のついた紙(洗剤やピザの箱等)、雑誌の付録等のアイロンプリント紙、カーボン紙、点字用紙等の凸凹のある紙、靴・カバンの詰物、果物・家電製品の緩衝材、レシート等の感熱紙、写真、シュレッダーくず、アルミコーティングされた紙等		
ガラスびん・缶	飲み物・食品・調味料等のガラスびん	<ul style="list-style-type: none"> ●キャップ等は外してください。※金属製は不燃ごみ、プラスチック製は可燃ごみにお出しく下さい。 ●中をすすいで水を切ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●週1回の「資源の日」 ●回収日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ 〈ガラスびん〉「黄色のコンテナ」へ 〈缶〉「青色のコンテナ」へ 	
	飲み物・食品・調味料等の缶	●中をすすいで水を切ってください。		
			<ul style="list-style-type: none"> ■コンテナには袋に入れずそのまま入れてください。 ■コンテナは、荒天時に配付しない場合があります。 ■コンテナが配付されていない資源・ごみ集積所では、ガラスびんと缶を別々に中身の見える袋に入れてお出しく下さい。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ■資源として回収できないもの(不燃ごみにお出しく下さい) 油の付着したガラスびん、化学薬品等のガラスびん、ガラスびん以外のガラス製品、飲み物・食品用以外の缶、缶以外の金属	
ペットボトル	飲み物・調味料等のペットボトル(ペットボトルマークがついたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●必ずキャップ・ラベル・シールを取り、中をすすぎ、空にしてからつぶしてください(キャップはお近くの集団回収団体、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台(→172頁)で回収)。 ●注射針等の在宅医療廃棄物は大変危険ですので、ペットボトルに入れて出さないでください。(→98頁) 	中身の見える袋に入れてお出しく下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ●月2回の「ペットボトルの日」 ※29～31日(毎月5回目に当たる曜日)は回収がありません。 ●回収日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ 	
可燃ごみ	生ごみ	水分をよく切ってください。	ふた付きの容器(90L以下)または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出しく下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ●週2回の「可燃ごみの日」 ●収集日の朝、8時まで(三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時まで) ●資源・ごみ集積所へ 	
	リサイクルできない紙類	新聞等は資源の日にお出しく下さい。		
	紙おむつ、ペットシート、猫砂	汚物は取り除いてトイレに流してください。		
	剪定した枝・落ち葉など(太さ10cm以下、長さ50cm以下のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●木の枝等は50cm以下に切り、束ねてください。一度に大量に出す場合は、事前に管轄の清掃事務所(→172頁)にご相談ください(臨時ごみは有料です)。 ●竹串等先のとがったものは厚紙等に包み、「キケン」等と書いてお出しく下さい。 		

種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所
可燃ごみ	プラスチック・ビニール製品	●レジ袋、食品のチューブ類、発泡スチロール、ビデオテープ、CD・DVD、プラスチック製のおもちゃ、シャンプー・洗剤などの容器等 ※液体物は収集できません。 ※資源として回収している品目 ➡98頁～表5-3	ふた付きの容器(90L以下)または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出しください。 ●週2回の「可燃ごみの日」 ●収集日の朝、8時まで(三軒茶屋駅・下北沢駅周辺の一部地域は朝、7時まで) ●資源・ごみ集積所へ
	ゴム、皮革製品	ゴム靴・手袋、革靴、かばん、ベルト等	
	衣類・布類	古着・古布等は、できるだけリサイクルにお出しください。(➡98頁～表5-3)	
不燃ごみ	ガラス、陶磁器、刃物類	割れものや先のとがったものは厚紙等に包み、「キケン」等と書いてお出しください。	ふた付きの容器(90L以下)または中身の見える袋に入れ、口を締めてお出しください。 ●月2回の「不燃ごみの日」 ※29～31日(毎月5回目に当たる曜日)は収集がありません。 ●収集日の朝、8時まで ●資源・ごみ集積所へ
	金属類、粗大ごみに該当しない一辺が30cm以下の小型家電製品、蛍光管・電球	蛍光管・電球は家電・電気店等でも回収しています。詳しくは、区のホームページをご覧ください。	
	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	中身は最後まで使い切り、他の不燃ごみと別の袋に入れて「スプレー缶」・「カセットボンベ」「ライター」と表示してお出しください。 〈注意〉危険ですので、穴はあけないでください。	
	乾電池	乾電池は端子をビニールテープで覆うなど、絶縁してからお出しください。 ※ボタン電池や充電式電池は回収容器設置店にお持ちください。	
水銀を含む体温計・血圧計		下記の施設にお持ちください。近くに施設がない場合は、管轄の清掃事務所にご連絡ください。 〈窓口手渡し〉事業課、各清掃事務所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台(➡172頁) 〈専用回収ボックス〉各総合支所	
引越しごみ・大量ごみ	引越し等一度に大量に出るごみ	一度に大量に出す場合(おおむね45L袋で4袋以上)や指定された収集日以外にごみを出す場合は、有料となります。 詳しくは管轄の清掃事務所(➡172頁)にお問い合わせください。	
粗大ごみ(一辺の長さが30cmを超える耐久消費財(長期間使用できるもの))	布団(カーペット等)・家具・自転車・電気製品等 ※次の品目は収集できません。(➡98頁表5-2)	【申込み制・有料】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>世田谷区粗大ごみ受付センター</p> <p>●電話受付(午前8時～午後9時/日曜、年末年始を除く) ☎5715-1133 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語にも対応しています。</p> <p>●インターネット受付(英語表記対応)(24時間・年中無休) https://www.sodai-setagaya.jp/ (パソコン・携帯電話・スマートフォンからも申込み可)</p>  </div> <p>■区民の方自身による粗大ごみの持込み制度があります(申込み制)。 〈申込先〉世田谷区粗大ごみ受付センター 〈持込日〉土・日曜のみ (午前9時～正午、午後1時～3時30分) 〈持込先〉船橋粗大ごみ中継所(船橋7-21-15) 〈処理手数料〉収集する場合の半額(最低200円) 〈個数制限〉1世帯1日1回、1回あたりの個数は10個まで</p>	<p>●収集日や処理手数料等は、申込み時に「世田谷区粗大ごみ受付センター」で案内します。</p> <p>〈一戸建ての場合〉原則的に玄関先等へ 〈集合住宅の場合〉原則的に1階玄関口等へ</p>



いよいよ暮らそう

〈表 5-2〉 区で処理できないもの

種類	品目	出し方・分別の仕方
の有害性・危険性のあるもの等	プロパンガス、塗料・石油類、薬品類、自動車、オートバイ、バッテリー、充電式電池、タイヤ、ピアノ、消火器、耐火金庫、石膏ボード、注射針・鍼灸等の施術用針等	●区では収集できません。販売店にご相談いただくか、専門業者に処分を依頼してください。
つちいしすな 土・石・砂	土・石・砂は自然物であるためごみではありません	
家電リサイクル法対象品	<ul style="list-style-type: none"> ●エアコン ●テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式） ●冷蔵庫（保冷米びつを除く）・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機 ※いずれも解体しても対象となります。	区では収集できません（保冷库・冷温庫、小型の冷蔵庫・冷凍庫、小型のテレビも区では収集できません）。品目ごとにリサイクル料金が必要になります。処分方法と申込先は以下の3つの方法があります。 【自宅へ引き取りに来てもらう場合（リサイクル料金と収集運搬料金を負担）】 ●購入店、または買い替え店に引取りを依頼する 詳しくは、各店舗にお問い合わせください。 ●家電リサイクル受付センターに申し込む 電話での申込み：☎0570-087200 〈受付時間＝月～金曜（祝・休日は除く）午前9時～午後5時〉 インターネットによる申込み：https://kaden23rc.jp 【メーカー指定の引取場所へ持ち込む場合（リサイクル料金と振込み手数料を負担）】 ●事前に指定引取場所へ電話連絡のうえ、リサイクル料金を郵便局で振り込み、領収済みの家電リサイクル券と廃家電をあわせて指定引取場所へ持ち込む。指定引取場所、持込方法、リサイクル料金の事前振込先（郵便局のみ）等については家電リサイクル券センター（☎0120-319640、https://www.rkc.aeha.or.jp/）にお問い合わせください。
家庭用パソコン	デスクトップパソコン（本体）、ノートブックパソコン、ディスプレイ（ブラウン管式または液晶式）	区では収集できません。 ●各メーカー、または下記協会へ回収をお申し込みください。 （一社）パソコン3R推進協会 ☎5282-7685 https://www.pc3r.jp/ ※平成15年10月1日以降に販売された家庭用パソコン（PCリサイクルマークが表示されているパソコン）は、回収・リサイクル料金はかかりません。 ●宅配業者による回収は、協力事業者のリネットジャパンリサイクル（株）にお申し込みください。プリンタ・スキャナ等の小型家電も同梱可能で、パソコンを含む場合、回収料金が無料（1箱分）になります。インターネット（https://www.renet.jp/）でお申し込みください。 ※リネットジャパンリサイクル（株） お問い合わせナビダイヤル ☎0570-085-800（月～土曜午前10時～午後5時）

〈表 5-3〉 その他の資源等の出し方

清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3267 ☎6304-3341

資源・ごみ集積所以外で回収するもの（家庭で出したものに限ります）

種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所
紙パック	内側が白色のもの ※内側がアルミ（銀色）のものは可燃ごみでお出してください。または、一部の事業者が自主的に内側がアルミ（銀色）のものを回収しています。回収している事業者は区のホームページまたは「資源・ごみの収集カレンダー」をご覧ください。	中を軽くすすぎ、切り開いて乾かしてください。紙パック以外（キャップ等）は取り除いてください。	●回収ボックスのある販売店へ ●お近くの集団回収団体へ ※場所は区のホームページまたは「資源・ごみの収集カレンダー」をご覧ください。
古紙	新聞（持ち去り被害防止の為の持込み）	折込チラシも含みます。ひもで十字に縛ってお持ち込みください。	●公共施設等での回収（第2・4土曜午前10時～正午） ●エコプラザ用賀・リサイクル千歳台へ（開館時間中回収）
廃食用油	家庭から出るてんぷら油等	容器に入れてお持ちください（回収後の空の容器はお持ち帰りください）。	※回収場所は区のホームページまたは「資源・ごみの収集カレンダー」をご覧ください。

種類	品目	出し方・分別の仕方	出す日・時間・場所
プラスチック類	白色発泡トレイ 色・柄付き発泡トレイ	洗って乾かしてください。 ※汚れ、におい、油がしみこんだものは可燃ごみへ。	●回収ボックスのある販売店へ ※白色発泡トレイは、公共施設等の「回収ボックス」へ ※色・柄付き発泡トレイ・食品用透明プラスチック容器は、公共施設等では第2・4土曜午前10時～正午、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台では開館時間中回収しています。 ※場所は区のホームページまたは「資源・ごみの収集カレンダー」をご覧ください。
	食品用透明プラスチック容器	洗って乾かしてください。 ※ラップやシールは、はがすか切り取って可燃ごみへ。	
	ペットボトル (ペットボトルマークがついたもの)	キャップ・ラベル・シールを取り、中をすすいで、つぶしてください。	●回収ボックスのある販売店へ ●公共施設等の「回収ボックス」へ ※場所は区のホームページまたは「資源・ごみの収集カレンダー」をご覧ください。
	飲料用ペットボトル キャップ	軽くすすいで乾かしてください。シール等ははがしてください。	●お近くの集団回収団体へ ●エコプラザ用賀・リサイクル千歳台へ（開館時間中回収）
	使用済みインクカートリッジ	プリンタメーカー 4社による共同回収を行っています（※ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HP）。 ●回収している公共施設 各総合支所、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台 ●各施設に設置してある「回収ボックス」へ	
使用済小型家電	携帯電話（スマートフォン含む）、電話機（ファクシミリ付きを除く）、タブレット端末、ポータブルカーナビ、携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ICレコーダー、電子辞書、卓上計算機、携帯ゲーム機器、コード類の12品目	金属の資源化に取り組んでいます。 ●各総合支所、太子堂出張所、松沢まちづくりセンター、喜多見まちづくりセンター、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台に設置してある「回収ボックス」へ。 ※投入口は縦10cm横25cmです。 ※個人情報必ず消去してからお出しください。 モバイルバッテリー等の充電式電池は回収できません。メーカー等が家電量販店に回収ボックスを設置しているため、そちらに投入してください。	
布類	古着、古布	洗濯してからお出しください。	●お近くの集団回収団体へ ●区のホームページに回収情報を掲載しています。 ●リユースショップ、フリーマーケット、バザー等へ

ごみ減量・リサイクル情報等

清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当
☎6304-3253 FAX6304-3341

■世田谷ロール

区内で回収された紙パックとオフィス古紙を一部原料とした古紙100%の世田谷ブランド商品「世田谷ロール」の販売を推奨しています。区ホームページ（➡21頁）に販売協力店の一覧を掲載しています。

※販売協力店は随時募集しています。

■食品ロスの削減（フードドライブ）

家庭で使い切れない未使用食品等は、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、清掃・リサイクル部事業課、各総合支所地域振興課へお持ち込みください（開館時間中は毎日受付）。集まった食品は、地域の福祉団体等に提供します。集める食品の条件など、詳しくはお問い合わせください。

■ごみ減量・リサイクルの普及啓発施設

〈エコプラザ用賀〉

☎3708-4081 FAX3708-4082

ごみ減量・リサイクルの普及啓発とともに、家庭から出たまだ使用できる家具・家電等の持ち込み（要予約）や、粗大ごみなどから出たリユース（再使用）品を譲り受けることができます。

〈リサイクル千歳台〉

☎5490-1020 FAX5490-3267

ごみ減量・リサイクルや環境について活動している団体やグループの講習会や活動発表の場です。

〈エコプラザ用賀・リサイクル千歳台 共通ホームページ〉

<https://ecoccle-setagaya.jp/>

■清掃工場等の見学（➡172頁）

区内の資源化施設や清掃工場を見学することができます。事前のお申し込みが必要です。



消費生活

関連 世田谷区消費生活センター (→172頁)

■消費生活相談 (→62頁)

事業者との契約や悪質商法による被害、商品やサービスに対する疑問など、消費生活に関する相談を消費生活相談員がお受けします。不安なことや、判断に困ることがあれば、お気軽にご相談ください。

消費生活相談専用電話 ☎3410-6522
高齢者 (65歳以上) 専用電話 ☎5486-6501

■クーリング・オフ制度

- クーリング・オフとは、訪問販売等の特定の取引について、契約後一定期間内であれば、無条件に解除できる制度です。
 - クーリング・オフ期間は、原則として法定の契約書面を受け取った日を1日目として数えます。
 - 工事などサービスの提供が開始あるいは完了していてもクーリング・オフはできます。
 - 既に支払った代金は返金されます。違約金や損害賠償は請求されません。
 - 商品返却費用は販売会社負担です。
- ※通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。通信販売は、不良品でない場合、返品や交換は原則として通信販売業者が表示した条件に基づきます。ただし、返品について表示がない場合は、商品到着後8日以内であれば返品が可能です (送料は購入者負担)。

〈クーリング・オフができる期間〉

(特定商取引法関係)

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス、点検商法等)	8日間
訪問購入 (和服や貴金属の訪問買取りなど)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療) ※一定の条件あり	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法等)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職商法、モニター商法等)	20日間

上記以外にも、クーリング・オフが適用される取引があります。期間を過ぎても販売方法に一定の問題がある場合は、消費者契約法等により契約を取り消しすることもあります。

〈クーリング・オフの手続き方法〉

- (1) 契約を解除する旨を書面 (封書またはハガキ) で販売会社へ通知します。
 - (2) 書面の表裏をコピーし、自分の控えとします。
 - (3) 郵便局の窓口から「簡易書留」または「特定記録郵便」で郵送します。
通知を発信した日がクーリング・オフの期間内であれば有効です。
 - (4) 信販 (クレジット) 契約している場合は信販 (クレジット) 会社にも同時に通知します。
- ※電磁的記録 (電子メール、FAX、事業者がウェブサイト to 設けるクーリング・オフ専用ページなど) によるクーリング・オフを行うことも可能です。

〈クーリング・オフ通知の書き方〉

□□□ □□□□ 簡易書留または特定記録郵便 会社名 代表者 様 会社の住所	契約解除通知 契約年月日 ○年○月○日 商品名 契約金額 (支払額) 円 販売会社 担当者 信販会社 (信販契約のあるとき) 上記の契約は解除します。 ○年○月○日 住所 氏名
---	---

(宛名)

※電磁的記録による通知の場合も、記載事項は封書またはハガキと同じです。

■消費生活の知識の普及と情報の提供

消費生活課
☎3410-6523 FAX3411-6845

消費生活全般にわたる様々な事業を行っています。

- 消費者カレッジ
- 消費生活センターだよりの発行
- 消費者団体の活動・学習の支援
- 出前講座
区民講師が地域の集まりなどに出向いて、消費生活 (消費者被害・食・環境) に関する情報を分かりやすくお伝えします。
・実施希望日の1か月前までに電話またはファクシミリでお申し込みください。
・受講者数 10名以上
・詳しくはお問い合わせください。

水道・下水道

水道・下水道に関する問い合わせ先

区分	内容		問い合わせ先
水道	水道を使うときは (1)水道の契約(使用開始、使用中止、契約内容の変更) (2)水道料金、漏水修繕、その他		東京都水道局お客様センター (1)☎0570-091-100 FAX5790-0572 (2)☎5326-1101 FAX5790-0572
	家庭の漏水修理、水道工事(給水管引き込み工事等)の 工事業者紹介		総合設備メンテナンスセンター (運営:東京都管工事工業協同組合) ☎0120-850-195(24時間)
	給水装置図面の閲覧、謄本・抄本の交付等		世田谷給水管工事事務所 ☎5431-3162
下水道	公共下水道管・公共汚水ますの管理、下水道の不具合 (悪臭、つまり等)、区内下水道の排除方式について		東京都下水道局世田谷出張所 ☎5477-2120
	下水道台帳の閲覧		東京都下水道局施設管理部管路管理課 施設情報管理担当下水道台帳閲覧室 ☎5320-6618 ホームページでの閲覧も可能 https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/ contractor/d1/daicyo/
	道路排水、雨水ます、側溝の不具合	区道にあるもの	各地域の土木管理事務所(➡173頁)
		都道にあるもの	東京都建設局第二建設事務所 世田谷工区 ☎3420-9651
		国道にあるもの	東京国道事務所代々木出張所 ☎3374-9451
	宅地内の下水道の悪臭、つまり等の相談、水洗トイレ への変更等		排水なんでも相談(➡62頁)
	宅地内の下水道の修繕、工事の業者紹介		総合設備メンテナンスセンター (運営:東京都管工事工業協同組合) ☎0120-850-195(24時間)
	公共下水道の工事に関する事	区が行う工事	豪雨対策・下水道整備課 ☎6432-7964 FAX6432-7993
		都が行う工事	東京都下水道局南部下水道事務所 建設課建設工事担当 ☎5734-5056
	(1)建築・増改築に係る大量排水の事前協議 (2)下水道への排出に関する水質規制		東京都下水道局南部下水道事務所 (1)お客さまサービス課渉外調整担当 ☎5734-5052 (2)お客さまサービス課水質規制担当 ☎5734-5045
私道排水 設備助成	私道に下水管を入れるとき、一定の条件 で工事費の90%を助成します。	各地域の土木管理事務所(➡173頁)	
浄化槽	浄化槽の維持管理に関する事 ※浄化槽は、定期的な点検、清掃、水質検査が義務付け られています。 ※保守点検は浄化槽管理士に、清掃は許可を受けてい る浄化槽清掃業者に依頼してください。		清掃・リサイクル部事業課指導許可担当 ☎6304-3263 FAX6304-3341
	浄化槽設置 の届出	側溝の有無の確認	各地域の土木管理事務所(➡173頁)
		新築、増改築等の建築確認申請を伴う場 合は、同時に届け出てください。	建築審査課建築審査担当 ☎6432-7166 FAX6432-7985
		建築確認申請等を伴わない場合は「浄化 槽設置届」を提出してください。	
	浄化槽廃止 の届出	「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。 ※撤去のため汚泥の除去が必要な場合は、早 めに浄化槽清掃業者へ依頼してください。	清掃・リサイクル部事業課指導許可担当 ☎6304-3263 FAX6304-3341
浄化槽使用 の休止届及 び再開届	長期出張等で浄化槽を使用しない場合は、 「浄化槽使用休止届出書」を提出してくだ さい。また、使用を再開する場合は、「浄化 槽使用再開届出書」を提出してください。		



いばき暮らし

自転車・自動二輪

世田谷区では、安心して歩ける美しいまちをめざして、放置自転車等の対策に取り組んでいます。自転車等は人や車の通行の妨げとならないよう交通マナーを守り、放置せず、駐輪場をご利用ください。

駐輪場をご利用ください(➡173頁～)

交通安全自転車課

☎6432-7967 FAX6432-7996

レンタサイクルをご利用ください

交通安全自転車課

☎6432-7967 FAX6432-7996

自転車を複数の人で共同利用できるよう、「レンタサイクルポート」(➡176頁)で自転車の有料貸出しを行っています。5か所(桜上水南・経堂駅前・三軒茶屋中央・桜新町・等々力)のポートでは、どこでも借りられどこでも返却ができるコミュニティサイクルシステム(愛称「がやリン」)を導入し、電動アシスト自転車も貸し出しています(1回利用のみ)。

多くのポートは24時間利用できます。

〈初回登録〉

受付時間は午前7時～午後7時(電動アシスト自転車は午後6時30分まで)。住所・氏名が確認できるものを持参してください。

〈利用できる方〉

区内在住または在勤・在学の12歳以上の方(1日利用、1回利用は区外在住の方も利用できます)。

〈利用単位〉定期利用、1日利用、1回利用

放置自転車等の撤去

世田谷区自転車コールセンター

☎3424-4191

月～金曜 午前9時～午後8時

土・日曜、祝・休日 午前9時～午後7時

(12月30日～1月3日を除く)

駅周辺の「自転車等放置禁止区域」内に放置されている自転車等は撤去します。また、放置禁止区域外の区道・公園等でも、警告札貼付後3日以上放置されている自転車等は撤去します。ただし、放置禁止区域外の国道は国土交通省、都道は東京都が管理撤去しています。私有地はその土地の所有者の管理です。

■撤去された自転車等の引取り

撤去した自転車等は「放置自転車等保管所」に保管します。撤去した場所により、保管所が異なります。駅周辺の案内看板をご覧ください。自転車コールセンターにお問い合わせください。

※撤去から1か月後に処分します。

〈引取りに必要なもの〉

- 自転車等のカギ
- 自転車等を引取りに来る方の氏名・住所を確認できるもの(運転免許証、健康保険証等)
- 手数料(自転車3,000円、原付4,000円)

〈保管所の開設時間〉

- 月～金曜 午前9時～午後7時
- 土・日曜、祝・休日 午前9時～午後6時
(12月30日～1月3日を除く)

自転車の防犯登録

(一社)東京都自転車商防犯協力会

☎3251-5621 管轄の警察署(➡171頁)

自転車を所有する方は防犯登録をする必要があります。

民営駐輪場・自動二輪車駐車場への助成

交通安全自転車課

☎6432-7967 FAX6432-7996

民営の駐輪場や自動二輪車駐車場を設置される場合、一定条件を満たすものは建設費の3分の1まで(上限あり)助成します。

区民交通傷害保険

交通安全自転車課

☎6432-7966 FAX6432-7996

交通事故の際に入院や通院治療日数等に応じ保険金を受けられます。自転車の加害事故を最高1億円まで補償する「自転車賠償責任プラン」も併せて加入できます。加入手続きは区内金融機関で毎年5～6月中旬。

交通事故

交通事故証明書

自動車安全運転センター東京都事務所

☎5781-3660(➡172頁)

管轄の警察署(➡171頁)

交通事故に遭ったときは、軽いけがでも必ず警察署に届け出てください。届出がないと、交通事故の保険金等の請求に必要な「交通事故証明書」が発行されません。

また、外傷がなくても後遺症の心配がありますので、できるだけ医師の診断を受けてください。

関連 | 交通事故相談(➡63頁)



葬儀

斎場・火葬場 (➔172頁)
区民葬儀券

生活福祉課生活福祉担当
☎5432-2931 ☎5432-3020
総合支所くみん窓口戸籍担当 (➔42頁)

区民葬儀券を使うと、特別区統一の協定料金で葬儀を執り行うことができます(祭壇・霊柩車・火葬料金・遺骨収納容器の費用が対象となります)。死亡したことが確認できる書類(死亡届、火葬許可証)をご提示のうえ、お申し出ください。

葬式で道路を使うときは

事前に管轄の警察署 (➔171頁) 交通課交通規制係へご相談ください。

愛護動物

関連 ペットについての相談 (➔65頁)

犬の登録・飼い主の転居等の届出 狂犬病予防注射接種の届出

世田谷保健所生活保健課生活保健
☎5432-2908 ☎5432-3054

犬の飼い主には、犬の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

■犬の登録・死亡・変更

(1) 犬の登録

犬を飼い始めたら、環境省のデータベースで、マイクロチップの登録情報を変更してください。マイクロチップの装着ができない場合、保健所で犬の登録をして鑑札の交付を受けてください。いずれの場合も、手数料がかかります。

(2) 犬に関する届出

飼い主の住所等の変更、犬の死亡等の際は、マイクロチップを装着かつ環境省データベースへ情報を登録している場合には環境省データベースで、その他の場合には窓口で手続きをしてください。

区外から転入した場合、前住所地で交付を受けた鑑札、注射済票を窓口に持参してください。

*オンライン手続きが可能なものもありますので、詳しくは区ホームページをご覧ください。

■狂犬病予防注射接種の届出

毎年1回、動物病院で狂犬病の予防注射を接種し、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を窓口に持参して、注射済票の交付を受けてください。手数料550円

〈申請窓口〉

世田谷保健所 (➔45頁)、総合支所くみん窓口区民担当 (➔42頁)、出張所 (➔50頁～)

啓発プレート等

世田谷保健所生活保健課生活保健
☎5432-2908 ☎5432-3054

■啓発プレート

「みんなのまちを美しく！」等の啓発プレートは、保健所、総合支所くみん窓口区民担当 (➔42頁)、出張所 (➔50頁～)、まちづくりセンター (➔52頁～) でお渡しします。

■愛犬手帳・せたがや犬のマナーブック

愛犬手帳・せたがや犬のマナーブックは区のホームページでご覧になれます。

猫の不妊・去勢手術費助成

世田谷保健所生活保健課生活保健
☎5432-2908 ☎5432-3054

「飼い猫」と「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術費の一部を助成します。どちらも手術は東京都獣医師会加盟の区内の動物病院で実施します。手術前に、日程に余裕をもって保健所に申請してください(郵送可)。

〈申請用紙の配布場所〉

東京都獣医師会加盟の区内の動物病院、世田谷保健所 (➔45頁)、区のホームページ (➔21頁)

動物(犬や猫等)の死体処理

清掃事務所 (➔172頁)

家庭で飼われていた犬や猫等の死体は、原則として、飼い主が処理してください。

処理できない場合は、届出により清掃事務所が有料で引き取ります(1頭25kg未満)。

清掃事務所が引き取った動物死体は、火葬・埋葬処理を行います。

また、飼い主不明の動物死体を発見された場合は、その土地の所有者・管理者等に連絡し、処理を依頼してください。(➔表5-4)

〈表5-4〉飼い主不明の動物死体の処理連絡先

死体の場所	処理連絡先
私有地等	土地の所有者・管理者
公共施設	施設の管理者
区道・河川(多摩川を除く)・側溝等	土木管理事務所 (➔173頁)
区立公園・緑道等	公園管理事務所 (➔212頁)
都立公園	都立公園の管理事務所 (➔212頁)
都道	●平日午前8時30分～午後5時15分 東京都第二建設事務所 世田谷工区 ☎3420-9651 ●休日・夜間 都道管理連絡室 ☎3343-4061
国道	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所代々木出張所 ☎3374-9451 ☎3299-8386
多摩川	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所田園調布出張所 ☎3721-4288 ☎3721-4289



いよいよ暮らして

保険・年金

国民健康保険

国民健康保険は、日頃から保険料を出し合うことで、病気やけがの医療費等の出費を助け合う制度です。

国保のしおり

国保・年金課管理係

☎5432-2328 ☎5432-3038

国民健康保険制度の仕組み等を解説した「国保のしおり」を加入者にお渡しします。

国民健康保険の届出

国保・年金課資格賦課

☎5432-2331 ☎5432-3038

■国民健康保険の加入対象者

国民健康保険は、次の場合を除き、原則として全ての方が加入する必要があります。

〈適用除外の方〉

- 職場の健康保険等の公的医療保険に加入している方とその扶養家族（任意継続を含む）
- 在留資格が「特定活動」の外国人の方で、①医療を受ける活動または当該活動を行う方の日常生活上の世話をする活動等の方②1年未満滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動を行う方と、これに同行する配偶者の方

〈表6-1〉国民健康保険の届出の種類

※届出には、世帯主及び該当者全員のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ。来庁者以外の方はコピー可）及び本人確認ができる証明書（運転免許証・日本国発行のパスポート・マイナンバーカード等）をお持ちください。

外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。

また、脱退の届出以外の場合、在留資格が「特定活動」の外国籍の方は「指定書」が添付されたパスポートも必ずお持ちください。

■届出は14日以内に行ってください

- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 生活保護を受けている方

■届出内容・方法

（⇒表6-1）

本人、住民票の世帯主または同一世帯の家族の方が届出をしてください。届出が遅れると、不利益になる場合があります。

※就職または退職の際に、勤め先が国民健康保険の手続きを代行することはありません。

〈代理人が届出をするとき〉

必要書類

- 委任状（書き方は⇒88頁）
 - 手続きに必要な証明書等及び窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証・日本国発行のパスポート・マイナンバーカード等）
- ※便せんまたはA4程度の白紙に、委任されるご本人が記入してください。
- ※代理人による申請の場合、委任状があっても、窓口では保険証をお渡しできません。後日郵送となります。

届出内容の項目		申請窓口	資格賦課 国保・年金課	総合支所 くみん窓口	出張所	まちづくり センター
	届け出るとき	必要書類等				
加入	職場の健康保険や国保組合から脱退したとき	● 資格喪失証明書 ※被扶養者がいないときは、退職証明書や離職票でも可。	○	○	○	—
	健康保険等の被扶養者でなくなったとき		○	○	○	—
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書	○	○	○	—
	転入してきたとき	● 転出証明書（証明書に国保「有」の場合）	—	○	○	—
	子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳	—	○	○	—

届出内容の項目		申請窓口	国保・年金課 資格賦課	総合支所 くみん窓口	出張所	まちづくり センター
	届け出るとき	必要書類等				
脱退	職場の健康保険や国保組合に加入したとき	●新しく加入した職場や国保組合の保険証(脱退する方全員分)	○	○	○	—
	健康保険等の被扶養者になったとき	●世田谷区の国民健康保険証(脱退する方全員分)	○	○	○	—
	生活保護を受けることになったとき	●保険証 ●保護開始決定通知書	○	○	○	—
	区外へ転出するとき	●保険証 (転出手続きのときにお申し出ください。)	—	○	○	—
その他	区内で住所が変わったとき	●保険証 (住民票の変更手続きのときにお申し出ください。)	—	○	○	—
	世帯主が変わったとき		—	○	○	—
	氏名が変わったとき		—	○	○	—
	世帯の合併・分離のとき	—	○	○	—	
再交付等	修学のため区外に住む学生の保険証が必要なとき	●保険証 ●在学証明書 ●住民票 ※詳しくはお問い合わせください。	○	—	—	—
再交付等	保険証、高齢受給者証をなくしたとき	●本人確認ができるもの	○	○	○	○

国民健康保険の保険料

■保険料の計算方法

国保・年金課資格賦課

☎5432-2331 ☎5432-3038

保険料は、加入者の前年中の所得に応じて負担する「所得割額」と加入者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」の合計額になります。
40～64歳の加入者は、「介護分の保険料」の所

得割額と均等割額が保険料に加算されます。
なお、未就学児に係る保険料の均等割額は5割軽減されます。

■保険料の納付方法

保険料収納課収納係

☎5432-2339 ☎5432-3038

(➡表6-2)

〈表6-2〉国民健康保険料の納付方法

口座振替 (原則)	<p>指定口座から振り替えます。</p> <p>〈申込方法〉</p> <ol style="list-style-type: none"> Web口座振替受付サービスによる申し込み インターネットを利用して申し込みができます。詳しくは区ホームページをご覧ください。 キャッシュカードによる申し込み 手続する本人名義のキャッシュカード(磁気カード)を使い、即日登録が出来ます。 申込窓口：保険料収納課 ※本人確認ができる証明書(保険証、運転免許証等)をお持ちください。 口座振替依頼書による申し込み 必要事項を記入し、口座届出印を押印の上、お申し込みください。依頼書がお手元にない場合は保険料収納課収納係へご請求ください。 申込窓口：保険料収納課、総合支所くみん窓口区民担当(➡42頁)、出張所(まちづくりセンターを除く)(➡50頁～)、口座をお持ちの金融機関、保険料収納課あて郵送
納付書 払い	<p>定められた納期限までに納付してください。</p> <p>〈納付窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンビニエンスストア(バーコード付納付書に限る)、金融機関、郵便局 ●保険料収納課、総合支所くみん窓口区民担当(➡42頁)、出張所(まちづくりセンターを除く)(➡50頁～) <p>※スマートフォン決済アプリを利用した納付やインターネット上でのクレジットカードによる納付もできます。詳しくは区ホームページをご覧ください。</p>

*国保加入者全員が65～74歳の世帯で、一定の要件を満たす場合は、原則として特別徴収(世帯主の年金からの天引き)となります。手続きにより、口座振替による納付を選択することができます。



保険・年金

■保険料の軽減

国保・年金課資格賦課

☎5432-2331 ☎5432-3038

申告された前年中の所得が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が軽減されます。また、65歳未満で解雇や雇止め等により離職し、国民健康保険に加入した方は、申請により保険料が軽減される制度（一定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください）があります。

■保険料納付の相談

保険料収納課納付相談

☎5432-2343 ☎5432-3038

納期限までに保険料の納付が困難な場合は、その理由や生活状況を確認し、今後の納付計画の相談をお受けしますので、早めにご連絡ください。

- 納期限を過ぎた保険料には延滞金が加算されます。
- 保険料を滞納すると有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費を全額自己負担する

「被保険者資格証明書」に切り替わります。また、財産の差押えなどの滞納処分を行います。

国民健康保険の給付

■給付の種類(表6-3)

国保・年金課保険給付係

☎5432-2349 ☎5432-3038

■高額療養費資金の貸付け

国保・年金課管理係

☎5432-2328 ☎5432-3038

国民健康保険等の高額療養費（→表6-3）の支給対象となる場合、高額療養費が支給されるまでの間、資金の一部をお貸しします。ただし、医療機関に「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」（→表6-3）を提示して、一部負担金を支払った方は、貸付けの対象にはなりません。

〈表6-3〉国民健康保険の給付の種類

※申請には保険証、世帯主の口座番号が分かるもの、世帯主と療養を受けた方・対象者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ）と、手続きされる方の本人確認ができる写真付きの身分証明書などが必要になります。詳しくはお問い合わせください。

給付の種類	対象になる場合	給付内容	手続き・必要書類等
療養の給付 申請 不要	病気やケガをして、国民健康保険を取り扱っている医療機関等にかかったとき	医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで診療を受けることができます。 医療機関等の窓口で保険証を提示してください。 70～74歳の方は保険証と一緒に高齢受給者証を提示してください。 〈本人が負担する一部負担金の割合〉 ●0～6歳に達する日以降の最初の3月31日まで：2割 ●70～74歳：3割または2割 ●上記以外：3割	
高額療養費 申請 要 時効 基準日の翌月1日から2年	(1)月間高額療養費 病気やケガで医療機関等にかかり、医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき（世帯により限度額が異なる） (2)年間高額療養費 70歳以上で基準日時点の世帯所得区分が課税一般、低所得Ⅰ・Ⅱいずれかで、1年間の外来自己負担額が年間上限を超えたとき	自己負担限度額を超えた額を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。 年間上限額を超えた額を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。	診療月から約3か月後、世帯主あてに申請書を郵送しますので、申請してください。 1年間分（前年8月～7月末）を集計し、世帯主あてに申請書を郵送しますので、申請してください。 〈申請窓口〉 ●国保・年金課保険給付係 ●総合支所くみん窓口 区民担当 （相続人や法定代理人などによる申請は取り扱いません） （年間高額療養費は取り扱いません） （→42頁） ※出張所・まちづくりセンターでは取り扱いません。

給付の種類	対象になる場合	給付内容	手続き・必要書類等
限度額 適用認定証 申請要	入院、外来、訪問看護ステーションの利用及び調剤薬局分の窓口での支払いが、同一月に同一医療機関で一部負担金の自己負担限度額を超えるとき	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を受け、医療機関に提示した69歳までの方と、70～74歳の住民税非課税世帯、現役並みⅠ、Ⅱの方の医療費のうち自己負担限度額を超えた額を国民健康保険が負担。	申請については国保・年金課保険給付係にお問い合わせください。
	住民税非課税世帯の方の入院時食事療養費	標準負担額減額認定証を医療機関に提示すると減額。	
特定疾病 療養受療証 申請要	人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病（先天性血液凝固因子障害の一部）、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の治療を受けているとき	特定疾病療養受療証の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、一部負担金のうち自己負担限度額（1万円または2万円）を超えた額を国民健康保険が負担。	必要書類は、国保・年金課保険給付係にお問い合わせください。
高額介護合 算療養費 申請要 時効 基準日 の翌月1日 から2年	国民健康保険と介護保険の両方から給付を受け、自己負担額の合算額が基準額を超えたときに支給（世帯により基準額が異なる）	基準額を超えた額を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。	1年間分（前年8月～7月末）を集計し、世帯主あてに申請書を郵送しますので、申請してください。
療養費 申請要 時効 支払 った日の翌日 から2年	(1)急病等緊急その他やむを得ない理由で医療機関等に保険証を提示できずに診療を受けたとき	保険適用が認められた部分について、負担割合に応じて保険者負担分にあたる金額を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。 ※海外旅行中等で急病や緊急その他やむを得ない理由で治療を受けた場合の医療費については、支給条件があります。詳しくは国保・年金課保険給付係にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療報酬明細書（病名記載のもの） ● 領収書
	(2)コルセット等、小児弱視等の治療用眼鏡、弾性着衣（弾性ストッキング等）の治療用装具を購入したとき		<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の証明書または指示書 ● 治療用装具の領収書（内訳記載のもの） ● 靴型装具の場合は装具の写真
	(3)接骨院にかかったとき（ただし国民健康保険を取り扱う接骨院で施術を受けた場合は手続き不要）		<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の同意（応急でない骨折・脱臼の場合） ● 施術料金領収書
	(4)医師が治療上、マッサージ、はり・きゅうを必要と認めたとき		<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の同意書 ● 施術料金領収書
移送費 申請要 時効 支払 った日の翌日 から2年	治療上緊急的な必要性があって医師の指示により移送されたとき	保険適用が認められた移送費用を後日支給（世帯主の銀行口座に振り込み）。	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の意見書 ● 領収書

〈申請窓口〉

- 国保・年金課 保険給付係
- 総合支所くみん窓口 区民担当（限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証は再交付申請のみ）（⇒42頁）

※出張所・まちづくりセンターでは取り扱いません。

〈申請窓口〉

国保・年金課 保険給付係

※総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターでは取り扱いません。

〈申請窓口〉

- 国保・年金課 保険給付係
- 総合支所くみん窓口 区民担当（⇒42頁）
- 出張所（⇒50頁～）

※まちづくりセンターでは取り扱いません。

※海外での医療費及び移送費の申請は国保・年金課保険給付係のみ。



保険・年金

給付の種類	対象になる場合	給付内容	手続き・必要書類等	
出産育児一時金 (支給額：1児あたり50万円) 申請要 時効 出産日の翌日から2年	加入者が出産したとき(妊娠85日以上であれば死産・流産も含む) ※職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合、職場の健康保険等から出産育児一時金が支給されます。なお、職場の健康保険等から支給を受ける場合は、国保からは支給されません。	(1)直接支払制度 出産育児一時金を出産費用として区が医療機関等に直接支払う。出産費用が50万円未満の場合は差額分を世帯主に後日支給。	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯主が医療機関等と直接支払制度を利用する内容の合意文書を取り交わすため区への手続きは不要です。 ※差額分の申請書は、出産から2～3か月後に世帯主あてに郵送。 	
		(2)受取代理制度 (小規模な医療機関等が対象)事前に区に申請することで出産育児一時金を出産費用として区が医療機関等に直接支払う。出産費用が50万円未満の場合は差額分を世帯主に後日支給。		<ul style="list-style-type: none"> ●世帯主が出産予定日の2か月前から出産日までの間に国保・年金課保険給付係へ申請する必要あり。
		(3)償還払 出産費用を全額医療機関等に支払い、出産後に区に申請することで、区から世帯主に後日支給。		<ul style="list-style-type: none"> ●必要書類は、国保・年金課保険給付係にお問い合わせください。
葬祭費 (支給額：1人あたり7万円) 申請要 時効 葬儀を行った日の翌日から2年	加入者が亡くなったとき ※職場の健康保険等に本人として加入していた方が国保加入後3か月以内に亡くなり、職場の健康保険等で葬祭費や埋葬料(費)が支給される場合は、国保からは支給されません。	葬祭を行って葬儀費用を支払った方に後日支給(葬祭を行った方の銀行口座に振り込み)。	<ul style="list-style-type: none"> ●葬儀代金の領収書の写し ※あて名が申請者名で、葬儀代金である旨と故人名の記載のあるもの ●亡くなった方の保険証の記号・番号がわかるもの(被保険者証など) ●葬祭を行った方の口座番号等が分かるもの 	
結核・精神医療給付金 申請要 時効 支払った日の翌日から2年	(1)結核医療を受けている方で住民税非課税の場合	対象の自己負担金(医療費の5%)の支払いが不要となる。	「結核医療給付金受給者証」の交付を受け、指定医療機関に提示してください。	〈申請窓口〉 世田谷保健所 感染症対策課
	(2)「自立支援医療受給者証」の交付を非課税の判定で受けた場合	対象の自己負担金(医療費の10%・限度額あり)が不要となる。	「国保受給者証(精神通院)」の交付を受け、指定医療機関に提示してください。	〈申請窓口〉 総合支所 健康づくり課 (➡43頁) 〈関連〉 自立支援医療(精神通院)の給付 (➡121頁)
	(3)上記(1)・(2)で発行した証の指定医療機関が東京都外の場合	指定医療機関で一部負担金をいったん支払った後、対象の自己負担金が支給される。	申請については国保・年金課保険給付係にお問い合わせください。	〈申請窓口〉 国保・年金課 保険給付係
その他 申請要	交通事故や傷害事件等第三者(加害者)の行為により、ケガまたは病気になったとき	加害者からの賠償が遅れた場合等に、保険者(世田谷区)が治療費を一時的に立て替え(患者負担分は除く)、後で保険者が負担をした分を加害者に請求します。	※国民健康保険で治療を受けるときは、事前の申出が必要です。必ず国保・年金課保険給付係にご連絡ください。「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。	

年金

国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までの全ての方（外国籍の方も含む）が加入して、一人ひとりが共通の基礎年金（老齢・障害・遺族等）を受けられるように国が運営している社会的な支え合いの制度です。

国民年金制度の仕組み等を解説したパンフレット「国民年金だより」をホームページに掲載しています。また、国民年金係、総合支所くみん窓口、出張所等で希望者に配布しています。

国民年金の窓口

国保・年金課国民年金係

☎5432-2356 ☎5432-3051

世田谷年金事務所（➡171頁）

☎6844-3871（代） ☎6844-3872

（ただし、年金給付に関する相談・請求等の
手続の場合は ☎3421-1147）

※ご注意

世田谷年金事務所は、二子玉川から、
業務内容により2箇所に分かれて移転しました。

〈表6-4〉国民年金加入等の主な届出

国民年金に加入することになったとき、届出内容に変更があったとき等は、届け出てください。届出には、以下の必要書類のほか、届出対象者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ）及び来庁者の本人確認ができる証明書（運転免許証・日本国発行のパスポート・マイナンバーカード等）、基礎年金番号が確認できるものをお持ちください。

代理人が届ける場合は、委任状が必要です。（委任状の書き方➡88頁）

なお、一部届出はマイナポータルからの電子申請や郵送での申請ができます（詳しくは下表参照）。

届出の種類	届け出るとき	必要書類等	申請窓口	
第1号被保険者加入届	会社等を退職したとき（第2号被保険者から第1号被保険者になるとき）	●厚生年金喪失日のわかる書類（資格喪失証明書、離職票など）	●国保・年金課 国民年金係 ●総合支所くみん窓口 区民担当（➡42頁） ●出張所（➡50頁～） ※まちづくりセンター では取り扱いません。	
	国外から転入したとき（転入後に第1号被保険者になるとき）	住民登録の転入手続き後に届出		
※マイナポータルから電子申請可	会社等に勤務している配偶者（第2号被保険者）の被扶養者でなくなったとき（第3号被保険者から第1号被保険者になるとき）	●資格喪失証明書（被扶養者でなくなった日付が確認できる証明書）		
付加保険料の申込・辞退届	第1号被保険者で申込または辞退する方			
喪失届	会社等に就職したとき ※就職先で手続きが済んでいる方は届出不要。	●健康保険証等（勤務先・就職年月日の分かるもの）		
基礎年金番号通知書再交付届	年金手帳または基礎年金番号通知書を紛失・毀損したとき、または氏名変更したとき ※区役所経由の場合は1か月程度かかります。 ※第3号被保険者の方は年金事務所へ。 ※第2号被保険者の方は勤務先へ。	●保険料の領収書等基礎年金番号が分かるもの 年金手帳・基礎年金番号通知書の持参は不要です。 ※令和4年4月から年金手帳に代わり基礎年金番号通知書が交付されることになりました。		
高齢任意加入	申し込むとき	●預貯金通帳、通帳届出印		国保・年金課 国民年金係のみ
	やめるとき			
国外任意加入	申し込むとき、やめるとき（日本国籍の方のみ）	協力者有		協力者（親族）の連絡先
		協力者無		年金事務所へお問い合わせください

■国民年金の加入者の区分

被保険者区分	対象
第1号被保険者	日本国内に住む20歳以上60歳未満の方で、自営業者やその配偶者、学生等
第2号被保険者	会社員・公務員等で、勤め先で厚生年金に加入している方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で第3号被保険者該当届出済みの方
任意加入被保険者	上記に該当しないが、希望により加入している方

〈適用除外の方〉…第2号被保険者以外
在留資格が「特定活動」の外国人の方で、

- ①医療を受ける活動または当該活動を行う方の日常生活上の世話をする活動等の方
- ②1年未満滞在して行う観光・保養その他これらに類似する活動を行う方とこれに同行する配偶者の方



保険・年金

届出の種類	届け出るとき	必要書類等	申請窓口
第3号被保険者の届出	会社等に勤務している配偶者(第2号被保険者)の被扶養者となったとき(第3号被保険者になるとき)	届出先にご確認ください	配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届出
厚生年金の届出	世田谷年金事務所 ☎6844-3871(代) FAX6844-3872		

※表のうち第3号被保険者の届出以外は年金事務所へ郵送で申請できます(詳しくは世田谷年金事務所へお問い合わせください)。また区役所でも第1号加入届等、一部の届出は郵送で申請できます(詳細および届出書は区ホームページをご覧ください)。
 ※区役所で受け付けている届出内容については、全て年金事務所でも受付が可能です。

国民年金の保険料

世田谷年金事務所
 ☎6844-3871(代) FAX6844-3872

保険料は年度により異なりますが、所得にかかわらず定額です。詳しくはお問い合わせください。

■保険料の納付方法

- 日本年金機構から郵送される納付書等で納付してください(紛失等による再発行・納付状況の確認は年金事務所へお問い合わせください)。

〈納付窓口〉

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア

※区役所では取り扱いません。

- 納付書により電子納付やスマートフォンアプリでの決済も可能です。また、事前手続きにより、口座振替、クレジットカードでの納付もできます。

国民年金の給付

国保・年金課国民年金係
 ☎5432-2356 FAX5432-3051

〈表6-5〉国民年金の給付の種類

給付の種類	請求先・問い合わせ先
老齢基礎年金	〈第1号被保険者のみの加入だった方(任意加入を含む)〉 国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX5432-3051 〈上記以外の方〉 世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(代) FAX3421-1147
障害基礎年金	(1)第1号被保険者期間中または老齢基礎年金受給待機中に初診日がある病気やけがで一定の障害状態になったとき (2)20歳前に初診日がある病気やけがで一定の障害状態になったとき 国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX5432-3051 〈上記以外の方〉 世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(代) FAX3421-1147または加入していた共済組合
遺族基礎年金	〈国民年金のみに加入していた方が亡くなったとき〉 国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX5432-3051 〈上記以外の方〉 世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(代) FAX3421-1147または加入していた共済組合
寡婦年金	国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX5432-3051
死亡一時金	
老齢福祉年金	
特別障害給付金	

※年金受給者の変更届出については、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室にご相談ください(障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・特別障害給付金については、国保・年金課国民年金係)。

■保険料の免除・納付猶予

国保・年金課国民年金係
 ☎5432-2356 FAX5432-3051

〈対象〉国民年金第1号被保険者の方

- 保険料を納付することが経済的に困難なとき、保険料の全額・一部免除または納付猶予される制度があります。学生の方は納付猶予される学生納付特例制度があります。いずれも所得制限があり、原則として毎年度申請が必要です(マイナポータルによる電子申請も可)。
- 生活保護法の生活扶助、障害年金の1・2級を受けている方は、届出によりその状態が続く間保険料が全額免除になります。
- 平成31年4月より、届出により出産月(予定を含む)の前月から4か月間(多胎妊娠のときは出産月の3か月前から6か月間)の保険料が全額免除になります。届出は出産予定日の6か月前から受け付けます。(➡139頁)

いずれも郵送による申請・届出ができます。詳しくはお問い合わせください。

(➡表6-5)

関連 | 年金の相談 (➡64頁)

介護保険

介護保険は、介護を必要とする人を社会全体で支え合う制度です。できる限り自立した生活を送れるよう、利用者がサービスを選択して利用できます。

介護保険に関する情報

制度のあらまし等を掲載したリーフレットや冊子を希望者にお渡ししています。

■よくわかる介護保険

介護保険課

☎5432-2298 ☎5432-3059

■せたがや健康長寿ガイドブック

～介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のご案内～

介護予防・地域支援課

☎5432-2953 ☎5432-3085

■せたがやシルバー情報

高齢福祉課

☎5432-2397 ☎5432-3085

介護保険への加入、保険料等

介護保険課資格保険料係

☎5432-2643 ☎5432-3042

(➡112頁 表6-6)

65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳～64歳で医療保険に加入している方（第2号被保険者）が介護保険の加入者（被保険者）となります。第1号被保険者の方と、要介護・要支援認定を受けた第2号被保険者の方に、介護保険被保険者証を交付します。

■介護保険被保険者証等をなくしたとき

	再交付窓口
介護保険被保険者証	<ul style="list-style-type: none">●介護保険課 ☎5432-2643 ☎5432-3042●総合支所くみん窓口区民担当 (➡49頁) 出張所、まちづくりセンター (➡50頁～)●総合支所保健福祉課(➡43頁)
介護保険負担割合証 ※介護保険の認定を受けた方 および事業対象者に交付	<ul style="list-style-type: none">●介護保険課 ☎5432-2643 ☎5432-3042●総合支所保健福祉課(➡43頁) ※総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンターでは再交付はできません。

■保険料の納付にお困りの方

ご事情により納期限までの納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

- 納期限が過ぎた保険料には、納付までの日数に応じた延滞金が増加されます。
- 保険料を滞納すると介護保険サービス費の利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。
- 財産の差押え処分が行われる場合もあります。

介護保険サービス等の利用

あんしんすこやかセンター (➡180頁～)

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

サービスの利用を希望する場合は、次の手順で手続きが必要です。

(1) 要介護・要支援認定の申請

本人またはご家族が上記窓口申請してください。居宅介護支援事業者や介護保険施設等に申請を代行してもらうこともできます。

〈申請に必要なもの〉

- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等（官公署発行の写真付で氏名、生年月日または住所記載のもの1点）、または健康保険被保険者証等（官公署発行の写真のない氏名、生年月日または住所記載のもの2点以上））

(2) 認定調査

区の職員や区が委託した介護支援専門員（ケアマネジャー）が自宅等を訪問し、心身の状況等について本人やご家族に聞き取り調査を行います。また、区が主治医に意見書の作成を依頼します。

(3) 認定結果の通知

専門家による介護認定審査会においてどのくらいの介護が必要かを示す要介護・要支援状態区分の判定を行います。この判定に基づき、区が認定し、認定結果を通知します。

※認定結果が出る前に介護保険サービスの利用が必要な方はあんしんすこやかセンターにご相談ください。

(4) ケアプランの作成

認定結果に基づきサービスの利用計画（ケアプラン）の作成をケアマネジャーに依頼します。



(5) 利用契約・サービスの利用

(➡113頁～ 表6-7)

サービス内容が決まったら、被保険者証と介護保険負担割合証を提示してサービス事業者と契約し、ケアプランに基づいたサービスを受けてください。

〈利用者負担〉

収入や所得に応じて費用の1割～3割
(ケアプランの作成には利用者負担はありません)

〈認定結果の有効期間と更新手続き〉

新規・区分変更の有効期間は3～12か月で、更新は3～48か月です。継続してサービスを利用したい場合は、有効期間満了の日の60日前から満了の日までに更新申請をしてください。心身の状況に変化のある場合は、いつでも区分変更の申請ができます。

■介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

(➡114頁～ 表6-8)

世田谷区では、住民同士の支え合いの考え方を基本とした、介護予防や生活支援のニーズに応える多様なサービスを総合的に提供しています。総合事業のうち、介護予防・生活支援サービスの対象者は、要支援1・2の認定者と、基本チェックリスト※による判定の結果が一定基準に該当した方(事業対象者)です。サービスの利用等については、あんしんすこやかセンターにご相談ください。

※基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能の低下や、状態を把握するための簡単な質問票です。

〈表6-6〉介護保険の被保険者・保険料等

対象	保険料の算定方法	納付方法・保険料の減免	サービスを利用できるとき(※1)
65歳以上の方 (第1号被保険者)	ご本人の住民税課税状況と収入金額や所得金額、世帯の住民税課税状況に基づき、個人ごとに算定しています。17段階に分かれており、被保険者一人ひとりが個別に納付します。詳しくはお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ●公的年金額が一定額以上の方は、公的年金からの天引きとなります。 ●公的年金額が一定額未満の方、年度の途中で65歳になった方、世田谷区に転入された方等は、納付書(※2)または口座振替による納付となります。 〈保険料の減免〉 <ul style="list-style-type: none"> ●災害等で著しい損害を受け、一時的に保険料の納付ができなくなった場合、保険料を減免する制度があります。 ●収入額等が一定の要件に該当する方の保険料を減額する制度があります。 	介護や支援が必要と認定されたとき(要介護・要支援認定を受けたとき、または事業対象者と判定されたとき)
40歳～64歳で医療保険に加入している方 (第2号被保険者)	加入している医療保険の算出方法により決まります。ご加入中の医療保険にお問い合わせください。	加入している医療保険(国民健康保険等)の保険料と合わせて納付します。	特定疾病(※3)により、介護や支援が必要と認定されたとき

※1 要介護・要支援認定を受けた方、事業対象者と判定された方に、ご自身の利用者負担の割合(1割～3割)が記載された「介護保険負担割合証」を交付します。サービスを利用される際には、「介護保険被保険者証」と合わせて「介護保険負担割合証」を介護事業者に提示してください。

※2 納付方法は次のとおりです。

銀行、ゆうちょ銀行、郵便局等の金融機関、コンビニエンスストア、保険料収納課、総合支所くみん窓口区民担当(➡49頁)、出張所(まちづくりセンターを除く)(➡50頁～)、キャッシュレス(対象アプリ等の詳細は区ホームページ検索窓にページ番号「192975」と入力し確認ください)

※3 特定疾病とは、脳血管疾患、関節リウマチ、骨折を伴う骨粗鬆症^{こつそしょうしょう}など16疾病。

■介護保険支給前の資金の貸付け

〈資金の貸付けについて〉

国保・年金課管理係

☎5432-2328 ☎5432-3038

〈介護サービスについて〉

介護保険課保険給付係

☎5432-2646 ☎5432-3042

介護保険の給付費支給があるまでの間、資金の一部をお貸しします。

〈対象となるサービス〉

高額介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費

■利用者負担の軽減

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

1か月に利用した介護保険サービスの本人負担額

が世帯の課税状況等で区分された負担上限額を超えた場合に還付する制度や、収入額等が一定の要件に該当する方には、食費・居住（滞在）費の本人負担の一部が軽減される制度があります。
(➡115頁 表6-9)

関連 | 介護保険の相談 (➡64頁)

要介護5と認定された方の選挙

選挙管理委員会事務局

☎5432-2757 ☎5432-3045

要介護5と認定された方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度をご利用になれます。
(➡168頁)

〈表6-7〉介護保険で利用できるサービス等の種類

居宅介護（介護予防）支援（「要介護（要支援）」と認定された方が利用できるサービス）	
居宅介護（介護予防）支援 （ケアプランの作成）	居宅サービス（自宅等で受けられる介護サービス）を適切に受けられるように、介護支援専門員（要支援の方は、住所地を担当する「あんしんすこやかセンター」）が要介護者等の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望を総合的に勘案し、サービスの種類・内容や回数を定めた「居宅（介護予防）サービス計画」を作成します。
居宅（介護予防）サービス（「要介護（要支援）」と認定された方が利用できるサービス）	
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、介護や家事等日常生活上の世話をを行います。 ※要支援の認定を受けた方は、(➡114頁 表6-8) 訪問型サービスを利用できます。
(介護予防) 訪問入浴介護	簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で居宅を訪問して、在宅での入浴の介助を行います。
(介護予防) 訪問看護	訪問看護ステーション、病院等から看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
(介護予防) 居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の居宅を医師・歯科医師等が訪問して、療養上の管理や指導等を行います。
通所介護 （デイサービス）	デイサービスセンターにおいて、食事・入浴等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行います。 ※要支援の認定を受けた方は、(➡115頁 表6-8) 通所型サービスを利用できます。
(介護予防) 通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療施設等において、理学療法士や作業療法士等が日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
(介護予防) 福祉用具貸与	車いすや特殊寝台等、日常生活の自立を助けるための指定された福祉用具を貸し出します。 ※一部の用具において、要支援1・2と要介護1の方については、一定の状態の方を除き対象外となる品目があります。
(介護予防) 短期入所生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の短期間入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行います。
(介護予防) 短期入所療養介護 （ショートステイ）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設の短期間入所者に、看護や医学的管理の下で介護・機能訓練等を行います。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している利用者に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や介護、機能訓練等を行います。

※要支援の方には、介護予防を目的としたサービスを行います（訪問介護と通所介護は総合事業に移行しています）。



地域密着型(介護予防)サービス※(「要介護(要支援)」と認定された方が利用できるサービス)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期的な巡回と通報による随時の訪問サービスを、介護と看護を一体的にまたは連携しながら提供します(要支援1・2の方を除く)。
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回または通報を受けての訪問により、利用者の居宅で、排せつなどの日常生活上の世話や介護を行います(要支援1・2の方を除く)。
地域密着型通所介護(デイサービス)	定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等において、日常生活上の世話や機能訓練等を行います(要支援1・2の方を除く)。
(介護予防)認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等において、認知症で介護を必要とする利用者に、日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	利用者の状況や環境に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、居宅への「訪問」やサービス拠点への「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、居宅への訪問・サービス拠点への通い・宿泊のサービス及び療養上の世話等を行います(要支援1・2の方を除く)。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症で介護を必要とするグループホームの入居者に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います(要支援1の方を除く)。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や介護、機能訓練等を行います(要支援1・2の方を除く)。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームの入所者に、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を行います。 ※原則、要介護3～5の方が対象です。

※区内の地域密着型(介護予防)サービスは、原則、区民の方のみが利用できるサービスです。

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給・住宅改修費支給(「要介護(要支援)」と認定され、居宅で生活している方に支給)	
居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給	入浴や排せつ等、貸与に適さない特定福祉用具の購入費を支給します(都道府県で指定を受けた販売事業者より購入した場合のみが対象)。4月～翌年3月までの1年間に10万円が上限です。
居宅介護(介護予防)住宅改修費支給	区の承認を受けてから、手すりの取付け・段差の解消等定められた種類の住宅改修を行った場合の費用を支給します。原則20万円が上限です。
施設サービス(「要介護1～5」と認定された方が施設に入所して受けるサービス)	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	食事や排せつ等に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。入浴、排せつ、食事等日常生活の介助、機能訓練、健康管理等を行います。 ※原則、要介護3～5の方が対象です。
介護老人保健施設	病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所します。医学的管理の下で介護、機能訓練、日常生活の介助等を行います。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための、医療機関の病床です。医学的管理の下で介護、療養上の管理、看護等を行います。 ※令和5年度末まで経過措置のサービスです。
介護医療院	長期の療養を必要とする方のための長期療養・生活施設です。医学的管理の下で介護、療養上の管理、看護、日常生活上の世話等を行います。

〈表6-8〉介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)で利用できるサービス等の種類

訪問型サービス(要支援認定者または基本チェックリスト該当者で支援が必要な方が利用できるサービス)	
総合事業訪問介護サービス	ホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理、買い物等の日常生活上の援助及び入浴や着替えの際等の身体介護を行います。
総合事業生活援助サービス	ホームヘルパー等(一定の研修受講者を含む)が掃除、洗濯、調理、買い物等の日常生活上の援助を、1回あたり60分以内で行います。
支えあいサービス	住民等が掃除、洗濯物・布団干し、調理補助、買い物同行、ごみ出し等の簡易な家事援助を行います。
専門職訪問指導	理学療法士や管理栄養士等が居宅を訪問して、介護予防に必要な生活改善のためのアドバイス等を行います。

通所型サービス (要支援認定者または基本チェックリスト該当者で支援が必要な方が利用できるサービス)	
総合事業通所介護サービス	デイサービスセンター等において、日常生活上の援助や機能訓練を行います (1回あたり3時間以上のサービスです)。
総合事業運動器機能向上サービス	デイサービスセンター等において、主に運動器機能訓練を行います (1回あたり3時間未満のサービスです)。
地域デイサービス	住民やNPO法人が運営する定期的な「通いの場」で、食事や介護予防を目的とした活動を行います。
介護予防筋力アップ教室	民間事業者が運営する短期集中型の教室において、身体機能や自己管理能力の向上及び適切なセルフケアの習慣化を目的としたプログラムを実施します。

※このほか65歳以上の全ての区民の方を対象とし、軽い体操を中心とした「はつらつ介護予防講座」や、介護予防に必要な運動や栄養、口腔機能、認知症予防、社会参加に関して学ぶことができる「まると介護予防講座」などの事業も実施しています。

〈表6-9〉その他の給付

利用者負担の軽減	
高額介護 (介護予防・総合事業) サービス費支給	介護サービス・介護予防サービスの1か月あたりの世帯の利用者負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、超えた額を高額介護サービス費等として支給します。
高額医療合算介護 (介護予防・総合事業) サービス費支給	介護保険と医療保険の両方を利用し、年間 (8月分～翌年7月分) の利用者負担額の合計が世帯の上限額を超えた場合、超えた額を申請により支給します。
介護保険負担限度額認定証による軽減	申請により交付された負担限度額認定証を介護保険施設等に提示することにより、食費・居住 (滞在) 費が軽減されます。住民税非課税世帯 (配偶者が世帯分離している場合は、配偶者も非課税) で、資産要件等を満たした方が対象です。
生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度	一定の条件を満たす所得の低い方で、申請により「生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証」を交付された方は、あらかじめ区に軽減実施の申し出をしている事業者の確認証を提示することにより、介護保険サービス費や食費・居住 (滞在) 費が軽減されます。

※介護保険で受けられる居宅サービスは、要介護等状態区分により月ごとの上限が決められています。
 ※保険料を滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。

■せたがやシニアボランティア・ポイント事業

介護保険課管理係

☎ 5432-2298 FAX 5432-3059

65歳以上でシニアボランティア研修を受講された区民の方が対象です。介護保険施設などの登録施設等でボランティア活動をされた際に、ボランティアポイント (Vスタンプ) を交付します。

■マイナンバー制度 マイナンバーのご記入と「個人番号確認」「本人確認」について

マイナンバー担当課

番号制度担当

☎ 6413-0952 FAX 6413-9482

マイナンバー (個人番号) の記載欄がある社会保障や税の申請書・申告書等の提出時には、マイナンバーのご記入をお願いしています。その際は、「なりすまし」等を防止するため、番号法の規定に基づき、マイナンバーの確認とご本人の確認を行います。対象となる主な手続きは次のとおりです。

- 医療保険 ● 介護保険
- 障害のある方の手続き
- 児童手当、児童扶養手当
- 子ども・子育て支援の手続き
- 生活保護 ● 予防接種
- 住民税の申告 など

〈必要書類等〉

- マイナンバーカード (個人番号カード) または
 - 通知カード (住民票記載内容と相違ない場合のみ) 及び本人確認書類 (運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード等、これらが無い場合は保険証・医療証等を2点以上)
- ※各手続きの必要書類に加え、上記の書類が必要です。詳しくは、対象の手続きの項目をご覧ください。各事務の担当課にお問い合わせください。



保険・年金

健康・医療

健康診査・検診

健康診査・検診等の種類

- 詳しい情報は随時、ホームページ等でお知らせします。
 - 対象の年齢は、年度内(4月1日～翌年3月31日)に迎える年齢です。
- ※令和4年度住民税非課税世帯の方(令和3年分所得について、世帯全員が非課税の場合)は、費用が無料となります。詳しい手続き方法等については問い合わせ先へお尋ねください。

種類	対象	費用	内容	問い合わせ・申し込み先
特定健診	40～74歳の世田谷区 国民健康保険加入者	500円 ※	区が委託する医療機関で、生活習慣病(糖尿病、高血圧症、脂質異常症など)予防のための健診を実施しています。	国保・年金課 特定健診係 ☎5432-2936 FAX5432-3005
長寿健診	後期高齢者医療制度加入者	500円 ※		
成人健診	40歳以上の生活保護等受給者の方で医療保険に加入していない方	無料		
胃がん検診 ●50歳以上の方は、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらかを選択。 ●身体障害者手帳の交付を受けている方で、区の胃がん検診を受けられない場合、検査費用を助成します。(→127頁)	40歳以上(1年に1回)	1,000円 ※	問診、胃部エックス線検査	世田谷区がん検診 受付センター ☎6265-7573 FAX6265-7559
	50歳以上(2年に1回)	1,500円 ※	問診、胃内視鏡検査 ●前年度に内視鏡による検診を受診した場合は今年度の区の胃がん検診は受診できません。	
肺がん検診 ※1	40歳以上	エックス線のみ 100円 エックス線・喀痰 600円 ※	問診、胸部エックス線検査(喀痰細胞診検査は要件に該当した方のみ) ●特定健診・長寿健診等と同時に医療機関で受診する場合は、事前申込は不要です。	
大腸がん検診 ※2	40歳以上	200円 ※	便潜血検査 申し込み後、専用の容器を郵送しますので、便を採取して各総合支所健康づくり課または保健センターに提出してください。 ●特定健診・長寿健診等と同時に医療機関で受診する場合は、事前申込は不要です。	
乳がん検診 ※2	40歳以上の女性 (2年に1回)	1,000円 ※	問診、視診・触診、マンモグラフィ撮影 ●前年度に受診した場合は今年度の区の乳がん検診は受診できません。	



種類	対象	費用	内容	問い合わせ・申し込み先
子宮がん検診 (頸部・体部) ※2	20歳以上の女性(2年に1回) (子宮体部がん検診は子宮頸部がん検診を受診し、かつ検診要件に該当する方。子宮体部がん検診のみの受診はできません)	頸部 800円 頸部・体部 1,800円 ※	問診、視診・内診、細胞診検査 ●前年度に受診した場合は今年度の区の子宮がん検診は受診できません。	世田谷区がん検診受付センター ☎6265-7573 FAX6265-7559
肝炎ウイルス検診(B型・C型) ※2	区の肝炎ウイルス検診(B型・C型)を受診したことのない方	無料	問診、採血による検査 ●特定健診・長寿健診等と同時に受診できます。	
胃がんリスク(ABC)検査 ※1	40・45・50・60・70歳で区の胃がんリスク(ABC)検査を受診したことのない方	800円 ※	問診、採血による検査 胃がんになりやすいかどうかを調べる検査です。 ●特定健診等と同時に受診できます。	
前立腺がん検診 ※1	60歳以上で区の前立腺がん検診を受診したことのない男性	600円 ※	問診、採血による検査(PSA検査) ●特定健診・長寿健診等と同時に受診できます。	
骨粗しょう症検診 ※3	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性	400円	問診、骨量測定(6月～翌年3月)	世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3102
成人歯科健診	40・45・50・55・60・65・70歳	200円	問診、歯・歯周組織の状況等の健診(6月～翌年3月)	世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2442 FAX5432-3102
口腔がん検診	61・66・71歳	700円 ※	問診、視診・触診、必要に応じて細胞診検査(6月～翌年3月)	
区民健診	16歳以上40歳未満で、健診の機会のない方	500円 ※	予約制で生活習慣病についての健診を実施しています。	総合支所健康づくり課(➡43頁)
健康教室	※対象要件等はお問い合わせください。	無料	健康づくりに取り組んでいたためだけの講演会、健康教室等を実施しています。	
健康度測定	18歳以上	5,000円	医学的検査や体力測定等の健康チェックを行い、その結果により食事、運動、ストレス等について個別にアドバイスします。	(公財)世田谷区保健センター ☎6265-7463 FAX6265-7429
健康増進指導	18歳以上	400円	個人の健康状態や体力に合わせた健康教室、ダイエットや生活習慣病予防のための手軽な食生活改善教室、楽しく無理のない運動教室等を実施しています。	(公財)世田谷区保健センター ☎6265-7473 FAX6265-7429
健康手帳 ※3	40歳以上	無料	自己の健康管理に役立てていただくため交付しています(区ホームページからダウンロードすることもできます)。	世田谷保健所健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3102

※1 健康企画課の窓口でもお申し込みいただけます。

※2 健康企画課または総合支所健康づくり課(➡43頁)の窓口でもお申し込みいただけます。

※3 総合支所健康づくり課(➡43頁)でもお申し込みいただけます。

関連 | 健康・衛生の相談(➡64頁～)



高齢の方の医療

後期高齢者医療制度

国保・年金課後期高齢者医療
☎5432-2390 ☎5432-3005

■後期高齢者医療被保険者証

75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害のある任意で加入している方（障害認定者のみ）に「後期高齢者医療被保険者証」を交付します。医療機関を受診の際は被保険者証を提示してください。75歳に到達する方には誕生日から使用できるようにお送りします。

〈保険料〉

保険料は原則として年金から天引きされます（特別徴収）。天引きできない方は口座振替または納付書で納めていただきます（普通徴収）。

〈給付内容〉

（→表7-1）

（→表7-2）

各種療養費等の申請には2年間の時効がありません。詳しくは国保・年金課後期高齢者医療へお問い合わせください。

■特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方には、申請により「特定疾病療養受療証」が交付され自己負担金が減額されます（申請した月から有効）。

〈表7-2〉

■支払った費用の一部について払戻しを受けられる場合がありますので申請してください。

※申請には、被保険者証、本人の口座情報が分かるもの、療養を受けた方（被保険者）の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード（個人番号カード）など）、被保険者及び手続きされる方の本人確認書類などが必要になります。詳しくはお問い合わせください。

種類	支給される場合	手続き・必要書類等
高額療養費	健康保険の適用される医療について、1か月の自己負担額が限度額を超えたときに超過分を返還します（限度額は所得区分により異なります。一部の所得区分には年間の外来の限度額もあります）。	月の高額療養費の対象となる方には、診療月から最短で4か月後に通知と申請書（初回のみ）を送付します。
療養費（一般診療）	やむを得ない理由で「後期高齢者医療被保険者証」を持たずに診療を受け、医療費を支払ったとき	診療報酬明細書、領収書
補装具	医師が治療上必要と認めたコルセット等の補装具代を支払ったとき	医師の意見書（証明書）、領収書、写真（靴型装具の場合のみ）
柔道整復（接骨等）	柔道整復師に骨折・脱臼・ねんざ等で治療を受けたとき（医療費の自己負担割合と同じ負担額で施術を受けた場合を除く）	施術料金領収書
はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧	医師が治療上必要と認めたはり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術費用を支払ったとき	医師の同意書、施術料金領収書
移送費	移動困難な患者で、医師の指示により、治療上の必要から緊急的にやむを得ず最寄りの病院に入院・転院したとき（本人、家族の希望等によるものは対象外）	医師の意見書（証明書）、領収書

■限度額適用・標準負担額減額認定証

自己負担割合が1割の方で、世帯全員が住民税非課税の場合、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、事前に医療機関に提示すると、窓口でのお支払いが限度額までおさえられ、入院時の食費等が減額されます（原則として申請した月から有効）。

■限度額適用認定証

自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が、いずれも690万円未満の場合、申請により「限度額適用認定証」が交付され、事前に医療機関に提示すると窓口でのお支払いが限度額までにおさえられます（原則として申請した月から有効）。詳しくは国保・年金課後期高齢者医療へお問い合わせください。

次の場合は届出をしてください

- 交通事故等第三者の行為により、けがや病気になったとき

〈表7-1〉後期高齢者医療制度による給付内容

種類	給付される場合	給付内容等
療養の給付	診療を受けたとき・外来や入院したとき	医療費の自己負担割合 （現役並み所得者）3割 （一定以上所得のある方）2割 （上記以外）1割



種類	支給される場合	手続き・必要書類等
高額介護 合算療養費	同一世帯の被保険者において、後期高齢者医療制度と介護保険の両方で自己負担が発生している場合、年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合計して、限度額を超えたときに超過分を返還します(限度額は所得区分により異なります)。	対象となる方には申請書を送付します。 ※計算期間中に転入された方等は、前住所からの証明書が必要になる場合があります。
葬祭費	被保険者が死亡したとき(葬儀を行った方に一律7万円を支給)	葬儀費用の領収書(写)

国民健康保険高齢受給者証

国保・年金課資格賦課

☎ 5432-2331 ☎ 5432-3038

70～74歳の方は、保険医療機関等で保険診療を受ける際は「国民健康保険被保険者証」とあわせて窓口にご提示ください。医療費一部負担金の割合は、所得に応じて3割または2割となります。

〈送付時期・対象期間〉

高齢受給者証は新たに対象となる月の前月下旬に郵送します。対象期間は、70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は当月1日)から75歳の誕生日前日までです。

〈更新時期〉

毎年8月に更新(7月下旬に郵送)します。

〈医療費の自己負担割合〉

医療機関受診の際の自己負担割合については、毎年、前年の所得・収入に基づいて判定します。詳しくは、お問い合わせください。



健康
・
医療

高齢の方のその他の医療

〈表7-3〉高齢の方のその他の医療

種類	対象	内容	問い合わせ先
訪問口腔ケア事業	在宅でねたきり等のため外出できない方で、次のいずれかの方 ●介護保険要介護認定1～5 ●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1・2度 ●その他上記に準ずる方	歯科医師が訪問して口腔健診及び口腔ケアの指導をします。	世田谷保健所 健康推進課 ☎5432-2442 FAX5432-3102
すこやか歯科健診	75歳以上の方等	指定歯科医療機関で歯科健診(無料)が受けられます。 お住まいの地区のあんしんすこやかセンターまたは担当のケアマネジャーに申込みが必要です。	
高齢者インフルエンザ予防接種	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満の方で、一定の障害のある方	指定医療機関で予防接種を10月1日～翌年1月31日まで実施します。 〈費用〉自己負担額 2,500円 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申込みが必要です。 ※詳しくはお問い合わせください。	
高齢者肺炎球菌予防接種	過去に23価肺炎球菌予防接種を受けていない方で、次の①または②に該当する方 ①年度の末日現在、65・70・75・80・85・90・95・100歳の方 ②60歳以上65歳未満の方で、一定の障害のある方	指定医療機関で予防接種を4月1日～翌年3月31日まで実施します。 〈費用〉自己負担額 1,500円 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申込みが必要です。 ※詳しくはお問い合わせください。	世田谷保健所 感染症対策課 ☎5432-2437 FAX5432-3022
带状疱疹予防接種	満50歳以上の方	指定医療機関で予防接種の一部費用助成を実施します。 〈費用助成額〉 生ワクチン(1回)：4,000円 不活化ワクチン(2回)：10,000円/回	

障害のある方の医療

心身障害者医療費の助成

障害施策推進課事業担当

☎5432-2388 FAX5432-3021

■心身障害者医療費受給者証

次に該当する方に、「心身障害者医療費受給者証」(障受給者証)を交付します。医療機関で受診の際は、助成が受けられますので、健康保険証と一緒にご提示ください。

〈対象となる方〉

- 医療保険に加入している方で、身体障害者手帳1・2級(内部障害を有する場合は1～3級)の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、愛の手帳1・2度の方

※ただし、生活保護や中国残留邦人等支援給付受給者、所得が一定の基準額を超える方、65歳以上で新規に該当する方、後期高齢者医療の被保険者(➡118頁)で、住民税課税の方は対象となりません。

〈助成内容〉

医療保険が適用される医療費の自己負担額の一部または全部が助成されます。

自立支援医療の給付

■自立支援医療(更生医療)の給付

総合支所保健福祉課(➡43頁)

〈対象〉

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方

〈給付内容〉

障害の程度を軽くしたり、日常生活の便宜や職業能力を増進したりするために必要な医療を給付します。

世帯(医療保険)の所得に応じ自己負担上限額を設定します。ただし、上限額が医療費の1割を超える場合は1割が自己負担となります。

■自立支援医療(精神通院)の給付

総合支所健康づくり課事業係(➡43頁)

〈対象〉

精神障害のある方

〈給付内容〉

精神障害の通院治療について、各種保険適用後の医療費を公費で負担します(原則一部自己負担あり)。

障害のある方等のその他の医療

〈表7-4〉障害のある方等のその他の医療

関連 国民健康保険(➡104頁~)

種類	対象	内容	問い合わせ先
歯科診療	障害により一般の歯科医療機関で治療を受けることが困難な方	電話予約制で歯科診療を行います。 〈歯科診療〉 月~金曜の午前9時~正午、午後1時~4時 ※以下を除く ●月曜の午後 ●第1・4・5木曜の午後 ●第2・4金曜の午前 ●祝・休日、年末年始	世田谷区 口腔衛生センター ☎3328-5871
訪問口腔ケア事業	(➡120頁 表7-3)「高齢の方のその他の医療」の訪問口腔ケア事業を参照		
がん先進医療費の利子補給	国内でがんの先進医療を受ける予定で、利子補給金承認申請日に引き続き1年以上世田谷区に住所を有している区民の方	区が指定する金融機関でがん先進医療費の融資を受けた場合、利子相当額を助成します。詳しくはお問い合わせください。	
若年がん患者在宅療養支援	以下のすべてに該当する方 (1)区民の方 (2)40歳未満の方 (3)がん患者の方(医師により、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方) (4)他の制度で同等の給付を受けることができない方	以下の費用に対して、自己負担を除いた額を助成します(利用上限額あり)。詳しくはお問い合わせください。 (1)在宅サービス利用料 (2)福祉用具貸与・購入費用 (3)住宅改修費用	世田谷保健所 健康企画課 ☎5432-2447 ☎5432-3102
難病医療費の助成	難病の方(国や都の指定した難病の治療を受けている方)	難病の医療費の自己負担額の一部または全部を助成します。	総合支所 健康づくり課事業係 (➡43頁)
肝がん・重度肝硬変医療費の助成	B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルスによる肝がんまたは重度肝硬変と診断され、指定医療機関に入院中または通院中の方	肝がん・重度肝硬変の医療費(保険診療部分)の一部または全部を助成します。	
在宅難病患者訪問診療	難病の方(寝たきり等で受療困難な方)	専門医の診療を希望する場合に、医師会から医療チームが訪問します。	世田谷区医師会 ☎6704-9111 玉川医師会 ☎3704-2481
原爆被爆者の医療援助	被爆者健康手帳の交付を受けている方や認定被爆者の方等	被爆された方に対して、健康診断及び医療の給付を行うとともに、手当等を支給します。	総合支所 健康づくり課事業係 (➡43頁)

子どもの医療については➡140頁



健康・医療

福祉

高齢福祉・障害福祉

ガイドブック

制度やサービスを紹介したガイドブックを希望者にお渡します。

■せたがやシルバー情報

高齢者福祉サービス・介護保険制度などを紹介した冊子

高齢福祉課

☎5432-2397 ☎5432-3085

■障害者のしおり

障害者福祉の制度・施設などを紹介した冊子
※音声版・大活字版もあります。(➡131頁)

障害施策推進課管理係

☎5432-2385 ☎5432-3021

障害のある方の手帳

障害のある方が様々な援護やサービスを受けるためには各種手帳が必要です。それぞれに手帳の交付申請を行ってください。(➡表8-1)

〈手帳申請の診断書の無料発行等〉

保健センター専門相談課

障害者専門相談担当

☎6265-7546 ☎6265-7549

「身体障害者手帳」の新規取得、等級変更手続きのために必要な診断書の無料発行または費用の一部公費負担の事業を行っています。

〈無料発行〉保健センター専門相談課で診断

〈一部公費負担〉世田谷区医師会または玉川医師会に所属する委託医療機関で診断

障害のある方の選挙

選挙管理委員会事務局

☎5432-2757 ☎5432-3045

身体障害者手帳をお持ちの方で身体に一定の障害のある方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度をご利用できる場合があります。(➡168頁)

〈表8-1〉障害のある方の手帳の種類

名称	対象	交付申請先・問い合わせ先	
身体障害者手帳	身体に障害のある方	総合支所保健福祉課 (➡43頁)	
愛の手帳 (東京都療育手帳)	知的障害のある方	18歳未満	世田谷区児童相談所 (松原6-41-7) ☎6379-0697 ☎6379-0698
		18歳以上	東京都心身障害者福祉センター (新宿区神楽河岸1-1東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ14階)) ☎3235-2961 ☎3235-2959
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害のある方	総合支所健康づくり課事業係 (➡43頁)	

東京都心身障害者扶養共済制度

障害施策推進課事業担当

☎5432-2388 ☎5432-3021

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときに、障害のある方へ終身一定額の年金を支給する制度です。

〈加入資格〉

保護者が加入年度初日現在65歳未満の都内在住者で、特別な疾病や障害がなく保険契約の対象となる健康状態であること及び障害のある方が次のいずれかに該当すること。

- (1)愛の手帳1～4度の方
- (2)身体障害者手帳1～3級の方
- (3)精神または身体に永続的な障害があり、その程度が(1)または(2)と同程度と認められる方

〈掛金〉

保護者の加入時の年齢によって異なります(減額制度あり)。

※改定により変更する場合あり。

〈加入口数〉2口まで

〈支給月額〉2万円(加入1口当たり)

世田谷区保健福祉サービス苦情審査会

保健福祉サービス苦情審査会事務局

(保健福祉政策課)

☎5432-2605 ☎5432-3017

区が行っている保健福祉サービスや、介護保険サービス、障害福祉等サービス及び子ども・子育てサービスの提供を受けている方(もしくは受けられなかった方)で、当該サービスへの対応に不満をお持ちの場合は、各サービスの担当課にご相談ください。

それでもなお、納得がいけない場合は、苦情審査会へ苦情を申し立てることができます(申立要件あり)。苦情審査会は、外部委員で構成されており、第三者の立場から中立公正な審査を行い、区長に意見を述べます。区長は苦情審査会の意見を尊重し、サービス等の改善に努めます。

あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)

介護予防・地域支援課

☎5432-2953 ☎5432-3085

高齢の方が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるような支援を行うための総合相談窓口です。

障害のある方や子育て中の方などからの身近なご相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

〈相談受付時間〉

月～土曜 午前8時30分～午後5時

※祝・休日、年末年始を除く

〈センターの業務内容〉

- 高齢の方の介護や福祉に関する相談
- 介護保険の認定申請の受付
- 要支援認定を受けている方等の介護予防ケアプラン作成のための相談・支援等
- 区の保健福祉サービスの申請(一部)の受付
- 介護予防に関する生活改善のための相談・支援
- 介護予防の普及啓発講座開催
- 高齢の方の実態把握
- 在宅で療養生活をおくるための相談・支援
- 高齢の方の虐待や成年後見制度に関する相談
- もの忘れに関する相談
- 障害のある方や子育て中の方などからの身近な相談

〈センターの所在地〉➡180頁～

関連	高齢の方・障害のある方の相談 (➡66頁～)
	高齢の方・障害のある方の施設 (➡181頁～)

地区における社会福祉協議会の 取組み(地域資源開発事業)

生活福祉課

☎5432-2767 ☎5432-3020

社会福祉協議会の地区担当職員が、まちづくりセンターを拠点として福祉の困りごと相談をお受けするとともに、地域の福祉課題の解決に向けて、活動場所や生活支援サービスの創出、地域人材の発掘や活動の調整等に取り組み、地域の皆さんの参加のもと、支え合いの地域づくりを推進します。

お気軽にご相談ください。

〈相談受付時間〉

月～金曜 午前8時30分～午後5時

※祝・休日、年末年始を除く

〈地区における社会福祉協議会の所在地〉➡191頁～



福祉

高齢の方・障害のある方のためのサービス

〈分野別目次〉

- 家事・家庭生活…124頁～ ■生活安全……………128頁 ■外出の支援……………129頁～
 ■各種手当等……………130頁～ ■情報・手続き…131頁 ■介護する方への支援…132頁

高齢の方、障害のある方のための各種サービス

■家事・家庭生活のためのサービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

※「ひとりぐらし(高齢者)」とは、一緒に生活している家族等がない65歳以上で、近所(徒歩5分以内)にいつもその方の様子を知り得る親族等のいない方です。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
高齢者安心コール	○		(1)電話相談サービス 65歳以上の方からの困りごとや、ご親族等からの見守りに関する相談を受け付けます。 (2)電話訪問サービス 65歳以上のひとりまたは高齢者だけでお住まいの方へ定期的に電話します。 (3)ボランティアによる訪問援助サービス 65歳以上のひとりまたは高齢者だけでお住まいの方、日中または夜間ひとりで家にいる方を訪問し、簡単なお手伝いをします。 〈費用〉 無料(ただし、(3)の実費相当分はご利用者負担)	高齢者安心コール ☎5432-1010 FAX5432-1030 (24時間365日受付) 高齢福祉課事業担当 ☎5432-2407 FAX5432-3085
高齢者見守りステッカー	○		認知症により外出先から帰れないなどの不安がある方へ、氏名や住所のほか緊急連絡先などを区へ事前に登録していただいたうえで、登録番号と「高齢者安心コール」の連絡先を記載しているステッカーを配付します。 (1)対象者 次のいずれにも該当する方 ①要介護1以上の認定を受けている ②認知症により外出すると戻れないことが「ときどきある」や「常にある」状態 (2)登録事項 住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急連絡先(2名) (3)配付物 見守りステッカー(1人20枚) ※警察や消防に保護されたときに、ステッカーの登録番号から緊急連絡先にご連絡します。	高齢者安心コール ☎5432-1010 FAX5432-1030 (24時間365日受付) 高齢福祉課事業担当 ☎5432-2407 FAX5432-3085
配食サービス		○	月～土曜(祝・休日、年末年始は除く)、自宅に夕食をお届けし、安否確認を行います。 〈費用〉 1食500円 65歳未満のひとりぐらしの方等で、毎日の食事作りが困難な、身体障害者手帳1～4級または愛の手帳1～4度、難病、寛解状態の精神障害の方	総合支所保健福祉課 (⇒43頁)
会食サービス	○		65歳以上のひとりぐらし等の方に、地域のボランティアが作る食事を施設(地区会館等)で月1回～週1回程度提供し、会食することで、地域での交流の機会を持つことができます。 〈費用〉 1食400円～	総合支所保健福祉課 (⇒43頁) あんしんすこやかセンター でも可(⇒180頁～) 高齢福祉課事業担当 ☎5432-2407 FAX5432-3085



種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
紙おむつの支給・おむつ代の助成(高齢の方)	○		ねたきりまたはこれに準ずる状態で2か月以上おむつを使用し、引き続き必要と認められる方(介護保険施設等に入所している場合を除く)で、介護保険の要介護3～5の方(介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方も対象)に紙おむつを支給します。 〈費用〉 1か月500円 〈配送範囲〉 東京23区内、三鷹・調布・狛江市内(病院への配達不可) ※病院等に入院中の場合は、おむつ代助成(月額5,000円を限度)を選択可(病院に入院中の65歳以上の方は要介護度不問) ※退院後に遡っての申請はできません。 ※申請した月以降が支給・助成の対象です。	総合支所保健福祉課 (→43頁) 高齢者の方のみ あんしんすこやかセンターでも可 (→180頁～)
紙おむつの支給・おむつ代の助成(障害のある方)		○	ねたきりまたはこれに準ずる状態にあり、障害のため2か月以上おむつを使用している身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症で原則として3歳以上65歳未満の方に紙おむつを支給します。 〈費用〉 1か月500円 〈配送範囲〉 東京23区内、三鷹・調布・狛江市内(病院への配達不可) ※病院等に入院中の場合は、おむつ代助成(月額6,000円を限度)を選択可 ※退院後に遡っての申請はできません。 ※申請した月以降が支給・助成の対象です。	総合支所保健福祉課 (→43頁)
寝具乾燥サービス	○	○	身体的条件または住環境等により寝具を干すことが困難なねたきり等の方で、65歳以上で介護保険の要介護3～5の方、または身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度の方に、寝具(1回につき4枚以内)の乾燥・消毒(年10回)、水洗い(年2回)を行います。 〈費用〉 無料	総合支所保健福祉課 (→43頁) 高齢者の方のみ あんしんすこやかセンターでも可 (→180頁～)
訪問理美容サービス	○	○	ねたきり等のため理美容店での理髪等が困難な65歳以上で介護保険の要介護3～5の方、または身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度の方に年間6枚を限度に訪問理美容券を交付します。 〈費用〉 1回1,000円 ※施設入所等の方は一部を除きご利用いただけません。	
入浴券の支給	○		65歳以上で世田谷区に住民登録のある方に区内公衆浴場で利用できる入浴券を支給します。 〈申し込み方法〉 ハガキに「令和○年度入浴券希望」・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を明記してお申し込みください。オンライン手続きも可能です。 ※申込み月や世帯の状況により交付枚数が異なります。 ※枚数の追加を希望される場合は、世帯状況・風呂設備の有無「民生委員による訪問調査希望の有無」も明記してください。 ※年度毎の申込みが必要です。	高齢福祉課事業担当 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 ☎5432-2407 FAX5432-3085
はり・きゅう・マッサージサービス(高齢の方)	○		65歳以上の方(利用当月に65歳になる方を含む)を対象に、月1回、区内施設ではり・きゅう・マッサージを行います。 〈費用〉 1回(45分)1,500円	



種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
訪問入浴サービス		○	ご家庭での入浴が困難な65歳未満の、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度（介護保険対象者を除く）の方に、巡回入浴車による自宅入浴（週1回、6月～9月は週2回）、または入浴設備のある施設での施設入浴（月3回）を行います。家族の立会いの下で係員が介助します。 〈費用〉無料	総合支所保健福祉課 （➡43頁）
ふれあいサービスのごみ出しサービス	○	○	日常生活に支障があり、支援を必要とする高齢または障害のある方等の自宅を訪問し、ごみ出しをします。 〈費用〉月額1,000円（週2回まで）（ほかに年会費2,000円、3か月以内の一時利用1,000円）	（社福）世田谷区社会福祉協議会 各地区事務局または各地域社協事務所 （➡191頁～）
電話料金の助成（高齢の方）	○		65歳以上のひとりぐらしで、住民税が非課税の世帯（生活保護世帯を除く）に固定電話の電話料金を月額1,000円助成します。	総合支所保健福祉課 （➡43頁） あんしんすこやかセンターでも可 （➡180頁～）
電話料金の助成（障害のある方）		○	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方がいる生活保護世帯、所得税額が0円の世帯、住民税非課税世帯のいずれかに該当する世帯または、聴覚・音声・言語障害の1・2級または18歳以上の3級の方がいる、所得税額が年42,000円以下の世帯に電話基本料金相当を助成します。 ※18歳以下の扶養親族がいる場合所得税額等が変わる場合があります。	
補装具費の支給		○	身体に障害のある方や難病の方に車いす・装具・補聴器等、補装具の購入、借受けまたは修理にかかる費用を支給します（所得制限あり）。 〈費用〉所得に応じて自己負担あり	
中等度難聴児発達支援事業		○	以下の全てに該当する方の補聴器の購入費用を助成します（所得制限あり）。 ●18歳未満の児童 ●身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではないこと ●両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者 〈費用〉所得に応じて自己負担あり	総合支所保健福祉課 （➡43頁）
日常生活用具の給付		○	重度の障害のある方や難病の方、小児慢性特定疾病児童に障害の程度に応じて入浴補助用具、ベッド等の日常生活用具を給付します（介護保険等他法のサービスを優先する場合があります）（所得制限あり）。 〈費用〉原則給付する用具の価格の1割を自己負担（世帯の所得に応じて上限あり）	
あんしん事業（地域福祉権利擁護事業ほか）	○	○	高齢や障害等で契約や郵便物の整理や手続きなどができない方または一人でやることに不安のある方を訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス（年金証書、通帳、権利証等）を行います。	（社福）世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター ☎6411-3950 FAX6411-2247

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
胃がん検診費用の助成 (障害のある方)		○	身体障害者手帳の交付を受けている40歳以上の方で、区の胃がん検診を受けられない場合に、胃がんに関する検査を受けた際に要した費用(上限15,000円)を助成します。 ※対象の年齢は、年度内(4月1日～翌年3月31日)に迎える年齢です。 ※保険診療で受けたものは対象外です。 胃がん検診(→116頁)	世田谷保健所 健康企画課 ☎5432-2447 FAX5432-3102
精神障害のある方のデイケア		○	精神障害で通院治療中の方の社会復帰のため、グループワークによる生活指導(デイケア)を実施します。	総合支所健康づくり課 (→43頁)
手話通訳者の派遣		○	身体障害者手帳を持つ、聴覚障害のある方に手話通訳者を派遣します(事前に区に登録が必要)。 〈費用〉無料 (1)公的機関の手続きや、通院等 (2)裁判所、警察署等で自己の権利にかかわる申請等を行う場合や、専門知識を必要とする場合	(1)世田谷区手話通訳等派遣センター ☎5450-2099 FAX3420-3145 (2)東京手話通訳等派遣センター ☎3352-3335 FAX3354-6868
要約筆記者の派遣		○	身体障害者手帳を持つ、聴覚障害のある方に要約筆記者を派遣します(事前に区に登録が必要)。 (3か月18回、上限45時間) 〈費用〉無料	
障害のある方への緊急介護人派遣		○	●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1～3度 ●脳性麻痺 ●進行性筋萎縮症 上記の方の家族が病気や休養・社会参加等で、一時的に障害者(児)の介護ができない場合、介護人を派遣します(1か月20時間まで) 〈費用〉無料	総合支所保健福祉課 (→43頁)
ふれあいサービスの家事支援・生活支援・外出支援サービス	○	○	高齢または障害のある方や産前産後の方、また介護者であるご家族の一時的な病気などの際に自宅を訪問し、家事や生活支援等のお手伝いをします。 〈費用〉1時間1,000円(ほかに年会費2,000円、3か月以内の一時利用1,000円)	(社福)世田谷区社会福祉協議会 各地区事務局または各地域社協事務所 (→191頁～)
グループホーム等家賃助成		○	指定共同生活援助事業所(グループホーム)、区指定グループホームを利用している身体障害・知的障害または難病患者等の方に家賃を助成します(所得制限あり。家賃助成上限月額24,000円)。	
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業		○	自宅に看護師等を派遣し、家族に代わって医療的なケアを提供します(1回あたり2時間から4時間・各世帯に年144時間まで) 〈対象者〉 区内在住で、家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的ケアを受けて生活している方のうち、以下のいずれかに該当する方 (1)重度の知的障害(愛の手帳1・2度程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で自ら歩行ができない)の方で、18歳未満のときにその状態になった方 (2)重症心身障害児に該当しない在宅で医療的ケアが必要な18歳未満の障害児 〈費用〉世帯の所得に応じて自己負担あり	総合支所保健福祉課 (→43頁)



福祉

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
重度障害者等 就労支援特別事業		○	重度訪問介護、同行援護または行動援護を利用する方が「経済活動」を理由に現行の障害福祉サービスの利用ができない時間がある場合に身体介護等の提供を行います。	総合支所保健福祉課 (➡43頁)

■生活安全のためのサービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

※「ひとりぐらし（高齢者）」とは、一緒に生活している家族等がいない65歳以上で、近所（徒歩5分以内）にいつもその方の様子を知り得る親族等のいない方です。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
救急通報システム 「愛のペンダント」	○		65歳以上のひとりぐらし等で、慢性疾患があり日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方に緊急時に使用する救急通報用ペンダント等をお貸しします。救急通報により、必要に応じて救急車が出動するとともに、現場派遣員等が駆けつけます。 〈費用〉システム設置時に上限8,000円。光回線等の利用者は非常用電源に別途上限4,000円（収入額に応じた免除制度あり）	総合支所保健福祉課 (➡43頁)
救急通報システム		○	18歳以上のひとりぐらし等で身体障害者手帳1・2級または難病の方に、緊急時に使用する通報機器等を貸与します。通報により、民間の受信センターが、東京消防庁に連絡します（※「愛のペンダント」の対象者を除く）。 〈費用〉無料	
ファクシミリによる 110番、119番		○	電話による110番・119番が困難な方は警視庁（☎3597-0110）や東京消防庁（☎119）にファクシミリで通報できます。 ※警視庁への通報は東京都管内で発生した事件・事故、東京消防庁への通報は東京消防庁管内（稲城市、島しょ地区を除く）の火災・救急に限りです。	警視庁 ☎3581-4321 東京消防庁 ☎3212-2111 最寄りの消防署・警察署 (➡171頁)
110番アプリシステム		○	電話による110番通報が困難な方はスマートフォン等を利用して専用のアプリケーションをダウンロードすることで、文字や画像による通報ができます。利用には事前登録が必要です。	警視庁 ☎3581-4321 最寄りの警察署 (➡171頁)
緊急ネット通報		○	電話による119番通報が困難な方は、携帯電話やスマートフォンからウェブ機能を利用して通報できます。利用には事前登録が必要です。	東京消防庁 ☎3212-2111 ☎3213-1478 最寄りの消防署 (➡171頁)
福祉電話訪問	○		65歳以上のひとりぐらしまたは高齢者のみ世帯の方に、毎週1回（月～木曜の午前9時～午後4時）協力が電話による訪問を行います。	ひだまり友遊会館 ☎3419-2341 ☎3413-9444
高齢者緊急一時宿泊	○		介護保険では対応できない緊急的社会的な理由で高齢者が家族などの介護を受けられない場合に、特別養護老人ホームを一時的に利用できます。 〈費用〉有料	総合支所保健福祉課 (➡43頁) あんしんすこやかセンター (➡180頁～)



■外出の支援サービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
車いすの貸出し	○	○	下肢または体幹機能障害、疾病やけがなどにより、一時的に車いすが必要な方に2か月を限度に貸し出します(介護保険サービス優先)。 〈費用〉無料	総合支所保健福祉課 (⇒43頁) まちづくりセンター(北沢、成城、等々力を除く) (⇒52頁～) 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ ☎6379-4301 FAX6379-4305
白い杖の給付		○	視覚障害のある方に白い杖を給付します。 〈費用〉無料	
補助犬の給付		○	視覚、肢体、聴覚に障害のある方に、一定の訓練の後、補助犬を給付します。所得制限あり。 〈費用〉無料	
移動支援		○	移動困難な障害のある方の外出を支援します。 〈費用〉世帯の所得に応じて自己負担あり	総合支所保健福祉課 (⇒43頁)
福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成		○	身体障害者手帳の下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級の方や、愛の手帳1・2度の方に福祉タクシー券の交付または自動車燃料費を一部助成します。 ※施設入所・長期入院の方を除く。	
寝台優先リフト付タクシーの利用及び「予約料・迎車料補助券」と「ストレッチャー料免除券」の交付	○	○	車いすやストレッチャーに対応した区の借上げ車両(リフト付タクシー)を予約料・迎車料なしのメーター運賃で利用できます。 また、区の借上げ車両以外に、区と協定を結んでいる介護タクシーを利用する場合に利用額の一部を補助する予約料・迎車料補助券を、加えてストレッチャー使用者にはストレッチャー料免除券を交付します。 〈対象者〉上記「福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成」の対象者または介護保険の要介護度3～5の方で、外出時の移動手段として常時車いすを使用している、またはストレッチャーを使用することがある方。	総合支所保健福祉課 (⇒43頁) あんしんすこやかセンターでも可 (⇒180頁～)
NPO法人による福祉移動サービス	○	○	高齢や障害等により一人では交通機関の利用が困難な方に、車いすのまま乗車できる自動車を使い外出を手伝うNPO法人があります。	福祉移動サービスを行うNPO法人(⇒192頁～)
世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」	○	○	障害や高齢等により移動(外出)が困難な方の相談や福祉移動サービスに関する相談、福祉車両の配車等を行います。 〈対象者〉区内にお住まいの障害(身体、知的、精神)のある方、介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方等で、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方。 ※相談は無料でどなたでもできます。	世田谷区福祉移動支援センター (⇒193頁)
都営交通の無料乗車券		○	都営交通を利用する際、無料乗車券を提示すると、本人は料金が無料になります。 〈対象者〉身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳の所持者、原爆被爆者、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※70歳以上でシルバーパスをお持ちの方は取得できません。 ※精神障害者保健福祉手帳所持者の届出窓口は、都営地下鉄又は日暮里・舎人ライナーの定期券発行所になります。	総合支所保健福祉課 (⇒43頁)

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
シルバーパス	○		70歳以上の都民の方（ねたきりの方を除く）に都バス、都電、都営地下鉄、都内の民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。 〈費用〉自己負担金あり（所得により異なります）	（一社）東京バス協会 シルバーパス専用電話 ☎5308-6950 FAX3378-9970
自動車運転免許取得費の助成		○	自動車運転免許取得費用や免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を助成します。ただし、第一種普通自動車免許に限ります。どちらも事前申請が必要です。また、障害者本人及び扶養義務者等の所得制限があります。 〈対象者〉区内に3か月以上在住の18歳以上の方で、身体障害者手帳1～3級（内部障害は4級まで、下肢または体幹機能障害で歩行困難な方は5級まで）、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方。	総合支所保健福祉課 （➡43頁）
自動車改造費の助成		○	自ら運転し、所有する（住民登録上同一世帯者が所有する場合を含む）自動車にアクセル、ブレーキ等の改造が必要な場合に、費用の一部を助成します。どちらも事前申請が必要です。また、障害者本人及び扶養義務者等の所得制限があります。 〈対象者〉18歳以上で、身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害1～3級の方。	

■各種手当等

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
特別障害者手当 （国の制度）		○	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方 ※所定の診断書で判定を行います。 ※各種手帳を取得していなくても可。 認定者には申請月の翌月分から手当を支給します。 ※所得や3か月を超える入院、施設入所等による受給制限あり。 ※対象について詳しくはお問い合わせください。	総合支所保健福祉課 （➡43頁） 障害施策推進課事業担当 ☎5432-2388 FAX5432-3021 ※他の市区町村で同様の手当を受給していた場合も、改めて手続きが必要です。
障害児福祉手当 （国の制度）		○	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方 ※所定の診断書で判定を行います。 ※各種手帳を取得していなくても可。 認定者には申請月の翌月分から手当を支給します。 ※所得や施設入所、公的年金受給等による受給制限あり。 ※対象について詳しくはお問い合わせください。	
重度心身障害者手当 （都の制度）		○	心身に特に重度の障害があり常時複雑な介護を必要とする方。 ※東京都心身障害者福祉センターで判定を行います（出張判定もあります）。 ※認定者には申請月分から手当を支給します。 ※65歳以上の新規申請は原則不可。 ※所得や3か月を超える入院、施設入所等による受給制限あり。	



種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
心身障害者福祉手当 (区の制度)		○	次にあてはまる方には申請月分から手当を支給します。 ●身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、指定の難病にかかり、医療券等を所持している方。 ※65歳以上の新規申請は原則不可。 ※所得や施設入所、他手当受給等による受給制限あり。	総合支所保健福祉課 (➡43頁) 障害施策推進課事業担当 ☎5432-2388 FAX5432-3021 ※他の市区町村で同様の手当を受給していた場合も、改めて手続きが必要です。
原爆被爆者見舞金		○	6月1日現在、区内在住で、被爆者健康手帳をお持ちの方に、毎年8月末までに、申請に基づき見舞金をお贈りします。	障害施策推進課管理係 ☎5432-2385 FAX5432-3021
慶祝品の贈呈	○		9月1日時点で、区内在住の、年度内に88歳、100歳の誕生日を迎える方に、毎年9月に慶祝品をお贈りします。	高齢福祉課 ☎5432-2412 FAX5432-3085

■情報・手続きに関するサービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
区役所手続きの手話通訳		○	(1)聴覚障害のある方の区役所での手続きに、手話通訳者が同行します。 月～金曜（閉庁日を除く）午前9時～正午に、区役所第2庁舎1階エレベーター前に待機しています。 (2)タブレット端末のテレビ電話機能を活用し、区役所に待機している手話通訳者による遠隔手話通訳を行います。 月～金曜（閉庁日を除く）午前9時～正午に、総合支所保健福祉課でご利用いただけます。 区役所の手話通訳者が対応中の場合、お待ちいただくことがあります。 〈費用〉 無料	障害施策推進課事業担当 ☎5432-2388 FAX5432-3021
点字広報・声の広報の郵送 (区のおしらせ)		○	視覚障害のある方等に、広報紙「区のおしらせ『せたがや』」の点字版・デージー版・CD版を郵送します。 〈費用〉 無料	広報広聴課 ☎5432-2009 FAX5432-3001
「せたがや区議会だより」の点字版・音声版の発行		○	視覚障害のある方等に、「せたがや区議会だより」の点字版・デージー版・CD版を貸し出しています。また、デージー版とCD版は郵送も行っています。 〈費用〉 無料	区議会事務局調査係 ☎5432-2779 FAX5432-3030
ホームページの音声読み上げ・文字拡大・背景色切替サービス	○	○	視覚障害のある方等に、区ホームページの音声読み上げ・文字拡大表示・背景色切替サービスを、ホームページ上で提供しています。	広報広聴課 ☎5432-2008 FAX5432-3001
図書館の障害者サービス		○	区内在住の障害等で図書館利用が困難な方に対面朗読、点字図書や音訳図書等の貸出・製作、サピエ図書館の個人利用登録、自宅配本等を行っています。※障害者サービス登録が必要。	区立図書館 (➡211頁)
「障害者のしおり」の音声版・大活字版の郵送		○	視覚障害のある方でご希望の方に、「障害者のしおり」の音声版・大活字版を郵送します。	障害施策推進課管理係 ☎5432-2385 FAX5432-3021



福祉

■介護する方への支援サービス

※「高齢」に○があるサービスは高齢の方対象、「障害」に○があるサービスは障害のある方対象。

種類	高齢	障害	内容	問い合わせ先
家族介護慰労金の支給	○		介護保険の要介護状態区分2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の状態に限る）又は3以上と認定され、1年間介護保険サービス（通算10日以内のショートステイ利用、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修を除く）の利用がなく、通算90日以上入院のない方を同居して介護された方に、申請により慰労金を支給します。 ※介護を受ける方、介護者とも住民税非課税世帯。	介護保険課保険給付係 ☎5432-2646 FAX5432-3042 総合支所保健福祉課 (➡43頁)
はり・きゅう・マッサージサービス		○	在宅の障害者を日常介護している家族に、月1回はり・きゅう・マッサージのサービスを行います。 〈費用〉1回(45分) 1,500円	障害施策推進課事業担当 ☎5432-2388 FAX5432-3021
重度脳性麻痺の方への介護		○	20歳以上で身体障害者手帳1級の重度の脳性麻痺の方で、家族以外による介護が困難な方を介護する家族に手当を支給します。	総合支所保健福祉課 (➡43頁)

障害者総合支援法によるサービス

総合支所保健福祉課 (➡43頁)
障害施策推進課事業担当
☎5432-2413 FAX5432-3021
障害者地域生活課
☎5432-2417 FAX5432-3021

障害者総合支援法に基づき、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための各種サービスを提供しています。(➡表8-2)

提供サービスのうち、「地域生活支援事業」は、世田谷区が地域特性等に応じて創意工夫し、実施しています。

〈申請窓口〉

総合支所保健福祉課 (➡43頁)

※申請後に、認定調査（聞き取り調査）や勘案すべき事項の調査、サービス利用の意向聴取等を経て決定します。

〈表8-2〉 障害者総合支援法によるサービス

区分	サービス名	内容
自立支援給付	居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者で、常時介護が必要な人に自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護が必要な人に、危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	特に介護が必要な人への居宅介護等の複数サービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気や休養の場合等に、短期間（夜間も含む）、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護が必要な人に医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護が必要な人に昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区分	サービス名	内容
自立支援給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活・社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、働く場の提供、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問等により、必要な支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等により必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の住居で主に夜間や休日、相談、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
	自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。
	補装具	身体機能を補完・代替し、長期間継続して使用される義肢、装具、車いす等の購入、借受けまたは修理にかかる費用の支給を行います。
	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。また、計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行います。
地域相談支援	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等に入所・入院している障害者に対して、住居の確保その他、地域での生活に移行するための活動に関する相談等に対応します。また、居宅において単身等で生活する障害者等に対して、常時連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。	
地域生活支援事業	相談支援 (地域障害者相談支援センター)	総合的な相談、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助等を行います。
	意思疎通支援	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣等を行います。
	日常生活用具	日常生活の利便のため、用具の給付を行います。
	移動支援	外出時の移動を支援します。
	地域活動支援センター(※)	創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
	日中一時支援	日常介護にあたる人の疾病や休養の場合等に、日中の一時的な保護を施設で行います。
	福祉ホーム	事業者と利用者が利用契約を結び、家賃等の一部を区が助成することにより、障害者の住居を確保します。
その他事業	更生訓練費	就労移行支援または自立訓練を利用する身体障害者で、生活保護を受けている方に更生訓練費の助成を行います。

(※) 印の事業については、各施設へ直接お問い合わせください。(➡187頁)

児童福祉法によるサービス

総合支所保健福祉課(➡43頁)
 障害施策推進課事業担当
 ☎5432-2413 ☎5432-3021
 障害保健福祉課
 ☎5432-2242 ☎5432-3021

児童福祉法に基づき、障害のある児童を支援するための各種サービスを提供しています。
 (➡134頁 表8-3)

※申請後に、勘案すべき事項の調査、サービス利用の意向聴取等を経て決定されます。

関連 障害のある子どもの教育(➡150頁)



〈表8-3〉 児童福祉法によるサービス

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に、児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹機能障害のある児童に、医療型児童発達支援センターや医療機関で児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で通所することが困難な障害児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する児童について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。また、計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行います。

高齢の方の地域活動等の支援

市民活動推進課

☎6304-3176 ☎6304-3597

■高齢者クラブ

各地域で自主的に集まり、健康づくりや趣味、教養、ボランティア等の活動を行っています。区では活動費の助成等の支援を行っています。

■せたがや生涯現役ネットワーク

シニア世代の社会参加を推進する組織です。地域活動へ興味のある方へ向けたイベント・講座の運営を行っています。

■いきいきせたがや文化祭

毎年おおむね60歳以上の区民（高齢者クラブ等）が参加して開催しています。

■土と農の交流園講座

60歳以上の区民を対象に、土と農の交流園（➡181頁）にて、野菜、果樹、花、樹木の4コース（選択制）で構成された通年講座です。

■代田陶芸教室

60歳以上の区民を対象に、代田地区会館（➡178頁）で初心者向けの通年講座を開催しています。希望者は2年目以降も講座を継続して受講できます。

■シルバー工芸教室

60歳以上の区民を対象に、山崎小学校^{かみす}にて紙漉き、木彫、七宝焼の3コース（選択制）で構成された通年講座です。

■世田谷区生涯大学

市民大学・生涯大学事務局

☎3412-3071 ☎3412-3075

市民活動推進課

☎6304-3176 ☎6304-3597

60歳以上の区民を対象に、コース別学習（選択制）と健康体育で構成された2年制の講座です。

〈会場〉

せたがや がやがや館（健康増進・交流施設）

（➡181頁）

高齢者施設・障害者（児）施設

所在地等は 高齢者施設（➡181頁～）

障害者（児）施設（➡184頁～）

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

各施設（➡182頁）

総合支所保健福祉課（➡43頁）

区内に29か所あります。

〈入所できる方〉

原則として介護保険の要介護3～5に認定された方で、ねたきりまたは認知症等により、食事、入浴、排せつ等常に介護が必要で、居宅では適切な介護を受けることが困難な方

※要介護1・2と認定された方は、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる場合、入所できます。

※常に医療行為を要する方は入所できません。

〈申込先〉

総合支所保健福祉課（➡43頁）

■養護老人ホーム

総合支所保健福祉課 (⇒43頁)

区内に1か所、「友愛ホーム」(⇒182頁)があります。入所される方や扶養義務者の所得に応じて費用負担があります。

〈入所できる方〉

原則として65歳以上で、環境上・経済的理由により居宅での生活が困難で、世帯の生計中心者が住民税非課税または均等割のみの課税である世帯の方

※入院加療を要する病態の方は入所できません。

〈申込先〉総合支所保健福祉課 (⇒43頁)

福祉・ボランティア活動

ふれあいサービス協力会員、 世田谷区ファミリー・サポート・ センター事業援助会員の募集 (有償ボランティア)

■ふれあいサービス協力会員

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
日常生活支援係 (⇒192頁)

ふれあいサービス事業(家事・生活・外出支援)のお手伝いをしてくださる方を募集しています。

■世田谷区ファミリー・サポート・センター 事業 援助会員

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
世田谷区ファミリーサポートセンター (⇒192頁)

子育て世帯への支援(子どもの一時預かりや保育園等の送迎)をしてくださる方を募集しています。

ボランティア・市民活動の支援

■ボランティアの情報提供等

(社福) 世田谷ボランティア協会
☎5712-5101 FAX3410-3811
(⇒192頁)
<https://www.otagaisama.or.jp/>
(社福) 世田谷区社会福祉協議会
各地域社協事務所 (⇒191頁)

ボランティア活動をしたい方、ボランティアの協力を求めたい方のための相談、各種講座、ボランティア団体の情報提供等を行っています。

■ボランティア登録サイト「おたがいさまbank」

(社福) 世田谷ボランティア協会
☎5712-5101 FAX3410-3811 (⇒192頁)

「おたがいさまbank」に登録いただいた方に区内で募集している様々なボランティア情報を

メールでお知らせしています。新たにボランティア活動をしたい方とボランティアの力を必要としている方をつなぐサイトを開設しました。下の二次元コードよりぜひご登録ください。



おたがいさまbank



AIシステムによる
マッチングサイト

■ボランティア活動団体や市民活動団体への支援

(社福) 世田谷ボランティア協会
☎5712-5101 FAX3410-3811
(⇒192頁)

ボランティア活動団体等への支援のため、ボランティアの紹介、会議室・機材の貸出し等を行っています。

■ボランティア保険

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
総務係 (☎5429-2200) または
各地域社協事務所 (⇒191頁)
(社福) 世田谷ボランティア協会
☎5712-5101 FAX3410-3811
(⇒192頁)

ボランティア活動中のけがのほか、第三者に損害を与えた場合も対象になる保険です。

〈掛け金〉350円～

成年後見制度

■法定後見制度

東京家庭裁判所後見センター
☎3502-5359
(⇒171頁)

認知症や知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産管理等をすることが難しい方のために本人の権利を守る援助者(成年後見人等)が、法的に支援する制度です。

■任意後見制度

世田谷公証役場 ☎3422-6631
(⇒171頁)

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、財産管理等を行ってもらう任意後見人をあらかじめ自分で選び、支援して欲しいことを公正証書で契約しておく制度です。

■(社福) 世田谷区社会福祉協議会成年後見
センター (☎6411-3950) (⇒192頁)



生活保護

総合支所生活支援課 (→43頁)

上記窓口にご相談ください。

生活資金

関連 | 生活相談等 (→43頁)

病気や高齢等で経済的に困窮している世帯等に、必要な支援を行いますのでご相談ください。
 (生活福祉資金貸付一覧 →表8-4)
 (区の福祉資金貸付一覧 →137頁 表8-5)

〈表8-4〉生活福祉資金等の貸付一覧

(社福) 世田谷区社会福祉協議会ぱらっとホーム世田谷分室
 ☎3419-2611 ☎6453-2811

〈貸付要件〉

他からの借入れが困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯。ただし、資金種類ごとに貸付対象世帯や利用条件の定めあり。

※原則として連帯保証人が必要だが、いなくても申請できる場合もある。

※申込手続き期間1か月程度 (資金種類によって異なる)。既に払い終わっている経費や購入等の契約が済んでいる経費は、貸付対象外 (出産・葬祭・療養の経費は対象となる場合あり)。外国籍の方は在留資格要件あり。

※資金種類によって異なるが、保証人有なら無利子。無しなら年1.5%の利子。

- 低所得世帯：世帯収入が収入基準を超えない世帯 (収入基準はお問い合わせください)。
- 障害者世帯：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯。あるいは障害者福祉サービスの受給者証を所有していること。
- 高齢者世帯：日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属する世帯。収入基準あり。

※その他資金ごとの詳細条件はお問い合わせください。

戦没者遺族等に対する援護制度

生活福祉課生活福祉担当

☎5432-2931 ☎5432-3020

戦没者、戦傷病者等の遺族の方への特別弔慰金・各種特別給付金の相談や受付等を行います。

中国残留邦人等に対する支援

生活福祉課生活福祉担当

☎5432-2933 ☎5432-3020

中国残留邦人等の老後の生活の安定と地域での生き生きとした暮らしを実現するため、各種支援給付や支援相談員による相談等を行います。



種類	対象			貸付限度額	返済期間	貸付内容・利用目的
	低所得	障害	高齢			
教育支援費	○			学校の種類による	14年	高校、短大、大学等の授業料等 ※限度額あり、無利子
就学支度費	○			50万円		上記学校の入学金 ※無利子
技能習得に必要な経費	○	○		技能習得期間による	8年	就職するための知識、技能を習得するために必要な経費 ※限度額あり
生業を営むために必要な経費	○	○		低所得世帯 280万円	7年	自営業に必要な経費。設備等を購入・修理する費用や新規創業時の費用。 ※運転資金は対象外で申請から3～4か月 ※その他一定の条件あり
				障害者世帯 460万円	9年	
出産、葬祭に必要な経費	○			50万円	3年	出産、葬祭に必要な経費
住居の移転等に必要な経費	○	○	○			住居の移転、賃貸契約に必要な経費
就職の支度に必要な経費	○	○				就職に際し必要な洋服等の購入費

種類	対象			貸付限度額	返済期間	貸付内容・利用目的
	低所得	障害	高齢			
その他日常生活上 一時的に必要な経費	○			50万円	3年	年金の掛け金や健康保険料掛け金の未納分
住宅の増改築、 補修等に必要な経費	○	○	○	250万円	7年	住宅の増築、改修、補修等の経費
福祉用具等の購入に 必要な経費		○	○	170万円	8年	障害者、高齢者の生活用具や機能回復訓練器具
障害者用自動車の購 入に必要な経費		○		250万円		障害者の通勤・通学・通院等のための自動車 購入費
負傷または疾病の療 養に必要な経費	○		○	170万円	5年	病気、負傷の治療費等（治療期間が1年を超え ない場合のみ）
介護サービス、障害 者サービス等を受け るのに必要な経費	○	○	○	170万円	5年	介護給付、障害者福祉サービス、自立支援医療 の利用者負担金または立替経費等（期間が1年 を超えない場合のみ）
災害を受けたこと により臨時に必要な 経費	○			150万円	7年	災害による自立更生に必要な経費
緊急小口資金	○			10万円	1年	1か月以内の医療費の支払いで不足する生活 費、初回の年金・雇用保険・給与までの生活 費（貸付けまで約1週間）
総合支援資金	○			月額単身世帯15万円、 複数世帯20万円 原則6か月分	10年	求職中の世帯の生活・転居費等。離職2年以内 でその就労収入で6か月以上生計維持してい た方（65歳以上対象外）。
不動産担保型 生活資金						在住家屋・土地を担保とした生活資金（貸付 けまで3～4か月、世帯の構成員が原則として 65歳以上） ※年3%または当該年度における4月1日時点の 長期プライムレート（いずれか低い方を基準）
東京都ひとり親家庭 高等職業訓練促進資 金貸付事業		高等職業訓 練促進給付 金を受給し ている方	入学準備金 (50万円以内)	5年	養成機関の入学時に、入学・修学に必要な経 費の貸付け（※一定条件を満たす事で返還免 除となる場合があります）	
			就職準備金 (20万円以内)	2年	養成機関を修了し、資格を取得しその資格を 活かした仕事に就く際に必要な経費の貸付け （※一定条件を満たす事で返還免除となる場 合があります）	

〈表8-5〉 区の福祉資金貸付一覧

総合支所生活支援課 (⇒43頁)

種類	対象	貸付限度額	返済期間	貸付内容・利用目的
応急小口資金	低所得世帯	15万円 (災害・病気の場合30万円)	30か月	病気等で緊急に必要な資金 ※無利子、要保証人

総合支所子ども家庭支援課 (⇒43頁)

種類	対象	貸付限度額	返済期間	貸付内容・利用目的
母子及び父子 福祉資金	20歳未満の子 どもがいるひ と親家庭	資金の種類による		経済的に自立するための就学、就職、転 宅、療養等の資金 ※無利子または所定利率、連帯保証人が 必要な場合あり
母子及び父子福 祉応急小口資金		10万円	20か月	災害、病気等の緊急資金 ※無利子
女性福祉資金	原則、配偶者が いない女性	資金の種類による		経済的に自立するための就学、就職、転 宅、療養等の資金 ※無利子または所定利率、要保証人



福祉

子ども若者・教育

妊娠前～出産

妊娠

■妊活オンライン相談

世田谷保健所健康推進課
☎5432-2446 ☎5432-3102

妊活や不妊治療、将来の妊娠に向けた健康管理やメンタルケア、パートナーとの関係などについて、専門職（不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等）に匿名で気軽に相談できます。

●相談方法：テキストメッセージ、Zoom、電話（いずれも相談回数は無制限、無料）

●利用方法：

- ①専用のLINEアカウントを友だち追加（LINEIDまたは二次元コードから）
- ②会員登録
- ③クーポンコード
「stgy世田谷区〇〇」を入力
（〇〇はお住まいの町名）



LINE ID @stgy-famione、
または二次元コードから

■妊娠届（母子健康手帳）

総合支所健康づくり課（➡43頁）

妊娠されたら、「妊娠届出書」を母子健康手帳の交付窓口で記入し提出してください。マイナンバー（個人番号）確認、本人確認を行っています。「母子健康手帳」と妊婦健康診査の受診票等が入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします。

〈交付窓口〉

総合支所健康づくり課（➡43頁）
総合支所くみん窓口区民担当（➡42頁）

出張所（➡50頁～）
まちづくりセンター（太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く）
（➡52頁～）

■ネウボラ面接（妊娠期面接・妊娠8ヶ月面談・産後面接）

総合支所健康づくり課（➡43頁）

世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目ない支援）として、各総合支所健康づくり課に、保健師など専門職によるネウボラ・チームを配置し、妊娠中から、2才までのお子さんをお持ちの全ての方を対象に面接を行います。また、希望する方には、妊娠8ヶ月面談も行います。妊娠・出産・育児などの不安や悩みを気軽に相談してください。ネウボラ面接を受けた方にせたがや子育て利用券（➡140頁）と出産応援ギフトを支給しています。

妊婦等の医療、健康診査

■妊婦健康診査

世田谷保健所健康推進課
☎5432-2446 ☎5432-3102

都内委託医療機関での14回分の受診票と超音波検査4回分及び子宮頸がん検診1回分の受診票を母子健康手帳とともに交付します（受診票に記載されている検査項目を実施した場合に、一定金額を上限として助成するもので、医療機関での指導内容や検査項目により自己負担が発生します）。

都外の医療機関（里帰り先等）や助産所にて受診票を使用せず受診した場合は、費用の一部を助成します。また、多胎妊娠された方には、妊婦健康診査受診票14回分を超えて自費で受診した際に要した費用の一部を助成します。

申請期限：出産した日から1年以内。

■産前・産後歯科健康診査

世田谷保健所健康推進課
☎5432-2442 ☎5432-3102

指定歯科医療機関で、妊娠中と出産後各1回ずつ、無料で歯科健康診査を受診できる受診券を交付します。

〈対象〉

区内に住所のある妊婦及び出産後1年以内の産婦

〈受診券の配布方法〉

- 「母と子の保健バッグ」に2回分の受診券が入っています。
- 転入等で受診券をお持ちでない方は、受診券をお送りしますので、お問い合わせください。

■世田谷区出産・子育て応援ギフト

世田谷保健所健康推進課
（世田谷区出産・子育て応援事務局）
☎6705-0258 ☎045-683-1718

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産や子育てをできるよう、伴走型の相談支援を行うとともに、妊娠の届出をされた方や出産した方へ、出産・子育て応援ギフトを支給します。

ギフトの種類	対象
出産応援ギフト（妊婦1人あたり5万円相当のギフトカード等）	妊娠の届出を行い、世田谷区のネウボラ面接（妊娠期面接）を受けた方
子育て応援ギフト（出生した子ども1人あたり10万円相当のギフトカード等）	出産後、世田谷区の乳児期家庭訪問（赤ちゃん訪問）を受けた方

■妊娠高血圧症候群等の医療費の助成

総合支所健康づくり課 (⇒43頁)

妊娠高血圧症候群、糖尿病、心疾患等にかかっている妊婦が医療機関に入院した場合、医療費の助成を受けられます。

※所得制限、入院日数等受給要件あり。

■保健指導票の交付

総合支所健康づくり課 (⇒43頁)

低所得の方等の妊婦健診、子どもの健康診査等の費用を助成する制度です。

出産

■出生届

出生届 (⇒72頁) をご提出ください。

■出産費の貸付け (国民健康保険)

国保・年金課管理係

☎5432-2328 ☎5432-3038

国民健康保険等の出産育児一時金 (⇒108頁 表6-3) の支給対象となる方で、直接支払制度・受取代理制度が利用できない場合、出産育児一時金が支給されるまでの間、資金の一部をお貸しします。

〈対象〉

- 出産予定日まで1か月以内の方
- 妊娠85日以上で医療機関等に出産にかかわる一時的な支払いが必要になった方 (死産・流産等)

■産前産後期間の国民年金保険料の免除

国保・年金課国民年金係

☎5432-2356 ☎5432-3051

第1号被保険者は届出により、平成31年4月以降の期間において、出産月 (予定も含む) の前月から4か月間 (多胎妊娠のときは出産月の3か月前から6か月間) の国民年金保険料が免除されます。届出は出産予定日の6か月前から受け付け、届出期限はありません。(⇒110頁)

〈対象〉

- 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 (妊娠85日以上 of 死産・流産等を含む)

■出産費用の援助 (入院助産)

総合支所子ども家庭支援課 (⇒43頁)

入院等の費用を支払うことが困難な妊産婦が入院して分べんする場合には、指定病院での出産費用を援助します。

※援助を受けるためには、事前申請が必要です。

〈対象〉

- 住民税が非課税の世帯
- 区民税所得割額と健康保険の出産育児一時金が一定額以下の世帯

世田谷区出産費助成制度

子ども家庭課

☎5432-2309 ☎5432-3081

令和5年4月1日以降の出産について、出産費用の一部を助成します (流産・死産、死別等の一部も対象)。

〈対象〉以下のいずれかに当てはまる場合

- ① 出産児の住所が、出生日時点で区内にある。
- ② 妊娠85日以上 of 流産・死産の場合は、出産日時点で母の住所が区内にあり、加入健康保険等から当該出産について出産育児一時金等の給付を受けている。

〈助成額〉

出産児1人つき5万円

〈申請期限〉

当該出産の日から1年以内 (災害等やむをえない事由のある場合を除く)

〈その他〉

令和5年3月31日までに第3子以降を出産した方について、第3子出産費助成制度の対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

産前産後のサービス

■両親学級

総合支所健康づくり課 (⇒43頁)

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2446 ☎5432-3102

妊娠された方とそのパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や出産に必要な知識を学べる「両親学級」を開催しています。日程については区のホームページをご確認ください。

■乳児期家庭訪問 (赤ちゃん訪問)

総合支所健康づくり課 (⇒43頁)

生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を、保健師、助産師が訪問し、育児やお母さんの健康についての相談等を行います。母子健康手帳に添付している「出生通知票 (赤ちゃん訪問連絡票)」の提出をお願いします。転入等で世田谷区以外で母子健康手帳の交付を受けた方は、健康づくり課にご連絡ください。乳児期家庭訪問を受けた方に子育て応援ギフト (⇒138頁) を支給しています。



■せたがや子育て利用券

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2446 ☎5432-3102

各総合支所健康づくり課でネウボラ面接（妊娠期面接・産後面接）を受けた妊婦・出産後転入した2歳までのお子さんがあるご家庭に、地域の産前・産後サービスに利用できる「せたがや子育て利用券」（額面1万円）を配付します。

■3歳未満の多胎児を育てる家庭への支援

子ども家庭課

☎5432-2569 ☎5432-3081

3歳未満の多胎児（双子や三つ子など）を育てるご家庭向けの事業です。

事業名	内容
ツインズプラスサポート（ヘルパー訪問事業）	多胎児を妊娠中～3歳未満の多胎児を育てるご家庭にヘルパーが訪問し、家事や育児などのお手伝いをします。年齢によって利用可能時間数が異なります。
多胎児家庭タクシー料金助成	3歳未満の多胎児を育てるご家庭が、乳児健診や予防接種等のために外出された際のタクシー料金を助成します。上限は年齢ごとに24,000円で、申請に当たっては、条件があります。

■ふれあいサービスの産前産後等援助サービス

（社福）世田谷区社会福祉協議会

各地区事務局または各地域社協事務所

（➡191頁～）

産前産後等で家事や育児が困難な方の自宅に、ふれあいサービス協力会員が訪問し、家事や育児を補助します。利用には登録が必要です。

〈対象〉

- 産前産後で家族から家事の援助を受けられない方（産前は医師から要安静と診断された期間、産後は退院後原則1か月）
- 小学3年生までの子どもの保護者で、一時的な病気やけが等で家事育児が困難な方（原則1か月）

〈利用料〉1時間1,000円（ほかに年会費2,000円、3か月以内の一時利用1,000円）

産後ケア事業

総合支所子ども家庭支援課（➡43頁）

産後4か月未満で、育児疲れや育児不安があり、ご家族の支援が受けられない母子を対象に、ショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）でケアを受けたり、授乳方法や育児について助産師に相談ができます（事前登録が必要）。

〈利用期間・利用者負担〉

ショートステイ7日まで1泊2日9,000円（その後1日ごと4,500円）、デイケア7日まで1日3,000円
※非課税世帯などは減免制度あり

子どもの医療

子ども等の医療費助成制度

子ども家庭課

☎5432-2309 ☎5432-3081

■乳幼児医療証[㊟]・子ども医療証^㊿・高校生等医療証^㊽の交付

子ども等を対象に医療費を助成します。

〈助成対象〉

以下の全てを満たす場合

- 区内に住所がある。
- 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで（4月1日生まれの場合は前日の3月31日まで）である。
- 国民健康保険または社会保険（社会保険各法によるもの）に加入している。
- 次の医療費助成を受けていない。
 - ・生活保護・児童福祉施設入所者・里子等

〈助成内容〉

- 健康保険が適用される医療費の自己負担額
- 入院時の食事療養費標準負担額

〈助成方法〉

医療証を医療機関に受診の際に、健康保険証と一緒に提示してください。

〈申請〉

子ども家庭課、または総合支所子ども家庭支援課（➡43頁）の窓口（郵送可）

子どもの医療費の助成内容は、区市町村によって異なりますので、ご注意ください。

子どものその他の医療・保健

子どものその他の医療の種類

種類	内容	問い合わせ先
新生児聴覚検査	都内委託医療機関で使用できる受診票を母子健康手帳とともに交付します（一定金額を上限として助成するもので、検査費用によっては自己負担が発生します）。都外の医療機関（里帰り先等）で受診した場合や、助産所にて受診票を使用せず受診した場合は費用の一部を助成します（申請期限は出産した日から1年以内）。	世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102
乳幼児健康診査 (➡142頁 表9-1)	乳幼児期の適切な時期に健康診査を実施しています。該当の方には個別に通知します。 ※区外から転入して間もない方は、ご連絡ください。	総合支所健康づくり課 (➡43頁) 世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2446 FAX5432-3102
未熟児養育の医療給付	出生時の体重が2,000g以下の場合や、医師が入院養育を必要と認めた場合、指定医療機関で医療給付を受けられます。	総合支所健康づくり課 (➡43頁)
慢性疾患の子どもの医療費助成 (小児慢性特定疾病医療費給付制度)	18歳未満で次の病気にかかっている場合、医療費の助成を受けられます。 〈対象〉悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、こう原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患	総合支所健康づくり課 (➡43頁)
大気汚染による健康障害のある子どもの医療費助成	18歳未満で、大気汚染の影響によると推定される4疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫）にかかっている場合、医療費の助成を受けられます。	
精神に障害のある子どもの医療費助成	18歳未満で精神障害のため入院治療を受ける場合、医療費の助成を受けられます。	
からだの不自由な児童の自立支援医療（育成医療）給付	身体に障害のある18歳未満の子どもで、確実に治療効果が期待されるとき、指定医療機関で必要な医療の給付を受けられます（ただし、所得制限があります）。	
子どもの予防接種 (➡142頁 表9-1)	区では、感染症の予防に適した時期に予防接種ができるよう、具体的な日程や場所等について、個別に郵送でお知らせしています。 ※区外から転入して間もない方や通知を紛失した方はご連絡ください。	世田谷保健所 感染症対策課 ☎5432-2437 FAX5432-3022
結核の子どもの医療費給付等 (療育給付)	18歳未満で、結核にかかっている方が、治療のため長期入院が必要と認められ、指定医療機関に入院した場合、入院医療の給付と学用品の援助が受けられます。 ※世帯収入に応じた自己負担があります。	世田谷保健所 感染症対策課 ☎5432-2370 FAX5432-3022
子どものインフルエンザ予防接種費用の助成	1～15歳（中学生まで）の子どもが、10月1日～翌年1月31日まで区内の指定医療機関で接種した場合、接種費用を助成します。 ※1歳の子どもについては、実施年度の12月31日までに1歳の誕生日が到来する子どもが対象となります。 〈助成額〉1,000円/1回 〈助成回数〉1～12歳 2回まで 13～15歳 1回まで ※やむを得ない理由（入院、里帰り出産、ワクチンの成分にアレルギーがあるなど）により、指定医療機関で接種できない場合は、事前にご相談ください。	世田谷保健所 感染症対策課 ☎5432-2437 FAX5432-3022
麻疹・風疹予防接種未接種者への接種費用助成	申請により予防接種予診票・接種記録票を発行します。 〈対象〉1期（1歳～1歳11か月）または2期（小学校入学年の1年前～翌年3月31日まで）に未接種で2歳～小学校入学年の1年前及び小学1年生相当年齢の子ども 〈費用〉無料 〈接種場所〉区内の指定医療機関 ※区外の医療機関で接種の場合、助成はありません。	



〈表9-1〉子どもの健康診査・予防接種のスケジュール

※実施会場は、健康診査または予防接種の通知の際にご案内します。

時期	健康診査	予防接種	通知時期(郵送)
生後2か月	—	Hib・小児用肺炎球菌・B型肝炎 ロタウイルス・四種混合(ジフ テリア、百日せき、破傷風、ポリ オ)〈1期初回〉	〈予防接種〉 生後1か月になった月の月末
生後3か月	3～4か月児健診	BCG(～生後11か月まで)	〈健診〉 生後3か月になった月の月末
生後6か月	6～7か月児健診		※6～7か月・9～10か月児健診は3～4 か月健診のご案内に同封しています。
生後9か月	9～10か月児健診		〈予防接種〉 生後4か月になった月の月末
1歳	—	●麻しん風しん混合〈1期〉 (1歳～1歳11か月まで) ●水痘(1歳～2歳11か月まで)	〈予防接種〉 生後11か月になった月の月末
1歳6か月	1歳6か月児健診 ●内科 ●歯科	四種混合(ジフテリア、百日せ き、破傷風、ポリオ)〈1期追加〉	〈健診〉 内科は1歳5か月になった月の月末、 歯科は1歳6か月になった月の月末 〈予防接種〉 四種混合は1歳4か月になった月の月末
2歳6か月	2歳6か月児歯科健診	—	〈健診〉2歳5か月になった月の月末
3歳	3歳児健診	日本脳炎〈1期初回〉	〈健診〉3歳になった月の月末 〈予防接種〉2歳11か月になった月の月末
4歳	—	日本脳炎〈1期追加〉	〈予防接種〉 3歳11か月になった月の月末
就学前	—	麻しん風しん混合〈2期〉 (小学校入学年の3月31日まで)	〈予防接種〉 小学校入学1年前の前月(3月末)
就学時	就学時健診	—	〈健診〉 小学校入学前年度の10月中旬～11月 ※就学時健診については学校健康推進課 (☎5432-2693 ㊟5432-3029)
9歳	—	日本脳炎〈2期〉	〈予防接種〉8歳11か月になった月の月末
11歳	—	二種混合(ジフテリア、破傷風) (11歳～12歳11か月まで)	〈予防接種〉10歳11か月になった月の月末
中学1年	—	子宮頸がん予防ワクチン(小学 6年～高校1年相当年齢の女子)	〈予防接種〉 中学校入学の前月(3月末)

※予防接種は、法律の改正により接種内容が変わることがあります。

ひとり親家庭等の医療

ひとり親家庭等の医療費助成制度

総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)

次に該当する家庭に、ひとり親家庭等の医療証(親医療証)を交付します。

※助成を受けるためには、申請が必要です(所得制限あり)。

〈対象となる方〉

※健康保険に加入している家庭が対象です。

- 18歳の年度末までの子ども(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)がいるひとり親家庭等
- 両親のいない児童を養育している家庭等

関連	ひとり親家庭とは(➡145頁) 国民健康保険(➡104頁～)
----	-----------------------------------

子育ての支援

児童手当等

児童の健全育成のため、児童手当等各種の手当があります。

児童手当等の種類 ※いずれも申請手続きが必要です。

種類	支給要件	備考	問い合わせ先
国の制度	児童手当 中学校修了前（15歳になった年度末（3月31日）まで。4月1日生まれの児童は前日の3月31日まで）の児童を養育している場合	●所得制限あり ●公務員は勤務先で支給（独立行政法人等、勤務先から支給されない方を除く）	子ども家庭課 ☎5432-2309 FAX 5432-3081
	児童扶養手当 18歳の年度末までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等	●所得制限あり ●児童が児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課（➡43頁） ※申請について詳しくはお問い合わせください。
	特別児童扶養手当 心身に重度または中度程度の障害のある20歳未満の児童を養育している場合（身体障害者手帳1～3級（一部除く）・一部4級程度、愛の手帳1～3度程度、そのほか内部障害、精神障害、疾病等）	●所得制限あり ●児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合、児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課（➡43頁） ※申請について詳しくはお問い合わせください。
区（都）の制度	児童育成手当 18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭等	●所得制限あり ●児童が児童福祉施設等に入所している場合等は対象外	総合支所子ども家庭支援課（➡43頁） ※申請について詳しくはお問い合わせください。
	心身に障害のある20歳未満の児童を養育している場合（身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）		
その他障害関係手当（➡130頁～）			

■日常生活用具の給付

総合支所保健福祉課（➡43頁）

小児慢性特定疾病児童のいる家庭に、程度に応じて入浴補助用具、特殊寝台、歩行支援用具等の日常生活用具を給付します（児童福祉法、障害者総合支援法の給付を優先）。
※所得制限、所得に応じた自己負担があります。

区公式 LINE「子育てメニュー」

（➡21頁）

区公式LINEで子育て支援情報をご覧いただけます。利用者の登録情報に合わせた子育て情報をトーク画面でお知らせします。



子どもの一時預かりサービス

■赤ちゃんショートステイ・子どものショートステイ

総合支所子ども家庭支援課（➡43頁）

保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護等により一時的に子どもの養育ができなくなったときに、0～12歳のお子さんを乳児院や児童養護施設等でお預かりします（1回につき7日以内）。

〈利用料〉1泊2日6,000円（1日3,000円）

※非課税世帯は無料

■トワイライトステイ

総合支所子ども家庭支援課（➡43頁）

仕事などで保護者の帰宅が遅くなる時や、祝休日に保護者が不在のときに、小学生のお子さんを区内の児童養護施設でお預かりします。

〈利用料〉1回1,600円 ※非課税世帯は無料

■ほっとステイ（➡204頁～）

子ども家庭課

☎5432-2569 FAX 5432-3081

美容室に行きたい、カルチャー講座に参加したいなど、保護者の理由にかかわらず就学前のお子さんをお預かりします。

施設によって、対象年齢や利用料金が異なりますので、直接施設にお問い合わせください。（➡204頁）



子ども若者・教育

■ファミリー・サポート・センター事業

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
世田谷区ファミリーサポートセンター
☎5429-1200 ☎5429-1202

あらかじめ紹介した援助会員（有償ボランティア）が保護者に代わり、子ども（生後43日～小学校6年生まで）の短時間の預かりや保育園等の送迎を行います。

事前の利用会員登録が必要です。

〈謝礼金〉1時間800円、その他実費



■ひととき保育

子ども家庭課
☎5432-2569 ☎5432-3081

子育て中の方が、区または区民団体主催の講演会や地域活動等に安心して参加できるよう、お子さんを一時的にお預かりする制度です。

〈対象〉首のすわっている生後5か月～就学前の子
〈費用〉主催者側で負担

子育ての交流・団体の支援

■おでかけひろば (➡204頁～)

子ども家庭課
☎5432-2569 ☎5432-3081

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、相談・交流できる広場です。月齢にあったおもちゃが用意され、経験豊富なスタッフがいるので、気軽に育児相談ができます。

定期的にイベントも開催しています。

■子どもの近くで働くことができるワークスペース (➡204頁～)

子ども家庭課
☎5432-2569 ☎5432-3081

親子で気軽に立ち寄れる「おでかけひろば」の中で、子どもを預けながら仕事が行えます。

■三軒茶屋 子ワーキングスペース「チャチャチャ」

三茶おしごとカフェ
☎3411-6604 ☎3411-6690

区内在住で中学生までのお子さんの保護者の方または新型コロナウイルス感染症の影響により働き方等に影響を受けた方でスキルアップを目的とした区内在住の方がデスクワークを行うことができるスペースです（施設内でのお子さんの預かりはありません）。

■子育てサロン

(社福) 世田谷区社会福祉協議会
各地区事務局または各地域社協事務所
(➡191頁～)

子育て中のお母さんや、地域の子育て経験者が、情報交換・子育て相談等の交流を行う場です。

■子育て活動団体助成

子ども家庭課
☎5432-2569 ☎5432-3081

区内で幼児の子育て活動を行っている団体に補助金を交付します（募集は年1回、交付条件あり）。

■自主保育団体助成

子ども家庭課
☎5432-2569 ☎5432-3081

区内で保護者が主体となって保育活動を行っている団体に補助金を交付します（募集は年1回、交付条件あり）。

■外遊び活動団体

子ども家庭課
☎5432-2569 ☎5432-3081

区内で幼児の外遊び活動を行っている団体の認定をしています（募集は随時、認定要件あり）。認定を受けた団体を利用する保護者に対し、給付制度があります。

■子ども基金助成

子ども家庭課
☎5432-2569 ☎5432-3081

区民・事業者の皆さんの寄附を基に、子どもや子育てに関する、地域の支援活動を推進するための基金です。基金を活用し、区内で支援活動を行う団体等の事業に助成します（募集は年1回、交付条件あり）。

■発達障害相談・療育センター「げんき」

☎5727-2236 ☎5727-2238

知的な遅れを伴わない発達障害やその疑いのある方、またはその家族、関係機関からの相談に応じます。また、18歳未満の児童を対象に療育等の支援を行います（相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの法定料金）。

〈所在地〉

大蔵2-10-18

大蔵二丁目複合型子ども支援センター 2・3階

〈時間〉

月～土曜（祝・休日、年末年始を除く）午前9時～午後6時

■子育てステーション発達相談室

知的な遅れを伴わない発達障害またはその疑いのあるお子さんについて専門職による発達相談を行います。相談内容に応じて対応の助言や関係機関のご紹介、継続的な相談、療育(烏山と桜新町のみ)を行います(相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの法定料金)。

問い合わせ先	時間
子育てステーション世田谷 (太子堂1-7-57昭和女子大学生生活 心理研究所内) ☎070-6554-8801 FAX 3411-6246	第2・3・4木曜 午前10時～ 午後5時
子育てステーション成城 (成城6-5-34成城コルティ 3階) ☎5384-7811 FAX 5384-4603	第2・3木曜 午後1時～5時
子育てステーション烏山 (南烏山5-17-5 4階) ☎5384-7811 FAX 5384-4603	月～土曜 午前9時～ 午後6時
子育てステーション桜新町 (桜新町2-8-1世田谷目黒農協本店 ビル1階) ☎5426-3521 FAX 3425-8655	月～土曜 午前9時～ 午後6時
子育てステーション梅丘 (松原6-41-7) ☎6304-3440 FAX 5300-2998	火～土曜 午前9時～ 午後6時

※開室日については、いずれの相談室も祝・休日及び年末年始を除く。

児童相談所(⇒ 40 頁)

世田谷区児童相談所

☎6379-0697 FAX 6379-0698

18歳未満の子どもに関する養護、障害、非行、育成などの相談を電話または来所により受け付けます。

児童館(⇒ 206 頁)

児童課

☎5432-2306 FAX 5432-3016

地域での子育て支援の身近な場所として、仲間づくりや情報交換、相談等のほか、出産前の方もご利用いただけます。

また、こどもまつりやキャンプ、創作活動等を通して、小学生・中高生世代の健全育成や居場所づくりにも取り組んでいます。

新 BOP

児童課

☎5432-2308 FAX 5432-3016

地域学校連携課

☎5432-2739 FAX 5432-3025

「BOP」と「学童クラブ」を統合した「新BOP事業」を区立小学校全校で実施しています。

(⇒206頁～)

■学童クラブ

保護者の就労・疾病等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭で、所定の入会基準を満たす区内在住または区立小学校在籍の小学校1～3年生(配慮を要する児童は6年生まで)の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供しています。

■BOP

BOPとは「Base Of Playing : 遊びの基地」という意味です。異なる年齢の子どもたちが一緒になって遊び、友達の輪を広げていくことで、児童の健全育成をめざします。対象は、参加を希望する当該区立小学校在籍の1～6年生の児童です。

小学校の「遊び場開放」

地域学校連携課

☎5432-2723 FAX 5432-3025

区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しています。

〈開放日〉

土・日曜、祝・休日、学校休業日など

〈利用対象〉

児童、幼児(幼児は大人の付き添いが必要です)

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭とは

「ひとり親家庭」とは、次のいずれかに該当する18(20)歳未満の児童を養育している家庭をいいます(制度によって対象となる方が異なります)。

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害を有する児童
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所からの保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 母の婚姻によらないで出生した児童

暮らしや住まいの支援、手当、医療費助成、就業の支援、相談、情報提供のサービスがあります。詳しくはお問い合わせください。

〈表9-2〉ひとり親家庭対象の支援一覧

サービスの種類	対象		内容	問い合わせ先
	母子家庭	父子家庭		
ひとり親家庭等の医療費助成制度	○	○	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁・142頁)	
ホームヘルパーの訪問	○	○	小学3年生以下の児童がいるひとり親家庭の方が、ひとり親になった直後や就業等、保護者または児童の一時的なけがや病気等で家事や育児等日常生活で援助が必要な場合、一定期間ホームヘルパーが訪問します (所得に応じて、利用制限または自己負担があります)。	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁)
生活保護	○	○	総合支所生活支援課 (➡43頁)	
母子及び父子福祉資金	○	○	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁・137頁)	
母子及び父子福祉応急小口資金	○	○		
応急小口資金	○	○	総合支所生活支援課 (➡43頁)	
東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	○	○	(社福) 世田谷区社会福祉協議会 (自立相談支援機関) ぶらっとホーム 世田谷分室 (➡136頁)	
所得税の軽減	○	○	税務署 (➡171頁)	
JR通勤定期の割引	○	○	児童扶養手当 (➡143頁) 証書の交付を受けている世帯の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁)
都営交通の無料パス	○	○	児童扶養手当 (➡143頁) 証書の交付を受けている世帯の世帯員のうち、1人に限り都営交通 (都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー) の無料乗車券が交付されます。	
水道・下水道料金の減免	○	○	児童扶養手当 (➡143頁) 証書の交付を受けている世帯は、水道、下水道料金の減免制度があります。	
粗大ごみ等処理手数料の減免	○	○	児童扶養手当 (➡143頁) 証書の交付またはひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯は、粗大ごみ等処理手数料の免除制度があります。	
ひとり親家庭休養ホーム	○	○	区の指定した遊園地等の日帰り施設利用料を一部補助します (所得制限あり)。	
住まいの支援 母子生活支援施設	○		18歳未満の子どもがいる母子家庭のお母さん等が、子どもの養育に困難や問題を抱える場合、母子生活支援施設に一定期間入所し支援員等から援助を受けることができます。	
手当・年金			児童扶養手当	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁・143頁)
			児童育成手当	
			遺族基礎年金 (死別の場合)	
就業の支援			母子・父子自立支援プログラム	総合支所子ども家庭支援課 (➡43頁)
			母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	
			母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	

サービスの種類	対象		内容	問い合わせ先
	母子 家庭	父子 家庭		
就業の支援	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	○ ○	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のため講座を受講したとき、経費の一部を支給します(要事前相談)。	総合支所 子ども家庭支援課 (➡43頁)
相談	民生委員・児童委員	○ ○	総合支所生活支援課(➡43頁)	総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)
	家庭相談	○ ○		
	母子・父子相談	○ ○		
	女性相談	○		
情報提供	ひとり親家庭支援メールマガジン	○ ○	相談、住宅支援、就業支援、子育て支援等について申請時期に合わせて配信します。(➡21頁)	子ども家庭課 ☎ 5432-2569 FAX 5432-3081
	ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すために	○ ○	ひとり親家庭のための事業や相談先についてまとめた冊子です。	

保育・幼児教育

保育施設等の利用

保育施設等の利用を希望する場合は、利用のための認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。教育・保育給付認定を受ける場合は、申請が必要です。

- (1) 教育・保育給付認定が必要な施設・事業
認可保育園、認定こども園、地域型保育事業
- (2) 保育園等の入園及び教育・保育給付認定の申請
入園を希望する月の前月10日(閉庁日の場合は前開庁日・11月～4月入園の締め切り日は異なります)までに、保育所等入園(転園)申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定用)を総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)へご提出ください。手続きに必要な書類は、保護者の状況により異なりますので、あらかじめお問い合わせください。
- (3) 支給認定証の交付
教育・保育給付認定を受けた方には、区から「支給認定証」を交付します。
- (4) その他の認可外保育施設の利用について
区へ申し込む施設及び事業以外の保育室、保育ママ、認証保育所等の認可外保育施設の利用を希望する場合は、施設との直接契約となります。ただし、区からの保育料補助を受ける際や施設を利用する際に、保育の必要性の認定を受ける必要がある場合があります。
(➡148頁)

保育園等の情報

〈区立認可保育園について〉
保育課区立保育園運営担当
☎ 6453-4837 FAX 6453-4856
〈私立認可保育園、私立認定こども園、地域型保育事業について〉
保育課保育育成支援担当
☎ 5432-2320 FAX 5432-3018
〈区立認定こども園について〉
乳幼児教育・保育支援課
☎ 6453-1531 FAX 6453-1534
〈保育室、保育ママについて〉
保育認定・調整課
☎ 5432-2572 FAX 5432-3018
〈認証保育所について〉
保育認定・調整課
☎ 5432-2324 FAX 5432-3018
〈認可保育園、認定こども園(保育認定枠)、地域型保育事業(事業所内保育事業の従業員枠を除く)の入園申込みについて〉
総合支所子ども家庭支援課(➡43頁)

区内の保育園・認定こども園・地域型保育事業・保育室・保育ママ・認証保育所の空き情報等は、区ホームページで案内しています。

保育園 (一覧➡193頁～)

保護者が仕事や病気等のために保育を必要とするお子さんを、保育園で保育します。入園は、毎月1日からです。月途中からの入園はできません。



認定こども園 (一覧→198頁)

保護者の就労の有無や形態にかかわらず、教育と保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援を行います。入園の手続きは、保育園機能を利用する場合(保育認定枠)は、区(総合支所子ども家庭支援課)へお申し込みください。幼稚園機能を利用する場合(教育標準時間認定枠)は、直接施設にお申し込みください(区立認定こども園の幼稚園機能を利用する場合は、「区立幼稚園等への入園」をご覧ください)。

地域型保育事業 (一覧→198頁)

原則19人以下の定員で0～2歳のお子さんを保育する区の認可事業です。家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業(従業員枠・地域枠)・居宅訪問型保育事業があります。

保育室 (一覧→198頁)

定員30人未満の小規模な民営の保育施設です。施設の特徴を活かした運営を行っています。利用申込みは施設に直接お申し込みください。
〈対象〉生後43日から3歳未満の乳幼児

保育ママ

区の定める資格条件を満たす保育ママの自宅で3～5人のお子さんを保育します。利用申込みは各施設に直接お申し込みください。
〈対象〉生後36日から3歳未満の乳幼児

認証保育所 (一覧→199頁)

東京都の認証を受けた保育施設で、1日13時間以上開所しています。A型とB型があり、各施設で、保育料や保育内容が異なります。利用申込みは各施設に直接お申し込みください。
〈対象〉月48時間以上利用する方

保育料の無償化

保育認定・調整課
☎5432-1200 ☎5432-1506

幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳クラスの全世帯及び0歳から2歳クラスの住民税非課税世帯のお子さんの保育料(延長保育料は除く)が無償化されます(※一部限度額あり)。

認可外保育施設や、幼稚園の預かり保育等を利用しているお子さんの保育料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受けていない方は「給付認定申請書」を保育認定・調整課入園担当にご提出ください。

保育料負担軽減補助制度

保育認定・調整課
☎5432-2313 ☎5432-3018

認証保育所、保育室、保育ママ及び認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設にお子さんを預けている世帯については、所得等に応じた補助制度と、きょうだいのいる世帯に対する補助制度があります(各種要件あり)。

緊急保育

総合支所子ども家庭支援課(→43頁)

入院や出産等で昼間緊急に保育を必要とするとき、区立保育園等で保育します。

一時保育

総合支所子ども家庭支援課(→43頁)

保護者が短期間の就労や通学、通院等で昼間家庭における保育が一時的に困難であるとき、保育園、認定こども園、指定保育室等で保育します。

病児・病後児保育室 (一覧→200頁)

保育課
☎5432-2325 ☎5432-3018

保育園等に通っている乳幼児が病気やけが等で、集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的に預かります。

幼稚園 (一覧→200頁～)

■区立幼稚園等への入園

乳幼児教育・保育支援課
☎6453-1531 ☎6453-1534

区立幼稚園・区立認定こども園は8園あり、4・5歳児が対象です。

〈園児募集〉

9月頃、区広報紙等でお知らせします。

〈入園申込みの受付〉

各区立幼稚園・区立認定こども園

※区立認定こども園の保育園機能を利用する場合(保育認定枠)は、「保育園等の情報」(→147頁)をご覧ください。

■私立幼稚園への入園

〈園児募集〉10月中旬頃

〈入園申込みの受付〉各私立幼稚園

■私立幼稚園等園児の保護者への補助

子ども・若者支援課私学係
☎5432-2066 ☎5432-3016

私立幼稚園等園児の保護者に、入園料・保育料等を補助します(限度額あり)。

※ただし、施設型給付対象の私立幼稚園を除く。

小・中学校

区立小・中学校

■区立小・中学校への入学

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3028

小・中学校就学前の1月中旬に、該当するお子さんのいる保護者に「就学通知書」をお送りします。その通知書を持って、指定された通学区域の学校へ入学してください。

■転校の手続き

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3028

世田谷区外から転入してきた方には、住民登録の手続き(➡76頁)の際に「学校指定通知書」をお渡しします。その通知書と前に在籍していた学校から渡された「教科用図書給与証明書」、「在学証明書」を持って、指定された学校で転校の手続きをしてください。

世田谷区内の転居で転校を伴う場合も、同様の手続きになります。

■就学にあたっての健康診断

学校健康推進課学校健康推進係

☎5432-2693 ☎5432-3029

翌年4月に小学校へ入学予定のお子さんを対象に、10月中旬～11月に区立小学校で健康診断を行います。日時・会場のご案内は9月から10月上旬にお送りします。

※外国籍のお子さんについては、学務課就学係で入学手続きをする際に、ご案内をお渡しします。

■就学援助費

学務課学事係

☎5432-2686 ☎5432-3028

国公立小・中学校での就学に必要な学用品費、校外授業費、修学旅行費などの一部を支援しています(所得制限あり)。詳しくは区のホームページをご覧ください。

※申請時期に応じて支給対象期間等が異なる場合があります。

■外国籍のお子さんの区立小・中学校への入学

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3028

外国籍のお子さんで、区立小・中学校に入学を希望する方は、住民登録の届出後、学務課にお越しください。

※現在区立小学校に在籍している児童が、区立中学校へ進学する場合も、新たに入学手続きが必要です。

■中学校夜間学級

学務課就学係

☎5432-2683 ☎5432-3028

三宿中学校

☎3424-5255 ☎3424-5380

中学校を卒業していない方または、様々な事情により中学校で十分に学べなかった方のために、中学校の夜間学級(三宿中学校のみ)があります。都内在住または在勤で義務教育年齢を過ぎた方が対象になります。

小・中学生の安全対策

■防犯ブザーの支給

学務課学事係

☎5432-2686 ☎5432-3028

小・中学生を不審者等から守るために、区内在住の小・中学生に「携帯用防犯ブザー」を支給しています。

〈支給申請先〉

- 世田谷区立小・中学校の通学者各学校(➡201頁～、203頁)
- 上記以外の小・中学校の通学者学務課
総合支所くみん窓口区民担当(➡49頁)
出張所(➡50頁～)
一部のまちづくりセンター(申請受付を行っていないまちづくりセンターは、太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山です。)(➡52頁～)



障害や発達上の特性がある子どもの教育

■特別支援学級等

支援教育課

☎6453-1514 ☎6453-1534

区立小・中学校に、障害や個々の状態に応じた学級等があります。(➡表9-3)

■就学奨励費

学務課学事係

☎5432-2686 ☎5432-3028

区市町村立小・中学校の特別支援学級等への就学に必要な学用品費、校外授業費、通学費などの一部を支援しています。詳しくは区のホームページをご覧ください。

※通常学級に在籍している場合も対象となる場合があります。

〈表9-3〉特別支援学級等 (各学校の連絡先等 ➡ 201頁～)

学級種別		学校名	備考	
知的障害学級	小学校	三宿、世田谷、松沢、旭、経堂、弦巻、山崎、奥沢、尾山台、桜町、烏山、祖師谷、明正、芦花、下北沢	その学校に在籍して毎日通学	
	中学校	松沢、北沢、弦巻、八幡、砧、芦花、上祖師谷、世田谷		
肢体不自由学級	小学校	松沢、奥沢		
	中学校	東深沢		
自閉症・情緒障害学級	小学校	多聞、旭、烏山、船橋		
	中学校	世田谷、喜多見		
特別支援教室 (情緒障害等)	小学校	全校設置		在籍校で週1～2回程度指導を受ける
	中学校	全校設置		
弱視学級	小学校	笹原		在籍校から週1～2回程度通学 (通級指導)
難聴学級	小学校	駒沢、烏山北		
	中学校	駒沢		
言語障害学級	小学校	駒沢、九品仏、砧、烏山北		
特別支援学校	都立の学校です。(名称や連絡先等 ➡209頁)			

若者支援

■ Cheer! ～わかものライフガイド～

子ども・若者支援課 若者支援担当

☎5432-2585 ☎5432-3050

中学生から39歳までの若者が利用・参加できる施設やプログラムイベントを紹介したガイドブックを、希望者にお渡しします。

■ 青少年交流センター

区内に3か所ある青少年交流センターは、若者の「自立と成長」を応援する施設です。居場所としての「のんびりさ」とやりたいことを見つめられる「面白さ」があります。地域の方々と交流する機会もあり、「出会える」喜びと「みんなで創る」喜びを体験することができます。



池之上



野毛



希望丘

〈池之上青少年交流センター「いけせい」〉

☎3413-9504 ☎3419-0889

マンガを読んだり、ボードゲームができる多目的スペース、バンドやダンスなど、自由に活動できる音楽室、静かに勉強ができる読書室などがある他、テニス・バスケット・卓球をすることもできます。年間を通じて様々なイベントやプログラムを実施しています。

〈野毛青少年交流センター「のげ青」〉

☎3702-4587 ☎6809-8739

ダンスや演劇の練習ができる創作活動室、料理やお菓子作りができる厨房・食堂、皆が集う多目的スペース、ホール等があり、多彩なイベントやプログラムを実施しています。宿泊もできるので、夜通し語り合う等、さらに交流を深めることができます。

〈希望丘青少年交流センター「アップス」〉

☎6304-6915 ☎6304-6916

マンガやボードゲームがあり、自由にくつろぐことのできる多目的スペース、音楽・ダンス・演劇等の表現活動ができる多目的ホール、無料でWi-Fiが使える、充電用コンセントも備えたカフェのある交流スペースのほか、学習室、音楽スタジオ、調理室等、様々な機能を備えた施設です。

■中高生世代の身近な居場所

子ども・若者支援課 若者支援担当

☎5432-2585 ☎5432-3050

大学生が中心となって運営する、中高生をはじめとした若者のための居場所です。

〈あいりす〉

小学校5年生～24歳までの女性の居場所

〈たからばこ〉

小学校5年生～高校生世代までの若者の居場所



あいりす



たからばこ

■メルクマールせたがや

(世田谷若者総合支援センター)

☎3414-7867 ☎6453-4750

学校生活になじめない等の様々な理由で悩んでいる区内在住の若者やひきこもり等で悩んでいる区内在住の方と、その家族を対象とした相談のほか、自己肯定感を持てるようなプログラムへの参加や他者との交流ができる居場所があります。また、家族セミナーや家族会を定期的に行っています。詳しくはメルクマールせたがやへお問い合わせください。

■せたがや若者フェアスタート事業

(児童養護施設退所者等支援事業)

児童相談支援課

☎6304-7740 ☎6304-7786

児童養護施設や里親などの元を巣立った若者の社会的自立に向けた支援を行っています。若者たちが、夢と希望をもって未来を切り開くことができるよう、給付型奨学金・住宅支援・居場所支援・資格等取得支援・家賃支援・相談支援を行っています。

■世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金

児童相談支援課

☎6304-7740 ☎6304-7786

せたがや若者フェアスタート事業の給付型奨学金・資格等取得支援・家賃支援を社会全体で支える仕組みとするため、基金を創設し広く寄附を募っています(➡14頁)。

■若者世代のための情報発信

「情熱せたがや、始めました。(ねつせた!)」

子ども・若者支援課 若者支援担当

☎5432-2585 ☎5432-3050

若者に身近なSNSを活用し、高校生・大学生を中心とした若者が、若者目線で世田谷区の魅力を届けています。

下記二次元コードよりぜひご覧ください。



「情熱せたがや、始めました。」
(ねつせた!)
ホームページ

■メンタルヘルスチェック「こころの体温計」

世田谷保健所健康推進課

☎5432-2947 ☎5432-3102

「こころの体温計」は、スマートフォン・携帯電話・パソコンを利用して、自分や家族等のこころの健康状態を気軽にチェックできるシステムです。右記二次元コードよりぜひご覧ください。



文化・スポーツ・学習・保養施設

関連 文化施設・スポーツ施設 (➡213頁～)
集会施設等 (➡176頁～)

公共施設利用案内システム「けやきネット」

「けやきネット」サービスセンター
☎5430-0172 ☎5430-0173
地域行政課区民施設担当
☎5432-2251 ☎5432-3068

「けやきネット」は、区民の方々が学習やスポーツ活動、集会等で区内の集会施設、公園施設、スポーツ施設、学校開放施設等をご利用いただくためのシステムです。利用にあたっては、事前に登録が必要です。

〈団体登録〉

- 有効期間
登録から2年間
- 登録料・更新料
新規登録1,500円 更新登録1,000円
- 登録方法
電子申請：パソコンやスマートフォン
(<https://setagaya.keyakinet.net/Web/>)、
携帯電話 (<https://setagaya.keyakinet.net/Mobile/>)、
利用者端末機 (区の主要施設に設置)
紙申請：地域行政課区民施設担当、
総合支所地域振興課生涯学習・施設担当 (➡42頁)、
総合運動場体育館現地管理事務所 (➡216頁)

- 登録要件
構成員の総数が5人以上 (テニスのみ利用であれば2～4人) であること。
構成員の半数以上 (テニスのみ利用であれば2人以上) が区内在住、在勤または在学であること。
施設使用についての責任及び、区民施設使用料、施設利用料金の支払い義務を負える18歳以上の方を代表者としてすること等。

〈施設使用料・キャンセル料〉

施設のご利用後に、施設ごとに決められた使用料を口座振替またはコンビニ払いによりお支払いいただきます。
また、利用予定日の7日前よりキャンセル料がかかりますのでご注意ください。

文化・スポーツ・学習の情報紙

■せたがや文化・スポーツ情報ガイド

(公財) せたがや文化財団
☎5432-1501 ☎5432-1559
<https://www.setagaya-bunka.jp>
(公財) 世田谷区スポーツ振興財団
☎3417-2811 ☎3417-2813
<https://www.se-sports.or.jp>

毎月1回 (25日) 発行。(公財) せたがや文化財団と (公財) 世田谷区スポーツ振興財団が行う文化・芸術、スポーツ関連イベントの最新情報をお知らせします (同日発行の区のおしらせ「せたがや」に折り込まれます)。

■Sports Information

世田谷区スポーツのしおり

(公財) 世田谷区スポーツ振興財団
☎3417-2811 ☎3417-2813
<https://www.se-sports.or.jp>

毎年2回発行。区内のスポーツ・レクリエーション情報のご案内です。各スポーツ施設等で配布しています。

文化財

■文化財の保護・普及

生涯学習課文化財係

☎3429-4264 ☎3429-4267

区内には、多くの文化財があります。これらを後世に伝えるため、調査・登録・指定・助成や普及活動を行っています。

〈文化財関係資料の閲覧場所〉

区立図書館 (➡211頁)、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー (一部販売) (➡42頁)、郷土資料館 (一部販売) (➡214頁)

■埋蔵文化財 (遺跡) の保護調査

遺跡の範囲内で土木・建築工事を行う場合は届出が必要です。事前にご相談ください。

※届出が必要な範囲 (埋蔵文化財包蔵地) は区ホームページ「せたがや i Map」で照会できます。

図書館

■中央図書館・地域図書館・地域図書室
(→211頁)

中央図書館

☎3429-1811 ☎3429-7436

資料を借りるときや、予約をするときは、事前に利用者登録が必要です。登録の際には、運転免許証・健康保険証・学生証等、氏名・住所を確認できる物をお持ちください。

〈貸出数〉

図書・雑誌・紙芝居は全館合計15冊まで、CD・カセットテープは全館合計6点まで（カセットテープは中央図書館のみ所蔵）

〈貸出期間〉

2週間（他の方の予約がない資料は、1回に限り2週間延長できます）

〈開館時間〉

館によって異なります。(→211頁)

■図書館カウンター (→211頁)

図書館資料等の予約や、予約資料の貸出・返却等を行います。

書架や閲覧スペースはありません。

美術館 所在地、開館時間等(→213頁)

世田谷美術館

☎3415-6011 ☎3415-6413

アンリ・ルソーを代表とする素朴派や区にゆかりのある美術家の作品等を展示するミュージアム コレクション、幅広いジャンルの企画展を開催しているほか、区民ギャラリーの貸出しも行っています。

世田谷美術館分館
向井潤吉アトリエ館

☎5450-9581 ☎5450-9583

民家を描き続けてきた洋画家向井潤吉（1901-1995）の自宅兼アトリエを公開し、油彩やデッサン等を展示しています。

世田谷美術館分館
清川泰次記念ギャラリー

☎3416-1202 ☎3416-0209

独自の抽象画を探求し、立体作品なども手がけた清川泰次（1919-2000）の自宅兼アトリエを公開し、作品を展示しているほか、区民ギャラリーの貸出しも行っています。

世田谷美術館分館
宮本三郎記念美術館

☎5483-3836 ☎3722-5181

昭和洋画壇を代表する画家の宮本三郎（1905-1974）が長く制作の拠点とした地で、宮本三郎をはじめとした区にゆかりのある作家の作品を展示しています。

世田谷文学館

所在地、開館時間等(→213頁)

☎5374-9111 ☎5374-9120

区にゆかりのある作家の原稿、初版本、書簡、愛用品等を展示するコレクション展・ジャンルを越えた企画展の開催などを行っています。

世田谷文化生活情報センター

所在地、開館時間等(→213頁)

☎5432-1500 ☎5432-1559

「暮らし×デザインの交流拠点」として展覧会やイベントを通じて文化の多様性を発信する「生活工房」や、現代演劇・ダンスを上演する「世田谷パブリックシアター」、音楽を身近に楽しむ環境をつくる「音楽事業部」、区民の国際交流活動の輪を広げて多文化共生を推進する「国際事業部」の4部門があり、様々な活動を行っています。

(公財) せたがや文化財団

☎5432-1501 ☎5432-1559

<https://www.setagaya-bunka.jp>

地域文化の創造と、ふれあいと活力にあふれた地域づくりに寄与することをめざし、文化に関する様々な取組みを行っています。

スポーツ

■世田谷246ハーフマラソン

スポーツ推進課

☎5432-2742 FAX5432-3080

(公財)世田谷区スポーツ振興財団

☎3417-2811 FAX3417-2813

国道246号・多摩堤通り等を走るハーフマラソンを11月に開催します。

(公財)世田谷区スポーツ振興財団

☎3417-2811 FAX3417-2813

<https://www.se-sports.or.jp>

区民の皆さんの健康増進とスポーツの振興をめざして、スポーツ教室や施設の開放等様々な取り組みを行っています。

学習

■世田谷市民大学

市民大学・生涯大学事務局

☎3412-3071 FAX3412-3075

市民活動推進課

☎6304-3176 FAX6304-3597

大学教授等を講師に迎え、政治・社会・経済・人間をテーマに、コース別ゼミと22の講座を開設しています。サマーフォーラムもあります。
〈会場〉せたがやがやがや館(健康増進・交流施設) (→181頁)

■世田谷区内大学公開講座案内

生涯学習課

☎3429-4253 FAX3429-4267

区のホームページに、区内大学が実施する公開講座の情報を掲載しています。

■せたがやeカレッジ

生涯学習課

☎3429-4252 FAX3429-4267

<https://setagaya-ecollege.com/>

区内6大学と区教育委員会が連携し、インターネットを通じて世田谷の豊かな知識財を配信しています。

■区民講座

総合支所生涯学習・施設担当 (→42頁)

社会的な問題、日頃の関心事等を学習できる講座を開催します。区民の自主企画講座もあります。
〈会場〉区民会館等 (→176頁～)

■生涯学習セミナー

総合支所生涯学習・施設担当 (→42頁)

55歳以上の区民を対象に、身近なテーマを地域見学等でともに学べるセミナーを開催します。修了後も、活動を継続することをめざします。
〈会場〉区民センター等 (→177頁～)

■おとしよりに学ぶつどい

総合支所生涯学習・施設担当 (→42頁)

地域の高齢者からおもちゃ作りや昔の遊びを教わり、世代間交流を図るイベントを開催します。
〈会場〉区民センター等 (→177頁～)

■コミュニティ講座

区民センター (→177頁)

各区民センターでは、運営協議会事業として、コミュニティ講座を開催します。

■外国人のための日本語教室

文化・国際課 国際・多文化共生担当

☎6304-3439 FAX6304-3710

区内在住・在勤・在学の日本語を初めて学ぶ外国人を対象とした、全20回の日本語教室(入門コース)を開催します。

■障害者青年学級

生涯学習課

☎3429-4259 FAX3429-4267

知的・身体・聴覚に障害のある方とない方を対象に、ともに学び、交流する学級を開設しています。年間を通じて、様々な活動を行います。

■歴史講座・野外歴史教室

郷土資料館

☎3429-4237 FAX3429-4925

区内在住・在勤・在学の方を対象に、世田谷の歴史を理解していただけるよう、歴史講座と野外歴史教室を開催します。

区民健康村

区民健康村予約センター

☎0278-52-3311 ☎0278-52-3313

<https://www.furusatokousha.co.jp/>

区民健康村・ふるさと・交流推進課

区民健康村担当

☎6304-3594 ☎6304-3714

世田谷区と群馬県川場村は、都市と農村との交流を通して、自然とのふれあいや人との出会いを大切にしながら、相互の住民と行政が一体となって“村”づくりを進めていこうという趣旨で、1981年に「相互協力協定」を締結しました。以来、区立小学校5年生の移動教室や健康村里山自然学校での自然体験活動、レンタアップル（新規の受付休止中）等の交流を行っています。バーベキューや野球、サッカー、スキー等も楽しめします。

〈利用施設〉（⇒210頁）

〈予約方法〉

予約受付開始日から利用希望日の前日までに、電話またはインターネットにてお申し込みください（区外の方は電話のみの受付）。

※年末年始は往復ハガキによる申込み（抽選）となります。

区分	予約方法
区内在住・在勤・在学の方	6か月前の1日から受付
代表者及び半数が区内在住・在勤・在学の方で構成されているグループ	
上記以外の個人またはグループ	1か月前の1日から受付

〈利用（宿泊）料金〉

区内在住・在勤・在学の方

※区外の方は料金が異なります。

（令和5年9月30日までの料金体系）

施設	利用料金
ふじやまビレジ	大人（中学生以上）5,410円～ 子ども（小学生）3,910円～ 幼児（小学生未満）1,370円～
なかのビレジ	大人（中学生以上）5,110円～ 子ども（小学生）3,760円～ 幼児（小学生未満）1,370円～

（令和5年10月1日からの料金体系）

施設	利用料金
ふじやまビレジ	大人（中学生以上）5,900円～ 子ども（小学生）4,400円～ 幼児（小学生未満）1,620円～
なかのビレジ	大人（中学生以上）5,600円～ 子ども（小学生）4,250円～ 幼児（小学生未満）1,620円～

※「ふじやまビレジ」は別に入湯税150円（大人の方のみ）がかかります。

※11月1日から4月30日までの割引制度については、当面の間休止します。

〈利用できない期間〉

5月中旬～7月上旬の月～木曜、9月上旬～11月上旬の月～木曜（小学校の移動教室のため）

協定保養施設

区民健康村・ふるさと・交流推進課

ふるさと交流係

☎6304-3593 ☎6304-3714

区民の方が一般料金より安価でご利用いただける民間等の施設です。各総合支所くみん窓口区民担当、各出張所、各まちづくりセンター、区民健康村・ふるさと・交流推進課でパンフレットを配布しています。

※指定保養施設制度は、令和3年9月30日の宿泊分をもって終了しました。

〈利用資格〉区民の方、原則2人以上

〈利用日数〉制限なし

〈利用方法〉

各施設へ直接電話し世田谷区民であることを伝え予約してください。予約後、当日直接施設へお出かけください。

※一覽や連絡先等はパンフレットやホームページをご覧ください。

仕事・はたらく

関連

仕事に関する相談 (➡69頁～) 求人・労働関係施設 (➡209頁)
障害のある方の就労支援・福祉作業所 (➡185頁～)

就職の支援

■三茶おしごとカフェ (世田谷区三軒茶屋就労支援センター)

(公財) 世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6604 FAX 3411-6690
ワークサポートせたがや (ハローワークの
職業紹介窓口) ☎ 3413-8609

併設するハローワーク窓口での全国規模の職業紹介をはじめ、就労に関する個人相談や各種セミナー、社会保険・労働相談、メンタルケア相談に専門のスタッフが応えます。

※当施設のハローワーク窓口では雇用保険や職業訓練、求人受理に関する窓口業務は行っていません。



三茶おしごとカフェ

■世田谷で働こう！～就職応援プログラム～

工業・ものづくり・雇用促進課
☎ 3411-6662 FAX 3411-6635

正社員等での就職をめざす若年者 (39歳まで) 及び就職氷河期世代 (35～55歳未満) を対象として、各種研修、合同企業説明会、企業見学会、職場実習等の実施により区内企業への就職を応援します。

また、区内建設業に就職をめざす方を対象として、現場見学、体験実習等を実施しています。高校生も参加ができます。

企業の求人募集と若年者の定着促進も行っています。

■せたがや若者サポートステーション

☎ 5779-8222 FAX 3424-7786

就職や職業的自立に関して悩みを抱える15歳から49歳までの方を対象に、就職活動の準備段階からの就職支援を行っています。ご家族を対象とした家族会も実施しています。



勤労者の支援

(公財) 世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6655 ☎ 3412-2340

■中小企業の福利厚生支援制度(セラ・サービス)

区内在住または在勤で中小企業にお勤めの方を対象に、福利厚生事業を提供しています。

- 法定健診・人間ドックの受診料補助
 - 結婚・出産等の各種慶弔給付金
 - 宿泊・レジャーの利用補助、資格試験受験料補助
 - 温泉・スポーツ・観劇等のチケット、食事券、特産品等の割引販売
 - 育児・介護サービス・スポーツクラブの利用
- ※入会は事業主と従業員全員で、入会金(500円/1人)と月会費(600円(30人以上は500円)/1人)が必要です。

事業者への支援

■事業者への経営支援

(公財) 世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6603 ☎ 3411-6610

商店街や中小企業の経営支援を行っています。

- 中小企業融資あっせん ● 創業セミナー
- 経営支援コーディネーター
- 産業活性化事業者育成支援事業補助金
- 環境認証等活用促進補助金
- 総合経営相談 ☎ 3411-6608
- ハラスメント相談支援 ☎ 3411-6613

■事業者の人材確保

(公財) 世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6604 ☎ 3411-6690

三茶おしごとカフェ(世田谷区三軒茶屋就労支援センター)では、企業の求人を随時募集しています。人材が見つからずにお困りの場合は、お気軽にご相談ください。



まちと住まい

住まい

公的住宅等

種類	説明	問い合わせ先
都営住宅	住宅に困っている低所得の方に低額な家賃で住宅を供給しています。	都営住宅募集センター ☎ 3498-8894
区営住宅	住宅に困っている低所得のファミリー世帯や高齢の方、障害のある方、ひとり親世帯の方に、住宅を供給しています。	世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 ☎ 6805-6573 住宅管理課住宅担当 ☎ 5432-2498 ☎ 5432-3040
特定公共賃貸住宅	中堅所得層のファミリー世帯に、一定基準の規模・設備を備えた良質な住宅を適切な家賃で提供しています。	
ファミリー住宅	住宅に困っている低所得の子育て世帯の方（10年間または、同居の子が18歳になる年度の年度末までの定期使用）や高齢の方に低額な家賃で住宅を提供しています。	
高齢者借上げ集合住宅	住宅に困っている低所得の高齢の方に区が借り上げた民間賃貸住宅を提供しています。	（一財）世田谷トラストまちづくり ☎ 6379-1421 ☎ 6379-4233
せたがやの家	低所得の高齢の方、障害のある方に、一定基準の規模・設備を備えた良質な住宅を提供しています。	

募集については、区のおしらせ「せたがや」や区のホームページ（➡21頁）でお知らせします。

住まいサポートセンター

関連 住宅相談（➡71頁）

（一財）世田谷トラストまちづくり
☎ 6379-1420 ☎ 6379-4233
月～金曜 午前8時30分～午後5時
（祝・休日、年末年始を除く）

高齢の方や、障害のある方、ひとり親世帯の方等の居住を支援するとともに、区の住まいに関するサービス、催し物等の情報を提供します。また、住まいに関する相談についてご案内します。

（一財）世田谷トラストまちづくり

☎ 6379-4300 ☎ 6379-4233
<https://www.setagayatm.or.jp/>

住まいに関することのほか、自然環境及び歴史的・文化的環境の保全や民有地の緑化推進、地域共生のいえ支援やまちづくり活動団体のネットワーク形成、区民主体のまちづくり活動相談及び活動支援等を行っています。

〈住まいサポートセンターの実施事業〉

名称	対象	内容
お部屋探しサポート	区内在住で、次のいずれかに該当する方 ●60歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯 ●障害者の単身世帯または障害者世帯 ●18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯 ●LGBT当事者世帯 ●外国人（在留カード等をお持ちの方）を含む世帯	区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するとともに様々なアドバイスを行っています。 ※事前に住まいサポートセンターにご連絡ください。
保証会社紹介制度（滞納家賃一時立替制度）	区内に2年以上在住で、次のいずれかに該当する方 ●60歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯 ●障害者手帳をお持ちの方がいる世帯 ●18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯	民間賃貸住宅への居住を支援する制度です。申込みには保証料が必要です（保証期間2年間）。保証料は初回に限り半額を助成（生活保護受給世帯を除く）します（上限あり）。 ●入院や予想外の出費で、やむを得ず家賃等を滞納した場合に、保証会社が一時的に立て替えます。

名称	対象	内容
住まいあんしん訪問サービス	お部屋探しサポートを利用して民間賃貸住宅に入居した方で、次のいずれかに該当する方（介護保険の居宅サービス利用者を除く） ●60歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯 ●身体障害者世帯	訪問して定期的に見守り（目視、声かけ等）を行うことにより、安心して地域で暮らし続けていくことを支援します。

居住支援

■住まい見守り・補償サービス初回登録料の補助

居住支援課居住支援担当

☎5432-2505 ☎5432-3040

一人暮らしの高齢者等が区内転居をする場合の入居支援として、安否確認と死亡時の原状回復費用等の補償がセットになったサービスの初回登録料を補助します。

■ひとり親世帯家賃低廉化補助事業対象住宅

居住支援課居住支援担当

☎5432-2505 ☎5432-3040

18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯の方が、区内の対象住宅に転居される場合に、区が賃貸人（家主など）に家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額が減額になります。

※入居には所得制限等の条件があります。

※対象住宅は区のホームページで公開します。

空き家に関する窓口

■空き家に関する総合窓口

建築安全課空家・老朽建築物対策担当

☎6432-7183 ☎6432-7987

空き家をお持ちの方やこれから所有する予定の方で、所有権の整理や売却・空き家の活用方法などの様々な悩みをお抱えの方に、弁護士や不動産協会などの各専門家団体をお繋ぎします。

■世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口

（一財）世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課内

☎6379-1621 ☎6379-4233

月～金曜 午前8時30分～午後5時

（祝・休日、年末年始を除く）

地域貢献に役立てたいという意向をお持ちの空き家等（空き家、空室、空き部屋）のオーナーを対象に、どのような活用方法があるか一緒に考え、NPOなどの活用を希望する団体との出会いをサポートします。

活用にあたっては、建築士等の専門家によるアドバイスを受けることができます。

住まいの支援等

■子育て支援マンション認証制度

居住支援課居住支援担当

☎5432-2505 ☎5432-3040

区内の集合住宅のうち、一定の条件を満たすものにキッズルームの設置費・改修工事費を助成し、地域交流・子育てに関する事業計画を支援します。

■住宅修築業者のあっせん

世田谷区住宅相談連絡協議会

☎3413-3046

小規模な住宅の増築・改築・修繕等を行う区内業者を紹介します。

■エコ住宅補助金

環境・エネルギー施策推進課

☎6432-7133 ☎6432-7981

区内の住宅機能の維持向上及び環境に配慮した住宅の普及促進のため、住宅の改修及び省エネ・創エネ機器の設置等に対し、経費の一部を補助します。

■住宅改修費の助成

総合支所保健福祉課（→43頁）

身体状況に応じて手すりの取付けや段差の解消、浴槽等の取替え等、住宅改修費用の一部を助成します（所得制限・限度額あり、新築は対象外）。※事前相談・申請が必要です。

〈対象〉

●65歳以上で介護保険の要介護認定の申請をした方のうち、身体機能低下により住宅改修が必要な方

●障害のある方（障害程度の限定あり）

※いずれも介護保険による支給が優先となります。

■擁壁改修専門家派遣制度

防災街づくり課防災街づくり・不燃化担当

☎6432-7174 ☎6432-7987

新たに敷地の擁壁を築造または造り替える工事（ただし補修工事は除く）を検討している方に、擁壁に関する専門家を派遣し、擁壁の構造や概算工事費を無料で提案します。



■擁壁改修等工事費（通学路に面する敷地）の補助

防災街づくり課防災街づくり・不燃化担当
☎6432-7174 ☎6432-7987

区立小学校の通学路に面した敷地のがけ（斜面）または安全性に問題のある擁壁について、擁壁の新設・造り替えに要する費用の一部を補助します。
※事前の相談・申請が必要です。

■ブロック塀等撤去工事助成

防災街づくり課耐震促進担当
☎6432-7177 ☎6432-7987

所定の条件を満たした道路に面する、高さ0.8mを超えるブロック塀・万年塀・大谷石塀・その他組積造の塀の撤去工事に要する費用の一部を助成します。
※事前の相談が必要です。

■家具転倒防止器具取付支援制度

防災街づくり課耐震促進担当
☎6432-7177 ☎6432-7987

高齢者、障害者等がお住まいの住宅の居室、寝室等にある家具について、地震時の転倒を防ぐため、家具転倒防止器具の取付を区が支援いたします。

【対象者】満65歳以上の方、障害のある方等

【利用料】器具・工賃含め2万円まで無料

■雨水浸透施設・雨水タンク設置助成制度

豪雨対策・下水道整備課豪雨対策担当
☎6432-7963 ☎6432-7993

敷地内に雨水浸透施設や雨水タンクを設置する場合、一定の条件により設置費用の一部を助成します。事前申請が必要です。

■小規模店舗等のユニバーサルデザイン改修費用やベンチの設置費用の補助

総合支所街づくり課（⇒44頁）

既存の小規模店舗等の通路や出入口、トイレの改修をする場合や敷地内にベンチを設置する場合、工事費の一部を補助します。事前申請が必要です。

建築物

建築等の届出

建物等を建てるときは、各種届出が必要になります。（⇒161頁 表12-1）

■街づくりのルールを調べるときは

総合支所街づくり課（⇒44頁）
都市計画課
☎6432-7148 ☎6432-7982

建物を建てるときは、建蔽率や高さ等都市計画に定められた街づくりのルールを守らなければなりません。また、地区計画、道路、公園、区画整理等街づくりの計画が決定している区域では、制限が強化されている場合もあるので、建築の計画を立てる前に十分調べることが大切です。

■建築計画概要書の閲覧

建築調整課建築調整担当
☎6432-7160 ☎6432-7985
総合支所街づくり課（⇒44頁）

建築計画の概要や検査履歴（平成11年法改正以降のもの）を閲覧できます。なお、写しの発行は有償です。違反建築や無確認建築物の売買の防止等にご活用ください。

■住宅用家屋証明書の発行

建築調整課建築調整担当
☎6432-7160 ☎6432-7985

家の新築、取得に伴う所有権登記の際、不動産の登録免許税が課税されますが、一定の条件に該当し、住宅用家屋証明書（有料）を添付して1年以内に登記をすれば、登録免許税が軽減されます。なお、関係書類の提示や制限等があります。

■建築物等の維持管理について（定期報告制度）

建築安全課建築安全担当
☎6432-7180 ☎6432-7987

店舗・病院・共同住宅等の多数の人が利用するエレベーターや区が指定する規模の建築物については、定期的に調査や検査を行い、その結果を報告することが義務付けられています。定期報告が必要な建築物等を所有もしくは管理されている方は、専門の技術者に調査や検査をさせて報告書を提出してください。

定期報告の概要書（平成17年法改正以降のもの）は、閲覧ができます。なお、写しの発行は有償です。

〈表12-1〉建築等に関する主な届出等

届出の種類	届出が必要なとき等	問い合わせ先
建築確認及び 検査の申請	建築工事（新築、増築、改築等）を行うとき ※着工前に申請と確認済証を受けることが必要です。 ※3階建以上の建物（共同住宅は階数が3以上）は、建築中に 中間検査を受ける必要があります。 ※完了検査は確認済証を受けた全ての建物に義務付けられ ています。	建築審査課建築審査担当 ☎6432-7166 FAX6432-7985
ユニバーサルデザイン 推進条例による届出	建築物・集合住宅、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場の うち条例で定める用途・規模以上の施設の新設、改修、増 築、用途変更等を行うとき ※建築確認申請の前に届出が必要です（建築確認申請のない 場合は工事着手日の30日前まで）。	都市デザイン課 ☎6432-7152、7153 FAX6432-7996
風景づくり条例に よる届出	新築、増築、改築、外観変更、開発行為、木竹の伐採等を行う とき ※規模によって届出が不要な場合があります。 ※建築確認申請等（申請を伴わない行為の場合は工事着手）の 原則30日前までに届出が必要です。	
風景づくり条例に よる協議	環状7号線及び環状8号線沿道で一定規模以上の屋外広告物 を計画するとき	
街づくり条例による 建築構想の届出	敷地が3,000㎡以上または延べ面積が5,000㎡以上の建物を 建築するときは、構想段階での届出が必要です。	
集合住宅等の 建築計画の届出・協議	一定規模以上の建物（集合住宅、ワンルームマンション、特 定商業施設、長屋）等を建築するとき ※建築確認申請の前に事前協議が必要です。	
中高層建築物等の 建築行為の標識設置届	一定の高さ以上の建物や特定の建物の建築等をするとき ※建築確認申請の前に届出が必要です。	
みどりの計画書の 届出・緑化率適合 証明申請	①150㎡以上の敷地における建築物の新築・増築（風致地区 では150㎡未満も届出が必要な場合あり） ②開発区域が500㎡以上の開発行為 ③150㎡以上の敷地における20台以上の自動車駐車場の設置 ※建築確認申請等の前に届出・申請が必要です。 ※①のうち300㎡以上の敷地は、緑化地域制度にも該当し ます。 ※この他にも、一定規模以上の樹木を伐採する際は「伐採届」 が必要です。	総合支所街づくり課 （➡44頁）
地区計画・地区街づく り計画区域における 建築行為等の届出	地区計画及び地区街づくり計画（街づくり誘導地区）の区域 内で建築行為等を行うときは、建築確認申請の前かつ工事 着手30日前までに届出が必要です（千歳烏山駅周辺地区を 除く）。 千歳烏山駅周辺地区の地区計画及び地区街づくり計画（街づく り誘導地区）の区域内で建築行為等を行うときは、建築確 認申請の前かつ工事着手30日前までに届出が必要です。	烏山総合支所 駅周辺整備担当課 ☎3326-9836 FAX3326-6159
国分寺崖線地区 建築計画届出書	「国分寺崖線保全整備地区」内で敷地面積500㎡以上の敷地 に建築物を建築するとき ※建築確認申請の前に届出が必要です。	玉川総合支所街づくり課 ☎3702-4573 FAX3702-0942
風致地区内許可申請	「多摩川風致地区」内で建物の新築・増改築・移転・木竹の 伐採・色彩変更、その他宅地造成等の行為を行うとき ※建築確認申請または行為の前に許可が必要です。	砧総合支所街づくり課 ☎3482-1398 FAX3482-1471
環境計画書等の提出	大規模な建築や開発事業等を行うとき	環境・エネルギー施策推進課 ☎6432-7140 FAX6432-7981



届出の種類	届出が必要なとき等	問い合わせ先
屋外広告物許可申請 (屋外に広告塔、広告板、立て看板、広告幕、はり紙等を掲出するとき)	自己の敷地内及び建築物に掲出する屋外広告物について	建築調整課建築調整担当 ☎6432-7160 FAX6432-7985
	世田谷区の管理する道路上空に掲出する屋外広告物については、道路占用許可及び道路使用許可の申請(警察協議)が必要です。	土木計画調整課占用担当 ☎6432-7960 FAX6432-7993
新築届の提出 (住居番号の決定)	建物(戸建、共同住宅、店舗、事務所等)を建てたとき ※届出から住所(住居番号)の決定には、3週間程度要します。 この手続きが完了しないと、住民登録の受付ができない場合があります。	住民記録・戸籍課 住民票集中管理・住居表示 ☎5432-2235 FAX5432-1173
建物等の名称変更 申出書の提出	共同住宅(アパート、マンション等)の名称は、住民登録上の住所の方書として使用されるため、名称を変更した場合は、申出書の提出が必要です。	
狭あい道路拡幅整備 事前協議書の提出	建築工事(新築、増築、改築等)を行うとき ※建築確認申請等を行う30日前までに協議書の提出が必要です。	建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当 ☎6432-7187 FAX6432-7987
建築物省エネ法の届出	床面積が300㎡以上の住宅用途となる建築物の新築・増改築を行うとき ※着工予定日の21日前までに届出が必要です。	建築審査課 設備審査担当 ☎6432-7170 FAX6432-7985
建築物省エネ法の 認定申請	建築物の省エネ性能向上計画認定申請は、建築工事の着工前に申請が必要です。また、既存建築物の省エネ性能表示認定申請は工事完了後に申請し、認定を受けてください。	建築審査課 設備審査担当 ☎6432-7170 FAX6432-7985
低炭素建築物の 認定申請	低炭素建築物の認定は、建築工事(新築等)の着工前に申請が必要です。	
建設リサイクル法に 基づく届出	建築物の解体、新築・増築、修繕、建築物以外の工作物の工事(土木工事等を含む)を行うとき ※工事に着手する日の7日前までに届出が必要です。	建築安全課建築安全担当 ☎6432-7180 FAX6432-7987 土木計画調整課占用担当 ☎6432-7960 FAX6432-7993
長期優良住宅の 認定申請	長期優良住宅の認定は、建築工事の着工前に申請が必要です(建築行為なし認定を除く)。	建築審査課 建築審査担当 ☎6432-7165 FAX6432-7985

建築物の耐震化

■耐震化支援制度

防災街づくり課耐震促進担当

☎6432-7177 FAX6432-7987

●耐震診断

現在の建物が想定される地震(震度6強相当)に対して耐えられるかを調査します。建物の設計上の強度や施工状況、経過年数、部材の状況等を考慮して算出します。

結果は、Is値(木造はIw値)で確認できます。Is値が0.6未満(Iw値は1.0未満)の場合は、大地震の際に倒壊または崩壊する危険性があるとされています。

木造住宅は、区登録の耐震診断士を無料で派遣します。非木造建築物で区の助成を受けるためには、区が定める診断方法で診断をし、評定機関(第三者機関)の評定を受ける必要があります。

大地震による被害を少なくするため、対象の建物の耐震化を支援します。(➡163頁 表12-2)

昭和56年5月以前に着工した建物は、現在の建築基準法よりも耐震性能が低い基準で建てられており、大地震が起きた場合に倒壊の危険性が高いと言われています。

●補強設計

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された場合、建物の耐震性を改善するために、補強すべき箇所や補強内容を検討し、図面を作成し計画を立てます（木造住宅・非木造建築物共）。非木造建築物で、区の助成を受けるためには、建築基準法関係規定に適合している建築物または助成事業の完了までに建築基準法関係規定の不適合部分の是正をする設計を完了させ、区が定める評定機関（第三者機関）の評定を受ける必要があります。

●耐震改修工事

補強設計に基づき、耐震改修工事を行い、建物の耐震性を向上させます（木造住宅・非木造建築物共）。区の助成を受けられるのは、建築基準法関係規定に適合している建築物、または助成事業の完了までに不適合部分の是正をする建築物の耐震改修工事です。

●除却工事（対象：木造住宅）

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された木造住宅を除却する場合、除却費用の一部（最大50万円）を助成します。

耐震関係の助成要件

【助成対象建築物】

昭和56年5月以前着工の旧耐震基準で建てられた住宅及び建築物

【助成対象者】

「助成対象建築物を所有する個人」または「法人」で、住民税（法人住民税）を滞納していない者
不動産を営み売買または賃貸を目的に所有していない者（耐震診断を除く）

〈表12-2〉耐震関係の助成一覧

助成対象建築物		耐震診断	補強設計	耐震改修工事
木造住宅		区登録の耐震診断士を無料で派遣	30万円	100万円※2
木造住宅（除却）				50万円
プレハブ住宅		10万円		
木造以外の住宅		100万円	100万円	200万円
分譲マンション	3階建て以上	150万円	150万円	2000万円※3
	3階建て以上かつ沿道耐震化道路沿い（高さ基準あり※1）	200万円	200万円	3000万円※3
	一般緊急輸送道路沿い（高さ基準あり※1）	300万円	300万円	6000万円※3
防災上特に重要な建築物		150万円	150万円	400万円
特定建築物		150万円	150万円	1000万円
	防災上特に重要な建築物	200万円	200万円	6000万円
	一般緊急輸送道路沿い（高さ基準あり※1）	300万円	300万円	6000万円

※1 助成対象建築物は、道路幅員の1/2に相当する高さ（幅員が12m以下の場合は、6m以上の高さ）が必要です。

※2 補強設計の助成制度を利用している場合は、その額が除かれます。期間限定で上乗せ助成あり。

※3 期間限定で上乗せ助成あり。

- ・増築又は改築を伴う場合は、助成対象外です。
- ・同様の助成の交付を受けた建築物は助成を受けられません。
- ・リフォーム等の部分に要する費用は助成対象外です。
- ・助成金額についてはお問い合わせください。



用語説明

住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建ての住宅 ・兼用住宅、長屋建て住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、寄宿舍、下宿（ただし、過半が居住であること）
沿道耐震化道路	緊急輸送道路及び避難場所等に通じる道路等で、世田谷区地域防災計画または世田谷区耐震改修促進計画に位置付けられた道路
特定緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路で、東京都耐震改修促進計画に位置付けられた道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると知事が指定した道路 ※特定緊急輸送道路沿道の建築物については、直接お問い合わせください。
一般緊急輸送道路	特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路

【特定建築物】（耐震改修促進法第14条第1号、施行令第6条）

用途		特定建築物の規模要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	1,000㎡以上 ※屋内運動場面積を含む	
	上記以外の学校	1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		1,000㎡以上	
病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂、ホテル、旅館、展示場、事務所			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿			
博物館、美術館、図書館、遊技場、公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の駐車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車または自転車の停留または駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者施設センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		500㎡以上	

〈耐震診断前の訪問相談〉

木造住宅の所有者で、主に建物の除却を検討されている方に建築士を派遣します。工事等の実施に係る相談と、外観調査及び簡易耐震診断を行います。

〈耐震診断後の訪問相談〉

区の無料耐震診断を受け、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅の所有者で耐震改修工事等の実施を検討されている方に相談員を派遣します。

耐震改修工事等に関するご質問にお答えしたり、簡易補強設計や概算工事費算出を行います。

【派遣対象と派遣回数】

派遣対象建築物	派遣回数			
	耐震診断前	耐震診断後		2回まで
分譲マンション		3回まで		
特定緊急輸送道路沿道建築物	2回まで			



●耐震シェルター等設置費用助成制度

耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置費用を助成します。

【助成対象】

対象者	・65歳以上または身体障害者(1、2級)または要介護状態区分(3、4、5)の方。 ・年間所得額が、200万円以下で、区民税を滞納していない方。
対象要件	・昭和56年5月31日以前に着工した平屋または2階建ての木造住宅で、区の木造住宅耐震改修工事助成金を受けていない。 ・一戸建ての住宅、過半が住宅である店舗等併用住宅・長屋・共同住宅に居住。 ・区が指定した耐震シェルターまたは耐震ベッドを1階に設置する。
助成額	・上限30万円(設置するための補強工事費を含む。期間限定で上乗せ助成を実施しています)

土地

土地売買等の届出

■国土利用計画法による届出

都市計画課

☎6432-7148 ☎6432-7982

2,000㎡以上の土地の売買、賃借権の設定・譲渡、交換等の取引(予約を含む)には、契約後、契約した日を含めて2週間以内に届出が必要です(届出人は権利取得者)。

■街づくり条例による届出

総合支所街づくり課(➡44頁)

3,000㎡以上の土地の取引に当たっては、その契約予定日の3か月前までに届出が必要です(届出人は売主等)。

■公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出

経理課財産管理係

☎5432-2142 ☎5432-3046

5,000㎡以上の土地または都市計画道路、都市計画公園や生産緑地等の区域にかかる200㎡以上の土地を有償で譲渡するときは、譲渡しようとする日の3週間前までに届出が必要です。また、100㎡(一部50㎡)以上の土地について、区等による買取りを希望するときは、その旨を申し出ることができます。

土地の公示価格等の閲覧

用地課

☎5432-2507 ☎5432-3002

地価公示法で公示された標準地の価格(公示価格)、国土利用計画法で公表された基準地の価格(基準地価格)等が閲覧できます。

〈閲覧場所〉

用地課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー(➡42頁)、出張所(➡50頁~)、まちづくりセンター(太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く)(➡52頁~)、図書館(➡211頁)

都市整備・開発

■風景づくりの支援等

都市デザイン課

☎6432-7153 ☎6432-7996

身近な風景の魅力を高め、地域の共感・共有を広げるため、風景づくりに関する情報発信や風景づくりアドバイザーの派遣、「地域風景資産」や「風景づくり活動団体登録」の制度活用等、区民主体の風景づくりを支援しています。

■市街地再開発事業

総合支所街づくり課(➡44頁)

市街地整備課再開発担当

☎6432-7155 ☎6432-7982

既成市街地の共同化・不燃化・高度化を図り、オープンスペースや公共施設(道路・公園)の整備を伴う再開発を行う団体・個人に対して、費用の一部を補助します。

■優良建築物等整備事業

総合支所街づくり課(➡44頁)

市街地整備課再開発担当

☎6432-7155 ☎6432-7982

民間事業者が行う敷地等の共同化による建築物等の整備に対し、対象地域(再開発促進地区等)内において、オープンスペースの確保等一定の要件を満たした場合に、既存建物の除却、整地、建物の共同施設整備等に要する費用の一部を補助します。



■開発行為等の規制

市街地整備課開発許可担当

☎6432-7156 ☎6432-7982

無秩序な宅地開発を規制するために、一定規模(500㎡)以上の開発行為や、宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事には許可が必要です。事前にご相談ください。

■土地区画整理事業

市街地整備課区画整理担当

☎6432-7158 ☎6432-7982

公共施設(道路・公園)の整備を図りつつ、良好な宅地の供給を伴う区画整理を行う団体に対して、費用の一部を助成します。

道路・河川

■街路灯の破損・故障(区道)

工事第一課街路灯担当

☎6432-7973・7974 ☎6432-7997

区道の街路灯が破損または消えているときは、ご連絡ください。

※街路灯に付いているプレートの番号をお知らせください。

■区道の破損

各地域の土木管理事務所(➡173頁)

区道に穴があいているとき、排水溝が破損しているとき等は、ご連絡ください。

■区道を使用するとき

土木計画調整課占用担当

☎6432-7960 ☎6432-7993

警察署(➡171頁)

建築工事での足場、仮囲い、商店の日よけ、突き出し看板等で区道を使用するときは、区の「道路占用許可」と警察署の「道路使用許可」が必要です。

■区道内のガードレール等を撤去したいとき

土木計画調整課占用担当

☎6432-7960 ☎6432-7993

自動車の出入口を造る等で区道上のガードレール等を撤去したいときは、「道路工事等施行承認申請書」を提出し、承認を受けてから自費で工事してください。

■私道を舗装したいとき

各地域の土木管理事務所(➡173頁)

私道内の下水道工事の復旧でアスファルト舗装するとき、または未舗装や路面が老朽化した私道をアスファルト舗装するときは、一定の条件で工事費用の助成制度があります。

■道路・水路との公有地境界の確認

道路管理課境界確定担当

☎6432-7923 ☎6432-7990

区が所有する道路・水路と民有地との境界を明確にしたい場合は、土地境界確定申請が必要です。

■河川、水路の不法投棄等

各地域の土木管理事務所(➡173頁)

多摩川(国の管理)以外の河川や水路について、河川管理施設(防護柵等)の破損、河川の雑草繁茂、不法投棄等があれば、ご連絡ください。

■河川の異常な汚濁等を見かけたら

環境保全課

☎6432-7137 ☎6432-7981

油の流出、着色水、魚の浮上死等河川水質等の異常を見かけたときは、ご連絡ください。

みどり・緑化

■みどりに関する助成制度

みどり政策課

☎6432-7905 ☎6432-7989

緑化や移植を行う場合、一定の条件によりその費用の一部を助成します。いずれも工事発注または資材購入の前に申請が必要ですのでお問い合わせください。

種類	内容
①接道部(道路沿い)緑化助成制度	●生垣造成 ●植栽帯造成 ●シンボルツリー植栽 道路に接した部分に新たに造成する場合や植栽する場合
②屋上緑化・壁面緑化助成制度	新たに建築物の屋上や外壁面等を緑化する場合
③樹木移植助成制度	建物の新築や増改築等により、やむを得ず樹木を移植する場合
④事業用等駐車場の緑化助成制度	新たに駐車場を緑化する場合

■高枝切ばさみの貸出し

まちづくりセンター (→52頁～)
公園管理事務所 (→212頁)

樹木の適切な管理のため、高枝切ばさみを無料で貸し出します。

■保存樹木・樹林地の指定

みどり政策課
☎6432-7904 ☎6432-7989

樹木・樹林地のうち大きさ・面積の基準を満たし、かつ、樹形が優れたもの等を指定し、剪定等の管理支援を行っています。

■3軒からはじまるガーデニング支援制度

(一財)世田谷トラストまちづくり
☎6379-1620 ☎6379-4233

近隣3軒以上の区民グループで、誰もが景観を共有できる前庭などの緑化活動を行う場合、一定の条件により、アドバイザー派遣等の助成が受けられます。

■市民緑地

(一財)世田谷トラストまちづくり
☎6379-1620 ☎6379-4233

300㎡以上の民有の屋敷林や緑地などの土地所有者と契約を結び一般公開する制度です。指定された土地の固定資産税の減免や、相続税の優遇及び維持管理の支援などが受けられます。

■小さな森

(一財)世田谷トラストまちづくり
☎6379-1620 ☎6379-4233

50㎡以上のお庭を登録し、公開日を設けること(オープンガーデン)により、みどりを守る大切さを伝えています。登録したお庭は、必要に応じて庭づくりのアドバイスを受けることができます。

■区民農園

都市農業課
☎3411-6660 ☎3411-6635

区民の方が土に触れ、野菜づくりを楽しむ場として「ファミリー農園(21園)」を開園しています。

〈募集〉区のホームページや区のおしらせ「せたがや」に掲載

〈申込先〉(株)マイファーム
☎0120-975-257

公害

■工場や指定作業場の届出

環境保全課
☎6432-7137 ☎6432-7981

工場や指定作業場(20台以上の駐車場、クリーニング店等)を設置・変更する場合、公害の発生を防止するため、認可申請や届出が義務付けられています。また、有害物質を取り扱っていた場合は、廃止等の際に、土壌汚染状況調査の報告が必要です。

■光化学スモッグ注意報

環境保全課
☎6432-7137 ☎6432-7981

光化学スモッグ注意報が発令されたときは、区の施設、薬局、駅等に掲示します。また、警報が発令されたときは、区内の防災無線塔でお知らせします。

注意報・警報が発令されたときは

- 外出はできるだけ控えましょう
- 屋外の運動は控えましょう
- 子どもや高齢の方は特にご注意ください

鳥獣被害

■鳥獣被害対策

環境保全課
☎6432-7137 ☎6432-7981

〈ハクビシン・アライグマ〉

建物内に侵入され、悪臭・汚損などの被害が発生している住宅や神社仏閣に、捕獲器を設置します。

〈カラス〉

繁殖期(3～7月頃)に、卵やヒナを守るため、親ガラスによる激しい威嚇や攻撃があるとき、原因となる巣・落下したヒナを撤去・捕獲します。

〈主な要件〉

- (1) 被害または原因となる巣がある建物・敷地の所有者または管理者の依頼・了解が必要です。
- (2) 次に掲げる建物・敷地を除きます。
①公共施設②公的賃貸住宅(公社・UR都市機構など)③社宅・寮など④事業所(店舗・工場・事務所など)⑤私立学校
※詳しくは、お問い合わせください。



身近な区政

区議会

■区議会の傍聴

区議会事務局庶務係

☎5432-2772 ☎5432-3030

本会議や常任委員会、特別委員会はどなたでも傍聴することができます。車いすでの傍聴もできます。傍聴を希望される方は、当日、区議会事務局へお越しください。

■区議会会議録の閲覧

区議会事務局議事担当

☎5432-2775 ☎5432-3030

本会議や予算・決算特別委員会の会議録を閲覧できます。

〈閲覧場所〉

区政情報センター・コーナー (➡42頁)

区立図書館 (➡211頁)

出張所、まちづくりセンター (➡50頁～)

区議会ホームページ

※区政情報センター及びホームページでは、5常任・4特別委員会の会議録も閲覧できます。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kugikai/>



■議会への請願・陳情

区議会事務局議事担当

☎5432-2775 ☎5432-3030

区政に関して直接区議会に要望できる「請願」の制度があります。採択された請願は、区長や関係機関に送付されます。

※議員の紹介が必要です。ない場合は「陳情」となります。

〈請願の方法〉

日本語で請願書を作成し、区議会事務局へ提出してください。

- 件名、要旨、理由、提出年月日、請願者の住所を記入し、請願者が署名または記名押印する。
- 表紙に紹介議員が署名または記名押印する。

選挙

選挙管理委員会事務局

☎5432-2751 ☎5432-3045

■選挙権と選挙人名簿

世田谷区で投票するには選挙権を有し、住民基本台帳の記録に基づく「選挙人名簿」に登録されていることが必要です。日本国民で18歳以上の方には基本的に選挙権があります。ただし、世田谷区議会議員選挙と区長選挙の選挙権は、世田谷区に引き続き3か月以上お住まいの方に限られ、また、東京都議会議員選挙と都知事選挙の選挙権は、都内に引き続き3か月以上お住まいの方に限られます。

■選挙の投票

選挙の投票日や投票所等の案内は、投票日前に「投票所入場整理券」に記載してお送りします。仕事、用事等の理由で投票日当日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

また、疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方には代理投票、目の不自由な方には点字投票の制度があります。投票所（または期日前投票所）で係員にお申し出ください。

■自宅等での不在者投票（郵便等投票制度）

(➡169頁 表13)に該当する方は、自宅等での不在者投票（郵便等投票）の制度をご利用になれます。

この制度を利用するには、あらかじめ本人の意思による手続きが必要です。



〈表 13〉不在者投票（郵便等投票）の制度の対象者

(1)身体障害者手帳をお持ちで障害の程度が右記の要件に該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ●両下肢、体幹、移動機能の1・2級 ●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の1・3級 ●免疫、肝臓の1～3級
(2)戦傷病者手帳をお持ちで障害の程度が右記の要件に該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ●両下肢、体幹の特別項症～第2項症 ●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の特別項症～第3項症
(3)介護保険の要介護状態区分が要介護5の方	

原則として、ご自分で字を書くことができる方がご利用できます。ただし、上記の対象者のうち身体障害者手帳（上肢、視覚の1級）または戦傷病者手帳（上肢、視覚の特別項症～第2項症）にも該当し、自ら投票の記載をすることができない方は、申請により代理記載制度*をご利用になれます。

※代理記載制度

あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に、投票に関する記載をさせることができる制度です。

住民監査請求

監査事務局

☎5432-2763 ☎5432-3056

区の職員等の財務会計上の違法または不当な行為等について、監査を求めることができます。

広聴

■区政へのご意見（➡71頁）

■区政モニター

広報広聴課

☎5432-2014 ☎5432-3001

公募により区政モニターとなっただいた方に、区政に関するアンケートにお答えいただきます。区政モニターの募集については、区のお知らせ「せたがや」等でご案内します。

■区民意見提出手続き（パブリックコメント）

広報広聴課

☎5432-2014 ☎5432-3001

区民生活に広く影響を及ぼす重要な条例や計画等をつくる際、素案などを公表し、区民の皆さんからの意見や提案を募集します。

情報公開・個人情報保護制度

区政情報課区政情報係

☎5432-2097 ☎5432-3007

■情報公開制度

区が保有している公文書等をお求めの方は、行政情報の開示を請求することができます。

※個人情報保護等のため開示できないものもあります。

■個人情報保護制度

区が保有している個人情報の本人は、その個人情報の開示・訂正・利用停止を請求することができます。

※区や国の事務事業の適正な遂行等のため、本人に開示できないものもあります。

区政資料の閲覧等

区政情報センターと総合支所区政情報コーナー（➡42頁）で、区政に関する資料等を閲覧できます。一部は、販売、貸出しも行っています。

〈開館時間〉

午前8時30分～午後5時

〈休館日〉

土・日曜、祝・休日、年末年始



施設一覽

車いす用駐車場あり

エレベーターあり

車いす用トイレあり

オストメイト対応トイレあり

区役所・総合支所・くみん窓口 ・出張所・まちづくりセンター

■区役所・総合支所

世田谷区役所 	☎ 5432-1111(代) FAX 5432-3001 (広報広聴課)	世田谷4-21-27
三軒茶屋分庁舎 	☎ 5432-1111(代)	太子堂2-16-7
教育総合センター 		若林5-38-1
梅丘分庁舎 		松原6-3-5
二子玉川分庁舎 		玉川1-20-1
世田谷総合支所 		世田谷4-22-33
北沢総合支所 	☎ 5478-8000	北沢2-8-18 (北沢タウンホール内)
玉川総合支所 	☎ 3702-1131	等々力3-4-1
砧総合支所 	☎ 3482-1321	成城6-2-1
烏山総合支所 	☎ 3326-1202	南烏山6-22-14

■くみん窓口

世田谷総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎ 5432-2814 戸籍担当 ☎ 5432-2825	世田谷4-22-35 (第2庁舎1階)
北沢総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎ 5478-8039 FAX 5478-7052 戸籍担当 ☎ 5478-8041	北沢2-8-18 (北沢タウン ホール地下1階)
玉川総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎ 3702-1137 FAX 6809-7900 戸籍担当 ☎ 3702-1136	等々力3-4-1 (玉川総合支所 1階)
砧総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎ 3482-3861 FAX 5787-7730 戸籍担当 ☎ 3482-1326	成城6-2-1 (砧総合支所 1階)
烏山総合支所 くみん窓口 	区民担当 ☎ 3326-8290 FAX 3326-9849 戸籍担当 ☎ 3326-8293	南烏山6-22-14 (烏山総合支所 1階)

■出張所

太子堂出張所 	☎ 3413-1247 FAX 6805-5661	太子堂2-17-1
経堂出張所 	☎ 3420-7143 FAX 3420-5710	宮坂1-44-29
用賀出張所 	☎ 3700-3657 FAX 5491-0555	用賀2-29-22
二子玉川出張所 	☎ 3707-4946 FAX 6805-6264	玉川4-4-5
烏山出張所 ※車いす用駐車場に ついては、事前にお 問い合わせください。	☎ 3300-5361 FAX 5384-3222	南烏山6-2-19 (烏山区民センター内)

■まちづくりセンター

池尻まちづくり センター	☎ 3413-1843 FAX 5486-7664	池尻3-27-21
太子堂まちづくり センター	☎ 5787-6368 FAX 5787-6690	太子堂2-17-1
若林まちづくり センター 	☎ 3413-1341 FAX 5486-7666	若林1-34-2
上町まちづくり センター	☎ 3420-4241 FAX 5477-7920	世田谷1-23-5
経堂まちづくり センター	☎ 3420-7197 FAX 3420-5710	宮坂1-44-29
下馬まちづくり センター 	☎ 3424-1781 FAX 5486-7667	下馬4-13-4
上馬まちづくり センター 	☎ 3422-7415 FAX 5486-7668	上馬4-10-17
梅丘まちづくり センター	☎ 3428-6171 FAX 5477-7923	梅丘1-61-16
代沢まちづくり センター 	☎ 3413-0513 FAX 5486-7669	代沢5-1-15
新代田まちづくり センター 	☎ 3322-7691 FAX 5376-7031	羽根木1-6-14
北沢まちづくり センター 	☎ 5478-8020 FAX 5478-8025	北沢2-8-18 (北沢タウンホー ル地下1階)
松原まちづくり センター 	☎ 3321-4186 FAX 5376-7032	松原5-43-28
松沢まちづくり センター 	☎ 3323-8391 FAX 5376-7033	赤堤5-31-5
奥沢まちづくり センター 	☎ 3720-3111 FAX 5499-7046	奥沢3-15-7



九品仏まちづくりセンター P 盲 聴 障	☎ 3703-2341 FAX 5707-7026	奥沢7-35-4
等々力まちづくりセンター P 盲 聴 障	☎ 3702-2143 FAX 3702-1165	等々力3-4-1 (玉川総合支所内)
上野毛まちづくりセンター P 盲 聴 障	☎ 3705-1361 FAX 5707-7028	中町2-33-11
用賀まちづくりセンター P 盲 聴 障	☎ 3700-9120 FAX 3707-9010	用賀2-29-22
二子玉川まちづくりセンター P 盲 聴 障	☎ 3707-0733 FAX 6805-6260	玉川4-4-5
深沢まちづくりセンター 聴 障	☎ 3422-8391 FAX 5486-7670	駒沢4-33-12
祖師谷まちづくりセンター 盲 聴 障	☎ 3482-2201 FAX 5490-7029	祖師谷4-1-23
成城まちづくりセンター P 盲 聴 障	☎ 3482-1348 FAX 3482-7208	成城6-3-10 (成城6丁目事務所棟1階)
船橋まちづくりセンター P 聴 障	☎ 3482-0341 FAX 5490-7031	船橋4-3-2
喜多見まちづくりセンター P 盲 聴 障	☎ 3417-3401 FAX 5494-7015	喜多見5-11-10
砧まちづくりセンター P 聴 障	☎ 3417-3405 FAX 5494-7016	砧5-8-18
上北沢まちづくりセンター 聴 障	☎ 3303-0111 FAX 5374-7030	上北沢4-32-9
上祖師谷まちづくりセンター 聴 障	☎ 3305-8611 FAX 5384-7196	上祖師谷2-7-6
烏山まちづくりセンター P 盲 聴 障 ※車いす用駐車場については、事前にお問い合わせください。	☎ 3300-5420 FAX 5384-3222	南烏山6-2-19 (烏山区民センター内)

官公署・ライフライン

■警察署

世田谷警察署	☎ 3418-0110	三軒茶屋2-4-4
北沢警察署	☎ 3324-0110	松原6-4-14
玉川警察署	☎ 3705-0110	中町2-9-22
成城警察署	☎ 3482-0110	千歳台3-19-1

■消防署

世田谷消防署	☎ 3412-0119	三軒茶屋2-33-21
玉川消防署	☎ 3705-0119	中町3-1-19
成城消防署	☎ 3416-0119	成城1-21-14

■国税・都税

世田谷税務署	☎ 6758-6900	若林4-22-13 (世田谷合同庁舎3・4階)
北沢税務署	☎ 3322-3271	松原6-13-10
玉川税務署	☎ 3700-4131	玉川1-2-7
世田谷都税事務所	☎ 3413-7111	若林4-22-13 (世田谷合同庁舎5・6階)
渋谷都税事務所	☎ 5422-8780	渋谷区千駄ヶ谷4-3-15 (東京都渋谷合同庁舎4～7階)
東京都自動車税コールセンター	☎ 3525-4066	—

■保険・年金

世田谷年金事務所 (年金の適用関係の届出・保険料の納付相談等)	☎ 6844-3871(代) FAX 6844-3872	世田谷1-30-12
世田谷年金事務所 三軒茶屋相談室 (年金給付に関する相談・請求等の手続)	☎ 6844-3871(代) FAX 3421-1147	太子堂4-1-1 (キャロットタワー13階)

■郵便

日本郵便(株)世田谷郵便局	☎ 0570-943-349(代)	三軒茶屋2-1-1
日本郵便(株)千歳郵便局	☎ 0570-943-104(代)	経堂1-40-1
日本郵便(株)成城郵便局	☎ 0570-943-849(代)	成城8-30-25
日本郵便(株)玉川郵便局	☎ 0570-943-641(代)	等々力8-22-1

■裁判所・法務

東京法務局 世田谷出張所	☎ 5481-7519	若林4-22-13 (世田谷合同庁舎2階)
世田谷公証役場	☎ 3422-6631	三軒茶屋2-15-8 (ファッションビル4階)
最高裁判所	☎ 3264-8111	千代田区隼町4-2
東京高等裁判所	☎ 3581-5411	千代田区霞が関1-1-4
東京地方裁判所		千代田区霞が関1-1-2
東京簡易裁判所	☎ 3581-5411	千代田区霞が関1-1-2
東京家庭裁判所	☎ 3502-8331	

■情報・通信

都民情報ルーム	☎ 5388-2277	新宿区西新宿2-8-1 (都庁第一本庁舎内)
NTT東日本 (電話の加入等)	☎ 116	
エフエム世田谷	☎ 5491-5211 FAX 5491-5212	用賀4-7-1 (エコプラザ用賀2階)

■ライフライン

東京都水道局 お客様センター	(引越し、契約変更) ☎0570-091-100 FAX5790-0572	
	(料金、漏水修繕その他) ☎5326-1101 FAX5790-0572	
東京都水道局 世田谷営業所	☎5433-0541 FAX3424-2649	太子堂1-13-13
東京都下水道局 南部下水道事務所	☎5734-5031	大田区雪谷大塚町 13-26
東京都下水道局 南部下水道事務所 世田谷出張所	☎5477-2120	弦巻4-30-1
東京電力 カスタマーセンター	(停電、電柱・電線など設備に関する問い合わせ) ☎0120-995-007	
	(引越し、契約変更、その他) ☎0120-995-001 ☎0120-995-113	
	(ガスに関する問い合わせ) ☎0570-002211 (IP電話・海外からの利用など) ☎3344-9100 FAX3344-9393	

暮らし

■消費生活相談

世田谷区 消費生活 センター (⇒100頁)	(相談専用) ☎3410-6522 (高齢者専用) ☎5486-6501	太子堂2-16-7 (三軒茶屋分庁舎3階)
---------------------------------	---	--------------------------

■清掃・リサイクル

世田谷 清掃事務所	☎3425-3111 FAX3425-8381	上馬5-21-13
玉川 清掃事務所	☎3703-2638 FAX3704-7096	野毛1-3-7
砧 清掃事務所	☎3290-2151 FAX3290-2171	八幡山2-7-1
世田谷区 粗大ごみ 受付センター	☎5715-1133	詳しくは(⇒97頁)
エコプラザ 用賀	☎3708-4081 FAX3708-4082	用賀4-7-1 午前9時～午後5時 休月曜(祝・休日に 当たる場合は翌平 日)、年末年始等 https://www.ecoccle-setagaya.jp/
リサイクル 千歳台	☎5490-1020 FAX5490-3267	千歳台1-1-5 午前10時～午後4時 休月曜(祝・休日に 当たる場合は翌平 日)、年末年始等 https://www.ecoccle-setagaya.jp/

〈施設見学問い合わせ〉各清掃工場

世田谷 清掃工場	☎3416-5339	大蔵1-1-1
千歳 清掃工場	☎3302-2590	八幡山2-7-1

〈施設見学問い合わせ〉清掃・リサイクル部事業課 (☎6304-3267 FAX6304-3341)

世田谷区資源 循環センター	-	大蔵1-1-12
------------------	---	----------

■交通

京王電鉄	☎042-357-6161	多摩市関戸1-9-1
小田急電鉄	☎044-299-8200	
東急電鉄	☎3477-0109	渋谷区南平台町 5-6
京王バス	☎042-352-3713	府中市晴見町 2-22
小田急バス	☎5313-8330	調布市仙川町 2-19-5
小田急ハイウェイ バス		若林2-39-4
東急バス	☎6412-0190	目黒区東山3-8-1
関東バス	☎3371-1225	中野区東中野 5-23-14
都営交通	☎3816-5700 FAX3812-7640	
関東運輸局 東京運輸支局	☎050-5540-2030 FAX3471-6320	品川区東大井 1-12-17
軽自動車検査 協会東京主管 事務所	☎050-3816-3100 FAX6712-8625	港区港南3-3-7
自動車安全運 転センター 東京都事務所	☎5781-3660	品川区東大井 1-12-5 (警視庁鮫洲運転免 許試験場内)

■斎場・火葬場

区民斎場 みどり会館	☎5313-3131 FAX5313-3132	北烏山5-1-5
---------------	----------------------------	----------

区民専用の斎場として利用できます。火葬場はありません。

臨海斎場	☎5755-2833(代) FAX3790-5866	大田区東海1-3-1
------	-------------------------------	------------

火葬場のある斎場。亡くなった方または喪主(故人と二親等以内)が世田谷・港・品川・目黒・大田区民の場合、協定料金で利用できます。

桐ヶ谷斎場	☎3491-0213	品川区西五反田 5-32-20
堀ノ内斎場	☎3311-2324	杉並区梅里1-2-27
代々幡斎場	☎3466-1006	渋谷区西原2-42-1
落合斎場	☎3361-4042	新宿区上落合 3-34-12

火葬場のある斎場。



保健・医療

■保健所等

世田谷保健所	☎ 5432-2432 FAX 5432-3022	世田谷4-24-1 (城山分庁舎内) ※生活保健課のみ 区役所本庁舎内
--------	------------------------------	--

●総合支所健康づくり課 (➡43頁)

保健センター	☎ 6265-7441 FAX 6265-7409	松原6-37-10 (保健医療福祉総合プラザ2～3階)
--------	------------------------------	--------------------------------

月～金曜 午前9時～午後5時
休 土・日曜、祝・休日、年末年始

世田谷区歯科保健センター	☎ 3708-0226	玉川3-21-2
世田谷区口腔衛生センター	☎ FAX 3328-5871	松原6-4-1 1階
東京都動物愛護相談センター	☎ 3302-3507	八幡山2-9-11

●医師会・歯科医師会・薬剤師会 (➡220頁)

保健医療福祉総合プラザ	☎ 6379-4301 FAX 6379-4305	松原6-37-10
-------------	------------------------------	-----------

全区的な保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内の区複合施設。保健センターのほか、貸出会議室等(有料)があります。

住まい・まちづくり

■住まい・まちづくり

(一財)世田谷 トラストまちづくり	〈住まい〉 ☎ 6379-1420 FAX 6379-4233	松原6-3-5 (梅丘分庁舎1階)
	〈まちづくり〉 ☎ 6379-1621 FAX 6379-4233	

■土木管理事務所

世田谷 土木管理事務所	☎ 3424-2790 FAX 3424-2501	若林1-34-2
北沢 土木管理事務所	☎ 5486-7010 FAX 3412-6847	代田5-19-1
玉川 土木管理事務所	☎ 3702-4914 FAX 3702-3762	中町4-35-11
砧 土木管理事務所	☎ 3417-9571 FAX 3417-9573	大蔵4-6-2
烏山 土木管理事務所	☎ 3308-8133 FAX 3305-2484	粕谷4-9-27

駐輪場

■区立駐輪場

●京王線

代田橋	☎ FAX 5300-9298 (明大前南)	大原2-21先
明大前南	☎ FAX 5300-9298	松原2-22-6
明大前高架下 (無料)	☎ 6432-7967 FAX 6432-7996	松原1-45先
下高井戸北	☎ FAX 5300-9298 (明大前南)	松原3-31-1
下高井戸南第二		松原3-15-11
下高井戸駅前		赤堤4-40-11
桜上水南	☎ FAX 3303-6495	桜上水4-18-13
八幡山北	☎ FAX 5317-5838 (八幡山北)	上北沢4-35-12
芦花公園北		南烏山3-2-1
烏山地下	☎ FAX 5384-1441 (烏山地下)	南烏山6-2-21
烏山北		南烏山6-6先
烏山北第二		南烏山6-30先
烏山北第三		南烏山4-10-4
新烏山南	☎ FAX 3307-8184	上祖師谷1-37-10
烏山南第二	☎ FAX 3305-5451 (烏山中央)	南烏山5-10-11
烏山南第三		南烏山5-18-19
烏山南第四		南烏山5-20-1
烏山中央		南烏山5-17-23
烏山駅前		南烏山5-13-1
烏山東		南烏山2-25-10

●京王井の頭線

池ノ上	☎ FAX 3481-6251 (北沢タウンホール 1階駐輪場受付)	代沢2-42-18
新代田	☎ 3425-7195 FAX 3425-7196 (世田谷区シルバー 人材センター)	代田6-34-13
東松原	☎ FAX 5300-9298 (明大前南)	松原5-2-12

●小田急線

下北沢北(無料)	☎ 6432-7967 FAX 6432-7996	北沢2-25先
下北沢	☎ FAX 3481-6251 (北沢タウンホール 1階駐輪場受付)	北沢2-2-13
下北沢第二		北沢1-38-10
下北沢第三		北沢1-40-11
下北沢東		北沢1-46先
経堂南	☎ FAX 3439-5190	経堂1-12-11
千歳船橋北	☎ FAX 3428-3756	船橋1-13-2
千歳船橋南	☎ FAX 5477-1133	桜丘2-22-1
千歳船橋西	☎ FAX 3428-3756 (千歳船橋北)	桜丘5-21
成城北第二	☎ FAX 3484-9722	成城6-14-10

●東急田園都市線

池尻大橋	☎FAX 3419-2191 (三軒茶屋北)	池尻3-2先
三軒茶屋中央	☎090-4963-2690	三軒茶屋2-11先
三軒茶屋北	☎FAX 3419-2191 (三軒茶屋北)	太子堂2-16-1
三軒茶屋北第二		太子堂2-20-4
三軒茶屋北第三		太子堂2-16-11
三軒茶屋西	☎FAX 3410-2408 (三軒茶屋西)	太子堂4-20-8
三軒茶屋二丁目		三軒茶屋2-14-9
駒沢	☎FAX 3795-7931	駒沢2-6-17
駒沢第二	☎FAX 3413-4345	上馬4-3-20
桜新町	☎FAX 3427-7346	桜新町2-7-15
用賀	☎FAX 3707-6241	用賀4-5-5先
用賀西	☎FAX 3700-7917 (用賀西)	用賀4-9-8
用賀西第二		用賀4-10先
二子玉川西	☎FAX 3709-2815 (二子玉川西)	玉川3-15-3
二子玉川西多摩堤		玉川1-12-7先

●東急大井町線

等々力	☎FAX 3705-3741	等々力3-2-2
尾山台	☎FAX 5706-9455 (尾山台)	尾山台3-34-14
九品仏南		奥沢6-25-9
上野毛北	☎FAX 3702-3869	上野毛1-27-13
自由が丘駅第一	☎FAX 3722-7371	奥沢5-42-14

●東急世田谷線

松原	☎ 3425-7195	赤堤4-1-1先
上町	FAX 3425-7196 (世田谷区シルバー人材センター)	世田谷3-3先ほか
世田谷駅南	☎ 3439-5190 (経堂南)	世田谷4-7-16

■民営駐輪場

●京王線

京王サイクルパーク 明大前	☎042-490-6815 FAX 042-490-6819 (京王不動産株式会社)	松原2-46-1
明大前駅前 駐輪場	☎0120-162-088 (緊急連絡先コールセンター)	松原2-22
ショウワパーク 下高井戸駐輪場	☎0120-961-895 (CSPパーキングサポート)	赤堤4-37-11
三井住友銀行 下高井戸支店 お客様駐輪場	☎0120-773-281 (サイカパーキングコールセンター)	赤堤4-47-10
京王サイクルパーク 桜上水北	☎042-490-6815 FAX 042-490-6819 (京王不動産株式会社)	桜上水5-29
京王サイクルパーク 桜上水C		桜上水5-24
京王サイクルパーク 桜上水駅前		桜上水5-29-52
京王サイクルパーク 桜上水駅南口		桜上水5-24-9

アップルパーク 桜上水駐輪場第1	☎0120-363-863 (株式会社アップルパークコールセンター)	桜上水5-24
TOBU PARK 桜上水駅南口駐輪場	☎0120-162-088 (お客様コールセンター)	桜上水5-26
京王サイクルパーク 八幡山東	☎042-490-6815 FAX 042-490-6819 (京王不動産株式会社)	上北沢4-36
サイクルプラザ 八幡山	☎5835-4523 (有限会社ジェイシステム)	八幡山3-34
サイクルプラザ 八幡山 第2	☎5835-4523 (有限会社ジェイシステム)	八幡山3-34
京王サイクルパーク 芦花公園暫定駐輪場	☎5317-6263 FAX 5317-6261 (京王電鉄株式会社)	南烏山2-18先
サイクルパーク 芦花公園駅前	☎0120-787-825 (株式会社モーリス)	南烏山3-1
サイクルタイム ズ千歳烏山	☎0120-77-8924 (パーク24株式会社)	南烏山4-10-7
三井のリパーク 千歳烏山	☎0120-325-130 (リパークコールセンター)	南烏山6-5-1
三井のリパーク 千歳烏山駅前第2		南烏山5-10-5
さくら駐輪場 千歳烏山第1	☎6454-1147 (PIJサポートセンター)	南烏山6-6-5
さくら駐輪場 千歳烏山第2		南烏山6-6-4
さくら駐輪場 千歳烏山第5		南烏山5-34-12
さくら駐輪場 千歳烏山第6		南烏山5-34-13
アップルパーク ライフ千歳烏山 店駐輪場	☎0120-811-033 (株式会社アップルパークコールセンター)	南烏山5-32-1
クリアビル駐輪場	☎0120-963-984 (株式会社アップルパークコールセンター)	南烏山4-12-7

●京王井の頭線

京王サイクルパーク 下北沢	☎042-490-6815 FAX 042-490-6819 (京王不動産株式会社)	北沢1-38-16
京王サイクルパーク 下北沢2	☎042-490-6815 FAX 042-490-6819 (京王不動産株式会社)	北沢2-6-2

●小田急線

オダクル東北沢 第1	☎FAX 3469-8367 (オダクル代々木上原管理事務所)	北沢1-21
三井のリパーク 下北沢駅前 駐輪場	☎0120-325-130 (リパークコールセンター)	北沢2-23-4
下北沢駅南西口前 駐輪場	☎0120-356-621 (NCDサポートセンター)	北沢2-22
世田谷代田第1 駐輪場 (小田急)	☎050-3786-3305 (アイテックコールセンター)	代田3-57



オダクル世田谷代田第2	☎ FAX 3469-8367 (オダクル代々木上原管理事務所)	代田2-31
オダクル梅ヶ丘第1	☎ FAX 3428-8729 (オダクル豪徳寺第3管理事務所)	梅丘1-29
オダクル梅ヶ丘OX		梅丘1-31
オダクル梅ヶ丘第2		梅丘1-43-40
オダクル豪徳寺第2		豪徳寺1-43
オダクル豪徳寺第3		宮坂2-26-1
オダクルマルシェ豪徳寺		豪徳寺1-24
オダクル経堂第1	☎ FAX 3706-3091 (オダクル経堂第1管理事務所)	宮坂3-1-23
オダクル経堂第2		経堂2-14先
オダクル経堂第3		経堂3-2-14
オダクル経堂コルティ		経堂2-1-33
オダクル経堂東口高架下店舗(小田急)		宮坂3-1-31
オダクル経堂駅東側商業施設A・Bエリア		宮坂3-1
三井のリパーク経堂		経堂2-3-1
三井のリパーク経堂駅前第2駐輪場	☎ 0120-325-130 (リパークコールセンター)	経堂2-4-17
三井のリパーク経堂駅前第3駐輪場		経堂2-2
アップルパークピーコックストア経堂店駐輪場	☎ 0120-363-863 (株式会社アップルパークコールセンター)	宮坂2-19-5
サイクルステーション Coin's 千歳船橋	☎ 0120-963-791 (コールセンター)	桜丘2-19-9
オダクル千歳船橋第1	☎ FAX 5450-1451 (オダクル千歳船橋第1管理事務所)	経堂4-18-24
オダクル千歳船橋第2		船橋1-10
オダクル千歳船橋第3		桜丘5-21
オダクル千歳船橋第4		桜丘5-47
オダクルマルシェ千歳船橋		船橋1-9-45
オダクル千歳船橋OX		経堂4-18-38

オダクル祖師ヶ谷大蔵第1	☎ FAX 3789-5440 (オダクル祖師ヶ谷大蔵第1管理事務所)	祖師谷1-7-25
オダクル祖師ヶ谷大蔵第2		祖師谷3-2-13
オダクルマルシェ祖師ヶ谷大蔵		祖師谷3-1-7
三井のリパーク祖師ヶ谷大蔵	☎ 0120-325-130 (リパークコールセンター)	祖師谷3-1-20
三井のリパーク祖師ヶ谷大蔵駅前第2		砧8-11-1
サイカパークリそな銀行祖師谷支店特約駐輪場	☎ 0120-773-281 (サイカパーキングコールセンター)	祖師谷3-1-21
オダクル成城学園前第1	☎ FAX 3416-3219 (オダクル成城学園前第1管理事務所)	成城2-38-9
オダクル成城学園前第2	☎ FAX 3789-0156 (オダクル成城学園前第2管理事務所)	成城5-1-1
TOBU PARK成城学園前駅南口駐輪場	☎ 5619-6356 FAX 5619-6358 (東武不動産株式会社)	成城2-40
三井のリパーク三井住友銀行成城支店駐輪場	☎ 0120-325-130 (リパークコールセンター)	成城2-34-14
オダクル喜多見第1	☎ FAX 5438-4433 (オダクル喜多見店舗管理事務所)	喜多見9-1-34
オダクル喜多見第3		喜多見9-25
オダクル喜多見第4		喜多見9-25

●東急田園都市線

キャロットタワー駐輪場	☎ 3663-4604	太子堂4-1-1
サイカパーク三軒茶屋駐輪場A・Bエリア	☎ 0120-773-281 (サイカパーキングコールセンター)	三軒茶屋2-16-11
テンプル大学駐輪場		太子堂1-14-29
パートナー駒沢大学駅前第1駐輪場	☎ 0120-8107-12 (フリーダイヤル)	上馬4-3-5
三井のリパーク桜新町駅前	☎ 0120-325-130 (リパークコールセンター)	桜新町2-9-2
世田谷ビジネススクエア駐輪場	☎ 6435-6160 FAX 6435-6366 (NPO法人 Been)	用賀4-10-1
用賀2丁目駐輪場	☎ 0120-8107-12 (フリーダイヤル)	用賀2-33-22
FPC用賀ビル屋上駐輪場	☎ 3718-1600 FAX 3724-9739 (株式会社SBPコミュニケーションズ)	用賀4-3-1
東急二子玉川駅駐輪場	☎ 3708-3914 (東急二子玉川駅駐輪場)	玉川2-24



二子玉川ライズ 第1駐輪場	☎0120-356-621 (NCD サポートセンター)	玉川2-22-12 ステーションマーケット2F
二子玉川ライズ 第2駐輪場		玉川2-21-1 リバーフロント B1
二子玉川ライズ 第3駐輪場		玉川2-2-1 バースモール2F
二子玉川ライズ 第4駐輪場		玉川1-14-1 テラスマーケット1F
二子玉川ライズ 第5駐輪場		玉川1-14-1 テラスマーケット1F
玉川高島屋 S・C駐輪場 (西館)	☎3709-2222 (玉川高島屋 S・C代表番号)	玉川3-16-22
玉川高島屋 S・C駐輪場 (アイビーズ プレイス)		玉川4-1-25
柳小路錦町 駐輪場		玉川3-13-1

●東急大井町線

東急上野毛駅 駐輪場	☎044-863-7166 FAX044-866-2088 (東急電鉄株式会社)	上野毛1-41-4
---------------	--	-----------

●東急目黒線

東急奥沢駅 駐輪場	☎5483-8871 FAX5483-8872 (東急電鉄株式会社)	奥沢2-9-20
--------------	--	----------

■レンタサイクルポート

●世田谷区・IHIコミュニティサイクルポート

桜上水南	☎FAX3303-6495	桜上水 4-18-13
経堂駅前	☎FAX3426-0016	経堂2-1-38先
三軒茶屋中央	☎090-4811-0905	三軒茶屋 2-11先
桜新町	☎FAX3427-7346	桜新町2-7-15
等々力	☎FAX3705-3741	等々力3-2-2

●レンタサイクルポート

三軒茶屋北	☎FAX3419-2191	太子堂2-16-1
成城北第二	☎FAX3484-9722	成城6-14-10

■放置自転車等保管所

世田谷区自転車コールセンター	☎3424-4191
----------------	------------

区民施設

🅐車いす用駐車場あり 🅑エレベーターあり 🅒車いす用トイレあり 🅓オストメイト対応トイレあり

ホ：ホール 集：集会所 会：会議室 和：和室 多：多目的ホール 料：料理講習室 音：音楽室
 体：体育室 大：大広間 茶：茶室 絵：絵画・工芸室 展：展望エリア

■スカイキャロット展望ロビー

東京都心等の眺望や飲食場所としてご利用できます。

〈利用時間〉午前9時30分～午後11時

スカイキャロット展望ロビー 🅐 🅑 🅒	☎5430-1185	太子堂4-1-1 (キャロットタワー 26階)	展 午前9時30分～午後11時 オークラレストランスカイキャロット レストラン (午前11時～午後10時) カフェ (午前10時～午後10時) 休 第2水曜、年末年始
------------------------	------------	----------------------------	---

■区民会館

文化祭、講演会、音楽会、映画会等にご利用ください(有料)。

※車でのご来場はご遠慮ください。

〈利用時間〉午前9時～午後10時

〈利用申込み〉6か月前の1日から現地で。

※世田谷区民会館は、12か月前の1日から(申込受付停止中。再開はホームページ等で周知)

※多数のときは抽選(抽選時期等は各区民会館ホームページ等でご確認ください)。

世田谷区民会館 (休館)	☎5432-2837	世田谷4-21-27	令和3年1月5日より休館中
世田谷区民会館別館 「三茶しゃれなあどホール」 🅑 🅒	☎3411-6636	太子堂2-16-7 (三軒茶屋分庁舎5階)	集 3室(200人、36人、27人) 休 第4水曜、年末年始
北沢区民会館 「北沢タウンホール」 🅐 🅑 🅒	☎5478-8006	北沢2-8-18	ホ (294席)、集 4室(36～80人) 休 第1・3月曜、年末年始



ホ	集	会	和	多	料	ホ	集	会	和	多	料
音	体	大	茶	絵		音	体	大	茶	絵	
ホ : ホール 集 : 集会所 会 : 会議室 和 : 和室 多 : 多目的ホール 料 : 料理講習室						音 : 音楽室 体 : 体育室 大 : 大広間 茶 : 茶室 絵 : 絵画・工芸室					

北沢区民会館別館 「梅丘パークホール」	☎ 5300-3220	松原6-4-1	集 (120人) 休 第1・3月曜、年末年始
玉川区民会館 「玉川せせらぎホール」 P 音 体 大	☎ 3702-1675	等々力3-4-1	ホ (392席) 集 5室 (36人、30人、36人、48人、48人) 休 第2・4月曜、年末年始
玉川区民会館別館 「上用賀アートホール」 音 体 大	☎ 3708-4455	上用賀5-14-1-102	集 (118人) 休 第2・4月曜、年末年始
砧区民会館 「成城ホール」 P 音 体 大	☎ 3482-1313	成城6-2-1	ホ (397席) 集 5室 (24人、24人、36人、63人、63人) 休 第1・3月曜、年末年始
烏山区民会館 P 音 体 大	☎ 3326-3511	南烏山6-2-19 (烏山区民センター内)	ホ (384席)、集 (120人) 休 第1・3月曜、年末年始

■区民センター

様々な区民活動のために地域に開かれた施設です。個人利用できる時間帯もあります(個人利用以外は有料)。

〈利用時間〉 午前9時～午後10時(年末年始はいつでも休館)

〈利用申込み〉 個人利用以外は「けやきネット」(➡152頁)

太子堂区民センター 音 体 大	☎ 3422-1101	太子堂1-14-20	会 茶 音 体 和	休 第1・3月曜
弦巻区民センター P 音 体 大	☎ 3426-9624	弦巻1-26-11	会 多 茶 音 体 料 大 オレンジルーム	休 第2・4月曜
宮坂区民センター 音 体 大	☎ 3706-3501	宮坂1-24-6	会 体 多 大 和	休 第3月曜
桜丘区民センター P 音 体 大	☎ 3439-0541	桜丘5-14-1 (別館桜丘ホール・別館 会議室は、桜丘2-22-1)	会 料 音 大 集会室兼体育室 別館桜丘ホール・別 館会議室	休 第2・4月曜
代田区民センター P 音 体 大	☎ 6407-8408	代田6-34-13	会 多 音 和 すべての時間帯で 「けやきネット」の利 用申込みが必要	休 第1・3月曜
奥沢区民センター 音 体 大	☎ 3720-1973	奥沢3-31-6 本館 奥沢5-40-6 別館	会	休 第2月曜・ 第4日曜
玉川台区民センター P 音 体 大	☎ 3709-4161	玉川台1-6-15	会 茶 音 体 大	休 第2・4月曜
深沢区民センター P 音 体 大	☎ 3705-4761	深沢4-33-11	会 料 大 集会室兼体育室	休 第1・3月曜
鎌田区民センター P 音 体 大	☎ 3709-4311	鎌田3-35-1	会 茶 音 料 絵 大	休 第1・3月曜
上北沢区民センター P 音 体 大	☎ 3290-3701	上北沢3-8-9	会 音 多 大 料 和	休 第2・4月曜
粕谷区民センター P 音 体 大	☎ 3305-3131	粕谷4-13-6	会 音 多 大 和	休 第2・4月曜
烏山区民センター P 音 体 大	☎ 3326-3511	南烏山6-2-19	会 茶 音 体 料 大	休 第1・3月曜



ホ : ホール 集 : 集会所 会 : 会議室 和 : 和室 多 : 多目的ホール 料 : 料理講習室
音 : 音楽室 体 : 体育室 大 : 大広間 茶 : 茶室 絵 : 絵画・工芸室

■地区会館

地域のコミュニティ活動や文化的活動等にご利用ください。和室・大広間は個人利用もできます(個人利用以外は有料)。

〈利用時間〉午前9時～午後10時(年末年始、施設管理日はいずれも休館)

〈利用申込み〉個人利用以外は「けやきネット」(▶152頁)

問世田谷総合支所 生涯学習・施設担当
☎5432-2835 ㊚5432-3032

池尻地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	池尻2-3-11 ☎3422-1777	会 大
三宿地区会館 ㊚	三宿2-7-10	会 大 和
世田谷地区会館 ㊚	世田谷2-25-10	会 料 大
経堂地区会館 ㊚ ㊚	経堂3-37-13 ☎3428-9237	会 大 和
経堂地区会館別館 P ㊚ ㊚	経堂3-1-15 ☎3427-6855	会
経堂南地区会館 ㊚ ㊚ ㊚	経堂5-21-6	会 大 和
下馬地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	下馬4-13-4 ☎3421-7469	会 大 和
下馬南地区会館 ㊚ ㊚	下馬6-41-6	会 大
野沢地区会館 ㊚ ㊚	野沢1-8-14	会 大
中里地区会館 ㊚ ㊚	上馬2-24-17	会 大 和
上馬地区会館 ㊚ ㊚ ㊚	上馬4-10-17 ☎3421-5567	会 多 音 大

問北沢総合支所 生涯学習・施設担当
☎5478-8045 ㊚5478-8004

花見堂地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	代田1-13-14 ☎3414-2836	会 音
代田地区会館 ㊚	代田4-14-3	大 和
守山地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	代田6-21-5 ☎6407-1685	会 多
梅丘地区会館 ㊚ ㊚ ㊚	梅丘1-61-16 ☎3428-2262	会 大 和
代沢東地区会館 ㊚ ㊚	代沢1-31-8	会 大 和
代沢地区会館 ㊚ ㊚	代沢5-8-19 ☎3413-4448	会 料 大 和
北沢地区会館 ㊚ ㊚	北沢3-3-10 ☎3460-5795	会 料 大 和
松原地区会館 ㊚ ㊚ ㊚	松原5-17-6	会 大 和
桜上水南地区会館 ㊚ ㊚	桜上水3-4-11	会 大 和

問玉川総合支所 生涯学習・施設担当
☎3702-1636 ㊚3702-0942

東玉川地区会館 P ㊚ ㊚	東玉川1-19-15	会 大 和
奥沢東地区会館 ㊚ ㊚	奥沢2-9-28	会 大 和
九品仏地区会館 ㊚ ㊚	奥沢7-34-3	会
奥沢地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	奥沢7-35-4 ☎3703-6611	会 料
玉堤地区会館 ㊚ ㊚	玉堤1-12-18	会 大 和
尾山台地区会館 ㊚ ㊚ ㊚	等々力2-17-14 ☎3703-0211	会 音 大 和
用賀地区会館 ㊚ ㊚	用賀4-38-16	会 大 和
二子玉川地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	玉川4-4-5 ☎3709-6261	会 大 料
二子玉川地区会館別館 ㊚ ㊚	玉川3-27-1	会
瀬田地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	瀬田4-18-11	会 大 和
新町地区会館 P ㊚ ㊚	新町2-21-10	会 大 和
深沢地区会館 ㊚ ㊚	深沢1-14-22	会 大
駒沢地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	駒沢3-13-5 ☎3419-6633	会 大 和
上野毛地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	中町2-33-11 ☎3705-8866	会 大 和
等々力地区会館 ㊚ ㊚ ㊚	等々力3-25-16	会 大 和

問砧総合支所 生涯学習・施設担当
☎3482-2001 ㊚3482-1655

祖師谷地区会館 ㊚ ㊚	祖師谷3-30-30	会 大 和
船橋地区会館 ㊚ ㊚	船橋3-11-8	会 大
千歳台地区会館 ㊚ ㊚	千歳台3-31-9	会 料 大 和
喜多見東地区会館 P ㊚ ㊚ ㊚	喜多見5-11-10	会 大
喜多見地区会館 ㊚	喜多見8-23-23	会 大 和



木：ホール 集：集会所 会：会議室 和：和室 多：多目的ホール 料：料理講習室
 音：音楽室 体：体育室 大：大広間 茶：茶室 絵：絵画・工芸室

宇奈根地区会館 ☎️	宇奈根2-23-20	会 大 和
岡本地区会館 ☎️	岡本1-25-4	会 料 大 和
大蔵地区会館 ☎️	砧3-5-6	会 大 和
砧地区会館 ☎️	砧8-2-21	会 大 和

問烏山総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎️3326-9376 ☎️3326-1050

上北沢地区会館 P ☎️	上北沢2-1-3 ☎️3302-4205	会 料 大
上祖師谷地区会館 ☎️	上祖師谷4-5-6	会 大 和
給田地区会館 ☎️	給田3-14-7	会 大 和
北烏山地区会館	北烏山9-25-26	会 大 和

■区民集会所

地域のコミュニティ活動や文化的活動等に利用できます(有料)。

〈利用時間〉午前9時～午後10時(年末年始、施設管理日はいずれも休館)

〈利用申込み〉「けやきネット」(➡️152頁)

問世田谷総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎️5432-2835 ☎️5432-3032

池尻区民集会所 ☎️	池尻3-27-21
三軒茶屋区民集会所 ☎️	太子堂2-17-1
丸山区民集会所 ☎️	三軒茶屋2-32-14
弦巻区民集会所 ☎️	弦巻5-1-18
下馬区民集会所 ☎️	下馬3-14-9
野沢区民集会所 ☎️	野沢4-24-1 (ヴィルヌーブタワー駒沢2階)
若林区民集会所 ☎️	若林1-34-2

六所橋区民集会所 ☎️	赤堤2-10-13
松沢区民集会所 ☎️	赤堤5-31-5

問玉川総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎️3702-1636 ☎️3702-0942

上野毛区民集会所	上野毛1-26-14
野毛区民集会所	野毛2-4-4
用賀区民集会所	用賀4-10-6
中町区民集会所 ☎️	中町4-15-6
桜新町区民集会所 P ☎️	桜新町1-30-14

問北沢総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎️5478-8045 ☎️5478-8004

新代田区民集会所 ☎️	羽根木1-6-14
羽根木区民集会所 ☎️	羽根木2-8-6 (東松原ハイム1階)
大原区民集会所	大原1-16-16 (シルクロードビル1階)
下北沢区民集会所	北沢2-26-6 (モンブランビル地下/3階)
北沢南区民集会所 ☎️	北沢3-25-8
北沢区民集会所 ☎️	北沢4-24-22

問砧総合支所 生涯学習・施設担当
 ☎️3482-2001 ☎️3482-1655

砧総合支所区民集会所 P ☎️	成城6-2-1
祖師谷区民集会所 P ☎️	祖師谷4-1-23
希望丘区民集会所 P ☎️	船橋6-25-1
鎌田区民集会所 ☎️	鎌田2-1-24
山野区民集会所 ☎️	砧1-11-3 (都営砧一丁目アパート内)

八幡山区民集会所 ♿ ♿	八幡山3-32-26 (区営八幡山三丁目第2 アパート内)
上祖師谷一丁目区民集会所 ♿ ♿	上祖師谷1-24-2 (区営上祖師谷一丁目第2 アパート内)

南烏山区民集会所 ♿ ♿ ♿	南烏山3-23-7 (芦花パークヒル3・2階)
寺町通り区民集会所 ♿ ♿ ♿	北烏山5-1-4

■区民フロアー（活動フロアー、活動コーナー）

まちづくりセンター（➡52頁～）に、地区で公共的、公益的な活動を行う団体が利用できる活動フロアー等を設置しています（無料）。

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）（➡123頁）

●世田谷地域

池尻あんしんすこやかセンター	☎5433-2512 FAX3418-5261	池尻3-27-21	池尻1～3、 池尻4（1～32番）、 三宿1・2
太子堂あんしんすこやかセンター	☎5486-9726 FAX5486-9750	太子堂2-17-1 2階	太子堂1～5、 三軒茶屋1
若林あんしんすこやかセンター	☎5431-3527 FAX5431-3528	若林1-34-2	若林1～5、 三軒茶屋2
上町あんしんすこやかセンター	☎5450-3481 FAX5450-8005	世田谷1-23-5 2階	世田谷1～4、桜1～3、 弦巻1～5
経堂あんしんすこやかセンター	☎5451-5580 FAX5451-5582	宮坂1-44-29	宮坂1～3、桜丘1～5、 経堂1～5
下馬あんしんすこやかセンター	☎3422-7218 FAX3414-5225	下馬4-13-4	下馬1～6、野沢1～4
上馬あんしんすこやかセンター	☎5430-8059 FAX5430-8085	上馬4-10-17	上馬1～5、駒沢1・2

●北沢地域

梅丘あんしんすこやかセンター	☎5426-1957 FAX5426-1959	梅丘1-61-16	代田1～3、梅丘1～3、 豪徳寺1・2
代沢あんしんすこやかセンター	☎5432-0533 FAX5433-9684	代沢5-1-15	代沢1～5、 池尻4（33～39番）
新代田あんしんすこやかセンター	☎5355-3402 FAX3323-3523	羽根木1-6-14	代田4～6、羽根木1・2、 大原1・2
北沢あんしんすこやかセンター	☎5478-9101 FAX5478-8072	北沢2-8-18 (北沢タウンホール地下1階)	北沢1～5
松原あんしんすこやかセンター	☎3323-2511 FAX5300-0212	松原5-43-28	松原1～6
松沢あんしんすこやかセンター	☎3325-2352 FAX5300-0031	赤堤5-31-5	赤堤1～5、桜上水1～5

●玉川地域

奥沢あんしんすこやかセンター	☎6421-9131 FAX6421-9137	奥沢3-15-7	東玉川1・2、奥沢1～3
九品仏あんしんすこやかセンター	☎6411-6047 FAX6411-6048	奥沢7-35-4	玉川田園調布1・2、 奥沢4～8
等々力あんしんすこやかセンター	☎3705-6528 FAX3703-5221	等々力3-4-1 (玉川総合支所2階)	玉堤1・2、等々力1～8、 尾山台1～3
上野毛あんしんすこやかセンター	☎3703-8956 FAX3703-5222	中町2-33-11	上野毛1～4、野毛1～3、 中町1～5
用賀あんしんすこやかセンター	☎3708-4457 FAX3700-6511	用賀2-29-22 2階	上用賀1～6、用賀1～4、 玉川台1・2

二子玉川 あんしんすこやかセンター	☎ 5797-5516 FAX 3700-0677	玉川4-4-5 2階	玉川1～4、瀬田1～5
深沢あんしんすこやかセンター	☎ 5779-6670 FAX 3418-5271	駒沢4-33-12	駒沢3～5、駒沢公園、 新町1～3、桜新町1・2、 深沢1～8

● 砧地域

祖師谷あんしんすこやかセンター	☎ 3789-4589 FAX 3789-4591	祖師谷4-1-23	祖師谷1～6、 千歳台1・2
成城あんしんすこやかセンター	☎ 3483-8600 FAX 3483-8731	成城6-3-10	成城1～9
船橋あんしんすこやかセンター	☎ 3482-3276 FAX 5490-3288	船橋4-3-2	船橋1～7、 千歳台3～6
喜多見あんしんすこやかセンター	☎ 3415-2313 FAX 3415-2314	喜多見5-11-10	喜多見1～9、宇奈根1～3、 鎌田1～4
砧あんしんすこやかセンター	☎ 3416-3217 FAX 3416-3250	砧5-8-18	岡本1～3、大蔵1～6、 砧1～8、砧公園

● 烏山地域






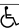

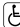

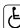




上北沢あんしんすこやかセンター	☎ 3306-1511 FAX 3329-1005	上北沢4-32-9	上北沢1～5、 八幡山1～3
上祖師谷 あんしんすこやかセンター	☎ 5315-5577 FAX 3305-6333	上祖師谷2-7-6	上祖師谷1～7、 粕谷1～4
烏山あんしんすこやかセンター	☎ 3307-1198 FAX 3300-6885	南烏山6-2-19 (烏山区民センター 2階)	給田1～5、南烏山1～6、 北烏山1～9

※あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

高齢の方の施設

 車いす用駐車場あり
  エレベーターあり
 車いす用トイレあり
  オストメイト対応トイレあり

■ 高齢の方の集会・交流施設

せたがや がやがや館 (健康増進・交流施設)    	☎ 6450-7908 FAX 3410-6940 池尻2-3-11 3・4階	高齢の方を中心とした多世代の方々の健康増進と交流の場として 利用できます。交流室、多目的室、会議室、娯楽室、運動室、レス トランほか 午前9時～午後10時 〔休〕第3日曜、12月28日～1月4日
ひだまり友遊会館   	☎ 3419-2341 FAX 3413-9444 若林4-37-8	高齢の方の憩いの場として利用できます。会議室等の団体利用も できます。会議室、講習室、休養室、体育室、囲碁将棋室、生涯現 役情報ステーション、とまり木ステーションほか 午前9時～午後10時 〔休〕第2日曜、12月28日～1月4日
北烏山東 敬老会館  	☎ 6304-3176 北烏山2-2-6	昼間は高齢の方の娯楽、憩いの施設として、夜間は一般団体の集 会施設として利用可。 〔休〕12月28日～1月4日 〈夜間の団体利用申込み〉けやきネット(➡152頁)
桜高齢者 集会所	☎ 6304-3176 桜1-2-19	昼間は高齢者団体優先ですが空きがあれば一般団体も利用可。 〔休〕12月28日～1月4日 〈利用申込み〉昼間分：市民活動推進課 ☎ 6304-3176 (上馬高齢者集会所多目的ホールのみ：けやきネット) 夜間分：けやきネット(➡152頁)
上馬高齢者 集会所  	☎ 6304-3176 上馬4-36-9	
土と農の交流園   	☎ FAX 5374-1291 桜上水2-11-1	〔休〕12月29日～1月4日 団体で和室(夜間)・研修室(日中・夜間)を利用できます。希望日 の1か月前から電話、ファクシミリで申込みできます。受付時間は 午前9時～午後5時です。

■養護老人ホーム

友愛ホーム ☎ 3416-3164 ☎ 3416-5782	砧 3-9-11
-------------------------------------	-------------

■介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (50音順)

エリザベート成城 ☎ 3789-8100 FAX 3789-8144	成城 8-27-24
上北沢ホーム ☎ 3306-5155 FAX 3306-1222	上北沢 1-28-17
きたざわ苑 ☎ 5453-5620 FAX 5453-5621	北沢 5-24-18
喜多見ホーム ☎ 5727-1161 FAX 5727-1164	喜多見 7-20-26
砧ホーム ☎ 5429-6239 FAX 3416-3494	砧 3-9-11
久我山園 ☎ 3309-3211 FAX 3326-6054	北烏山 2-14-14
さくらほうむ ☎ 6809-7603 FAX 6809-7604	弦巻 3-3-17
下馬の家 ☎ 6805-5620 FAX 6805-5805	下馬 2-25-8
寿満ホーム かみきたざわ ☎ 6824-9080 FAX 3302-5520	上北沢 1-32-11
成城アルテンハイム ☎ 3483-8001 FAX 3483-8002	成城 6-13-17
世田谷希望丘ホーム ☎ 5316-5388 FAX 5316-5387	船橋 6-25-25
せたがや給田乃杜 ☎ 5384-7277 FAX 5384-2011	給田 5-3-5
第2有隣ホーム ☎ 3482-3911 FAX 3483-3938	船橋 2-15-38
千歳敬心苑 ☎ 3307-1165 FAX 3307-1140	給田 5-9-5
弦巻の家 ☎ 6413-7880 FAX 6413-7875	弦巻 5-34-5
東京敬寿園 ☎ 5313-0008 FAX 3308-0303	上祖師谷 7-1-1
ときわぎ世田谷 ☎ 6413-8571 FAX 6413-8572	下馬 2-3-10
等々力共愛ホームズ ☎ 5706-6588 FAX 5706-6597	等々力 1-24-11
等々力の家 ☎ 5752-0030 FAX 5752-0029	等々力 8-26-16
博水の郷 ☎ 5491-0340 FAX 5491-0343	鎌田 3-16-6
ハートハウス成城 ☎ 3416-5820 FAX 3416-5821	成城 3-2-9
ハートフル若林 ☎ 6805-4517 FAX 6805-4518	若林 5-38-20
フレンズホーム ☎ 3422-7211 FAX 3422-7227	下馬 2-21-11
フォーライフ桃郷 ☎ 3300-1600 FAX 3300-1607	北烏山 7-8-11
深沢共愛ホームズ ☎ 5760-6331 FAX 5760-6821	深沢 1-32-21
有隣ホーム ☎ 3484-0600 FAX 3484-5503	船橋 2-15-38

ラ・ストーリーア 馬事公苑 ☎ 6804-4835 FAX 6804-4836	上用賀 4-15-12
ラペニ子玉川 ☎ 6805-6678 FAX 6805-6621	瀬田 4-5-5
芦花ホーム ☎ 5317-1094 FAX 5317-1093	粕谷 2-23-1

■介護老人保健施設 (50音順)

うなね杏霞苑 ☎ 5494-5566 FAX 5494-5567	宇奈根 3-12-29
梅ヶ丘 ☎ 6379-0427 FAX 6379-0428	松原 6-37-1 (東京リハビリ テーションセン ター世田谷内)
サンセール世田谷大蔵 ☎ 5727-9535 FAX 5727-9530	大蔵 1-3-22
玉川すばる ☎ 5797-5525 FAX 5797-5530	瀬田 4-1-14
ビバ・フローラ ☎ 3420-7115 FAX 3420-3690	世田谷 1-16-2
ふかさわ ☎ 3701-1164 FAX 3701-1181	深沢 1-9-3
ホスピア喜多見 ☎ 5494-5963 FAX 5494-5967	喜多見 3-4-30
ホスピア三軒茶屋 ☎ 5430-5963 FAX 3419-7162	三軒茶屋 1-16-13
ホスピア玉川 ☎ 5494-5963 FAX 5494-5967	宇奈根 2-2-5
ろうけんくがやま ☎ 3309-8546 FAX 3309-8547	北烏山 2-14-20

■認知症高齢者グループホーム (50音順)

愛の家グループホーム 桜新町 ☎ 5426-2630 FAX 5426-2640	弦巻 4-23-17
あかり ☎ 6411-2301 FAX 5429-1212	千歳台 3-26-15
いきいきの家 二子玉川 ☎ 5494-8831 FAX 5494-8832	宇奈根 1-25-11
ウェルファー ☎ 5355-3700 FAX 5355-3771	代田 4-4-6
奥沢・共愛 ☎ 5706-7811 FAX 5706-7813	奥沢 7-50-13
かたらい ☎ 3308-0155 FAX 5314-2570	上祖師谷 6-7-23
烏山グループホーム くつろぎ ☎ 5384-2571 FAX 5384-2597	南烏山 4-28-3
喜多見グループホーム かつらの木 ☎ 5429-6191 FAX 5429-6192	喜多見 7-20-11
砧愛の園 ☎ 5429-6433 FAX 5429-6435	砧 3-9-19
砧茶の花 ☎ 5727-0730 FAX 3417-0733	砧 7-3-10
木下の介護グループ ホーム烏山 ☎ 5384-7037 FAX 3307-5871	北烏山 9-9-7
木下の介護グループ ホーム千歳烏山 ☎ 5315-7518 FAX 5313-0621	北烏山 3-16-10
きらら奥沢 ☎ 5754-5262 FAX 3728-1501	奥沢 3-2-17



きらら世田谷野沢	☎5787-0067 FAX 3487-0125	野沢 2-6-8
きらら千歳船橋	☎5490-9577 FAX 5490-9576	千歳台 2-31-20
クローバーハウス 駒沢	☎3410-1868 FAX 3410-1865	駒沢 2-3-5
クローバーハウス 若林	☎6453-2239 FAX 6453-2238	若林 2-22-14
さくらの家	☎5477-2171 FAX 5477-2179	桜丘 4-7-17
成城さくらそう	☎5315-5270 FAX 3326-5271	上祖師谷 4-20-10
せらび芦花公園	☎6304-6541 FAX 6304-6622	粕谷 2-7-16
ソラスト上用賀	☎5491-7071 FAX 5491-2011	上用賀 3-13-12
たのしい家宇奈根	☎5727-9521 FAX 3415-1921	宇奈根 1-34-12
たのしい家上野毛	☎5752-1631 FAX 3701-6821	上野毛 1-21-14
たのしい家喜多見	☎5727-0021 FAX 3749-6021	喜多見 4-9-15
ちいさな手 ふれあいの街世田谷	☎FAX 5490-6565	祖師谷 4-30-18
ちとせ	☎5490-7080 FAX 5490-7081	千歳台 4-2-1
千歳台さくらそう	☎3483-3730 FAX 3483-3731	千歳台 5-20-4
チューレポート	☎FAX 5451-3282	世田谷 1-4-3
ツクイ世田谷宇奈 根グループホーム	☎5727-2255 FAX 5727-2266	宇奈根 2-15-18
つどい島田家	☎5374-1330 FAX 5374-1332	八幡山 3-24-7
中町グループホーム ふるさと	☎5758-2003 FAX 5706-7026	中町 3-29-2
ニチイケアセンター 用賀	☎5491-5172 FAX 5491-5173	用賀 3-9-12
ノテ深沢	☎6432-3890 FAX 6432-3896	深沢 7-17-20
ハートフル若林	☎6805-4517 FAX 6805-4518	若林 5-38-20
ハイムガーデン 世田谷	☎6411-1290 FAX 6411-1291	宇奈根 2-26-7
PAO経堂	☎5799-3070 FAX 5799-3071	経堂 5-37-3
花みず木	☎5429-6245 FAX 3416-6503	岡本 3-19-9
花物語 せたがや西	☎5490-7287 FAX 5490-7288	祖師谷 6-5-31
花物語 せたがや南	☎5727-9487 FAX 5727-9512	宇奈根 1-3-6
花物語 とどろき	☎5758-1317 FAX 5758-1318	等々力 5-28-2
花物語 はちまんやま	☎5316-2287 FAX 5316-2288	八幡山 3-18-12
ひかり世田谷 宇奈根	☎5716-3660 FAX 5716-3661	宇奈根 1-18-6

マザアスホーム だんらん世田谷	☎6411-0361 FAX 6411-0362	砧 1-34-5
ももちゃん	☎5490-7063 FAX 5490-7064	千歳台 5-22-1 (千歳台はなク リニック3階)
やまぼうし	☎5716-6950 FAX 5716-6952	玉川 4-13-7-101 (シティコートニ 子玉川17号棟1階)
優っくりグループ ホーム池尻	☎5779-9133 FAX 5432-9021	池尻 2-3-45
優っくりグループ ホーム鎌田	☎5491-5897 FAX 5491-5898	鎌田 3-31-19
優っくりグループ ホーム喜多見	☎5727-0641 FAX 5727-0645	喜多見 3-10-15
優っくりグループ ホーム下馬	☎6805-5627 FAX 6805-5727	下馬 2-25-8


■小規模多機能型居宅介護 (50音順)

愛・小規模多機能 等々力	☎5758-7430 FAX 5758-7417	等々力 2-8-5 (フェリーチェ 等々力1階)
砧愛の園小規模多 機能型居宅介護	☎5429-6433 FAX 5429-6435	砧 3-9-19
小規模多機能型居 宅介護ノテ梅丘	☎6413-9385 FAX 6413-9386	梅丘 1-2-18
小規模多機能型居 宅介護ノテ深沢	☎6432-3891 FAX 6432-3895	深沢 7-17-20
小規模多機能型居宅 介護ハートフル若林	☎6805-4517 FAX 6805-4518	若林 5-38-20
小規模多機能 きらら奥沢	☎5754-5261 FAX 3728-1501	奥沢 3-2-17
小規模多機能 つどい八幡山	☎5374-1333 FAX 5374-1332	八幡山 3-24-7
小規模多機能 深沢の杜	☎5760-6721 FAX 5760-6751	深沢 1-32-21
小規模多機能ホーム 三宿	☎5787-8753 FAX 3795-1133	三宿1-8-19 (亀井ビル3階)
小規模多機能ホーム みんなち	☎5490-7601 FAX 5490-7602	千歳台 4-2-1
世田谷希望丘 コロボケアセンター	☎5316-5385 FAX 5316-5387	船橋 6-25-25
パナソニックエイジ フリーケアセンター 世田谷南烏山・ 小規模多機能	☎5969-1522 FAX 3326-8031	南烏山 2-19-1
優っくり 小規模多 機能介護池尻	☎5779-9134 FAX 5432-9022	池尻 2-3-45
優っくり 小規模多 機能介護奥沢	☎5726-9560 FAX 5726-9561	奥沢 2-23-1
優っくり 小規模多 機能介護下馬	☎6805-5623 FAX 6805-5753	下馬 2-25-8

■看護小規模多機能型居宅介護 (50音順)

看多機 かえりえ給田	☎050-1752-7124 FAX050-3730-9265	給田 1-1-11
看多機 かえりえ成城	☎050-1751-5639 FAX050-3737-9107	成城 1-1-9
看多機 かえりえ用賀	☎050-1753-5905 FAX050-3852-0173	用賀 3-6-3
ナースケア・リビング 世田谷中町	☎6411-6422 FAX6411-6433	中町5-9-9 (コミュニティプラザ4階)
優つくり 看護小規模 多機能介護喜多見	☎5727-0642 FAX5727-0645	喜多見 3-10-15
優つくり 看護小規模 多機能介護三軒茶屋	☎6453-2451 FAX6453-2452	三軒茶屋 2-32-14
優つくり 看護小規模 多機能介護弦巻	☎6413-7806 FAX6413-7826	弦巻 5-34-5

■ショートステイ施設

ケアプラスホテル 瀬田ステイ 	☎5491-7017 FAX5491-7018	瀬田 1-25-4
--	----------------------------	--------------

■都市型軽費老人ホーム (50音順)

愛の家世田谷鎌田	☎5491-6400 FAX5491-6401	鎌田 3-24-13
ケアハウス赤堤	☎5355-1666 FAX5355-1650	赤堤 5-33-7
ケアハウス宇奈根	☎6411-8761 FAX6411-8771	宇奈根 2-23-24
ケアハウス共愛	☎5760-6731 FAX5760-6751	深沢 1-32-21
ケアハウス 世田谷大蔵	☎6411-0781 FAX6411-0782	大蔵 5-2-7
ケアハウス 世田谷船橋	☎5316-5507 FAX3304-8808	船橋 5-34-2
ケアハウス 二子玉川	☎6805-6047 FAX6805-6048	鎌田 2-15-3
セントラル 世田谷桜	☎6413-1751 FAX6413-1753	桜 3-29-8
トラスト希望丘	☎5316-5377 FAX5316-5376	船橋 6-25-25
夢のみずうみ村 新樹苑	☎6379-9822 FAX6379-9829	八幡山 3-18-27
緑風	☎3789-8100 FAX3789-8144	成城 8-27-24

■高齢の方の施設 (区立)

認知症在宅生活 サポートセンター	☎6379-4315 FAX6379-4316	松原 6-37-10 (保健医療福祉 総合プラザ1階)
---------------------	----------------------------	--------------------------------------

■高齢の方の施設 (民立)

東京リハビリテー ションセンター 世田谷	☎6379-0427 FAX6379-0428	松原 6-37-1
----------------------------	----------------------------	--------------

全区的な保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内で、民間事業者が運営する高齢者・障害者支援施設。介護や看護等の様々なサービスを提供します。

障害のある方の施設




■障害のある方の施設 (区立)

保健センター専門 相談課	☎6265-7561 FAX6265-7549	松原 6-37-10 (保健医療福祉 総合プラザ2階)
-----------------	----------------------------	--------------------------------------

心身に障害のある方に、医師や各種専門スタッフが相談・評価を行っています。


〈受付時間〉

月～金曜 午前9時～午後5時 (祝・休日、年末年始を除く)

障害者休養ホーム ひまわり荘   	☎3428-3301 FAX3426-3013	上用賀 5-24-18
--	----------------------------	----------------

宿泊のほか、休養室、和室、訓練室 (健康プログラム外)、診察室 (健康相談)、浴室、オープン利用パソコン、会議室、緊急一時保護の利用ができます。

※宿泊：3連泊まで、1泊2食付・1人1,700円




 月曜、年末年始

身体障害者自立 体験ホーム なかまっち	☎5758-2626 FAX5707-2828	中町 2-17-21
---------------------------	----------------------------	---------------

身体障害のある方に生活体験の場を提供し、地域で自立した生活ができるよう支援します。

知的障害者生活寮 「松原けやき寮」	☎3325-7117 FAX3325-7194	松原 6-43-17 3階
----------------------	----------------------------	---------------------

就労等支援を受け、または就労している知的障害のある方に生活の場を提供し、地域で自立した生活ができるよう支援します。

発達障害相談・ 療育センター 「げんき」   	☎5727-2236 FAX5727-2238	大蔵 2-10-18 (大蔵二丁目 複合型子ども 支援センター 2・3階)
---	----------------------------	--

発達障害に関するあらゆる相談に応じます。

■障害のある方の施設 (民立)

東京リハビリテー ションセンター 世田谷	☎6379-0427 FAX6379-0428	松原 6-37-1
----------------------------	----------------------------	--------------

全区的な保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内で、民間事業者が運営する高齢者・障害者支援施設。介護や相談・支援等の様々なサービスを提供します。

■生活介護 (区立) (50音順)

梅丘ウッドペッカー の森※1	☎FAX3327-5917	松原 6-4-1 地下1階
岡本福祉作業ホーム ※2	☎3415-3366 FAX3415-4976	岡本 2-33-24
奥沢福祉園	☎5758-3546 FAX5758-3548	奥沢 6-29-2

烏山福祉作業所 ※3	☎ 3326-8001 FAX 3326-8010	北烏山 1-29-15
給田福祉園	☎ 3308-9361 FAX 3308-9362	給田 5-2-7
九品仏生活実習所	☎ 3703-1519 FAX 3703-1493	奥沢 7-39-13
九品仏生活実習所 中町分場	☎ 5706-7301 FAX 5706-7330	中町 2-25-17 2階
駒沢生活実習所	☎ 5430-6311 FAX 5430-6314	弦巻 2-1-5
桜上水福祉園	☎ 5317-6395 FAX 5317-6397	桜上水 2-13-16
すまいる梅丘	☎ 3425-5710 FAX 3426-6995	梅丘 1-36-2-101
世田谷福祉作業所 ※4	☎ 3414-0141 FAX 3412-1084	下馬 2-31-6
千歳台福祉園	☎ 3789-9801 FAX 3789-9802	千歳台 3-31-9
ほほえみ経堂	☎ 5451-5151 FAX 5451-5153	経堂 3-6-24
三宿つくしんぼ ホーム	☎ 3411-4711 FAX 5481-3734	三宿 2-30-7

※1「梅丘ウッドペッカーの森」は就労継続支援B型事業も実施。

※2「岡本福祉作業ホーム」は就労移行支援・就労継続支援B型事業も実施。

※3「烏山福祉作業所」は就労継続支援B型事業も実施。

※4「世田谷福祉作業所」は就労移行支援・就労継続支援B型事業も実施。

■生活介護(民立)(50音順)

あけぼの学園※1	☎ 3413-6781 FAX 3413-6919	三宿 2-30-9
あゆみ園	☎ 3466-0812 FAX 3466-0881	目黒区大橋 2-19-1
泉の家※2	☎ 3417-3451 FAX 3417-3463	岡本 2-33-23
イタル成城	☎ 6277-9911 FAX 3483-8911	成城 8-27-11
おおらか学園	☎ 3426-2323 FAX 3706-7242	船橋 1-30-9
ケアセンターふらっと ※3	☎ 5712-5105 FAX 3410-3813	下馬 2-20-14 1階
コイノニア かみきた※4	☎ 5316-2251 FAX 5316-2252	上北沢 1-32-14
障害者支援施設 梅ヶ丘※5	☎ 6379-0625 FAX 6379-0628	松原 6-37-1 (東京リハビリ テーションセン ター世田谷内)
玉堤つどいの家	☎ 5706-6951 FAX 5706-6952	玉堤 2-3-1 1階
にこにこみやさか	☎ 6413-7585 FAX 6413-7586	宮坂 2-26-17 (ソーワ豪徳寺 マンション1階)

東北沢つどいの家	☎ 3465-1832 FAX 5453-0354	北沢 4-24-22
友愛園※6	☎ 3416-3161 FAX 3417-5126	砧 3-9-11
友愛デイサービス センター	☎ FAX 3416-0262	砧 3-9-11
わくわく祖師谷※7	☎ 3789-8727 FAX 3789-8728	祖師谷 3-21-1

※1「あけぼの学園」は児童発達支援事業(重症心身障害児)も実施。

※2「泉の家」は就労継続支援B型事業も実施。

※3「ケアセンターふらっと」は自立訓練(生活訓練)事業も実施。

※4「コイノニアかみきた」は就労継続支援B型事業も実施。

※5「障害者支援施設梅ヶ丘」は自立訓練(機能訓練・生活訓練)、施設入所支援事業も実施。

※6「友愛園」は施設入所支援事業も実施。

※7「わくわく祖師谷」は就労継続支援B型事業も実施。

■就労移行支援(区立)(50音順)

砧工房分場 キタミ・クリーン ファーム	☎ 3749-3880 FAX 3749-3885	喜多見 7-3-1
障害者就労支援セ ンターすきっぷ	☎ 3302-7911 FAX 3302-7925	船橋 5-33-1

■就労移行支援(民立)(50音順)

グディ	☎ 5787-5777 FAX 5787-5755	駒沢 2-11-1 (集花園ビル 4階B)
さら就労塾 @ぼれ ぼれ	☎ 6407-0935 FAX 6407-1503	北沢 2-8-18 (北沢タウン ホール1階)
就労移行支援事業所 T&E	☎ 3709-0802 FAX 3709-0863	上用賀 5-5-10 (万葉ビル4階)
Do-will	☎ FAX 6432-7878	用賀 3-11-15 (C・Iビル2階)

■就労継続支援A型(民立)(50音順)

しごとも	☎ FAX 3704-0029	等々力 6-10-19
しごとも 中目黒事業所	☎ FAX 5708-5578	目黒区中目黒 3-6-3-801

■就労移行支援・就労継続支援B型(区立)(50音順)

岡本福祉作業ホーム※1	☎ 3415-3366 FAX 3415-4976	岡本 2-33-24
岡本福祉作業ホーム玉堤分場	☎ 5707-9431 FAX 5707-9433	玉堤 2-3-1 地下1階
砧工房	☎ 3417-4604 FAX 3417-3342	砧 4-32-14
世田谷福祉作業所※2	☎ 3414-0141 FAX 3412-1084	下馬 2-31-6
玉川福祉作業所	☎ 3707-0498 FAX 3707-7589	玉川 1-7-2

※1「岡本福祉作業ホーム」は生活介護事業も実施。

※2「世田谷福祉作業所」は生活介護事業も実施。

■就労移行支援・就労継続支援B型(民立)(50音順)

さわやかはーとあーす世田谷	☎ 6413-0610 FAX 6413-7455	上用賀 4-16-11
就労支援施設ゆに(UNI)※	☎ 5797-2343 FAX 3708-4334	上用賀 5-14-1 (上用賀アートホール2階)
世田谷更生館	☎ 3416-7131 FAX 3415-5221	砧 3-9-11

※「ゆに(UNI)」は自立訓練(生活訓練)も実施。

また、改修工事に伴い、令和5年9月～令和6年3月末まで上用賀4-16-12へ移転予定。

■就労継続支援B型(区立)(50音順)

梅丘ウッドペッカーの森※1	☎ FAX 3327-5917	松原 6-4-1 地下1階
烏山福祉作業所※2	☎ 3326-8001 FAX 3326-8010	北烏山 1-29-15
下馬福祉工房	☎ 5712-5103 FAX 3410-3812	下馬 2-20-14 2階
玉川福祉作業所等々力分場	☎ 5707-1330 FAX 5707-1332	等々力 2-13-4

※1「梅丘ウッドペッカーの森」は生活介護事業も実施。

※2「烏山福祉作業所」は生活介護事業も実施。

■就労継続支援B型(民立)(50音順)

アディクション リハビリテーション センター すとおりの※1	☎ 3704-7344 FAX 3704-7341	桜新町 1-8-6
アン	☎ FAX 3702-5523	深沢 3-26-18 (サンワード深沢101)
アンシェーヌ藍 (Factory藍分場)	☎ FAX 5430-3671	三軒茶屋 1-36-8 (由上ビル2階)
泉の家※2	☎ 3417-3451 FAX 3417-3463	岡本 2-33-23
エイト	☎ 3469-5055 FAX 3485-3633	北沢 5-23-27 (廣瀬ビル1階)

ガーデンカフェ ときそら	☎ 6805-2174 FAX 6805-2312	野沢 3-14-1
風の谷プロジェクト	☎ FAX 3484-0395	船橋 2-21-28
上町工房	☎ FAX 3706-0645	世田谷 3-9-1
喜多見夢工房	☎ 3430-5400 FAX 5761-7749	喜多見 9-1-35
喜多見夢工房分室	☎ 6411-0388	喜多見 8-1-4 (河野ビル1F)
喫茶室パイン	☎ 3303-1237 FAX 5374-5055	上北沢 2-1-1 (都立松沢病院内)
Crazy Cats	☎ FAX 3420-1982	梅丘 1-21-9 (大津ビル2階)
コイノニア かみきた※3	☎ 5316-2251 FAX 5316-2252	上北沢 1-32-14
coto coto (喫茶室パイン分場)	☎ 6379-8155 FAX 5374-5055	上北沢 4-11-6 (渡部ビル1F)
さくら美術工房	☎ FAX 6317-3014	粕谷 4-20-18 (幸栄マンション211)
社会就労センター パイ焼き窯	☎ 3702-0459 FAX 3702-0439	等々力 2-36-13
就労支援施設 ゆに(UNI)分場 フェリーチェ	☎ 5761-9175 FAX 5761-9315	喜多見 9-2-33
白梅福祉作業所	☎ 3325-5407 FAX 3325-5056	松原 6-43-17
ちぐさ企画	☎ 3305-1830 FAX 6909-1750	北烏山 1-8-2 (NTKビル2階)
TODAY喜多見	☎ 5761-9417 FAX 5761-9418	喜多見 9-3-13 (ラピュータ1階)
Naviolけやき	☎ 3421-8701 FAX 5779-7494	上馬 3-7-8 (トーヨーBLDG)
nicoRe	☎ 3482-8967 FAX 6751-0405	祖師谷 3-4-8 (石田ビル1階)
nicoワークス (nicoRe分場)	☎ FAX 6751-0405	祖師谷 3-27-3 (祖師谷事務所)
にゃんこの館	☎ FAX 3482-5052	千歳台 3-3-16 (HN千歳台ビル4階)
のぞみ園	☎ 5376-7761 FAX 5376-7762	赤堤 4-27-14
ハーモニー	☎ FAX 5477-3225	世田谷 3-4-1 (アップビル2階)
パイ焼き茶房	☎ FAX 3703-0415	等々力 2-18-1



パイ焼き茶房分室	☎ FAX 3701-0041	尾山台 3-9-8 (ダイヤ石上ビル403)
Factory藍	☎ 3412-1366 FAX 3412-1364	若林 5-2-9 (三喜ビル3階)
まごの手便	☎ 3324-2391 FAX 3324-0848	松原 3-25-16 (ライズビアー パートシモタ カ1・2階)
まもりやま工房	☎ 3460-9019 FAX 3460-9034	代田 6-21-5
用賀福祉作業所	☎ 3708-5061 FAX 3708-5062	用賀 4-7-1
リバティ世田谷	☎ FAX 6450-9970	三軒茶屋 1-29-13 (ハイツ三軒茶 屋2C-2)
ワークランド・フレンドパーク	☎ FAX 5374-3895	上北沢 5-4-1
わくわく祖師谷※4	☎ 3789-8727 FAX 3789-8728	祖師谷 3-21-1

※1「アディクションリハビリテーションセンターすとおりい」は自立訓練(生活訓練)事業も実施。

※2「泉の家」は生活介護事業も実施。

※3「コイノニアかみきた」は生活介護事業も実施。

※4「わくわく祖師谷」は生活介護事業も実施。

■就労定着支援(区立)(50音順)

砧工房	☎ 3417-4604 FAX 3417-3342	砧 4-32-14
障害者就労支援センターすきっぷ	☎ 3302-7911 FAX 3302-7925	船橋 5-33-1
玉川福祉作業所	☎ 3707-0498 FAX 3707-7589	玉川 1-7-2

■就労定着支援(民立)(50音順)

グディ	☎ 5787-5777 FAX 5787-5755	駒沢 2-11-1 (集花園ビル4階B)
さら就労塾@ぽればれ	☎ 6407-0935 FAX 6407-1503	北沢 2-8-18 (北沢タウン ホール1階)
しごと	☎ FAX 3704-0029	等々力 6-10-19
就労移行支援事業所T&E	☎ 3709-0802 FAX 3709-0863	上用賀 5-5-10 (万葉ビル4階)
Do-will	☎ FAX 6432-7878	用賀 3-11-15 (C・Iビル2階)
Naviolけやき	☎ 3421-8701 FAX 5779-7494	上馬 3-7-8 (トーヨーBLDG)

■自立訓練(民立)(50音順)

アディクションリハビリテーションセンターすとおりい(生活訓練)※1	☎ 3704-7344 FAX 3704-7341	桜新町 1-8-6
ケアセンターふらっと(生活訓練)※2	☎ 5712-5105 FAX 3410-3813	下馬 2-20-14 1階
就労支援施設ゆに(UNI)(生活訓練)※3	☎ 5797-2343 FAX 3708-4334	上用賀 5-14-1 (上用賀アート ホール2階)
障害者支援施設梅ヶ丘※4	☎ 6379-0625 FAX 6379-0628	松原 6-37-1 (東京リハビリ テーションセン ター世田谷内)
にこ(生活訓練)	☎ 6316-5612 FAX 6317-2471	宮坂 3-39-1
NEURO REWORK(ニューロリワーク)(生活訓練)	☎ 5787-5941	三軒茶屋 2-2-16 (TKビル4階A)
ヒーリングセンター世田谷(生活訓練)	☎ 6453-2304 FAX 6453-2324	上馬 2-38-3 (早川ビル201)

※1「アディクションリハビリテーションセンターすとおりい」は就労継続支援B型も実施。

※2「ケアセンターふらっと」は生活介護事業も実施。

※3「ゆに(UNI)」は就労移行支援、就労継続支援B型も実施。また、改修工事に伴い、令和5年9月末～令和6年3月末まで上用賀4-16-12へ移転予定。

※4「障害者支援施設梅ヶ丘」は生活介護、施設入所支援事業も実施。

■地域活動支援センター(民立)(50音順)

サポートセンターきぬた	☎ FAX 3483-2471	祖師谷 3-24-1 (TKR祖師ヶ谷 大蔵202)
地域活動支援センター陽だまりの庭	☎ FAX 3416-4669	成城 2-3-33
地域生活支援センターMOTA	☎ 3325-0951 FAX 3325-9519	松原 3-40-7 (パインフィー ルドビル201)

■共同生活援助(主に身体・知的障害の方)(民立)(50音順)※重複障害の方も利用可

グループホームえにし	☎ 3306-1622 FAX 3329-4512	桜上水 5-3-29
グループホームここから	☎ 5315-7884 FAX 5315-7885	北烏山 3-11-5
バンブル	☎ 6277-9311 FAX 3483-5911	成城 8-27-11

■共同生活援助(主に身体障害の方)(民立)

さぎそうハウス	☎ 6750-4630 FAX 6750-4629	北烏山 8-6-12
---------	------------------------------	---------------

■共同生活援助(主に知的障害の方)(民立)(50音順)

アイリスホーム 世田谷	☎0120-939-095 FAX06-6155-7595	宮坂 2-4-1
US喜多見	☎FAX4283-2940	喜多見 2-6-38
アネモネ	☎FAX6411-1066	宇奈根 2-15-15
アント	☎FAX6279-5282	成城 9-24-14
宇奈根 あーゆるハウス	☎FAX6411-0679	宇奈根 2-9-26
Garden藍Ⅰ・Ⅱ	☎FAX6453-1980	若林 4-25-14
からすやまホーム	☎FAX6750-5255	南烏山 1-9-20
桐花荘	☎FAX3484-3789	船橋 2-21-8
グランシエル桜丘 1・2	☎FAX6804-4824	桜丘 3-33-29
グランシエル明大前 1・2	☎FAX6379-2668	松原 1-27-14
グループホーム 赤堤	☎FAX6304-7705	赤堤 5-29-7
グループホーム こいのにあ	☎5316-2251 FAX5316-2252	上北沢 1-32-14
グループホーム Joy	☎FAX6805-5181	下馬 1-2-15
グループホーム Smiley	☎FAX5969-8132	北烏山 1-55-5
グループホーム・ スマイルちとから	☎FAX0422-47-6022	粕谷 3-29-8
グループホーム HARU宇奈根	☎6411-8426 FAX6411-8427	宇奈根 2-14-18
グループホーム ビートル喜多見	☎6805-8690 FAX6805-8691	喜多見 5-4-21
ゴールドクレスト	☎FAX3484-8746	上祖師谷 4-25-15
さわやかはーと あーす世田谷	☎6413-0610 FAX6413-7455	上用賀 4-16-11
シェリルハウス 世田谷	☎6319-2727	祖師谷 6-32-13
シェリルハウス 世田谷若林	☎6804-4537	若林 5-20-15
生活支援ホーム 世田谷	☎5727-1450 FAX5727-1460	宇奈根 2-7-19
第12いたるホーム カノンⅠ・Ⅱ	☎FAX6909-1262	北烏山 4-38-4
ちゃお上北沢	☎0422-28-5051 FAX0422-28-5052	上北沢 5-24-10
ちゃお三軒茶屋	☎0422-28-5051 FAX0422-28-5052	三軒茶屋 1-33-5
どんぐりホーム 上町	☎6413-0351 FAX6413-0352	世田谷 3-9-1
野沢寮	☎FAX3487-7733	野沢 3-3-3
花みずき寮	☎FAX3290-2260	八幡山 3-5-16
プリムラ	☎FAX6413-5680	世田谷 1-12-6
ホープ三軒茶屋	☎3321-4690 FAX5376-7762	三宿 1-15-2
ホーム いるえんぴつ	☎5491-5851 FAX5491-5852	鎌田 3-16-7
ミライハウス 世田谷区代沢	☎6805-3833	代沢 2-21-10
ミライハウス 芦花公園	☎FAX6876-4648	北烏山 1-18-9
私の家せつ烏山	☎3305-4677	北烏山 7-24-2
私の家せつ世田谷	☎5357-8750	上北沢 5-50-31

■共同生活援助(主に精神障害の方)(民立)(50音順)

アイリスホーム奥沢	☎0120-849-153	奥沢
アイリスホーム笹塚		大原
アイリスホーム千歳烏山		南烏山
アイリスホーム笹塚2		大原
アイリスホーム千歳烏山2		南烏山
いちごLiving	☎FAX3325-8876	羽根木
Garden藍Ⅲ	☎3412-8480 FAX5432-9012	野沢
Garden藍Ⅳ	☎FAX5799-7725	世田谷
Garden藍Ⅴ		
グループホームおはな の家(はなみずきの家)	☎6909-0401 FAX6909-0402	給田
グループホームおはな の家(たんぽぽの家)		
グループホームちぐさ (ちぐさハイム)	☎3326-1101 FAX5969-8715	北烏山
グループホームちぐさ (ちぐさホーム)	☎5313-7920 FAX5969-8715	北烏山
グループホームちぐさ (メゾンちぐさ)	☎6658-4920 FAX5969-8715	
グループホームはるの 邑(とどろきの杜)	☎FAX5706-5738	等々力
グループホームはるの 邑(はるの邑)		等々力
グレープバイン	☎FAX6805-5621	下馬
さくらハウス(第1さくら)	☎3309-9511	粕谷
さくらハウス(第2さくら)	☎5384-0755	南烏山
さくらハウス(第3さくら)	☎3307-1923	給田
さくらハウス(第4さくら)	☎5384-0755	南烏山
さくらハウス(第5さくら)	☎6750-5121	南烏山
世田谷ヒーローハウス	☎050-3395-2253	祖師谷
等々力ホーム	☎FAX3702-7702	等々力
等々力ホーム(電Gホーム)		等々力
西田荘	☎6379-8842 FAX6379-8748	南烏山
西田荘 (ユニットメゾンYOU)		赤堤
西田荘 (ユニットベルハイム)		桜上水
西田荘 (ユニットくろがねハイム)		松原
西田荘 (ユニットセンチュリーハイツ)		南烏山
まんまる砦	☎050-5373-3238 FAX4333-7998	砦
「めぐ」	☎FAX3327-5475	赤堤
ラポール八幡山Ⅳ	☎FAX5374-3895	八幡山
ラ・メゾン大原	☎6804-9850 FAX6804-9851	大原

■重度身体障害者グループホーム(民立)

グループホーム きぬた	☎FAX5494-1901	砦 4-25-2
----------------	---------------	-------------

■福祉ホーム(民立)

コーポ友愛	☎3416-3164 FAX3416-5782	砦 3-9-11
-------	----------------------------	-------------

■短期入所・日中ショートステイ(区立)
(50音順)

身体障害者自身体験 ホームなかまっち	☎5758-2626 FAX5707-2828	中町 2-17-21
知的障害者生活寮 「松原けやき寮」	☎3325-7117 FAX3325-7194	松原 6-43-17 3階

※「身体障害者自身体験ホームなかまっち」は緊急短
期入所も実施

※「松原けやき寮」は短期入所のみ



■短期入所・日中ショートステイ(民立)(50音順)

泉の家	☎ 3417-3451 FAX 3417-3463	岡本 2-33-23
ケアこげら 世田谷宇奈根※1	☎(本部) 042-349-6950 FAX 5727-8671	宇奈根 1-8-9
グループホーム えにし※1	☎ 3306-1622 FAX 3329-4512	桜上水 5-3-29
国立成育医療研究 センター もみじの家※1	☎ 3416-0181 FAX 3416-2222	大蔵 2-10-1
重症心身障害児 療育相談センター※2	☎ 3413-6781 FAX 3413-6919	三宿 2-30-9
障害者支援施設 梅ヶ丘※3	☎ 6379-0625 FAX 6379-0628	松原 6-37-1 (東京リハビリテーション センター世田谷内)
生活支援ホーム 世田谷※3	☎ 5727-1450 FAX 5727-1460	宇奈根 2-7-19
短期入所 ここから※1	☎ 5315-7883 FAX 5315-7885	北烏山 3-11-5
短期入所どんぐり ホーム上町※1	☎ 6413-0351 FAX 6413-0352	世田谷 3-9-1
たんぽぽの会池尻 ※1	☎ 5787-5319 FAX 5787-5329	池尻 3-18-12-101
ひかり※2	☎ FAX 6450-8229	代田 2-20-6
ホームいろえんぴつ	☎ 5491-5851 FAX 5491-5852	鎌田 3-16-7
まんまる※4	☎ 6809-8031 FAX 6809-8051	上野毛 2-22-14
みくりキッズくり につくばればれ※2	☎ 3701-1010 FAX 3701-1011	上野毛 2-22-14
みつばち※1	☎ 6277-9011 FAX 3483-7751	成城 8-27-11
やすらぎステイズ	☎ 6804-4580 FAX 6804-4581	上祖師谷 3-17-18
友愛デイサービス センター※1	☎ FAX 3416-0262	砧 3-9-11

※1は短期入所のみ

※2は日中ショートステイのみ

※3は緊急短期入所も実施

※4は短期入所(日中のみ)

■施設入所支援(民立)

障害者支援施設 梅ヶ丘※1	☎ 6379-0625 FAX 6379-0628	松原 6-37-1 (東京リハビリテーション センター世田谷内)
友愛園※2	☎ 3416-3161 FAX 3417-5126	砧 3-9-11

※1生活介護事業、自立訓練事業も実施

※2生活介護事業も実施

■障害のある子どもの通所施設(児童発達支援)(50音順)

愛育学園すみれ	☎ FAX 3416-9778	成城 2-15-8
あけぼの学園※	☎ 3413-6781 FAX 3413-6919	三宿 2-30-9
ABAスクール ペッピーパッチ	☎ 6338-5434	赤堤 2-46-6
Ohana kids ナーサリー	☎ FAX 6411-3377	船橋 1-38-14 (マーブル千歳船橋1階)

子どもの生活研究所 めばえ学園	☎ 3426-2323 FAX 3706-7242	船橋 1-30-9
コペルプラス 千歳船橋教室	☎ 6413-7612 FAX 6413-7613	船橋 1-9-18 (ファミリオ 910 101号)
コペルプラス 千歳船橋第二教室	☎ 5787-7013 FAX 5787-7014	船橋 3-14-12 (アーバニティ ちとふな1階)
てらびあぼけつと 祐天寺教室	☎ 6824-2422 FAX 5787-8686	下馬 5-35-5 (第2T&Fビル1F)
ファースト クラスルーム 自由が丘	☎ 080-9186-0347 FAX 6730-8481	等々力 6-37-12 (糀屋ビル2階)
ファースト クラスルーム ちとふな	☎ 080-4459-4645 FAX 6730-8481	経堂 4-18-7 (カーサグラナダ1F)
障害児保育園 ヘレン経堂	☎ 6413-5606 FAX 6413-5581	宮坂 3-15-15 (子ども・子育て 総合センター2階)
ほわわ花見堂	☎ FAX 6805-6470	代田 1-13-14 (さくら花見堂内)
発達支援つむぎ 池尻ルーム	☎ 6453-2848 FAX 6453-2849	池尻 4-23-16
発達支援つむぎ 駒沢ルーム	☎ 6432-2071 FAX 6432-2090	深沢 2-19-14 (サンライズ会館2階)
幼児グループ にじのこ	☎ FAX 5314-9590	給田 2-7-2
幼児グループ わんぱく	☎ FAX 6805-2996	松原 2-21-18
LITALICOジュニア 自由が丘教室	☎ 5754-6008 FAX 5754-6009	奥沢 4-9-9 (第二小幡ビル3階)
LITALICOジュニア 成城教室	☎ 5490-7635 FAX 5490-7636	成城 6-13-21 (フェニックス成城201)

※「あけぼの学園」は重症心身障害者の生活介護も実施。

■障害のある子どもの通所施設(放課後等デイサービス)(50音順)

あおぞら縁	☎ 6805-5901 FAX 6805-5902	三宿 2-38-7 (加納屋ビル201)
あじさい	☎ 6786-5710 FAX 6954-4891	赤堤 3-2-7 (メゾンYOU 101)
アプリ児童 デイサービス北烏山	☎ 6279-6396 FAX 6279-6397	北烏山 4-34-18
アプリ児童 デイサービス駒沢	☎ 6453-4221 FAX 6453-4331	野沢 2-20-1 (中村ビル1階)
ウイング世田谷	☎ 5799-6481 FAX 5799-6482	世田谷 1-15-11 (ケースクウェア 世田谷ビル1階)
ウイングせたがや 代田	☎ 5787-6426 FAX 5787-6427	若林 5-41-15 (アーヴェイン 世田谷201)
ウイング用賀	☎ 6432-7582 FAX 6432-7583	用賀 2-40-2

CENTERPOLE ADAPTIVE KIDS	☎ 6413-5050 FAX 6413-5718	船橋 1-30-3 (エグゼクティブ船橋 1階B号室)
そらのいろ梅丘	☎ 6413-1610 FAX 6413-1617	梅丘 1-22-4 (グローリア初穂 梅ヶ丘101)
デイサービス にじのこ赤堤	☎ FAX 6379-5266	赤堤 2-43-11 (ベルグ赤堤 壱番館2F)
デイサービス にじのこ給田	☎ FAX 3308-5482	給田 3-14-7 (給田地区会館内)
凸凹Kids すぺいす	☎ FAX 5314-9876	粕谷 4-13-16
テラス児童 デイサービス烏山	☎ 6754-4815 FAX 6315-1817	北烏山 9-3-4 (ピアサン烏山 1階1A号室)
放課後等デイサービス ころん上野毛	☎ FAX 5760-6079	上野毛 1-12-11 (アベニュー上 野毛1階)
放課後等デイサービス フェリチタ	☎ 5316-2160 FAX 5316-2161	上北沢 4-36-23 A105
放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘	☎ 6820-0451 FAX 6820-0452	梅丘 1-23-2 Fullea梅丘1F
放課後等デイサー ビス らしさ	☎ 6379-5035 FAX 6736-0425	松原 5-16-8
わんぱくクラブ 駒沢	☎ FAX 3420-8248	新町 1-3-32
わんぱくクラブ 三軒茶屋	☎ FAX 3414-0302	太子堂 2-17-1 (太子堂複合 施設4階)
ピースホームタウン 駒沢	☎ 6450-7297 FAX 6450-7298	野沢 4-8-22 KANOBUILD2階

■障害のある子どもの通所施設 (児童発達支援・放課後等デイサービス) (50音順)

アプリ児童 デイサービス桜丘	☎ 6432-6812 FAX 6432-6813	桜丘 2-21-3
アプリ児童 デイサービス千歳台	☎ 6277-9973 FAX 6277-9975	千歳台 3-31-20
アプリ児童 デイサービス若林	☎ 6453-2992 FAX 6453-2993	若林 4-2-5
イリス成城	☎ 6318-7993 FAX 4243-2526	成城 9-30-12 (東高成城ペアン ティ三船108号)
運動・学習療育 アップ世田谷教室	☎ 5797-9782 FAX 5797-9783	瀬田 4-27-9 (AMビル2階)
Ohana kids station デイサービス	☎ FAX 6453-4850	若林 3-23-5 (FLAT松陰103)
Casa di tutti みんなのおうち	☎ 5799-6724 FAX 5799-6725	世田谷 1-32-14 (大澤フルーツ ビル1階)

からふるone	☎ 4586-7961 FAX 5787-5945	池尻 3-13-10
カンガルー 療育支援室 世田谷ステーション	☎ 6413-9133 FAX 6413-9134	経堂 5-34-7
KIZUNA 池尻	☎ 6450-7430 FAX 6450-7431	池尻 2-10-12 (アヴェニュー池尻 103号室2階)
きらきら桜新町	☎ 6823-4919 FAX 6823-4920	桜新町 2-1-1 (桜町荘2階)
子育てステーショ ン烏山発達相談室	☎ 5384-7811 FAX 5384-4603	南烏山 5-17-5 (子育てステー ション烏山4階)
子育てステーショ ン桜新町発達相談室	☎ 5426-3521 FAX 3425-8655	桜新町 2-8-1 (世田谷目黒農協 本店ビル内1階)
こどもデイういず	☎ 6805-8910 FAX 6805-8960	喜多見 7-25-17 (サンキューカッスル II 1階7号室)
児童支援事業所 ぶらみんぼーと	☎ 6379-0427 FAX 6379-0428	松原 6-37-1 (東京リハビリテーショ ンセンター世田谷内)
児童デイサービス ここから	☎ 5315-7881 FAX 5315-7885	北烏山 3-11-5
児童デイサービス プラス砧	☎ 6805-8137 FAX 6805-8138	砧 4-10-17 1階
すずらんこども サポートクラブ	☎ FAX 6809-7866	尾山台 2-32-10 (アークファイ ブ尾山台2階)
スタジオそら 上野毛	☎ 6809-7709 FAX 4496-4672	上野毛 1-14-1 (上野毛ステーショ ンヒルズII 202)
スタジオそら 喜多見	☎ 6411-1951 FAX 6701-7334	喜多見 8-15-25 (キタミフォー ラム1階)
スタジオそら 北沢	☎ 5790-9347 FAX 6700-1818	北沢 3-1-3 (SFビル2階)
スタジオそら 用賀	☎ 6447-9938 FAX 4333-7386	用賀 2-36-17 (林ビル2階)
TAKUMI 相師ヶ谷大蔵	☎ 5429-6500 FAX 5429-6501	砧 2-17-7 (E-SPACE 2階)
発達障害相談・療 育センター 「げんき」	☎ 5727-2236 FAX 5727-2238	大蔵 2-10-18 (大蔵二丁目 複合型子ども支援 センター2・3階)
はびねす	☎ 6909-1288(児発) 5315-5047(放デイ) FAX 6909-1340(児発) 6279-6155(放デイ)	南烏山 6-33-33 (ウィスタリアハ ウス2-1階)
プレイ&リズム 希望丘	☎ FAX 3789-6161	船橋 7-8-3
もうひとつのおうち 下馬	☎ FAX 6303-2550	下馬 6-9-3



LITALICOジュニア 駒沢教室	☎ 5779-6236 FAX 5779-6237	野沢 2-34-2 (エマール駒沢大学2F)
ワンステップ倶楽部	☎ FAX 5450-1151	弦巻 4-6-15

■視力障害者の施設

信愛ホーム	☎ 3416-1804 FAX 3415-1319	成城 2-15-3
-------	------------------------------	--------------

■障害のある方の就労支援

障害者就労支援センターしごとねっと	☎ FAX 3418-1432	太子堂 2-15-1 (野村三軒茶屋ビル8階)
障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室	☎ 3302-7927 FAX 3302-7925	船橋 5-33-1
すきっぷ分室クローバー	☎ 5787-4355 FAX 5787-4366	太子堂 2-15-1 (野村三軒茶屋ビル8階)
すきっぷ分室そしがや	☎ 5494-5581 FAX 5494-5582	祖師谷 3-1-3 (小田急線祖師ヶ谷大蔵駅隣接高架下)
障害者就労支援センターゆに(UINI)※	☎ 5797-2343 FAX 3708-4334	上用賀 5-14-1 (上用賀アートホール2階)
障害者就業・生活支援センターアイ-キャリア	☎ FAX 6421-8127	奥沢 3-31-4 (W.OKUSAWA 4階)

※改修工事に伴い、令和5年9月末～令和6年3月末まで上用賀4-16-12へ移転予定。

■障害のある方が働く店舗

喫茶YOU・遊	☎ FAX 3323-8040	赤堤 5-31-5 (松沢まちづくりセンター1階)
喫茶桜ん房	☎ 3482-2291	祖師谷 3-10-4 (砧図書館1階)
喫茶どんぐり	☎ FAX 5374-9119	南烏山 1-10-10 (世田谷文学館1階)

■障害のある方が実習する店舗

喫茶ぴあ粕谷店	☎ FAX 3305-3133	粕谷 4-13-6 (粕谷区民センター1階)
かふえ いろいろ	☎ 6805-7025 FAX 6805-7026	鎌田 3-35-1 (鎌田区民センター1階)

■障害のある方が働く施設の製品等を販売するお店

障害のある方が働く施設の製品や川場村物産品等を販売しています。

フェリーチェ本店	☎ 5761-9175 FAX 5761-9315	喜多見 9-2-33 (小田急線喜多見駅北口交番前)
----------	------------------------------	----------------------------------

午前10時～午後7時 〔休〕日曜、祝・休日、年末年始

フェリーチェ世田谷区役所店	☎ 5761-9175 FAX 5761-9315	世田谷 4-21-27 (世田谷区役所第2庁舎1階ロビー)
---------------	------------------------------	-------------------------------------

午前11時～午後2時 〔休〕土・日曜、祝・休日、年末年始


■障害のある方の施設(その他)

東京都心身障害者福祉センター	☎ 3235-2946 FAX 3235-2968	新宿区神楽河岸1-1 (東京都飯田橋庁舎セントラルプラザ12～15階)
東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎ 3302-7711 FAX 3302-7839	上北沢 2-1-7
世田谷区手話通訳等派遣センター	☎ 5450-2099 FAX 3420-3145	経堂 5-33-13-104
東京手話通訳等派遣センター	☎ 3352-3335 FAX 3354-6868	新宿区新宿 2-15-27 (第3ヒカリビル5階)



福祉関係施設(その他)

■(社福)世田谷区社会福祉協議会

<https://www.setagayashakyo.or.jp/>

世田谷区社会福祉協議会 	☎ 5429-2200 FAX 5429-2204	成城 6-3-10
--	------------------------------	--------------

●地域社会福祉協議会事務所

世田谷地域社会福祉協議会事務所 	☎ 3419-2311 FAX 3419-2354	太子堂 2-12-2 (T-one世田谷ビル5階)
北沢地域社会福祉協議会事務所 	☎ 5787-8537 FAX 5787-8533	北沢 2-11-3 (イサミヤビル3階)
玉川地域社会福祉協議会事務所 	☎ 3702-7777 FAX 3702-7861	等々力 3-4-1 (玉川総合支所2階)
砧地域社会福祉協議会事務所 	☎ 5727-6101 FAX 5727-6103	成城 2-33-15 (成城二丁目事務所棟1階)
烏山地域社会福祉協議会事務所 	☎ 5314-1891 FAX 5314-1893	南烏山 5-18-13 (モリッチビル4階)


●地区事務局(各地区まちづくりセンター内)

池尻地区事務局	☎ 090-9818-3040 FAX 4330-1886	池尻 3-27-21
太子堂地区事務局	☎ 070-3946-9785 FAX 4333-0326	太子堂 2-17-1
若林地区事務局	☎ 070-3946-9786 FAX 6733-7916	若林 1-34-2
上町地区事務局	☎ 070-3946-9787 FAX 6733-7928	世田谷 1-23-5
経堂地区事務局	☎ 070-3946-9788 FAX 6733-7904	宮坂 1-44-29
下馬・野沢地区事務局	☎ 070-3946-9789 FAX 6733-7562	下馬 4-13-4

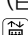
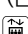


上馬地区事務局	☎070-3946-9790 FAX 6733-7801	上馬 4-10-17
梅丘地区事務局	☎070-3946-9791 FAX 6733-8464	梅丘 1-61-16
代沢地区事務局	☎070-3946-9792 FAX 6733-8307	代沢 5-1-15
新代田地区事務局	☎070-3946-9793 FAX 6733-7915	羽根木 1-6-14
北沢地区事務局	☎070-3946-9794 FAX 6733-8305	北沢 2-8-18
松原地区事務局	☎070-3946-9795 FAX 6733-7910	松原 5-43-28
松沢地区事務局	☎090-9818-2907 FAX 4330-1890	赤堤 5-31-5
奥沢地区事務局	☎070-3946-9796 FAX 6733-7983	奥沢 3-15-7
九品仏地区事務局	☎070-3946-9797 FAX 6733-7937	奥沢 7-35-4
等々力地区事務局	☎070-3946-9798 FAX 6733-8463	等々力 3-4-1
上野毛地区事務局	☎070-3946-9799 FAX 6733-7984	中町 2-33-11
用賀地区事務局	☎090-9818-3740 FAX 4330-1910	用賀 2-29-22
二子玉川地区事務局	☎080-7738-7699 FAX 4243-2501	玉川 4-4-5
深沢地区事務局	☎070-3946-9800 FAX 6733-8505	駒沢 4-33-12
祖師谷地区事務局	☎070-3946-9801 FAX 6733-8434	祖師谷 4-1-23
成城地区事務局	☎070-3946-9802 FAX 6733-8470	成城 6-3-10
船橋地区事務局	☎070-3946-9803 FAX 6733-7973	船橋 4-3-2
喜多見地区事務局	☎070-3946-9804 FAX 6733-7943	喜多見 5-11-10
砧地区事務局	☎080-9418-7736 FAX 4330-1226	砧 5-8-18
上北沢地区事務局	☎090-9818-2773 FAX 4330-1895	上北沢 4-32-9
上祖師谷地区事務局	☎070-3946-9805 FAX 6733-8306	上祖師谷 2-7-6
烏山地区事務局	☎070-3946-9806 FAX 6733-8514	南烏山 6-2-19

身近な地区を基盤として、福祉活動への支援や参加促進、社協の事業やサービスを中心とした利用支援などを通じて福祉のまちづくりに取り組んでいます。

成年後見センター 	☎6411-3950 FAX 6411-2247	成城 6-3-10
---	-----------------------------	--------------

あんしん事業（地域福祉権利擁護事業ほか）や、成年後見制度の情報提供、相談、利用支援等を行っています。

ぷらっとホーム世田谷 （自立相談支援機関） 	☎5431-5355 FAX 5431-5357	太子堂 4-3-1 （STKハイツ3階）
ぷらっとホーム世田谷分室 （自立相談支援機関） 	☎3419-2611（貸付） ☎6805-2787 （住居確保給付金・ 受験生チャレンジ） FAX 6453-2811	太子堂 4-3-2 （DS三軒茶屋 ビル2階）


「生活に困っている」、「就職したい」など、生活上の様々な困難に直面している方が、ご相談いただける相談窓口です。

午前9時～午後5時 休 土・日曜、祝・休日、年末年始


世田谷ひきこもり 相談窓口「リンク」	☎5431-5354 FAX 5431-5357	太子堂 4-3-1 （STKハイツ3階）
-----------------------	-----------------------------	----------------------------

ひきこもりに関するお悩みについて、ご相談いただける相談窓口です。

午前9時～午後5時 休 土・日曜、祝・休日、年末年始


世田谷区ファミリー サポートセンター 	☎5429-1200 FAX 5429-1202	成城 6-3-10
--	-----------------------------	--------------

ボランティア（有償）が保護者に代わり、子どもの一時預かりや、送迎を行います。

日常生活支援係 	☎5429-1180 FAX 5429-1202	成城 6-3-10
--	-----------------------------	--------------

高齢者、障害者、産前産後等で日常生活にお困りごとのある方にボランティア（有償）を紹介します。

■ボランティアセンター、ボランティアビューロー


世田谷ボランティア センター 	☎5712-5101 FAX 3410-3811	下馬 2-20-14 （パーム下馬1階）
--	-----------------------------	----------------------------


火～金曜 午前9時～午後9時

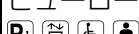
土・日曜 〈ボランティア相談〉午前9時～午後5時

〈会議室利用〉午前9時30分～午後9時

休 月曜、祝・休日

北沢ボランティア ビューロー 	☎3420-2520 FAX 3706-2854	梅丘 1-8-9
--	-----------------------------	-------------

玉川ボランティア ビューロー 	☎3707-3528 FAX 3708-3058	玉川 2-1-15
--	-----------------------------	--------------

砧ボランティア ビューロー準備室 	☎6411-4007 FAX 6411-5888	成城 6-3-10 （成城6丁目 事務所棟1階）
--	-----------------------------	-----------------------------------

烏山ボランティア ビューロー	☎6909-0333 FAX 6909-0355	上祖師谷 1-11-14 （アンハイム102）
-------------------	-----------------------------	-------------------------------

午前10時～午後5時 休 日曜、祝・休日

（社福）世田谷ボランティア協会（➡135頁）

☎5712-5101 FAX 3410-3811

■福祉移動サービスを行うNPO（50音順）

国際福祉環境推進 機構	☎FAX 3410-8176	野沢 2-32-3
----------------	----------------	--------------

世田谷ミニキャブ 区民の会	☎3329-8353 FAX 3329-8475	八幡山 1-7-6
------------------	-----------------------------	--------------

たつなみ会	☎5450-3751 FAX 5450-3752	世田谷 3-5-19
-------	-----------------------------	---------------

はあと世田谷	☎5727-1216 FAX 3417-1010	砧 4-1-10
--------	-----------------------------	-------------

ハートフル かみんぐ	☎5727-8360 FAX 5727-8301	喜多見 2-10-12-202
---------------	-----------------------------	--------------------



ハンディキャブを 走らせる会	☎ 3427-6060 FAX 3304-9280	豪徳寺 1-55-25-103
ヒューマンハーバー 世田谷	☎ 3487-5081 FAX 3422-9281	野沢 3-4-18-102

■福祉施設 (その他)

世田谷区福祉 人材育成・研修 センター	☎ 6379-4280 FAX 6379-4281	松原 6-37-10 (保健医療福祉 総合プラザ1階)
世田谷区福祉 移動支援センター 「そとでる」	☎ 5316-6621 FAX 3329-8311	八幡山 1-7-6

保育園 (50音順)

■区立保育園

赤堤保育園	☎ 3324-1721 FAX 3324-1722	赤堤 4-1-10
池尻保育園	☎ 3410-6730 FAX 3410-6762	池尻 2-3-11
大蔵保育園	☎ 3416-8551 FAX 3416-8552	砧 4-5-12
奥沢保育園	☎ 3717-0922 FAX 3717-0916	奥沢 2-3-11
上馬保育園	☎ 3424-8190 FAX 3424-7371	上馬 5-29-13
上北沢保育園	☎ 3302-9045 FAX 3302-9047	上北沢 4-25-3
上祖師谷保育園	☎ 3307-1556 FAX 3307-1738	上祖師谷 1-16-17
上祖師谷南保育園	☎ 3326-3581 FAX 3326-3582	上祖師谷 4-6-7
上用賀保育園	☎ 3425-1079 FAX 3425-1467	上用賀 4-2-10
烏山北保育園	☎ 3308-2727 FAX 3308-2879	北烏山 3-13-35
喜多見保育園	☎ 3416-5082 FAX 3416-5081	成城 3-18-20
希望丘保育園	☎ 3302-5814 FAX 3302-5815	船橋 6-25-1
給田保育園	☎ 3309-3408 FAX 3309-3459	給田 2-13-6
豪徳寺保育園	☎ 3425-8861 FAX 3425-8862	豪徳寺 1-34-2
小梅保育園	☎ 3417-2841 FAX 3417-2842	喜多見 2-10-41-101
駒沢保育園	☎ 3418-4031 FAX 3418-4032	野沢 4-22-2
桜保育園	☎ 3426-3761 FAX 3426-3762	桜 2-18-3
三軒茶屋保育園	☎ 3418-2841 FAX 3418-2842	三軒茶屋 1-23-4
下馬保育園	☎ 3412-9839 FAX 3412-9740	下馬 5-32-11

新町保育園	☎ 3418-4531 FAX 3418-4532	駒沢 4-3-1
世田谷保育園	☎ 3414-5065 FAX 3414-5026	若林 5-27-18
太子堂保育園	☎ 3414-3565 FAX 3414-3582	太子堂 5-24-27
玉川保育園	☎ 3700-8458 FAX 3700-8448	玉川 4-16-6
弦巻保育園	☎ 3426-1626 FAX 3426-1639	弦巻 3-15-5
等々力中央保育園	☎ 3705-2005 FAX 3705-2006	等々力 4-19-18
中町保育園	☎ 3705-0753 FAX 3705-0754	中町 3-27-2
西弦巻保育園	☎ 3425-6970 FAX 3425-6979	弦巻 5-13-5
西之谷保育園	☎ 3326-4071 FAX 3326-4072	北烏山 6-12-21
八幡山保育園	☎ 3302-3730 FAX 3302-3731	粕谷 2-22-3 (芦花小中敷地内)
東弦巻保育園	☎ 3425-6721 FAX 3425-6722	弦巻 2-29-17
ふじみ保育園	☎ 3709-4881 FAX 3709-4888	上用賀 5-19-6
船橋東保育園	☎ 3302-9567 FAX 3302-9572	船橋 5-14-19
松沢保育園	☎ 3302-3029 FAX 3302-3039	上北沢 1-32-3
松原北保育園	☎ 3328-0141 FAX 3328-0142	松原 1-11-4
守山保育園	☎ 3460-3066 FAX 3460-3039	代田 6-21-5
三宿保育園	☎ 3413-4406 FAX 3413-4258	三宿 2-37-3
南大蔵保育園	☎ 3417-3671 FAX 3417-3668	大蔵 1-7-11
南奥沢保育園	☎ 3727-9309 FAX 3727-9770	奥沢 1-2-13
南桜丘保育園	☎ 3425-6925 FAX 3425-6940	桜丘 3-10-18
南八幡山保育園	☎ 3329-5021 FAX 3329-5022	八幡山 3-9-20-101
用賀保育園	☎ 3700-1945 FAX 3700-1949	用賀 2-29-22
用賀保育園分園	☎ 3700-7031 FAX 3700-7032	用賀 2-28-20
芦花保育園	☎ 3326-0551 FAX 3326-0552	南烏山 2-30-17-101
わかくさ保育園	☎ 3425-4541 FAX 3425-4537	経堂 1-25-11
若竹保育園	☎ 3469-0695 FAX 3469-0698	北沢 5-18-4

■私立保育園

青い空保育園	☎3700-6914	岡本 2-5-11
葵みこころ保育園	☎6450-9047	代沢 3-27-4
赤堤ゆりの木 保育園	☎6304-3961	赤堤 1-20-17
あそびの森 ゆう	☎6413-1222	梅丘 1-31-36
あそびの森 ゆう+ (たす)	☎6450-7557	代田 3-56-19
いいほいくえん 用賀	☎6413-0423	弦巻 4-10-5
いいほいくえん 用賀分園	☎3707-4042	用賀 3-12-19
池尻かもめ保育園	☎5433-1311	池尻 2-5-8
いずみの園保育園	☎5316-6605	上北沢 4-19-2
いずみ保育園	☎5752-8911	深沢 1-14-23
宇奈根なごやか園	☎5727-0036	宇奈根 2-7-16
梅丘至誠保育園	☎6413-9171	松原 6-6-9
梅丘至誠パーチェ	☎6265-7120	松原 6-41-7
梅丘なごみ保育園	☎5779-7534	梅丘 2-11-9
えにつくす八幡山 保育園	☎5357-8499	八幡山 3-21-15
大蔵ふたば保育園	☎3415-1298	大蔵 3-1-20
おおわだ保育園 世田谷豪徳寺	☎6265-7556	赤堤 2-15-14
岡本こもれび 保育園	☎3416-6116	岡本 3-20-10
おともだち保育園	☎3422-2232	下馬 2-21-11
おともだち保育園 分園こまつなぎ	☎5433-3230	下馬 1-42-1
おともだち保育園 分園こまどめ	☎5431-5070	下馬 4-18-1 (駒留中学校内)
おともだち・ララ 保育園	☎3410-5258	下馬 2-25-12
おひさま保育園	☎5707-3888	尾山台 3-33-2
尾山台保育園	☎5758-0012	尾山台 1-1-6
尾山台みどり 保育園	☎6411-2880	尾山台 3-29-2
オーリーピア保育園	☎5431-3766	上馬 4-12-3
風の丘めぐみ保育園 森棟	☎6265-7411	代田 4-32-19

風の丘めぐみ保育園 風棟	☎6265-7411	代田 4-4-2
Gakkenほいくえん 砧	☎5727-9351	砧 5-20-14
Gakkenほいくえん 等々力	☎5752-1711	等々力 4-2-12
かほる保育園	☎6432-3420	上野毛 3-11-1
鎌田のびやか園	☎6411-0351	鎌田 4-12-17
鎌田のびやか園 分園	☎6411-4491	成城 6-13-2 (住友生命ビル1階)
上北沢こぐま 保育園	☎5357-8531	上北沢 1-32-10
上町しぜんの国 保育園	☎3420-4169	世田谷 2-10-10
上用賀青い空 保育園	☎6413-5291	上用賀 6-8-17
上用賀青い空 保育園分園森の家	☎6805-7678	上用賀 5-15-1 (用賀中学校内)
烏山いちご保育園	☎5969-1515	北烏山 8-1-5
烏山杉の子保育園	☎3326-5877	南烏山 2-2-3
烏山杉の子保育園 分園みなみ風	☎6413-7310	経堂 5-38-14
烏山翼保育園	☎3307-5551	北烏山 1-28-3
烏山保育園	☎3326-1700	南烏山 6-22-14
河田保育園	☎3322-3327	赤堤 1-3-23
北烏山なごみ 保育園	☎3326-7530	北烏山 3-11-6
北沢みこころ 保育園	☎6804-8413	北沢 4-16-6
喜多見野の花 保育園	☎6411-8290	喜多見 3-21-22
喜多見バオバブ 保育園	☎3749-1818	喜多見 1-4-7
キッズスマイル 世田谷上馬	☎6450-8566	上馬 5-16-19
キッズスマイル 世田谷梅丘	☎6413-0642	梅丘 1-48-2
キッズスマイル 世田谷千歳台	☎5787-7512	千歳台 3-11-13
キッド・ステイ 世田谷南保育園	☎5483-1181	玉川田園調布 2-4-14
砧保育園	☎3483-1950	祖師谷 4-3-17
経堂保育園	☎3427-4020	経堂 4-13-10
クラルテ保育園	☎3429-4882	世田谷 1-19-9



グリーンヒル奥沢 保育園	☎3727-1833	奥沢 1-48-13
グリーンヒル奥沢保育園 分園グリーンバレー 等々力保育園	☎6432-2921	等々力 2-33-14
グリーンフィールド 上野毛保育園	☎6455-9511	上野毛 1-9-7
グリーンホーム 東玉川保育園	☎6421-8970	東玉川 1-21-13
グローバルキッズ 松陰神社駅前保育園	☎6453-2755	若林 3-16-13
グローバルキッズ 世田谷四丁目園	☎3706-3300	世田谷 4-1-3
グローバルキッズ 若林園	☎3421-5031	若林 2-21-10
京王キッズプラッツ 桜上水	☎5357-8825	桜上水 5-9-19
京王キッズプラッツ 烏山	☎5313-5511	南烏山 5-17-5 (子育てステー ション烏山2階)
豪徳寺ふくまねき ほいくえん	☎6413-9071	豪徳寺 2-14-7
駒沢こだま保育園	☎5787-5980	駒沢 2-46-9
駒沢どろんこ 保育園	☎6455-9551	深沢 2-19-14
駒沢わこう保育園	☎5760-6561	駒沢 5-2-7
コンビプラザ 等々力保育園	☎5758-8761	等々力 2-32-16 (ヴァレーサイド トドロキ2階)
桜ヶ丘保育園	☎3706-2226	桜丘 4-19-33
さくらしんまち 保育園	☎6273-8585	桜新町 2-29-3
桜すくすく保育園	☎6413-5871	桜 3-19-13
桜の詩保育園	☎6804-4682	桜丘 4-26-22
さくらの木保育園	☎5797-5700	玉川台 2-18-18
さくらのその 保育園	☎5450-7077	桜丘 2-1-8
さくらのその 保育園分園つばみ	☎6413-9606	桜丘 2-24-16
早苗保育園	☎3303-7556	桜上水 3-18-12
早苗保育園 分園ほなみ	☎5355-0556	赤堤 4-34-6
三軒茶屋えほん 保育園	☎6805-4371	三軒茶屋 2-9-14
三茶こだま保育園	☎5787-5012	上馬 5-39-2
三軒茶屋わこう 保育園	☎3410-3715	三軒茶屋 2-52-13

サン・ベビー ルーム	☎3422-1214	三軒茶屋 2-5-5 (1・2階)
下馬鳩ぽっぽ 保育園	☎5432-4681	下馬 3-14-9
下馬鳩ぽっぽ保育園 分園野の花園	☎5779-6240	三宿 2-26-25
下北沢 そらいろ保育園	☎5432-9760	代田 5-31-20
下北沢保育園	☎6805-3561	代沢 5-34-16
春明保育園	☎3420-5735	豪徳寺 1-25-18
昭和ナースリー	☎3411-6200	太子堂 1-13-21
すこやか園	☎3426-2359	船橋 1-30-9
すこやか園 分園キリン	☎5426-0286	桜丘 5-19-16
スマイルキッズ 駒繫保育園	☎3419-8686	下馬 4-27-26
スマイルキッズ 桜新町保育園	☎3425-4433	①桜新町 2-6-4 ②桜新町 2-9-6 (BLOSSOM 桜新町1階)
スマイルキッズ 下北沢保育園	☎3413-7775	北沢 2-1-3
スマイルキッズ ドレミアム保育園	☎3421-6066	北沢 2-23-10 (ウェストフロント2階)
成育しせい保育園	☎5727-2252	大蔵 2-10-18 (国立成育医療研究 センター敷地内)
生活クラブ保育園 ぽむ・砧	☎5727-9595	砧 2-11-14
生活クラブ保育園 ぽむ・砧分園	☎5727-0637	砧 4-38-4 (グラントラス1階)
成城つくしんぼ 保育園	☎5490-2100	成城 8-27-17
世田谷いちい 保育園北ウイング	☎6432-6111	弦巻 5-10-22
世田谷いちい 保育園南ウイング	☎6413-7171	弦巻 5-10-22
世田谷1丁目 ゆたか園	☎5799-7380	世田谷 1-17-3
世田谷おとぎの森 保育園	☎5797-9771	岡本 2-22-11
せたがやこころ 保育園	☎5752-2111	深沢 4-25-22
せたがや小鳥の森 保育園	☎5315-5041	北烏山 8-9-13
世田谷仁慈保幼園	☎6432-2663	玉堤 2-13-11

世田谷代田仁慈 保幼園	☎5787-8164	代田 2-32-16
世田谷つくしんぼ 保育園	☎5384-5800	祖師谷 6-33-5
世田谷はっと 保育園	☎3414-0810	下馬 4-1-8
祖師谷保育園	☎3326-1131	上祖師谷 3-20-17
祖師谷保育園分園	☎5384-7117	上祖師谷 6-31-5
祖師谷わかば 保育園	☎3482-5513	祖師谷 2-5-38
祖師谷わかば保育園 千歳船橋分園あおば	☎5799-6801	経堂 4-17-7
空の鳥保育園	☎6809-8567	野毛 1-19-13
代沢ききょう 保育園	☎3410-1171	代沢 2-11-11
代沢みこころ 保育園	☎6805-2936	代沢 2-27-1
太子堂なごみ 保育園	☎3422-7530	太子堂 2-3-10
第二いちご保育園	☎5969-1500	南烏山 2-33-3
太陽の子世田谷 きぬた保育園	☎6805-8390	砧 4-26-8
太陽の子世田谷 船橋保育園	☎5429-0715	船橋 4-13-7
太陽の子めぐりさわ 保育園	☎5429-9211	千歳台 4-14-1
太陽の子めぐりさわ 保育園分園 太陽の子千歳台 二丁目保育園	☎6277-9946	千歳台 2-8-23
たまがわ みんなの家	☎6447-9671	玉川 3-39-22
小さなおうち 保育園	☎6379-6571	上北沢 3-1-20
ちきゅうのこども ほいくえん成城	☎6411-0812	大蔵 5-7-29
千歳なないろ 保育園	☎5429-7716	千歳台 3-17-5
千歳保育園	☎3300-4823	千歳台 6-16-12
チャイルドスクエア そしがや	☎5490-6261	祖師谷 3-36-2
Cha Cha Children Soshigayakoen	☎5429-7331	上祖師谷 3-10-3
Cha Cha Children Soshigayakoen Park Side	☎5490-8220	上祖師谷 4-4-20
Cha Cha Children Todoroki	☎5758-1277	等々力 7-7-9
つくし保育園	☎3412-0294	太子堂 2-6-12
つむぎ保育園	☎6450-8480	若林 4-37-2

天使の詩保育園	☎5431-5015	下馬 6-51-18
等々力保育園	☎3704-5103	奥沢 8-4-14 ※一時移転中
等々力保育園 分園このは	☎3701-8591	等々力 6-4-2
ナオミ保育園	☎3701-8311	等々力 4-13-10
ナオミ保育園 分園ぶどうの木	☎5707-7817	奥沢 6-19-1
ナオミ保育園 分園りんごの木	☎5707-7337	野毛 1-25-2
にじいろ保育園 給田	☎5314-9263	給田 4-4-14
にじいろ保育園 給田分園	☎5969-8162	給田 4-1-8
にじいろ保育園 千歳台	☎6411-2761	千歳台 5-21-17
にじいろ保育園 松原	☎6265-7167	松原 5-52-11
にじのおうち 保育園	☎5357-8722	桜上水 2-11-1
にじのこ保育園	☎3703-3500	奥沢 7-36-9
ニチイキッズ 深沢坂上保育園	☎5758-1088	深沢 5-23-15
日本女子体育大学 附属保育園	☎6277-9351	船橋 7-20-16
野沢そらの木 保育園	☎6413-8595	野沢 2-9-14
はあと保育園成城	☎3416-2550	成城 3-2-9
はあと保育園成城 喜多見分園	☎6411-1243	喜多見 6-23-14
馬事公苑ひかり 保育園	☎3439-1188	上用賀 4-16-14
鳩ぽっぽ保育園	☎3411-0333	太子堂 1-15-5
東北沢ききょう 保育園	☎6804-8015	北沢 1-20-11
東玉川善隣保育園	☎6425-7276	東玉川 2-35-16
ひだまり保育園	☎6411-2066	船橋 4-3-2
ひなたの森保育園	☎5429-6361	砧 6-7-5
ぴっころ保育園	☎6413-7974	桜新町 2-13-17
ひなたの森保育園 分園	☎6411-0823	砧 2-14-12
ピノキオ幼児舎 芦花保育園	☎6304-6981	粕谷 2-3-11
ふかさわミル 保育園	☎6432-1546	深沢 1-32-24
フラヌール保育園	☎6804-4080	船橋 3-1-1



フラヌール保育園 分園	☎6804-4841	船橋 1-29-1 (世田谷信用金庫 船橋支店3階)
フロンティアキッズ 上馬	☎3410-2388	上馬 2-29-16 (ワイスハイム Ⅱ-1階)
フロンティアキッズ 上町	☎5450-0707	世田谷 1-30-9
ベネッセ桜新町 保育園	☎5426-3785	桜新町 2-12-4
ぽこころ保育園 祖師谷	☎6411-5606	祖師谷 4-4-16
ポピンズナーサリー スクール経堂南	☎5799-7031	経堂 1-41-3
ポピンズナーサリー スクール世田谷中町	☎6455-9581	中町 5-9-9 (コミュニティ プラザ1・2階)
ポピンズナーサリー スクール羽根木	☎5301-2031	羽根木 1-7-11
松原保育園	☎5787-6036	代田 3-27-20 ※一時移転中
まつばらけやき 保育園	☎6304-3730	松原 2-11-1
まつばらけやき 保育園分園	☎6265-8153	松原 1-43-1
マリア保育園	☎6304-3501	赤堤 3-20-4
ミアヘルサ保育園 ひびき上馬	☎5779-7355	上馬 4-31-9 (サニーサイド 上馬1階)
三宿の杜なごみ 保育園	☎3414-7531	太子堂 3-27-24 (太子堂中学校内)
身延山保育園	☎3700-2268	瀬田 4-12-4
身延山保育園分園 さくら青空保育園	☎6657-5120	瀬田 2-17-1 (瀬田中学校内)
みんなのおうち 保育園	☎6379-8911	桜上水 5-3-28
めぐみ保育園	☎3701-3241	深沢 3-13-8
メネス保育園	☎3300-1673	南烏山 4-16-16
モニカ三軒茶屋園	☎6450-8402	上馬 1-17-10 2階
もみの木保育園 希望丘	☎5787-7807	船橋 4-29-8
もみの木保育園 太子堂	☎5787-6333	太子堂 1-12-18
遊愛保育園	☎5433-1500	三宿 2-16-32

用賀なのはな 保育園	☎5707-4700	用賀 1-2-2
用賀なのはな 保育園深沢分園	☎5426-4100	新町 1-3-31
用賀みこころ 保育園	☎6805-6422	用賀 3-6-3 (グレイプス用賀1階)
用賀ルンビニ 保育園	☎5491-7100	用賀 4-14-22
よつば保育園	☎5430-0428	若林 1-33-6
ラフ・クルー烏山 保育園	☎6909-0440	南烏山 6-37-4
ラフ・クルー烏山 保育園分園	☎6279-6106	南烏山 6-38-9 (ステラ21 1階)
ラフ・クルー経堂 保育園	☎5799-4421	経堂 1-6-17 (Grandir Kyodo1階)
ラフ・クルー駒沢 保育園	☎6805-2428	駒沢 4-29-16
RISSHO KID'S きらり 岡本	☎6411-0077	岡本 2-33-22
RISSHO KID'S きらり 代沢	☎3419-1313	代沢 1-8-3
RISSHO KID'S きらり 玉川	☎3707-1311	玉川 4-11-2
芦花の丘かたるば 保育園	☎6379-9963	粕谷 1-20-1
芦花ゆりかご 保育園	☎3309-7006	粕谷 3-19-1
YMCA保育園 ねがい	☎5317-9105	船橋 6-26-5
わかな保育園	☎3700-3818	瀬田 1-7-7
若葉の詩保育園	☎5431-0222	野沢 3-13-5
わらべうた経堂 保育園	☎3302-1855	桜上水 1-7-10 (クールセシエ1階)
わらべうた桜新町 保育園	☎5758-2131	①桜新町 1-1-6 ②桜新町 1-32-1 2階
わらべうた等々力 保育園	☎5758-1156	等々力 3-27-15 (パークハイム 等々力三丁目 壱番館)
わらべうた三宿 保育園	☎3424-1422	池尻 3-23-2 2階

認定こども園 (50音順)

■区立認定こども園

多間幼稚園	☎FAX3413-7612	三宿 2-25-9
-------	---------------	--------------

■私立認定こども園

青葉学園 野沢こども園	☎5431-3420	野沢 1-3-19
円光院幼稚園	☎3420-8700	梅丘 2-19-8
昭和女子大学附属 昭和こども園	☎3411-5113	太子堂 1-7-57
日本大学 認定こども園	☎6450-8120	野沢 1-32-6
認定こども園 世田谷ベアーズ	☎6279-5397	千歳台 6-7-2
羽根木こども園	☎6453-2512	代田 4-25-9

地域型保育事業 (50音順)

■小規模保育事業

青い空の家	☎3700-6914	岡本 2-5-11
えにつくす	☎6411-5195	千歳台 5-23-13 (ベアステージ 東館1階)
上馬つきの木 保育園	☎5432-9533	上馬 4-1-3 (東急上馬ビル2階)
キラキラキッズ ナーサリー下北沢園	☎6407-9401	北沢 2-37-18 (MANA下北沢1階)
駒沢ほしにねがいを 保育園	☎6311-1164	駒沢 3-26-3 (WOOD COURT101)
世田谷ほしにねが いを保育園	☎6413-7864	世田谷 4-14-32
高木保育園	☎3415-4440	砧 6-18-6 1階
千歳ぴっち 小規模保育園	☎6909-0819	南烏山 5-24-20
翼の鐘保育園	☎6279-6525	南烏山 3-25-15
等々力ほしにねが いを保育園	☎6809-8745	等々力 4-5-9 キラプレイ ス等々力1-B
なかよしほいくえん	☎6805-5650	若林 5-7-11 1階
ふたばクラブ 三軒茶屋保育園	☎6805-3777	上馬 1-15-5

ベベ・ア・パリ 保育園経堂	☎6413-1868	経堂 1-26-3 (ルストーレ経堂1階)
ホームマミー おくさわ	☎3701-3551	奥沢 8-15-8
マリアの家保育園	☎6413-9468	上馬 5-21-11
もみの木Mom 太子堂	☎6805-5054	太子堂 1-14-20 (太子堂区民セ ンター西側外 階段2階部分)
ららるー保育園	☎3300-8850	北烏山 1-59-7
ラフ・クルー駒沢 公園ナーサリー	☎6804-0961	駒沢公園 1-1 (Tote駒沢公園2階)

■家庭的保育事業

おうち①～⑤		上祖師谷 1-16-16 (パークサイド 101・102・103・ 105・106)
おうち⑥	☎3326-1131 (祖師谷保育園)	上祖師谷 5-11-17 (ビクトワール101)
おうち⑦		上祖師谷 7-1-8 (フジハイツ1階)
らふ・くるーまむ (いちご・ばなな・ ぶどう)	☎5357-8100	船橋 5-17-1-101 船橋 5-17-7-104・105

■事業所内保育事業

ヤクルト経堂 保育園	☎3420-5236	経堂 5-38-26 2階
---------------	------------	------------------

■居宅訪問型保育事業

障害児訪問保育 アニー	☎6811-0907	特定非営利活 動法人フロー レンス
ほわわびじっと1	☎6805-6470	社会福祉法人 むそう

保育室

ドレミファ保育室	☎3485-7384	北沢 2-26-23
----------	------------	---------------



認証保育所 (50音順)

アスクバイリンガル 保育園 明大前	☎ 3324-4593	松原 1-50-15 (ル・ポー松原2階)
エクレール保育園	☎ 3425-8287	船橋 1-11-2
喜多見こどもの家	☎ 3749-1079	喜多見 3-14-6
砧南らる保育園	☎ 3417-1591	鎌田 3-13-20 (砧南中学校内)
木下の保育園 成城	☎ 5490-7369	成城 6-5-34 (成城コルティ 3階)
木下の保育園 祖師谷	☎ 3789-7135	祖師谷 1-5-20
グローバルキッズ 上野毛園	☎ 3701-8808	上野毛 1-26-6 (上野毛駅ビル 2階)
グローバルキッズ 東松原駅前保育園	☎ 3328-0707	羽根木 1-31-21 (ドクターズプ ラザ羽根木)
グローバルキッズ 用賀園	☎ 3700-0404	瀬田 4-28-12 (パラッショ用賀 1階)
駒沢プチ・クレイ シュ	☎ 3410-4442	上馬 4-2-5 (上馬セントラル2階)
三茶こっこ保育園	☎ 5787-6250	太子堂 1-12-40 (グレート王寿 ビル2階)
小学館アカデミー ふたこたまがわ 保育園	☎ 5797-5671	玉川 3-34-2 (リオ・ヴェルデ2階)
世田谷喜多見 雲母保育園	☎ 5761-9101	喜多見 9-1-2 (喜多見ル・ ジュール103)
世田谷祖師ヶ谷 大蔵雲母保育園	☎ 3415-2602	砧 8-6-25 (ヒグチ栄ビル 1・2階)
小さな森の保育園	☎ 5787-6455	代沢 5-18-1 (代沢カラバッ シュ3階)
都市型保育園 ポポラー東京 三軒茶屋園	☎ 5431-7070	太子堂 3-37-1-D201 (グランドヒルズ 三軒茶屋ヒルトッ プガーデンディセ ントフォート内)

ナーサリー さくらキッズ	☎ 5426-2415	新町 3-21-3
ナーサリールーム ベリーベアー用賀	☎ 6382-7300	用賀 2-27-1 (大東京ビル3階)
ニチイキッズ 三軒茶屋保育園	☎ 5779-9280	三軒茶屋 1-2-21 (アミックビル 1・2階)
ねいろ保育園	☎ 5477-4747	弦巻 4-7-15
はじまりはじまり えんniko	☎ 5717-3369	玉川 1-15-6-103 (二子玉川ライズ ・プラザモール)
パパル キッズルーム	☎ 3709-0381	玉川 3-43-1
ピノキオ幼児舎 上野毛園	☎ 5758-7480	上野毛 1-9-14 (メゾン田園1階)
ベビールーム 等々力 保育園	☎ 3702-4455	等々力 1-19-9 1F
夢未来桜新町園	☎ 6432-6345	弦巻 3-9-9
ぽけっとランド 千歳船橋	☎ 5316-3417	船橋 6-16-11 (ベル・ヴィラージュ 千歳船橋2階)
ポピンズナーサ リースクール経堂	☎ 5329-2177	赤堤 3-32-5 (メゾン香葉1階)
ポピンズナーサ リースクール 桜新町	☎ 5426-2201	桜新町 2-8-1 (世田谷目黒農 協ビル4階)
ポピンズナーサ リースクール 三軒茶屋	☎ 5481-2136	野沢 1-35-8 (世田谷ティーズヒ ルA施設棟2階)
ポピンズナーサ リースクール 千歳烏山	☎ 5315-3071	南烏山 6-12-12 (コーシャハイム千 歳烏山12号棟2階)
ポピンズナーサ リースクール 二子玉川	☎ 5797-2100	玉川 3-17-1 (玉川高島屋S・ C西館1・2階)
マミーズエンジェ ル奥沢保育園	☎ 5754-8787	奥沢 3-44-2 1階
用賀プチ・クレイ シュ	☎ 3709-1222	用賀 4-3-11 (ハッピービル2階)
リトルパルズ・ アカデミー	☎ 5432-9380	三軒茶屋 2-32-10 (アダージョ 三軒茶屋1階)

病児・病後児保育室 (50音順)

(※は病後児のみ対応型施設)

いなみ小児科 病児保育室 ハブルーム	☎ 3422-0565	下馬 3-10-7
かるがもクリニック 病児保育室 病児保育こがも	☎ 3706-7077	桜丘 5-20-14 (シンエイ第3 ビル2階)
キラリこどもクリニック 病児保育室 病児保育室アップル	☎ 3418-8355	太子堂 3-1-24 (ディアコート 三軒茶屋102)
※子育てステーション 烏山にこりんるーむ	☎ 5384-4601	南烏山 5-17-5
つだ小児科 クリニック 病児保育室 病児保育室ソレイユ	☎ 5477-3366	世田谷 4-6-13 (グランデュオ 世田谷V1階)
※ナオミ保育園 病後児保育室バンビ	☎ 3701-8311	等々力 4-13-10
ニコこどもクリニック 病児保育室 ニコのおうち	☎ 6431-0235	玉川 1-15-6-101 (二子玉川ライズ プラザモール1階)
病児・病後児 保育室かんがるーむ	☎ 5727-2232	大蔵 2-10-18
病児・病後児 保育室 下北沢ひよこ園	☎ 3460-1122	北沢 2-26-25 (下北沢エクセ レントビル2階)
病児・病後児保育室 ポピンズルーム 千歳烏山	☎ 5315-3025	南烏山 6-12-12 (コーシャハイム 千歳烏山12号棟 2階)
山口小児科内科 病児保育室 シェ・モア	☎ 3704-3039	中町 4-35-6

幼稚園 (50音順)

■区立幼稚園

砧幼稚園	☎ FAX 3416-8630	喜多見 6-9-11
給田幼稚園	☎ FAX 3308-2790	給田 4-7-11
桜丘幼稚園	☎ FAX 3426-1862	桜丘 5-2-19
多聞幼稚園 (認定こども園)	☎ FAX 3413-7612	三宿 2-25-9
中町幼稚園	☎ FAX 3704-0477	中町 4-38-21
八幡山幼稚園	☎ FAX 3302-5707	八幡山 1-27-25
松丘幼稚園	☎ FAX 3426-5453	弦巻 5-21-10
三島幼稚園	☎ FAX 3703-0213	深沢 5-11-5

■私立幼稚園

愛珠幼稚園	☎ 3429-7575	経堂 1-1-14
愛隣幼稚園	☎ 3420-0638	新町 2-7-8
青葉学園幼稚園	☎ 3429-5165	世田谷 3-11-3
あかつつみ幼稚園	☎ 3321-5397	赤堤 2-25-2
あけぼの幼稚園	☎ 3416-1611	砧 6-20-11
麻生学園 深沢幼稚園	☎ 3704-6341	深沢 3-29-11
淡島幼稚園	☎ 3419-3811	代沢 3-27-1
育成幼稚園	☎ 3466-6038	北沢 4-20-5
いづみ幼稚園	☎ 3424-3752	下馬 1-20-4
永安寺学園幼稚園	☎ 3709-0400	鎌田 3-23-19
奥沢幼稚園	☎ 3718-2971	奥沢 2-36-7
尾山台 ナザレン幼稚園	☎ 3701-3461	尾山台 2-5-6
家庭幼稚園	☎ 3411-2312	若林 2-30-17
上野毛幼稚園	☎ 3701-0552	上野毛 2-10-18
銀の鈴幼稚園	☎ 3720-6740	東玉川 2-30-3
国本幼稚園	☎ 3416-4724	喜多見 8-15-33
慶元寺幼稚園	☎ 3417-4321	喜多見 4-17-2



佼成学園幼稚園	☎3308-2161	給田 2-11-1
コドモの園幼稚園	☎3422-1824	上馬 4-12-3
こひつじ幼稚園	☎3708-5931	瀬田 2-11-11
さくら幼稚園	☎3428-6474	新町 3-21-3
三軒茶屋幼稚園	☎3421-9005	三軒茶屋 2-9-21
春光幼稚園	☎3426-3311	船橋 1-36-7
松蔭幼稚園	☎3467-1555	北沢 1-16-10
常德幼稚園	☎3427-2251	宮坂 2-10-1
白菊幼稚園	☎3720-1273	奥沢 1-18-9
鈴蘭幼稚園	☎3704-1881	上野毛 2-15-15
成城幼稚園	☎3482-2108	祖師谷 3-52-38
聖セシリア 喜多見幼稚園	☎3480-1936	喜多見 9-9-5
聖ドミニコ学園 幼稚園	☎3700-0017	岡本 1-10-1
瀬田幼稚園	☎3700-0940	瀬田 4-11-25
世田谷幼稚園	☎3413-3379	太子堂 4-17-10
世田谷聖母幼稚園	☎3702-7334	深沢 8-13-16
世田谷若葉幼稚園	☎3413-2440	若林 1-19-15
善隣幼稚園	☎3702-0117	等々力 2-6-19
泰成幼稚園	☎3482-2233	祖師谷 5-1-3
代田幼稚園	☎3412-4893	代田 2-17-14
玉川幼稚園	☎3415-1709	岡本 3-35-10
玉川小羊幼稚園	☎3701-6508	奥沢 7-12-22
調布幼稚園	☎3720-6720	東玉川 1-1-21
田園調布雙葉小学校 附属幼稚園	☎3721-5112	玉川田園調布 1-20-9
東覚院千歳幼稚園	☎3483-0820	千歳台 4-11-12
東京都市大学 二子幼稚園	☎3708-0104	玉川 2-17-10
日体幼稚園	☎3701-4450	中町 5-10-20

日本女子体育大学 附属みどり幼稚園	☎3322-9155	松原 2-17-22
平安幼稚園	☎3421-4993	下馬 2-41-5
マダレナ・カノッサ 幼稚園	☎3304-5281	桜上水 2-5-1
松沢幼稚園	☎3303-8091	上北沢 3-8-19
三宿さくら幼稚園	☎3413-2472	三宿 2-27-4
みょうじょう 幼稚園	☎3422-3189	三軒茶屋 2-51-32
ゆかり文化幼稚園	☎3417-2448	砧 7-15-14
芦花幼稚園	☎3303-1956	粕谷 2-20-1
和光幼稚園	☎3420-4352	桜 2-18-18

小学校 (50音順)

区立小学校

赤堤小学校	☎3323-0291 FAX 3323-9751	赤堤 1-41-24
旭小学校	☎3424-1337 FAX 3424-1251	野沢 1-4-3
池尻小学校	☎3424-2410 FAX 3424-2152	池尻 2-4-10
池之上小学校	☎6416-8073 FAX 6416-8414	北沢 4-32-20
奥沢小学校	☎3727-3535 FAX 3727-1398	奥沢 3-1-1
尾山台小学校	☎3701-2183 FAX 3701-2355	尾山台 3-11-1
上北沢小学校	☎3302-0485 FAX 3302-7351	上北沢 4-22-29
烏山小学校	☎3300-6158 FAX 3300-6199	給田 1-2-1
烏山北小学校	☎3300-5764 FAX 3300-5785	北烏山 6-3-1
喜多見小学校	☎3416-8232 FAX 3416-8284	喜多見 3-11-1
砧小学校	☎3417-4477 FAX 3417-4484	喜多見 6-9-1
砧南小学校	☎3417-2378 FAX 3417-4943	鎌田 4-3-1
希望丘小学校	☎3484-1972 FAX 3484-1878	船橋 4-9-1
給田小学校	☎3308-5671 FAX 3308-5797	給田 4-24-1
京西小学校	☎3700-1128 FAX 3700-1399	用賀 4-27-4
経堂小学校	☎3420-3278 FAX 3420-2903	桜上水 1-23-3

九品仏小学校	☎ 3703-0458 FAX 3703-0630	奥沢 8-12-1
駒沢小学校	☎ 3424-0855 FAX 3424-1701	駒沢 2-10-6
駒繫小学校	☎ 3424-0820 FAX 3424-2622	下馬 1-42-12
桜小学校	☎ 3420-5381 FAX 3420-5626	世田谷 2-4-15
桜丘小学校	☎ 3429-1375 FAX 3429-1339	桜丘 1-19-17
桜町小学校	☎ 3703-0161 FAX 3703-0166	用賀 1-5-1
笹原小学校	☎ 3428-8383 FAX 3428-8535	桜丘 5-19-1
三軒茶屋小学校	☎ 3421-2195 FAX 3421-2751	三軒茶屋 2-42-1
下北沢小学校	☎ 3468-0291 FAX 3468-6974	大原 1-4-6
城山小学校	☎ 3429-2047 FAX 3429-2049	梅丘 2-1-11
瀬田小学校	☎ 3700-3345 FAX 3700-3352	瀬田 2-15-1
世田谷小学校	☎ 3420-7241 FAX 3420-8137	宮坂 1-38-4
祖師谷小学校	☎ 3482-2467 FAX 3482-2432	祖師谷 3-49-1
代沢小学校	☎ 3413-4551 FAX 3413-5665	代沢 5-1-10
太子堂小学校	☎ 3413-4621 FAX 3413-4799	太子堂 5-7-4
代田小学校	☎ 3323-3761 FAX 3323-9343	代田 4-2-3
玉川小学校	☎ 3703-1601 FAX 3703-1688	中町 2-29-1
玉堤小学校	☎ 3701-1536 FAX 3702-7951	玉堤 2-11-1
多間小学校	☎ 3413-2026 FAX 3413-4094	三宿 2-26-11
千歳小学校	☎ 3482-3153 FAX 3482-3466	成城 9-6-1
千歳台小学校	☎ 3482-0335 FAX 3482-0757	千歳台 4-24-1
塚戸小学校	☎ 3300-5166 FAX 3300-5174	千歳台 6-7-1
弦巻小学校	☎ 3428-0187 FAX 3428-0965	弦巻 1-9-18
等々力小学校	☎ 3702-2185 FAX 3702-2188	等々力 7-26-1
中里小学校	☎ 3422-7474 FAX 3422-7577	三軒茶屋 1-4-1
中町小学校	☎ 3703-0651 FAX 3703-0691	中町 4-23-1
中丸小学校	☎ 3424-4422 FAX 3424-4990	野沢 3-34-16
八幡山小学校	☎ 3302-2618 FAX 3302-4064	八幡山 1-14-1

東玉川小学校	☎ 3720-4211 FAX 3720-4621	奥沢 1-1-1
東深沢小学校	☎ 3703-1606 FAX 3703-1780	深沢 3-7-1
深沢小学校	☎ 3428-1366 FAX 3428-8765	新町 1-4-24
二子玉川小学校	☎ 3700-5531 FAX 3700-6588	玉川 4-6-1
船橋小学校	☎ 3482-2367 FAX 3482-2317	船橋 4-41-1
松丘小学校	☎ 3429-4278 FAX 3429-5627	弦巻 3-23-12
松沢小学校	☎ 3323-0441 FAX 3323-9293	赤堤 4-44-22
松原小学校	☎ 3322-0191 FAX 3322-4351	松原 5-43-26
三宿小学校	☎ 3411-8456 FAX 3411-7560	三宿 1-12-6
武蔵丘小学校	☎ 3308-6722 FAX 3308-6773	北烏山 1-47-11
明正小学校	☎ 3415-5591 FAX 3415-5940	成城 3-3-1
八幡小学校	☎ 3721-8991 FAX 3721-8990	玉川田園調布 2-17-15
山崎小学校	☎ 3420-7341 FAX 3420-8278	梅丘 3-9-1
山野小学校	☎ 3417-3322 FAX 3417-3348	砧 6-7-1
用賀小学校	☎ 3428-8391 FAX 3428-8856	上用賀 6-14-1
芦花小学校	☎ 3303-3301 FAX 3303-6431	粕谷 2-22-1
若林小学校	☎ 3413-0654 FAX 3413-0770	若林 5-27-18

■私立小学校

国本小学校	☎ 3416-4721	喜多見 8-15-33
昭和女子大学附属 昭和小学校	☎ 3411-5114	太子堂 1-7-57
成城学園初等学校	☎ 3482-2106	祖師谷 3-52-38
聖ドミニコ学園 小学校	☎ 3700-0017	岡本 1-10-1
田園調布雙葉 小学校	☎ 3721-3994	玉川田園調布 1-20-9
東京都市大学附属 小学校	☎ 3417-0104	成城 1-12-1
東京農業大学 稲花小学校	☎ 5477-4115	桜 3-33-1
和光小学校	☎ 3420-4353	桜 2-18-18

■国立小学校

東京学芸大学附属 世田谷小学校	☎ 5706-2131	深沢 4-10-1
--------------------	-------------	--------------



中学校 (50音順)

■区立中学校

梅丘中学校	☎ 3322-7491 FAX 3322-7443	松原 6-5-11
奥沢中学校	☎ 3726-2561 FAX 3726-2597	奥沢 1-42-1
尾山台中学校	☎ 3701-1171 FAX 3701-1195	尾山台 3-27-23
上祖師谷中学校	☎ 3308-9683 FAX 3308-9778	上祖師谷 7-10-1
烏山中学校	☎ 3300-6361 FAX 3300-6363	南烏山 4-26-1
北沢中学校	☎ 3468-2501 FAX 3468-7549	北沢 5-12-3
喜多見中学校	☎ 3417-4971 FAX 3417-4963	喜多見 4-20-1
砧中学校	☎ 3417-2367 FAX 3417-2380	成城 1-10-1
砧南中学校	☎ 3417-6791 FAX 3417-6799	鎌田 3-13-20
駒沢中学校	☎ 3422-7401 FAX 3422-7899	駒沢 2-39-25
駒留中学校	☎ 3424-3070 FAX 3424-3641	下馬 4-18-1
桜丘中学校	☎ 3429-6203 FAX 3429-6385	桜丘 2-1-39
桜木中学校	☎ 3420-0149 FAX 3420-0763	桜 1-48-15
瀬田中学校	☎ 3700-6900 FAX 3700-6560	瀬田 2-17-1
世田谷中学校	☎ 3420-7173 FAX 3420-7175	梅丘 3-8-1
世田谷中学校 不登校特例校 分教室ねいろ	☎ 3429-1879 FAX 3429-1880	弦巻 3-16-8
太子堂中学校	☎ 3413-0810 FAX 3413-1332	太子堂 3-27-17
玉川中学校	☎ 3701-7128 FAX 3701-7173	中町 4-21-1
千歳中学校	☎ 3300-7361 FAX 3300-7370	千歳台 6-15-1
弦巻中学校	☎ 3428-8381 FAX 3428-8537	弦巻 1-42-22
東深沢中学校	☎ 3703-0151 FAX 3703-0156	深沢 4-18-28
深沢中学校	☎ 3703-0158 FAX 3703-2733	新町 1-26-29
富士中学校	☎ 3414-5174 FAX 3414-5902	代沢 1-23-17
船橋希望中学校	☎ 3484-3741 FAX 3484-3745	船橋 4-20-1
松沢中学校	☎ 3303-7381 FAX 3303-7151	桜上水 4-5-2
三宿中学校	☎ 3413-4511 FAX 3413-4409	太子堂 1-3-43

緑丘中学校	☎ 3303-7332 FAX 3303-7581	桜上水 3-19-12
八幡中学校	☎ 3701-2161 FAX 3701-2164	等々力 6-4-1
用賀中学校	☎ 3700-5600 FAX 3700-5568	上用賀 5-15-1
芦花中学校	☎ 3302-2571 FAX 3302-7491	粕谷 2-22-2

■私立中学校

鷗友学園 女子中学校	☎ 3420-0136	宮坂 1-5-30
国本女子中学校	☎ 3416-4722	喜多見 8-15-33
恵泉女学園中学校	☎ 3303-2115	船橋 5-8-1
佼成学園 女子中学校	☎ 3300-2351	給田 2-1-1
国土館中学校	☎ 5481-3114	若林 4-32-1
駒場東邦中学校	☎ 3466-8221	池尻 4-5-1
松蔭中学校	☎ 3467-1511	北沢 1-16-10
昭和女子大学附属 昭和中学校	☎ 3411-5115	太子堂 1-7-57
成城学園中学校	☎ 3482-2104	成城 6-1-20
聖ドミニコ学園 中学校	☎ 3700-0017	岡本 1-10-1
世田谷学園中学校	☎ 3411-8661	三宿 1-16-31
玉川聖学院中等部	☎ 3702-4141	奥沢 7-11-22
田園調布学園 中等部	☎ 3727-6121	東玉川 2-21-8
田園調布雙葉 中学校	☎ 3721-5087	玉川田園調布 1-20-9
東京都市大学 等々力中学校	☎ 5962-0104	等々力 8-10-1
東京都市大学 附属中学校	☎ 3415-0104	成城 1-13-1
東京農業大学 第一高校中等部	☎ 3425-4481	桜 3-33-1
日本学園中学校	☎ 3322-6331	松原 2-7-34
三田国際学園 中学校	☎ 3707-5676	用賀 2-16-1
サレジオン国際学園 世田谷中学校	☎ 3416-1150	大蔵 2-8-1

■国立中学校

東京学芸大学附属 世田谷中学校	☎ 5706-3301	深沢 4-3-1
筑波大学附属 駒場中学校	☎ 3411-8521	池尻 4-7-1

子ども関係施設 (その他)

■子ども・子育て支援

東京育成園 ☎ ☎ ☎ 3421-0041 FAX 3421-2131	上馬 4-12-3
福音寮 ☎ ☎ ☎ 3302-5600 FAX 3302-6791	上北沢 3-1-19
子ども・子育て 総合センター ☎ ☎ ☎ 3439-8411 FAX 3425-1130	宮坂 3-15-15 1階
子育てステーション 世田谷	太子堂 1-4-22 (昭和インター ナショナルハ ウス1階)
	太子堂 1-6-6 (小西ビル1階)
	太子堂 1-7-57 (昭和女子大 学生生活心理研 究所内)
のぞわテッターひろば ☎ ☎ 3418-9950	野沢 3-14-22
生活クラブ子育て 広場ぶらんこ ☎ ☎ ☎ 5426-5214	宮坂 3-13-13 (生活クラブ館 2階)
おでかけひろば mamas ☎ ☎ ☎ 090-3438-0964 FAX 6413-7761	世田谷 2-12-5
ひょっこりひろば ☎ ☎ 6413-8220	下馬 3-10-7 (いなみ小児科 ビル1階)
おでかけひろば 三宿 ☎ ☎ ☎ 070-5079-2186 FAX 3413-6353	三宿 2-18-6
おでかけひろば ULALA ☎ ☎ ☎ 6876-7129	桜 3-13-4
Hotto Café つきの木ひろば ☎ ☎ ☎ 5432-9533	上馬 4-1-3 (東急上馬ビル 2階)
おでかけひろば どんぐり ☎ ☎ ☎ ☎ 3414-2005 FAX 3414-2006	若林 5-27-18 (区立世田谷保 育園内)
まちもりほっとステイ SUKUSUKU ☎ ☎ ☎ 3425-4946	世田谷 3-1-27
ほっとステイ 「ぽっぽ」 ☎ ☎ 5431-5536	上馬 4-12-3 (オリービア 保育園内)

ほっとステイ カムパネルラ経堂 ☎ ☎ 6413-5612	ほっとステイ ☎ 6413-5612	宮坂 3-15-15 (子ども・子育て 総合センター2階)
子育てステーション 梅丘 ☎	おでかけひろば ☎ 6379-0957	松原 6-41-7
	ほっとステイ ☎ ☎ 6379-0920	
	発達相談室 ☎ 6304-3440 FAX 5300-2998	
おでかけひろば ぼっこ ☎ ☎ ☎ 5790-9894	おでかけひろば ☎ ☎ 5790-9894	北沢 5-14-10 (日本自由キリ スト教会内)
おでかけひろば @あみーご ☎ ☎ ☎ 3328-4411	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ ☎ 3328-4411	松原 4-17-15
そらまめハウス ☎ ☎ ☎ 070-1559-2321	おでかけひろば ☎ 070-1559-2321	代田 4-38-52 (羽根木公園プ レーパーク内)
おでかけひろば いっくろ 一空 ☎ ☎ ☎ 6676-3014	おでかけひろば ☎ ☎ 6676-3014	代沢 4-44-8
おでかけひろば cobaco ☎ ☎ ☎ 6876-8584	おでかけひろば・ ワークスペース ☎ 6876-8584	代田 1-17-3
おでかけひろば まもりん ☎ ☎ ☎ ☎ 3460-5255 FAX 3460-5256	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ 3460-5255 FAX 3460-5256	代田 6-21-5 (区立守山保育 園内)
子育てステーション 桜新町 ☎ ☎ ☎	おでかけひろば ☎ 5426-2203 FAX 5426-2206	桜新町 2-8-1 (世田谷目黒 農協本店ビル 1階)
	ほっとステイ ☎ 5426-2205 FAX 5426-2206	
	発達相談室 ☎ 5426-3521 FAX 3425-8655	
おでかけひろば ひまわり ☎ ☎ 5717-6927 FAX 3700-8448	おでかけひろば ☎ 5717-6927 FAX 3700-8448	玉川 4-16-6 (区立玉川保育 園内)
かみのげ おでかけひろば ☎ ☎ ☎ 6809-7478 FAX 6809-7479	おでかけひろば ☎ 6809-7478 FAX 6809-7479	上野毛 1-27-5 (清水ビル2階)
おでかけひろば まーぶる ☎ ☎ ☎ 6338-2823	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ ☎ 6338-2823	瀬田 2-25-10
玉堤一丁目 おでかけひろば ☎ ☎ ☎ 3704-5583	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ 3704-5583	玉堤 1-8-5
たまがわ いち・にい・さん ☎ ☎ ☎ 3700-0680	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎ ☎ 3700-0680	玉川 1-2-3



おでかけひろば すづーん	おでかけひろば ☎6876-7721	深沢 2-15-3
おでかけひろば CIRCUS	おでかけひろば ☎3702-5380	駒沢 5-2-7
おでかけひろば おりーぶ	おでかけひろば ☎6421-4085	奥沢 2-30-19
ふかさわおでかけひろば ワークスペース プラス	おでかけひろば・ ワークスペース ☎6879-0804	深沢 4-2-21 1階
ほっとステイ CIRCUS	ほっとステイ ☎5760-6569	駒沢 5-2-7 (駒沢わこう 保育園内)
子育てステーション 成城 P ㊟ ㊨ ㊩	おでかけひろば ☎5490-7269 FAX 5490-0469 ほっとステイ ☎5490-7169 FAX 5490-0469 発達相談室 ☎烏山発達相談 室に同じ	成城 6-5-34 (成城コルティ 内3階)
すこやか広場	おでかけひろば ☎3426-2323 FAX 3706-7242	船橋 1-30-9 (子どもの生活 研究所内)
みずき広場 ㊨ ㊩	おでかけひろば ☎5384-5800 FAX 6751-1835	祖師谷 6-33-5 (世田谷つくし んぼ保育園内)
きぬたまの家 ^{うま}	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎6447-9931	鎌田 1-19-1-101
けやき広場 ㊨ ㊩	おでかけひろば ☎5490-2100 FAX 6411-3339	成城 8-27-17 (成城つくしん ぼ保育園内)
おでかけひろば FUKU*fuku	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎FAX 5761-9748	喜多見 9-14-15
おでかけひろば にじ P ㊟ ㊨ ㊩	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎3303-8515 FAX 3303-8516	船橋 6-25-1 (区立希望丘保 育園内)
おでかけひろば cotton	おでかけひろば・ ワークスペース ☎6411-9043	成城 7-16-8
おでかけひろば クスクス	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎6770-8394	喜多見 4-33-26
子育てステーション 烏山 P ㊟ ㊨ ㊩	おでかけひろば ☎5384-7612 FAX 5384-4602 ほっとステイ ☎5384-7611 FAX 5384-4602 発達相談室 ☎5384-7811 FAX 5384-4603	南烏山 5-17-5

ぽっぽちゃん ひろば ㊟ ㊨	おでかけひろば ☎3302-5600 FAX 3302-6791	上北沢 3-1-19 (福音寮3階)
おでかけひろば ぶりっじ@roka	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎FAX 3309-8115	南烏山 2-30-11 (UR芦花公園団 地11号棟1階)
ぐみの木ひろば	おでかけひろば ☎5357-8531 FAX 5357-8532	上北沢 1-32-10 (上北沢こぐま 保育園内)
おひさまひろば	おでかけひろば・ ほっとステイ ☎070-2472-3884 FAX 3326-1436	上相師谷 3-20-17 (相師谷保育園 内)
生活クラブ 子育て広場 ぶらんこ粕谷	おでかけひろば・ ワークスペース ☎FAX 6279-6340	粕谷 3-16-5
産後ケアセンター ㊟ ㊨	☎5426-2900 FAX 5426-2901	桜新町 2-29-6
おでかけひろば はあと	おでかけひろば ☎3705-2005 FAX 3705-2006	等々力 4-19-18 (区立等々力中央 保育園内)

■子ども関係の相談機関

世田谷区 児童相談所 P ㊟ ㊨ ㊩	☎6379-0697 FAX 6379-0698	松原 6-41-7
教育総合センター (来室相談) P ㊟ ㊨ ㊩	☎6453-1524 FAX 6453-1534	若林 5-38-1
教育相談室 玉川分室 ㊟ ㊨ ㊩	☎3709-2403 FAX 3707-7040	玉川 2-1-15
教育相談室 砧分室 P ㊟ ㊨ ㊩	☎3483-3404 FAX 3483-3407	成城 6-3-10 (成城6丁目事務所棟)
教育相談室 烏山分室 ㊨	☎3305-2022 FAX 3305-2133	南烏山 4-26-2
せたがや 子ども 家庭支援センター	☎5432-2915 FAX 5432-3034	世田谷 4-22-33 (世田谷総合支所内)
きたざわ 子ども 家庭支援センター	☎6804-7525 FAX 6804-9044	北沢 2-8-18 (北沢総合支所内)
たまがわ 子ども 家庭支援センター	☎3702-1189 FAX 3702-1336	等々力 3-4-1 (玉川総合支所内)
きぬた 子ども 家庭支援センター	☎3482-1415 FAX 6277-9721	成城 6-2-1 (砧総合支所内)
からすやま 子ども 家庭支援センター	☎3326-6155 FAX 3308-3036	南烏山 6-22-14 (烏山総合支所内)

■児童館(→145頁)

〈開館時間〉午前9時30分～午後6時

中高生支援館は週2回、午後7時まで開館

(池尻・玉川台児童館：水・土曜)

(喜多見・粕谷児童館：木・金曜)

(代田児童館：金・土曜)

休 月曜、第2・4日曜、祝・休日(5月5日を除く)、
年未年始

(奥沢子育て児童ひろばは土・日曜(第2土曜
を除く)、祝・休日、年未年始)

※()は併設施設にあり

池尻児童館(中高生支援館) (☎)(♿)(♿)	☎ 3422-0411 FAX 3424-6977	池尻 2-3-11
粕谷児童館(中高生支援館) (♿)(♿)	☎ 3305-7171 FAX 3305-7172	粕谷 4-13-6
鎌田児童館 (☎)(♿)(♿)	☎ 3709-6911 FAX 3709-6177	鎌田 3-35-1
上北沢児童館 (☎)(♿)(♿)	☎ 3290-3700 FAX 3290-5042	上北沢 3-8-9
上祖師谷ぱる児童館 (☎)(♿)(♿)	☎ 3789-3131 FAX 3789-3521	上祖師谷 4-5-6
上町児童館 (♿)(♿)	☎ 3429-8275 FAX 3429-2126	世田谷 2-30-16
上用賀児童館 (♿)(♿)	☎ 3426-2196 FAX 3426-1969	上用賀 4-14-3-101
烏山児童館 (♿)(♿)	☎ 3309-3003 FAX 3326-6116	南烏山 4-26-3
喜多見児童館(中高生支援館) (♿)(♿)	☎ 3417-9151 FAX 3417-9792	喜多見 2-10-40
桜丘児童館 (♿)(♿)	☎ 3439-0641 FAX 3439-5624	桜丘 5-14-1
新町児童館 (♿)(♿)	☎ 3426-3314 FAX 3426-2041	新町 2-23-4-101
成城さくら児童館 (♿)(♿)	☎ 3417-9411 FAX 3417-9796	成城 3-18-23
祖師谷児童館 (♿)(♿)	☎ 3789-5633 FAX 3789-2101	祖師谷 4-28-6-101
代田児童館(中高生支援館) (☎)(♿)(♿)	☎ 3469-6095 FAX 3469-8715	代田 6-34-13
北沢子どもの居場所「きたっこ」 (♿)(♿)	☎ FAX 3468-3185	北沢 3-3-10
代田南児童館 (☎)(♿)(♿)	☎ 3419-7192 FAX 3424-0254	代田1-13-14
玉川台児童館(中高生支援館) (☎)(♿)(♿)	☎ 3709-4163 FAX 3709-2070	玉川台 1-6-15
弦巻児童館 (☎)(♿)(♿)	☎ 3426-9626 FAX 3426-1911	弦巻 1-26-11
等々力児童館 (♿)(♿)	☎ 3703-3506 FAX 3703-2653	等々力 3-25-16
奥沢子育て児童ひろば (♿)	☎ FAX 3720-6331	奥沢 4-8-14
野沢児童館 (♿)(♿)	☎ 3418-5578 FAX 3424-1973	野沢 1-8-14

深沢児童館 (☎)(♿)(♿)	☎ 3705-4123 FAX 3705-1337	深沢 4-33-11
船橋児童館 (♿)(♿)	☎ 3303-1876 FAX 3303-4557	船橋 5-17-28
松沢児童館 (♿)(♿)	☎ 3328-9266 FAX 3328-9374	赤堤 4-37-14
森の児童館 (♿)(♿)	☎ 3704-4917 FAX 3704-0647	上野毛 4-29-18
山野児童館 (♿)(♿)	☎ 3417-8217 FAX 3417-9793	砧 4-1-7
若林児童館 (♿)(♿)	☎ 3412-6413 FAX 3413-5406	若林 5-18-13

■新BOP(BOP・学童クラブ)



赤堤小新BOP	☎ FAX 3323-0283	赤堤 1-41-24
旭小新BOP	☎ FAX 3424-1538	野沢 1-4-3
池尻小新BOP	☎ FAX 3424-4464	池尻 2-4-10
池之上小新BOP	☎ FAX 5465-1830	北沢 4-32-20 ※令和6年3月まで(予定)
奥沢小新BOP	☎ FAX 3727-2618	奥沢 3-1-1
尾山台小新BOP	☎ FAX 3701-9992	尾山台 3-11-1
上北沢小新BOP	☎ FAX 3303-5252	上北沢 4-22-29
烏山小新BOP	☎ FAX 3300-6195	給田 1-2-1
烏山北小新BOP	☎ FAX 3308-1634	北烏山 6-3-1
喜多見小新BOP	☎ FAX 3416-8246	喜多見 3-11-1
砧小新BOP	☎ FAX 3417-6949	喜多見 6-9-1
砧南小新BOP	☎ FAX 3417-3789	鎌田 4-3-1
希望丘小新BOP	☎ FAX 3484-7677	船橋 4-9-1
給田小新BOP	☎ 3308-0999 FAX 3308-0959	給田 4-24-1
京西小新BOP	☎ FAX 3700-6837	用賀 4-27-4
経堂小新BOP	☎ FAX 3420-1788	桜上水 1-23-3
九品仏小新BOP	☎ FAX 3703-6012	奥沢 8-12-1
駒沢小新BOP	☎ FAX 3424-9993	駒沢 2-10-6
駒繫小新BOP	☎ FAX 5481-0567	下馬 1-42-12



桜小新BOP	☎FAX 3420-5413	世田谷 2-4-15
桜丘小新BOP	☎FAX 5477-4548	桜丘 1-19-17
桜町小新BOP	☎FAX 3703-9199	用賀 1-5-1
笹原小新BOP	☎FAX 3439-0642	桜丘 5-19-1
三軒茶屋小新BOP	☎FAX 3421-2465	三軒茶屋 2-42-1
下北沢小新BOP	☎FAX 3468-3127	大原 1-4-6
城山小新BOP	☎FAX 5426-3201	梅丘 2-1-11
瀬田小新BOP	☎FAX 3700-8564	瀬田 2-17-1
世田谷小新BOP	☎FAX 3420-7260	宮坂 1-38-4
祖師谷小新BOP	☎FAX 3482-2971	祖師谷 3-49-1
代沢小新BOP	☎FAX 3413-1412	代沢 5-1-10
太子堂小新BOP	☎FAX 3413-2089	太子堂 5-7-4
代田小新BOP	☎FAX 3323-3764	代田 4-2-3
玉川小新BOP	☎FAX 3702-6337	中町 2-29-1
玉堤小新BOP	☎FAX 3701-3424	玉堤 2-11-1
多間小新BOP	☎FAX 3413-1722	三宿 2-26-11
千歳小新BOP	☎FAX 3789-3141	成城 9-6-1
千歳台小新BOP	☎FAX 3482-0400	千歳台 4-24-1
塚戸小新BOP	☎FAX 3300-5215	千歳台 6-7-1
弦巻小新BOP	☎FAX 3428-0276	弦巻 1-9-18
等々力小新BOP	☎FAX 3702-3474	等々力 7-26-1
中里小新BOP	☎FAX 3422-2220	三軒茶屋 1-4-1
中町小新BOP	☎FAX 5706-6421	中町 4-23-1
中丸小新BOP	☎FAX 3424-3022	野沢 3-33-12
八幡山小新BOP	☎FAX 3304-8396	八幡山 1-14-1
東玉川小新BOP	☎FAX 3720-6336	奥沢 1-1-1
東深沢小新BOP	☎FAX 3703-9777	深沢 3-7-1

深沢小新BOP	☎FAX 3428-1523	新町 1-4-24
二子玉川小新BOP	☎FAX 3700-7477	玉川 4-6-1
船橋小新BOP	☎FAX 3482-2578	船橋 4-41-1
松丘小新BOP	☎FAX 3429-3978	弦巻 3-16-10及び 弦巻 3-23-12
松沢小新BOP	☎FAX 3323-1676	赤堤 4-44-22
松原小新BOP	☎FAX 5300-2411	松原 5-43-26
三宿小新BOP	☎FAX 3411-8121	三宿 1-12-6
武蔵丘小新BOP	☎FAX 3300-5059	北烏山 1-47-11
明正小新BOP	☎FAX 3417-9412	成城 3-3-1
八幡小新BOP	☎FAX 3721-8905	玉川田園調布 2-17-15
山崎小新BOP	☎FAX 3420-0266	梅丘 3-9-1
山野小新BOP	☎FAX 3417-6101	砧 6-7-1
用賀小新BOP	☎FAX 3428-0354	上用賀 6-14-1
芦花小新BOP	☎FAX 3302-5360	粕谷 2-22-1
若林小新BOP	☎FAX 3413-1925	若林 5-27-18

■ほっとスクール

ほっとスクール 「城山」 	☎ 6453-1527 FAX 6453-1529	若林 5-38-1 (教育総合セン ター 2階)
ほっとスクール 「尾山台」	☎ 5706-5631 FAX 5706-5639	尾山台 3-19-3 (尾山台地域体 育館2階)
ほっとスクール 「希望丘」 	☎ 6304-6808 FAX 6304-6809	船橋 6-25-1 (希望丘複合施 設 2階)

■教育関係施設(その他)

太子堂調理場	☎ 3410-2753 FAX 3424-4007	太子堂 1-3-46
河口湖林間学園	☎ 0555-76-7700 FAX 0555-76-6398	山梨県南都留 郡富士河口湖 町大石字湖中 2585

■若者関係施設

池之上青少年 交流センター 「いけせい」	☎ 3413-9504 FAX 3419-0889	代沢 2-37-18
野毛青少年 交流センター 「のげ青」	☎ 3702-4587 FAX 6809-8739	野毛 2-15-19
希望丘青少年 交流センター 「アップス」	☎ 6304-6915 FAX 6304-6916	船橋 6-25-1 (希望丘複合施 設3階)
メルクマールせたがや (世田谷若者総合支 援センター内)	☎ 3414-7867 FAX 6453-4750	太子堂 4-3-1 (STKハイツ5階)
せたがや若者サポ ートステーション (世田谷若者総合支 援センター内)	☎ 5779-8222 FAX 3424-7786	太子堂 4-3-1 (STKハイツ4階)

高校 (50音順)

■都立高校

園芸高校	☎ 3705-2154	深沢 5-38-1
桜町高校	☎ 3700-4330	用賀 2-4-1
世田谷泉高校	☎ 3300-6131	北烏山 9-22-1
世田谷総合高校	☎ 3700-4771	岡本 2-9-1
総合工科高校	☎ 3483-0204	成城 9-25-1
千歳丘高校	☎ 3429-7271	船橋 3-18-1
深沢高校	☎ 3702-4145	深沢 7-3-14
松原高校	☎ 3303-5381	桜上水 4-3-5
芦花高校	☎ 5315-3322	粕谷 3-8-1

■私立高校

鷗友学園女子高校	☎ 3420-0136	宮坂 1-5-30
科学技術学園高校	☎ 5494-7711	成城 1-11-1
国本女子高校	☎ 3416-4722	喜多見 8-15-33
恵泉女学園高校	☎ 3303-2115	船橋 5-8-1
佼成学園女子高校	☎ 3300-2351	給田 2-1-1
国土館高校	☎ 5481-3131	若林 4-32-1

駒澤大学高校	☎ 3700-6131	上用賀 1-17-12
駒場学園高校	☎ 3413-5561	代沢 1-23-8
駒場東邦高校	☎ 3466-8221	池尻 4-5-1
下北沢成徳高校	☎ 3468-1551	代田 6-12-39
松蔭高校	☎ 3467-1511	北沢 1-16-10
昭和女子大学附属 昭和高校	☎ 3411-5115	太子堂 1-7-57
成城学園高校	☎ 3482-2104	成城 6-1-20
聖ドミニコ学園 高校	☎ 3700-0017	岡本 1-10-1
世田谷学園高校	☎ 3411-8661	三宿 1-16-31
大東学園高校	☎ 3483-1901	船橋 7-22-1
玉川聖学院高等部	☎ 3702-4141	奥沢 7-11-22
田園調布学園 高等部	☎ 3727-6121	東玉川 2-21-8
田園調布雙葉 高校	☎ 3721-1772	玉川田園調布 1-20-9
東京都市大学 等々力高校	☎ 5962-0104	等々力 8-10-1
東京都市大学 付属高校	☎ 3415-0104	成城 1-13-1
東京農業大学 第一高校	☎ 3425-4481	桜 3-33-1
日本学園高校	☎ 3322-6331	松原 2-7-34
日本女子体育大学 附属二階堂高校	☎ 3322-9151	松原 2-17-22
日本大学 櫻丘高校	☎ 5317-9300	桜上水 3-24-22
三田国際学園 高校	☎ 3707-5676	用賀 2-16-1
サレジオン国際学園 世田谷高校	☎ 3416-1150	大蔵 2-8-1

■国立高校

筑波大学附属 駒場高校	☎ 3411-8521	池尻 4-7-1
東京学芸大学 附属高校	☎ 3421-5151	下馬 4-1-5



大学・短期大学 (50音順)

■私立短期大学

自由が丘産能短期大学	☎ 3704-8298	等々力 6-39-15
------------	-------------	----------------

■私立大学

国士舘大学世田谷キャンパス	☎ 5481-3111	世田谷 4-28-1
駒澤大学駒沢キャンパス	☎ 3418-9111	駒沢 1-23-1
産業能率大学自由が丘キャンパス	☎ 3704-9955	等々力 6-39-15
昭和女子大学	☎ 3411-5123	太子堂 1-7-57
成城大学	☎ 3482-2101	成城 6-1-20
多摩美術大学上野毛キャンパス	☎ 3702-1141	上野毛 3-15-34
東京医療保健大学世田谷キャンパス	☎ 5799-3711	世田谷 3-11-3
東京都市大学世田谷キャンパス	☎ 5707-0104	玉堤 1-28-1
東京農業大学世田谷キャンパス	☎ 5477-2908	桜丘 1-1-1
日本女子体育大学	☎ 3300-2258	北烏山 8-19-1
日本体育大学東京・世田谷キャンパス	☎ 5706-0900	深沢 7-1-1
日本大学三軒茶屋キャンパス危機管理学部・スポーツ科学部	☎ 6453-1600	下馬 3-34-1
日本大学商学部	☎ 3749-6711	砧 5-2-1
日本大学文理学部	☎ 5317-9677	桜上水 3-25-40

特別支援学校 (50音順)

久我山青光学園	☎ 3300-6235	北烏山 4-37-1
光明学園	☎ 3323-8421	松原 6-38-27
青鳥特別支援学校	☎ 3424-2525	池尻 1-1-4

仕事・はたらく

■求人・求職

三茶おしごとカフェ (世田谷区三軒茶屋就労支援センター)	☎ 3411-6604 FAX 3411-6690	太子堂 2-16-7 (世田谷産業プラザ2階)
ワークサポートせたがや (世田谷区ふるさとハローワーク)	☎ 3413-8609	太子堂 2-16-7 (世田谷産業プラザ2階三茶おしごとカフェ内)
公益社団法人世田谷区シルバー人材センター本部	☎ 3426-9211 FAX 3426-9506	宮坂 1-24-6 (宮坂区民センター2階)
公益社団法人世田谷区シルバー人材センター烏山支部	☎ 5316-1371 FAX 5316-1372	粕谷 1-7-34
ハローワーク渋谷 (渋谷公共職業安定所)	☎ 3476-8609 FAX 5458-2756	渋谷区神南 1-3-5
東京わかものハローワーク	☎ 3409-0328 FAX 3409-0399	渋谷区渋谷 2-15-1 (渋谷クロスタワービル8階)
マザーズハローワーク東京	☎ 3409-8609 FAX 5468-0250	渋谷区渋谷 1-13-7 (ヒューリック渋谷ビル3階)
東京しごとセンター	☎ 5211-1571	千代田区飯田橋 3-10-3

■労働

東京都労働相談情報センター大崎事務所	☎ 3495-4872 (代) ☎ 3495-6110 (相談) FAX 3495-4916	品川区大崎 1-11-1 (ゲートシティ大崎ウエストタワー2階)
渋谷労働基準監督署	☎ 3780-6527 FAX 3780-6595	渋谷区神南 1-3-5

公衆浴場 (町名 50 音順)

営業時間・設備等は各施設にお問い合わせください。

月見湯温泉	☎ 3321-6738	赤堤 5-36-16
山崎湯	☎ 3427-1856	梅丘 2-14-15
松の湯	☎ 3720-5253	奥沢 4-24-2
北沢湯	☎ 3302-5265	上北沢 4-10-11
石川湯	☎ 3466-4305	北沢 3-12-8
丸正浴場	☎ 3417-6804	喜多見 4-36-16
給田湯	☎ 3300-2871	給田 3-1-28
鶴の湯	☎ 3426-2360	豪徳寺 1-23-20
世田谷温泉 四季の湯	☎ 3427-6312	桜丘 2-18-26
千代乃湯 (休業中)	☎ 3410-2535	三軒茶屋 2-12-7
駒の湯	☎ 3421-4513	三軒茶屋 2-17-13
弘善湯	☎ 3410-4126	下馬 2-36-15
栗の湯 (休業中)	☎ 3702-3305	新町 1-36-6
天狗湯 (休業中)	☎ 3420-0725	世田谷 1-16-20
湯パークレブランド	☎ 3484-6768	祖師谷 1-24-1
富士見湯	☎ 3421-0771	太子堂 2-33-10
八幡湯	☎ 3422-3275	太子堂 5-21-4
新寿湯	☎ 3421-1126	代田 5-11-7
藤の湯	☎ 3700-3920	玉川台 2-1-16
宇田川湯	☎ 3328-2574	羽根木 1-14-11
増穂湯	☎ 3300-2664	南烏山 5-21-15
栄湯	☎ 3700-8102	用賀 4-31-3

区民健康村

区民健康村 ふじやまビレジ	区民健康村 予約センター ☎ 0278-52-3311 FAX 0278-52-3313	群馬県 利根郡川場村 大字谷地1320
区民健康村 なかのビレジ		群馬県 利根郡川場村 大字中野626



図書館

※ () は併設施設にあり

区立図書館

<https://libweb.city.setagaya.tokyo.jp/>

中央図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3429-1811 FAX 3429-7436	弦巻 3-16-8
--------------------------	------------------------------	--------------

火～日曜 午前10時～午後7時
月曜、祝・休日、1月4日、12月28日
午前10時～午後5時

休 館内整理日(原則毎月最終木曜)、
特別整理期間、年末年始

梅丘図書館仮事務 所 (P)	☎ 3323-8261 FAX 3328-9417	松原 6-41-8
-------------------	------------------------------	--------------

午前9時～午後7時 (1月4日、12月28日は午前
9時～午後5時)

休 館内整理日(原則毎月第3木曜)、年末年始

奥沢図書館仮事務 所 (♿)	☎ 3720-2096 FAX 3748-5183	奥沢 3-5-7
-------------------	------------------------------	-------------

玉川台図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3709-4164 FAX 3709-6186	玉川台 1-6-15
---------------------------	------------------------------	---------------

深沢図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3705-4341 FAX 3705-1396	深沢 4-33-11
--------------------------	------------------------------	---------------

桜丘図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3439-0741 FAX 3439-2923	桜丘 5-14-1
--------------------------	------------------------------	--------------

上北沢図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3290-3411 FAX 3290-9891	上北沢 3-8-9
---------------------------	------------------------------	--------------

粕谷図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3305-1661 FAX 3305-1664	粕谷 4-13-6
--------------------------	------------------------------	--------------

鎌田図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3709-6311 FAX 3709-6344	鎌田 3-35-1
--------------------------	------------------------------	--------------

火～日曜 午前9時～午後7時
祝・休日、1月4日、12月28日
午前9時～午後5時

休 月曜(祝・休日に当たる場合は翌日)、
館内整理日、特別整理期間、年末年始

世田谷図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3419-1911 FAX 3413-7075	若林 4-22-13
---------------------------	------------------------------	---------------

烏山図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3326-3521 FAX 3326-9241	南烏山 6-2-19
--------------------------	------------------------------	---------------

火～土曜 午前9時～午後9時
日・月曜、祝・休日 午前9時～午後8時
1月4日、12月28日 午前9時～午後5時

休 館内整理日(原則毎月第2木曜)、
特別整理期間、年末年始

砧図書館 (書) (♿) (♿)	☎ 3482-2271 FAX 3482-4603	祖師谷 3-10-4
---------------------	------------------------------	---------------

代田図書館 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3469-5638 FAX 3467-8084	代田 6-34-13
--------------------------	------------------------------	---------------

火～日曜 午前9時～午後7時
月曜、祝・休日、1月4日、12月28日
午前9時～午後5時

休 館内整理日(原則毎月第2木曜)、
特別整理期間、年末年始

尾山台図書館 (書) (♿) (♿)	☎ 3703-2581 FAX 3703-2624	等々力 2-17-14
-----------------------	------------------------------	----------------

火～日曜 午前9時～午後7時
月曜、祝・休日、1月4日、12月28日
午前9時～午後5時

休 館内整理日(原則毎月第3木曜)、
特別整理期間、年末年始

経堂図書館 (P) (♿) (♿)	☎ 5451-0071 FAX 5450-1088	宮坂 3-1-30
----------------------	------------------------------	--------------

火～土曜 午前9時～午後9時
日・月曜、祝・休日 午前9時～午後8時
1月4日、12月28日 午前9時～午後5時

休 館内整理日(原則毎月第3木曜)、
特別整理期間、年末年始

下馬図書館 (書) (♿) (♿)	☎ 3418-6531 FAX 3424-0076	下馬 2-32-1
----------------------	------------------------------	--------------

午前9時～午後7時 (1月4日、12月28日は午前
9時～午後5時)

休 館内整理日(原則毎月第2木曜)、
特別整理期間、年末年始

地域図書室

池尻図書室 (書) (♿) (♿)	☎ 3413-3396 FAX 6453-4043	池尻 3-27-21
----------------------	------------------------------	---------------

希望丘図書室 (♿) (♿)	☎ 3484-4261 FAX 5787-7088	船橋 7-8-4
-------------------	------------------------------	-------------

野毛図書室 (♿) (♿)	☎ 5706-2755 FAX 6809-8015	野毛 2-15-19
------------------	------------------------------	---------------

松沢図書室 (♿) (♿)	☎ 3323-8055 FAX 3323-6760	赤堤 5-31-5
------------------	------------------------------	--------------

喜多見図書室 (P) (書) (♿) (♿)	☎ 3417-1313 FAX 3415-2357	喜多見 5-11-10
---------------------------	------------------------------	----------------

火～日曜、祝・休日 午前9時～午後5時
休 月曜(祝・休日に当たる場合は翌日)、
館内整理日、特別整理期間、年末年始

図書館カウンター

図書館カウンター 二子玉川 (書) (♿) (♿)	☎ 6805-6181 FAX 6805-6182	玉川 1-14-1 (二子玉川ライズS.C. テラスマーケット2階)
---------------------------------	------------------------------	---

図書館カウンター 三軒茶屋 (♿)	☎ 6453-1861 FAX 6453-1862	太子堂 4-3-1 (STKハイツ1階)
-------------------------	------------------------------	----------------------------

図書館カウンター 下北沢	☎ 6407-0967 FAX 6407-0968	北沢 2-6-4 (ミカン下北E-102)
-----------------	------------------------------	-----------------------------

図書館資料等の予約や、予約資料の貸出・返却
等を行います。

書架や閲覧スペースはありません。

午前9時～午後9時 (1月4日、12月28日は午前
9時～午後5時)

休 館内整理日(原則毎月第3木曜)、年末年始

公園・農園

■公園

世田谷公園 P ⑤ ⑥ ⑦	☎ 3412-0432	池尻 1-5-27
羽根木公園 P ⑤ ⑥ ⑦	☎ 3322-0415	代田 4-38-52
玉川野毛町公園 P ⑤	☎ 3704-4928	野毛 1-25-1
兵庫島公園		玉川 3-2-1
等々力溪谷公園 P ⑤	☎ 3704-4972	等々力 1-22、 2-37～38
二子玉川公園 P ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	☎ 3700-2735	玉川 1-16-1
岡本公園 ⑤		岡本 2-19-1
次大夫堀公園 P ⑤	☎ 3417-9575	喜多見 5-27-14
大蔵運動公園 P ⑤ ⑥ ⑦		大蔵 4-6-1
都立砧公園 P ⑤ ⑥ ⑦	☎ 3700-0414	砧公園 1-1
都立駒沢オリンピック公園 P ⑤ ⑥ ⑦	☎ 3421-6431	駒沢公園 1-1
都立蘆花恒春園 P ⑤	☎ 3302-5016	粕谷 1-20-1
都立祖師谷公園 ⑤	☎ 5384-1693	上祖師谷 3-22-19
JRA馬事公苑 ⑤ (工事のため休苑中)	☎ 3429-5101	上用賀 2-1-1

■プレーパーク

羽根木 プレーパーク	☎ 3324-9284	代田 4-38-52 (羽根木公園内)
世田谷 プレーパーク	☎ 3795-2160	池尻 1-5-27 (世田谷公園内)
駒沢はらっぱ プレーパーク	☎ 3422-9455	駒沢 3-21 (駒沢緑泉公園内)
烏山 プレーパーク	☎ 5384-4593	北烏山 8-5 (北烏山もぐら公園内)

午前10時～午後6時

休 月・火曜(羽根木プレーパークは月曜開園)、
夏季、年末年始

■公園管理事務所

世田谷 公園管理事務所	☎ 3412-7841 FAX 3424-2501	若林 1-34-2
北沢 公園管理事務所	☎ 5431-1822 FAX 3412-6847	代田 5-19-1
玉川 公園管理事務所	☎ 3704-4972 FAX 5706-1361	中町 4-35-11
砧 公園管理事務所	☎ 3417-9575 FAX 3417-9573	大蔵 4-6-2
烏山 公園管理事務所	☎ 3308-0731 FAX 3305-2484	粕谷 4-9-27

■農園等

瀬田農業公園 (フラワーランド) ⑤	☎ 3707-7881	瀬田 5-30-1
喜多見農業公園 ⑤ ⑥	☎ 6432-7907	喜多見 4-16-25
ファミリー農園	(株)マイファーム ☎ 0120-975-257	区内21か所

市場






東京都中央卸売市場 世田谷市場	☎ 3417-0131 FAX 3417-0156	大蔵 1-4-1
--------------------	------------------------------	-------------







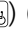





文化・生涯学習施設

■文化施設



世田谷文化生活情報センター (公財) せたがや文化財団 ☎ ☎ ☎	☎ 5432-1500 FAX 5432-1559	太子堂 4-1-1 キャロットタワー	午前9時～午後10時 ☎ 年末年始、施設管理日 https://www.setagaya-bunka.jp
生活工房 ☎ ☎	☎ 5432-1543 FAX 5432-1559	太子堂 4-1-1 キャロットタワー (世田谷文化生活情報センター内)	〈施設貸出申込み〉 セミナールーム／ワークショップルームとも「けやきネット」で申込み。なお、ワークショップルームは6か月前から窓口にて先行申込みができます。申込条件は窓口にお問い合わせください。 https://www.setagaya-ldc.net
世田谷パブリックシアター(主劇場) シアタートラム(小劇場) ☎ ☎	☎ 5432-1526 FAX 5432-1559	太子堂 4-1-1 キャロットタワー (世田谷文化生活情報センター内)	本格的な劇場施設で演劇等を上演 〈施設貸出申込み〉 所定の申込方法あり。 詳細は劇場ホームページをご確認ください。 https://setagaya-pt.jp
世田谷美術館 P ☎ ☎ ☎	☎ 3415-6011 FAX 3415-6413	砧公園 1-2	午前10時～午後6時〈展覧会入場は午後5時30分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、翌平日休館)、年末年始ほか https://www.setagayaartmuseum.or.jp
世田谷美術館分館 向井潤吉アトリウム	☎ 5450-9581 FAX 5450-9583	弦巻 2-5-1	午前10時～午後6時〈入館は午後5時30分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、翌平日休館)、年末年始ほか http://www.mukaijunkichi-annex.jp
世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー P ☎ ☎ ☎	☎ 3416-1202 FAX 3416-0209	成城 2-22-17	午前10時～午後6時〈入館は午後5時30分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、翌平日休館)、年末年始ほか http://www.kiyokawataiji-annex.jp
世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館 P ☎ ☎ ☎	☎ 5483-3836 FAX 3722-5181	奥沢 5-38-13	午前10時～午後6時〈入館は午後5時30分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、翌平日休館)、年末年始ほか http://www.miyamotosaburo-annex.jp
世田谷文学館 P ☎ ☎ ☎	☎ 5374-9111 FAX 5374-9120	南烏山 1-10-10	午前10時～午後6時〈展覧会入場は午後5時30分まで〉 ☎ 月曜(祝・休日に当たる場合は開館、翌平日休館)、年末年始ほか https://www.setabun.or.jp
五島美術館	☎ 050-5541-8600	上野毛3-9-25	
長谷川町子美術館	☎ 3701-8766	桜新町1-30-6	
賀川豊彦記念 松沢資料館	☎ 3302-2855	上北沢3-8-19	

郷土資料館   	☎ 3429-4237 FAX 3429-4925	世田谷 1-29-18	郷土資料の展示と歴史講座等を開催 午前9時～午後4時30分 ☒ 月曜、月曜が祝・休日に当たる場合は翌日も、祝・休日（ただし、11月3日は開館）、年末年始 ※令和5年7月31日まで改修のため休館
次大夫堀公園民家園	☎ FAX 3417-8492	喜多見 5-27-14	移築復原した古民家の公開とかつての世田谷の習俗の再現展示 午前9時30分～午後4時30分 ☒ 月曜（祝・休日に当たる場合は開園、翌平日休園）12月28日～1月4日（元日は午前10時～午後3時30分特別開園）
岡本公園民家園	☎ FAX 3709-6959	岡本 2-19-1	
平和資料館  	☎ 3414-1530 FAX 3414-1532	池尻1-5-27 （世田谷公園内）	戦争と平和に関する資料・情報の収集、保管・展示、常設展・企画展・巡回展（地域、中学校）・平和資料館だよりの発行、ライブラリー（図書・映像資料貸出しあり）等 午前9時～午後5時（入館は午後4時45分まで） ☒ 火曜、火曜が祝・休日に当たる場合は翌日、年末年始
（一財） 世田谷トラストまちづくり ビジターセンター	☎ 3789-6111 FAX 3789-6114	成城 4-29-1	区内の自然環境や歴史的・文化的環境に関する企画展示、シアタールームでのみどりの上映会ほか。 午前9時30分～午後4時30分 ☒ 月曜（祝・休日に当たる場合は開館、翌平日休館）、年末年始 https://www.setagayatm.or.jp/trust/map/vc/index.html

■生涯学習・活動施設

教育総合センター   	☎ 6453-1535 FAX 6453-1534	若林5-38-1	乳幼児期の体験・交流等ができる区民交流エリア、教科書センター、研修室、乳幼児教育支援センター、STEAM教育講座、総合教育相談等 午前9時～午後5時 ☒ 日曜、祝・休日、年末年始
中央図書館 プラネタリウム   	☎ FAX 3429-0780	弦巻3-16-8	世界最高クラス1億4000万個もの星を映し出す。 〈投影日〉土・日曜、祝・休日、都民の日、夏・冬・春季学校休業日。〈一般投影〉ちびっこタイム：午前11時、一般向け投影：午後1時30分・午後3時30分。特別投影等あり。午前9時から観覧券販売。 ☒ 年末年始、第3日曜ほか
男女共同参画 センター “らぶらす”  	☎ 6450-8510 FAX 6450-8511	太子堂 1-12-40 （グレート王寿ビル3～5階）	男女共同参画に関する講座、相談、図書資料・研修室・活動コーナーの貸出し等 午前9時～午後10時 ☒ 第3月曜、12月28日～1月4日、特別整理期間 〈施設貸出申込み〉3か月前の同日から当日まで電話または窓口で（登録制）。
市民活動支援 コーナー  	☎ 5432-1511 FAX 5432-1512	太子堂4-1-1 （世田谷文化生 活情報センター 3階）	市民活動団体の打合せや事務作業等に利用できる貸出スペース（登録制）とプリントアウトコーナー等があります。 午前9時～午後9時 ☒ 月曜、年末年始ほか https://shimin-yoyaku.setagaya-ldc.net




せたがや国際交流センター “クロッシング せたがや”  	☎ 5432-1538 ☎ 5432-1570	太子堂4-1-1 (世田谷文化生活 情報センター 2階)	外国人向け情報提供、国際交流団体の紹介、講座等 午前10時～午後6時 ☎ 月曜、年末年始ほか https://crossing-setagaya.com
羽根木公園茶室 「星辰堂」・「日月庵」	☎ 3322-0415	代田4-38-52 (羽根木公園内)	和室。茶道等の文化活動の場。 午前9時～午後5時 ☎ 月曜、年末年始 〈施設貸出申込み〉 「けやきネット」で。

■学校開放(学習・活動施設)

☎ (公財) 世田谷区スポーツ振興財団

☎ 3417-2811 ☎ 3417-2813

※内容により、各小・中学校へお問い合わせください。

学校ミーティング グループ	〈小学校〉 松丘、池尻、玉川、八幡、祖師谷、明正、 烏山北、船橋 〈中学校〉 松沢、北沢、緑丘、弦巻、奥沢、 瀬田、用賀、東深沢、芦花、三宿	平日 午後5時～9時、 日曜、祝・休日、学校休業日 午前9時～午後9時 ※学校により異なる場合があります。 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉 「けやきネット」で。
学校和室	〈小学校〉 玉川、塚戸 〈中学校〉 緑丘、駒留、弦巻、玉川	
学校音楽室	〈小学校〉 桜丘、池尻(第2体育館内)、 八幡山、千歳 〈中学校〉 喜多見	
中町ふれあい ホール 	☎ ☎ 3701-5667 中町4-21-1 (玉川中学校内)	



スポーツ施設 けやきネット

■スポーツ施設一般

(公財) 世田谷区 スポーツ振興財団	☎ 3417-2811 FAX 3417-2813 大蔵4-6-1 (総合運動場 温水プール2階)	https://www.se-sports.or.jp
総合運動場 P ㊦ ㊧ ㊨ ㊩	☎ 3417-4276 FAX 3417-1734 大蔵4-6-1	体育館、テニスコート、野球場、陸上競技場、第1武道場(豊)、第2武道場(床)、弓道場、洋弓場、エアライフル場、体育室、トレーニングルーム、会議室兼軽運動室 ※利用時間は施設・時期により異なります。 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。なお体育館、陸上競技場、会議室兼軽運動室の全日全面使用は6か月前の第1日曜から現地窓口にて。(4～7月分は1月の1～3日を除く最初の日曜から)
大蔵第二運動場 P ㊦ ㊧ ㊨ ㊩	☎ 3416-1212 FAX 3416-1777 大蔵4-7-1	ゴルフ練習場、テニスコート、体育館、トレーニングルーム、宿泊室、集会室 ※利用時間は施設・時期により異なります。 〔休〕6月と2月の各3日間、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。(テニスコート、体育館) なお体育館の全日全面使用は6か月前の第1日曜から現地窓口にて。(4～7月分は1月の1～3日を除く最初の日曜から) 宿泊室、集会室の使用は6か月前の1日から電話もしくは現地窓口にて。
二子玉川緑地 運動場 P ㊦ ㊧ ㊨	☎ 3709-3104 FAX 3708-8982 鎌田1-3-5	野球場、少年野球場、サッカー場、少年サッカー場、球技場、サイクリングコース ※利用時間は施設・時期により異なります。 〔休〕年末年始、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。 ※サイクリングコースは申込みの必要はありません。
希望丘 地域体育館 P ㊦ ㊧ ㊨ ㊩	☎ FAX 6304-6750 船橋6-25-1	体育館(1階、3階) 午前9時～午後9時 〔休〕年末年始、保守点検日(毎月第3火曜、10月第3日曜) 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。
尾山台地域 体育館 ㊦ ㊧	☎ FAX 3705-3344 尾山台3-19-3	体育館、トレーニングルーム 午前9時～午後9時 〔休〕年末年始、毎月第4水曜の午後4時～9時、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。
北烏山地区 体育室 ㊦	☎ FAX 5384-6664 体育室・運動広場・ ゲートボール場 北烏山8-1-6先 第2運動広場 北烏山2-3先	①体育室=午前9時～午後9時 ②運動広場=午前9時～午後7時(4月～10月)、午前9時～午後5時(11月～3月) ③ゲートボール場=午前9時～午後7時(4月～10月)、午前9時～午後5時(11月～3月) ④第2運動広場=午前9時～午後5時 〔休〕年末年始、保守点検日 〈団体利用申込み〉①「けやきネット」で、②③現地窓口にて受付、④原則利用月の2か月前の第1日曜午後6時から予約受付。それ以降は電話にて受付。詳しくはお問い合わせください。 〈個人利用申込み〉①②③現地にて受付、④利用月1か月前の第1日曜から電話予約。
世田谷公園 スポーツ施設 P ㊦ ㊧ ㊨	☎ 3412-0432 池尻1-5-27	テニスコート、野球場(サッカー利用あり)、洋弓場、スケートボード場 ※利用時間は施設・時期により異なります。 〔休〕年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉洋弓場・スケートボード場以外は「けやきネット」で。
羽根木公園 スポーツ施設 P ㊦ ㊧ ㊨	☎ 3322-0415 代田4-38-52	テニスコート、野球場 ※利用時間は施設・時期により異なります。 〔休〕年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
玉川野毛町公園 スポーツ施設 P ㊦	☎ 3704-4928 野毛1-25-1	テニスコート、野球場 ※利用時間は施設・時期により異なります。 〔休〕年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
こどものひろば 公園野球場 ㊦	☎ 3412-0432 下馬2-31-4	少年野球場 午前9時～午後5時 〔休〕年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。



多摩川玉堤広場 P	☎ 3701-1679 玉堤1-5-1	テニスコート、野球場、少年野球場、サッカー場 午前9時～午後5時 (休) 年末年始(12月28日～1月5日) (利用申込み) 平日分は、前月より窓口または電話で申込み。 土・日曜、休日分は、前々月22日～月末に(2月利用分は12月20日～27日) に) ハガキ持参で抽選申込み。
リコー砧総合 運動場	☎ 3417-2829 ☎ 3417-2813 宇奈根1-5-1	テニスコート 水・金曜 午前9時～午後3時 (休) 祝・休日、年末年始 (利用申込み) 「けやきネット」で。
J&Sフィールド	☎ 070-1319-2810 給田1-3-42 (管理事務所)	野球場(サッカー利用あり) ※利用時間は、時期・曜日により異なります。 (休) 年末年始、保守点検日 (利用申込み) 「けやきネット」で。
第一生命相模園 テニスコート	☎ 070-1319-2810 給田1-3-42 (管理事務所)	テニスコート 第1・3・5金曜日 午前11時～午後3時 ※祝・休日は別日に振替。 (休) 年末年始、保守点検日 (利用申込み) 「けやきネット」で。
都立駒沢オリン ピック公園 総合運動場 P 盲 輪 人	☎ 3421-6199 駒沢公園1-1	—
都立砧公園 スポーツ施設 P 輪 人	☎ 3700-0414 砧公園1-1	—
都立祖師谷公園 スポーツ施設 P 輪	☎ 5384-1693 上祖師谷 3-22-19	—

■プール

総合運動場 温水プール P 盲 輪 人	☎ 3417-0017 ☎ 3417-0013 大蔵4-6-1	温水プール(50mプール、25mプール、幼児用プール) 午前9時～午後9時 1月1日～3日は午前9時～午後5時 (休) 第3月曜(7月は第2月曜、8月は無休。なお、祝・休日に当たる場合は翌日) 年末、保守点検日 (団体利用申込み) 「けやきネット」で。
大蔵第二運動場 屋外プール P 輪	☎ 3416-1212 ☎ 3416-1777 大蔵4-7-1	屋外プール(流水プール、子ども用プール、ウォータースライダー) ※身長制限あり、120cm以上 午前9時～午後9時 ※開設時間は日によって異なります。詳しくはお問い合わせください。 開館日：7月上旬～9月上旬 ※毎年開設期間が変動します。日程など詳しくはお問い合わせください。
千歳温水 プール P 盲 輪 人	☎ 3789-3911 ☎ 3789-3912 船橋7-9-1	温水プール(25mプール、流水プール、幼児用プール、ウォータースライダー) ※身長制限あり、120cm以上)、体育室、トレーニングルーム、集会室、 健康運動室、リラクゼーションスペース 午前9時～午後9時 1月1日～3日は午前9時～午後5時 (休) 第1月曜(8月・1月・2月を除く。なお、祝・休日に当たる場合は翌日)、 年末、保守点検日 (団体利用申込み) 「けやきネット」で。
世田谷公園 プール	☎ 3411-6519 (開設期間のみ) 池尻1-5-27	屋外 ※利用時間は時期により異なります。
玉川野毛町公園 プール	☎ 3702-4996 (開設期間のみ) 野毛1-25-1	屋外 ※利用時間は時期により異なります。

■学校開放(スポーツ施設)



☎(公財)世田谷区スポーツ振興財団

☎3417-2811 ☎3417-2813

※内容により、各小・中学校へお問い合わせください。

学校体育館	区立小・中学校全校	平日午後6時30分～9時、 日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後9時 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
池尻小学校 第2体育館 ☎	☎☎3419-4402 池尻2-4-10	午前9時～午後9時 ☎ 年末年始、保守点検日 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
八幡山小学校地域 体育館	☎☎3302-0800 八幡山1-14-1	体育館 午前9時～午後9時 ☎ 年末年始、保守点検日 〈団体利用申込み〉「けやきネット」で。
学校格技室	〈中学校〉太子堂、桜丘、松沢、駒沢、 北沢、緑丘、駒留、梅丘、弦巻、奥沢、 玉川、瀬田、深沢、用賀、東深沢、砧、 烏山、千歳、芦花、上祖師谷、砧南、 喜多見、三宿、船橋希望	平日午後6時30分～9時、 日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後9時 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校校庭 (軟式野球) (少年用)	〈小学校〉松沢、山野、千歳台 〈中学校〉太子堂、桜丘、松沢、駒沢、 北沢、緑丘、駒留、梅丘、桜木、富士、 弦巻、奥沢、八幡、玉川、深沢、 尾山台、東深沢、千歳、上祖師谷、 砧南、喜多見、世田谷、船橋希望	日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後5時 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校校庭 (軟式野球) (大人用)	〈中学校〉 瀬田、砧、三宿、用賀、芦花	日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後5時 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校校庭 (ナイター設備あり) (軟式野球) (少年用・大人用)	〈中学校〉 緑丘、千歳、上祖師谷、弦巻	午後6時30分～8時30分 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校校庭 (サッカー) (少年用)	〈小学校〉松沢、山野、千歳台 〈中学校〉太子堂、桜丘、松沢、駒沢、 北沢、緑丘、駒留、梅丘、桜木、富士、 奥沢、八幡、玉川、深沢、尾山台、 東深沢、千歳、上祖師谷、砧南、 喜多見、世田谷、船橋希望	日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後5時 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校校庭 (ナイター設備あり) (サッカー) (少年用・大人用)	〈小学校〉笹原(練習のみ) 〈中学校〉桜丘、緑丘、弦巻、用賀、 千歳、上祖師谷	平日 午後6時30分～8時30分、 日曜、祝・休日、学校休業日 午前9時～午後8時30分 ※笹原小、弦巻中、用賀中は午後6時30分～8時30分のみ ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校テニスコート (ナイター設備なし)	〈中学校〉桜丘、玉川、砧、砧南	日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後5時 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
学校テニスコート (ナイター設備あり)	〈中学校〉瀬田、深沢、用賀、烏山、 芦花、三宿	平日午後6時30分～8時30分、 日曜、祝・休日、学校休業日午前9時～午後8時30分 ☎ 年末年始 〈利用申込み〉「けやきネット」で。
弦巻中学校 トレーニングルーム	☎☎3420-8832 弦巻1-42-22	個人利用 午後5時30分～8時30分 ☎ 年末年始、保守点検日



烏山中学校 クライミング ウォール  	☎FAX 3300-6703 南烏山4-26-1	個人利用 月～土曜、祝・休日午後6時30分～8時30分、 日曜午後4時～6時 ※開放日はお問い合わせください。 〈利用方法〉 講習(2回)の受講が必要(要予約)。
--	-----------------------------	--

※学校改修のため開放していない施設もあります。

■学校開放(プール)

太子堂中学校温水プール	☎FAX 3413-9311	太子堂3-27-17	※利用時間等についてはお問い合わせ ください。 〈団体利用申込み〉 事前に現地。
玉川中学校温水プール   	☎FAX 3701-5667	中町4-21-1	
烏山中学校温水プール   	☎FAX 3300-6703	南烏山4-26-1	
梅丘中学校温水プール   	☎FAX 3322-6617	松原6-5-11	

■都庁・区役所

東京都庁	☎ 5321-1111	新宿区西新宿2-8-1
千代田区役所	☎ 3264-2111	千代田区九段南1-2-1
中央区役所	☎ 3543-0211	中央区築地1-1-1
港区役所	☎ 3578-2111	港区芝公園1-5-25
新宿区役所	☎ 3209-1111	新宿区歌舞伎町1-4-1
文京区役所	☎ 3812-7111	文京区春日1-16-21
台東区役所	☎ 5246-1111	台東区東上野4-5-6
北区役所	☎ 3908-1111	北区王子本町1-15-22
荒川区役所	☎ 3802-3111	荒川区荒川2-2-3
品川区役所	☎ 3777-1111	品川区広町2-1-36
目黒区役所	☎ 3715-1111	目黒区上目黒2-19-15
大田区役所	☎ 5744-1111	大田区蒲田5-13-14

渋谷区役所	☎ 3463-1211	渋谷区宇田川町1-1
中野区役所	☎ 3389-1111	中野区中野4-8-1
杉並区役所	☎ 3312-2111	杉並区阿佐谷南1-15-1
豊島区役所	☎ 3981-1111	豊島区南池袋2-45-1
墨田区役所	☎ 5608-1111	墨田区吾妻橋1-23-20
江東区役所	☎ 3647-9111	江東区東陽4-11-28
板橋区役所	☎ 3964-1111	板橋区板橋2-66-1
練馬区役所	☎ 3993-1111	練馬区豊玉北6-12-1
足立区役所	☎ 3880-5111	足立区中央本町1-17-1
葛飾区役所	☎ 3695-1111	葛飾区立石5-13-1
江戸川区役所	☎ 3652-1151	江戸川区中央1-4-1



医師会・歯科医師会・薬剤師会の紹介

皆様の健康管理のため、様々な事業を行っています。お気軽にご相談ください。

医師会

医師会は、区民の皆様の健康維持や診療に努め、地域の医療に取り組んでいます。

(主な事業)

- 1 公衆衛生に関する事業 (休日夜間診療、予防接種、各種検診等)
- 2 医学の振興及び医学教育に関する事業
- 3 地域保健・福祉・医療に関する事業
- 4 学校保健に関する事業
- 5 災害救急医療に関する事業

一般社団法人 世田谷区医師会

所在地：世田谷区松原6-37-10

☎6704-9111

FAX6701-7780

<https://www.setagaya-med.or.jp/>

一般社団法人 玉川医師会

所在地：世田谷区中町2-25-18

☎3704-2481

FAX3704-6978

<https://www.tamagawa-med.or.jp/>

歯科医師会

歯科医師会は、区民の皆様の歯とお口の健康を守るため、様々な事業を行っています。

(主な事業)

- 1 歯科訪問診療事業
- 2 訪問口腔ケア事業
- 3 口腔衛生センター事業 (世田谷区歯科医師会)
- 4 会立歯科センター事業 (玉川歯科医師会)
- 5 歯科健診事業
- 6 口腔がん検診事業
- 7 区民のための歯科講演・講習会
- 8 休日歯科応急診療、その他の歯科保健事業
- 9 災害救急医療に関する事業

公益社団法人 東京都世田谷区歯科医師会

所在地：世田谷区松原6-4-1

☎5376-2111

FAX5376-3311

<https://www.setagaya-da.or.jp/>

公益社団法人 東京都玉川歯科医師会

所在地：世田谷区玉川3-21-2

☎3708-4618

FAX3708-4638

<http://tamagawa-da.or.jp/>

薬剤師会

薬剤師会は、区民の皆様が安心して保険調剤やOTC医薬品の購入が出来るよう、医薬品の安全管理・情報提供等、様々な活動を行っています。

(※OTC医薬品とは、医師の処方がなくとも薬局等で購入できる一般用医薬品をいいます)

(主な事業)

- 1 医薬分業推進
- 2 災害時医療救護活動
- 3 学校薬剤師活動
- 4 休日・夜間薬局の運営
- 5 区民のための薬相談・講演会

一般社団法人 世田谷薬剤師会

所在地：世田谷区池尻3-13-1

☎3419-7565

FAX3795-9777

<https://www.seyaku.jp/>

一般社団法人 玉川砦薬剤師会

所在地：世田谷区上野毛4-33-9

☎3705-6066

FAX5758-3622

<https://www.tamayaku.com/>



世田谷区郵便番号一覧

ア	赤堤	156-0044	喜多見	157-0067	ウ	祖師谷	157-0072	エ	船橋	156-0055
イ	池尻	154-0001	砧	157-0073	ウ	太子堂	154-0004	エ	松原	156-0043
ウ	宇奈根	157-0068	砧公園	157-0075	エ	代沢	155-0032	エ	三宿	154-0005
	梅丘	154-0022	給田	157-0064	エ	代田	155-0033	エ	南烏山	157-0062
オ	大蔵	157-0074	経堂	156-0052	エ	玉川	158-0094	エ	宮坂	156-0051
	大原	156-0041	豪徳寺	154-0021	エ	玉川台	158-0096	エ	用賀	158-0097
	岡本	157-0076	駒沢	154-0012	エ	玉川田園調布	158-0085	エ	若林	154-0023
	奥沢	158-0083	駒沢公園	154-0013	エ	玉堤	158-0087		世田谷区役所 (本庁舎)	154-8504
	尾山台	158-0086	桜	156-0053	エ	千歳台	157-0071		世田谷総合支所	154-8504
カ	粕谷	157-0063	桜丘	156-0054	エ	弦巻	154-0016		北沢総合支所	155-8666
	鎌田	157-0077	桜新町	154-0015	エ	等々力	158-0082		玉川総合支所	158-8503
	上馬	154-0011	桜上水	156-0045	エ	中町	158-0091		砧総合支所	157-8501
	上北沢	156-0057	三軒茶屋	154-0024	エ	野毛	158-0092		烏山総合支所	157-8555
	上祖師谷	157-0065	下馬	154-0002	エ	野沢	154-0003		上記以外	154-0000
	上野毛	158-0093	新町	154-0014	エ	八幡山	156-0056			
	上用賀	158-0098	成城	157-0066	エ	羽根木	156-0042			
キ	北烏山	157-0061	瀬田	158-0095	エ	東玉川	158-0084			
	北沢	155-0031	世田谷	154-0017	エ	深沢	158-0081			

せたがや便利帳2023

令和5年(2023年)8月発行(広報印刷物登録番号No.2169)

編集・発行 ● 世田谷区政策経営部広報広聴課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

☎03-5432-2009 FAX 03-5432-3001

(世田谷区役所代表番号 ☎03-5432-1111)

広告営業 ● 株式会社 宣通 有限会社 犬小屋

印刷 ● 三松堂印刷株式会社